

キルギス共和国

キルギス国
ビジネス振興のための
投資可能性情報収集・確認調査
報告書

JICA LIBRARY



1218486 [7]

平成26年11月
(2014年)

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)

株式会社大和総研

キル事

JR

14-001



出典：United Nations Cartographic Section

略語表

略語	正式名称	日本語名称
ASEAN	Association of South-East Asian Nations	東南アジア諸国連合
BOI	Board of Investment	(タイ) 投資委員会
CAD	Computer Aided Design	コンピュータ支援設計
CAGR	Compound Average Growth Rate	年率成長率
CBTA	Cross Border Transportation Agreement	越境交通協定
CIS	Commonwealth of Independent States	独立国家共同体
CMT	Cut Make and Trim	裁断・縫製・仕上げ
E/D	Embarkation/Disembarkation	出入国管理
EU	European Union	欧州連合
F/S	Financial Statement	財務諸表
FAOSTAT	Food and Agriculture Organization stat	食糧農業機関統計
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
IT	Information Technology	情報技術
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
JNTO	Japan National Tourist Organization	国際観光振興機構
KATO	Kyrgyz Association of Tour Operators	キルギス旅行業協会
KPI	Key Performance Indicator	重要業績評価指標
KSSDA	Kyrgyz Software and Services Develops Association	キルギスソフトウェア・サービス開発協会
LNG	Liquefied Natural Gas	液化天然ガス
MBA	Master of Business Administration	経営管理学修士
MRP	Machine Readable Passport	機械読み取り式旅券
NSC	National Statistical Committee of the Kyrgyz Republic	キルギス国家統計委員会
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
OEM	Original Equipment Manufacturing	相手先ブランド名製造
OJT	On-the-Job Training	職場内教育
PET	Polyethylene Terephthalate	ポリエチレンテレフタレート
SPA	Speciality store retailer of Private label Apparel	製造小売
TSA	Tourism Satellite Account	旅行・観光サテライト勘定
UAE	United Arab Emirates	アラブ首長国連邦
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development	国際連合貿易開発会議
UNWTO	United Nations World Tourism Organization	国連世界観光機関
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関

目次

要約	1
1. 有望産業の選定（マクロデータからの一次選定）	2
2. 各セクターでの有望産業絞り込み	3
3. 日本企業の動向	6
4. 投資を促進する上での課題	7
第1章 調査概要	8
1. 調査の背景	8
2. 調査の目的	9
3. 調査の実施状況	10
第2章 マクロ経済分析より導出される有望業種の候補	12
1. キルギス経済の特徴	12
2. 有望業種の選定プロセス	15
3. マクロ経済分析からの一次選定セクター（第1次・第2次産業）	16
4. マクロ経済分析からの一次選定セクター（第3次産業）	22
第3章 農牧業におけるビジネス環境	23
1. はじめに	23
2. 農牧業の概況	23
3. 農産物の需給	24
4. 有望ビジネスモデルの候補	31
第4章 製造業におけるビジネス環境	37
1. 製造業の特徴と有望業種	37
2. 縫製業	39
3. 食肉加工業	51
第5章 サービス業におけるビジネス環境	56
1. キルギスのサービス産業の現状	56
2. 観光関連産業	60
3. IT産業	71
4. 運輸業	74
第6章 日本企業の投資アプローチの方法	77
1. 日本企業にとってのキルギスの事業環境上のメリット・デメリット	77
2. 海外進出にあたって重視する要素、キルギス市場への関心	78
3. 日本でのセミナー参加者へのアンケート調査結果	87
第7章 投資を促進する上での課題	94
1. 投資法	94
2. キルギス共和国持続可能な発展戦略	95
3. 公的機関からみたキルギスの投資環境 ～世界銀行の「Doing Business」より～	96
4. 現地ヒアリングを通じた課題の抽出	97
5. 具体的な改善策の例	99
第8章 日本企業支援のための方策	111

1. キルギスにおける日系企業支援の考え方.....	111
2. 現状と課題.....	111
3. 具体的な支援案.....	112
添付資料 1 政府機関との面談メモ	117
添付資料 2 国家機構組織図および人員数	145
添付資料 3 「キルギスの経済発展の課題と本邦企業のビジネスの可能性」セミナー資料	
添付資料 4 キルギス共和国投資ガイドブック	

図目次

図 1-1. 業務フロー.....	11
図 2-1. 名目 GDP の第 1 次産業比率と 1 人あたり GDP (2012 年)	13
図 2-2. 貿易収支、輸出、輸入の推移.....	13
図 2-3. 有望業種の選定プロセス.....	15
図 3-1. ビシュケクの気候 (平年値)	24
図 3-2. 小麦の生産者価格の推移.....	26
図 3-3. トウモロコシの生産者価格の推移	26
図 3-4. 馬鈴薯の生産者価格の推移.....	27
図 3-5. キャベツ・アブラナ属の生産者価格の推移.....	27
図 3-6. ニンジン・カブの生産者価格の推移.....	28
図 3-7. ウシ (生体) の生産者価格の推移	29
図 3-8. ニワトリ (生体) の生産者価格の推移.....	29
図 3-9. ヒツジ (生体) の生産者価格の推移.....	30
図 3-10. 牛乳の生産者価格の推移.....	30
図 3-11. 鶏卵の生産者価格の推移.....	31
図 3-12. 家畜飼養頭数の推移	33
図 4-1. 就業人口構成 (2011 年)	37
図 4-2. 繊維・縫製業の生産額の推移.....	39
図 4-3. 衣類及び同附属品の輸出入額の推移.....	40
図 4-4. 近隣諸国との衣類輸出額の比較 (2012 年)	41
図 4-5. 織物用繊維及びくずの輸出入額の推移.....	44
図 4-6. 織物用糸及び繊維製品の輸出入額の推移	45
図 4-7. 食品加工業の生産額推移.....	51
図 4-8. 食肉生産量.....	52
図 4-9. 肉類調整品の貿易収支.....	53
図 4-10. 肉類の貿易収支.....	53
図 5-1. キルギスのサービス貿易収支の推移.....	56
図 5-2. キルギスの外国人来訪者数と観光関連収入の推移.....	61
図 5-3. キルギスの旅行 (観光) 貿易収支の推移	61
図 5-4. 観光関連産業従事者数 (左図)、営業主体 (右図) の推移	62
図 5-5. 観光関連収入 (左図)、外国人来訪者数と 1 人あたり観光関連収入 (右図)	65
図 5-6. キルギスの IT サービス貿易収支の推移.....	71
図 5-7. 利用インフラ別輸送貨物量の推移	75

表目次

表 2-1. 産業別名目 GDP 比率の変化.....	12
表 2-2. キルギスの品目別輸出特化係数の推移.....	14
表 2-3. 有望業種の一次選定リスト（第 1 次・第 2 次産業）.....	16
表 2-4. 有望業種の一次選定と現状分析（第 1 次・第 2 次産業）.....	17
表 2-5. 産業別名目 GDP 比率の変化.....	22
表 2-6. 有望業種の一次選定リスト（第 3 次産業）.....	22
表 3-1. キルギスにおける主要農産物の需給（2005 年）.....	24
表 3-2. キルギスにおける主要農産物の需給（2010 年）.....	25
表 3-3. キルギスにおける主要農産物の生産者価格と対カザフスタン競争力.....	32
表 3-4. 人口・経済大国における 1 人あたりの農地面積および羊肉関連統計.....	33
表 3-5. 有望ビジネスモデル候補と外国企業の関与例.....	36
表 4-1. 名目 GDP と産業構成比.....	37
表 4-2. 有望業種の選定（製造業）.....	38
表 4-3. 衣類輸出入国のランキング（2012 年）.....	42
表 4-4. ロシア及びカザフスタンの衣類の輸入先ランキング（2012 年）.....	43
表 4-5. 繊維及び織物の輸入額と主な輸入国（2012 年）.....	45
表 4-6. 加工肉の生産量.....	52
表 4-7. 食品加工に従事する企業数.....	52
表 4-8. 肉類調整品の輸出入国.....	54
表 5-1. キルギスの産業別 GDP（単位：100 万ソム）.....	56
表 5-2. キルギス周辺国と ASEAN 各国のサービス貿易収支.....	57
表 5-3. サービス産業における有望業種の選定.....	60
表 5-4. 国別来訪者数、アクセス状況.....	69
表 5-5. ビシュケクまでの貨物輸送状況一覧（40Ft コンテナ 1 つあたり）.....	75
表 5-6. 物流インフラ整備計画一覧.....	76
表 6-1. キルギスの投資環境上のメリット・デメリット.....	77
表 6-2. ヒアリングに基づく日本企業の海外進出にあたっての重視項目（業種別）..	78
表 6-3. 日本でのセミナー概要.....	87
表 6-4. 日本でのセミナー参加者の内訳.....	88
表 6-5. 「キルギスの事業環境」の回答内訳.....	89
表 6-6. 「海外進出の意向」の回答内訳（関心地域）.....	90
表 6-7. 「海外進出の意向」の回答内訳（進出の背景と重視する事項）.....	91
表 7-1. 投資法の内容.....	94
表 7-2. 世界銀行による投資環境ランキング（2014 年）.....	96
表 7-3. 短期的課題と中長期的課題.....	98
表 7-4. ビジネス環境改善における政府機関、経済団体、民間企業の役割分担.....	109
表 8-1. 中堅・中小企業の海外展開上の課題と成功要因.....	112

添付資料リスト

- 添付資料 1 政府機関との面談メモ
- 添付資料 2 国家機構組織図および人員数
- 添付資料 3 「キルギスの経済発展の課題と本邦企業のビジネスの可能性」セミナー資料
- 添付資料 4 キルギス共和国投資ガイドブック

要約

本調査報告書は、2014年2月から9月の期間に実施されたキルギス国ビジネス振興のための投資可能性情報収集・確認調査の結果をとりまとめたものである。本調査の目的は以下の2点である。

- (1) 投資環境に係る情報収集及び優位性の分析
- (2) 投資促進戦略案の策定と政策的/実施上の課題の抽出

また、本調査報告書に加え、キルギスの政治・社会、経済、産業、税制や投資優遇制度など、本邦企業を始めとする外資がキルギスに進出する際の参考とすべく、「キルギス共和国投資ガイドブック」を作成した。投資ガイドブックの目次は以下の通りである（各項目は添付資料1「キルギス共和国投資ガイドブック」参照）。

第1章	キルギスの概要	第4章	会社等の設立
1.	国の基礎情報	1.	会社の種類
2.	地理的概況	2.	会社の設立
3.	歴史的背景	3.	外国法人の支店・代理店
4.	政治体制・社会情勢	4.	支店・代理店の登録
第2章	キルギスの経済・産業・貿易	5.	投資法
1.	経済	第5章	キルギスの税制・投資優遇
2.	産業	1.	租税制度
3.	貿易	2.	投資インセンティブ
第3章	キルギスの金融	第6章	投資環境
1.	中央銀行	1.	労働
2.	銀行	2.	公益インフラ
3.	証券	3.	物流
4.	商業銀行セクターの与信残高と収益性	4.	知的財産
5.	外資調達の実際と決済慣行	5.	環境規制
6.	外国人向け金融サービス	6.	訴訟・仲裁
		7.	商慣行

1. 有望産業の選定（マクロデータからの一次選定）

キルギスの有望産業選定にあたっては、マクロ指標をベースとした一次選定を実施したうえで、各産業分野でさらに選定を実施した。本調査報告書の第 2 章では、一次選定の考え方をまとめている。

第 1 次産業および第 2 次産業では、貿易統計から注目業種を選定している。各品目における輸出特化係数を求めたうえで、周辺国の輸入金額（市場規模を近似的に表すものと想定）とマトリックス比較し、①周辺国の需要を第三国から奪取すべき業種、②キルギス側の構造改革ができれば輸出が大幅に増える余地のある業種、として選定。さらに、「新たな需要の創造（販売先の開拓）の余地」「供給量の拡大の余地」を考慮して選定している。一次選定の結果、第 1 次産業では 6 セクター、第 2 次産業では 17 セクターを選定した。

第 3 次産業では、貿易統計を用いることはできないことから、産業別 GDP 統計と国際収支統計（サービス収支）を用いているが、業種数が少ないことから、一次選定では「政府関連」および「その他」のように、民間企業の参入が限定的、あるいは事業内容の特定が困難な業種のみ対象外とした。

一次選定での有望業種リスト

	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業
1	肉類・同調製品	飲料	商業
2	酪農品・鳥卵	織物用繊維及びびくず	ホテル・レストラン業
3	穀物・同調製品	プラスチック（成型前）	輸送・通信業
4	果実・野菜	プラスチック（成型後）	金融業
5	糖類・同調製品・はちみつ	革及び同製品、毛皮	不動産・ビジネスサービス業
6	コーヒー・茶・ココア・香辛料類	ゴム製品	政府関連
7	/	木製品及びコルク製品（除家具）	教育関連
8		織物用糸及び繊維製品	医療関連
9		非鉄金属	/
10		金属製品	
11		原動機	
12		その他産業機械及び部品	
13		電気機器	
14		路上車輛	
15		家具及び部品	
16		衣類及び同附属品	
17		はき物	

2. 各セクターでの有望産業絞り込み

(1) 農牧業

農牧業における有望セクターの絞り込みにあたっては、以下のアプローチを実施した。

- a) キルギスの農牧業の現状について、農産物の需給状況や主要生産者価格の概要を検討したうえで、主要農産物の生産者価格を周辺国の代表としてのカザフと比較し、競争力を測った。結果、キャベツ・アブラナ属とニンジン・カブが一定程度競争力を有し、また、馬鈴薯と牛乳は比較的競争力がある品目と判断した。
- b) また、キルギスが内陸国であり、物流コストが高いことを考慮し、相対的な輸送費低減が可能な産品、つまり、重量あたりの価格が高い産品を有望産品として検討。結果、ウシやヒツジなどの家畜が候補として選定されたが、さらに、市場、販路を考慮し、羊肉を選定。

有望なビジネスモデル

上記のアプローチにより有望産品を選定したうえで有望なビジネスモデルを検討した。

候補 A：羊肉の湾岸諸国への輸出

有望マーケットの条件として 4 つの条件を設定し、ターゲットとするマーケットの絞り込みを実施。

- (ア) 人口・一定の市場規模がある
- (イ) 1 人あたり GDP が高く購買力が見込める
- (ウ) 1 人あたり農地面積が世界平均を下回り潜在的に農産物輸入余地がある
- (エ) ④羊肉の需要があるが、国内供給に限界がある

結果、サウジアラビアやカタールなどの湾岸諸国が輸出先としてのポテンシャルが高いと判断。

候補 B：野菜の高付加価値化

一定程度の競争力を有するキャベツ、ニンジン、カブなど、果実に比べて短期間で収穫可能な野菜の付加価値を高め、周辺諸国に輸出するものであるが、野菜趣旨の生産環境の課題もあり、中長期的な対応が必要である。

候補 C：乳製品の高付加価値化

対カザフで比較的競争力を有する牛乳の高付加価値化を図り、輸出、国内販売の拡大を図る。

候補 D：農業機械リース

農業機械が不足するキルギスでは、既存の農業機械の 90%（登録台数ベース）が導入後 20 年以上を経過しており、老朽化が進んでいる。農業銀行が農業機械のリースを行っているものの、資金不足で需要を満たせていないのが現状であり、農業機械リースはポテンシャルのあるビジネスと考えられる。

(2) 製造業

有望セクターの考え方として、①産業基盤の有無（歴史はあるか、企業数・従事者数は多いか）、②原料調達状況（国内で豊富に入手可能か、もしくは海外からでも低コストで入手可能か）、③輸出（輸出額規模、輸出特化係数、成長性）、④輸入代替効果（輸入額規模、輸出特化係数）、⑤雇用創出効果（労働集約度の高さ）、⑥要求される専門的知識・技能の水準による絞り込みを行い、繊維・縫製業および食肉加工業を選定した。

a) 繊維・縫製業

繊維・縫製業は、ソ連時代より盛んに行われていた産業の一つである。ソ連崩壊で低迷したが、2000年以降は衣類の輸出額が大幅に拡大するなど、主要産業として急回復しつつある（主な販売先は、ロシアとカザフスタン）。顧客より指定された生地とデザインによる委託加工が一般的である。バリューチェーンの上流は欠落し、原料の生地等は中国などからの輸入に依存している。課題としては、大量生産をするには非効率な工場レイアウト、老朽化した機械、人材不足などがある。今後、工場レイアウトの改善や機械化を進めて小ロット大量生産体制を実現できれば、中央アジアの縫製OEM拠点を目指すシナリオが考えられる。また、短期的には引き続き好アクセスの大市場であるロシアとカザフスタンでの市場シェアを高めつつ、中長期的には欧州もターゲット市場とし、継続的に顧客を獲得していくシナリオが考えられる。

b) 食肉加工業

キルギスは農牧業が盛んであり、国内に豊富にある牧畜品を原材料として利用する食肉加工業は、同国の重要業種の一つである。肉類及び同調整品は2000年代半ばより輸入が大きく拡大し、収支は赤字となっている。2010年には家畜の伝染病の発生を理由に、カザフスタンなどがキルギスの肉製品の輸入禁止措置を採っており、現状では輸出額は少ない。キルギスの食肉加工業の成長シナリオとしては、引き続き国内市場をターゲットとする、もしくはカザフスタンやロシアなどのマーケットを狙うという選択肢が考えられる。食肉加工品の輸出を他国で受け入れられる基準で実現させるためには、商業的屠畜に関する法的な整備、家畜個体の登録・管理システムの実施によるトレーサビリティの実現、ワクチン普及などを通じて伝染病の発生を抑えることや、国際基準を満たす加工施設の整備、生産技術や衛生管理の専門人材の育成、などが必要である。

(3) サービス産業

有望セクター絞り込みにおける指標として、①GDP 構成比の変化幅、②GDP 成長率、③貿易収支、④従事者数、⑤雇用創出効果、⑥外貨獲得効果の 6 項目を想定し、絞り込みを実施。いずれの項目でも相対的に高い評価となった「ホテル・レストラン業」「運輸・通信業」を選定し、特に、「ホテル・レストラン業」では、ホテル・レストラン業、及び小売など商業が関わる観光産業、「運輸・通信業」では外貨獲得効果の見込める IT 産業を選定した。

a) 観光業

キルギスへの来訪者数、その変化率、航空アクセス、経済水準を基準として周辺国を含む主要国を評価し、カザフ、ロシア、ウズベク、タジクの周辺 4 カ国に加え、トルコ、欧州（ドイツ、イギリス、フランス）、韓国、中国を短期的なターゲットとして想定。周辺 4 カ国については、外食産業への取り込みなどによる単価の増大を図るものとする。また、トルコや中国は直行便が就航していること、欧州や韓国は比較的アクセスが良いことなどから、効果的なキービジュアルの設定やアピールにより、取り込みを狙うものである。

b) IT 産業

キルギス政府は、IT 産業の発達を目指し、IT セクターにおける事業環境の整備を行っている。2011 年の「ハイテク・パーク法」の制定もその一環であり、税制面での恩典が用意されている。

キルギスの憲法では、キルギス語が国語、ロシア語は公用語とされている。ロシア語を流暢に話す人々も多い。ロシア語能力を活かした BPO 分野でのポテンシャルがあると考えられる。短期的には、ロシアやカザフ向けのコールセンター業務や電話営業業務などが有望と考えら得る。さらに、ノウハウの蓄積など進められれば、企業の管理業務の一部を請け負うビジネスプロセスアウトソーシング業務への展開の可能性も考えられる。

3. 日本企業の動向

本案件の一環として、2014年7月に、札幌、東京、大阪の3ヵ所でキルギスの事業環境に係るセミナーを実施した。3ヵ所のセミナーへの出席者は総勢88名で、内、民間企業からの参加者は33名であった。セミナーに参加すること自体、キルギスに何かしらの関心を有していることを表すと考えられるが、アンケートによると、参加した民間企業の約半数がキルギスに事業チャンスを見ているとの結果となった。参加した民間企業の約3社に1社が「キルギス進出を検討している」または「検討したい」と回答している。

一方、大手企業を中心に、個別企業にヒアリングを実施したところ、現状、キルギスに関心を持つ企業はほとんど見られなかった。大手企業が海外進出に際して重視する項目は以下のようなものがあげられる。ただし、海外戦略での重視項目は個々の企業で異なるため、必ずしも一般論とはならない点に留意が必要である。

【食品加工】

- 消費市場で見れば人口が重要
- 「品質」に対して付加価値を認められる程度の所得水準の有無
- 原材料の調達では、汎用品であれば「価格」、特殊な材料であれば「供給体制」を重視

【食品パッケージ】

- 包装資材のリサイクルシステムの有無
- 進出先の国民の、包装資材に対する付加価値への認識
- 製造拠点では、原材料の調達環境（価格、品質、納期）

【機械類】

- 顧客の有無、または市場の規模、成長性
- 日本あるいは近隣の倉庫からの距離、アクセス
- 製造機械の修理を手がける地場企業の有無、技能
- 進出コストを抑えることのできる優遇措置の有無

【精密機器（労働集約）】

- 人件費の安さ
- 国民の勤勉性
- 日本または主要輸出先への輸送時間、費用

【観光】

- 印象に残るキービジュアルの有無
- マーケティングに活用できる観光データの有無

4. 投資を促進する上での課題

現地ヒアリングを通じて課題を抽出し、政府として取り組むべき課題について、優先的に取り組むべき項目を整理した。

企業の投資を促す税制の見直し～法人税率の引き上げと投資優遇減税の導入～

- ✓ 売上税を付加価値税に一本化
- ✓ 現行 10%の法人税率を引き上げ
- ✓ 海外からの企業の進出を促す投資優遇策（法人所得税の減免）の策定
- ✓ 都市部の工場を郊外に移転する場合の投資減税の実施
- ✓ 上記の税制改正に向けたシミュレーションの実施、企業や国民への説明

高い借入金利の解消

- ✓ 最低資本金の再引き上げに向けた中央銀行との認識の共有
- ✓ 民間銀行の収益性（経費率）分析の必要性についての、中央銀行との認識の共有
- ✓ 金融のプロフェッショナル人材の育成（先進国への派遣研修等）

ワンストップサービスへの権限の委譲

- ✓ 会社設立に係る手続きのフローチャートの開示（ウェブサイトの活用）
- ✓ 外国投資が増えている海外（中国、英国、カザフスタン）での投資セミナーの開催
- ✓ 他国の投資誘致機関への研修

英語情報の充実

- ✓ 会社設立、納税、労働等に係る法律や規則等の英訳の作成
- ✓ 上記資料のインターネット上での開示

イミグレーション時の情報収集

- ✓ 入国カードの導入及び導入に向けた各種法令の整備
- ✓ 大手旅行企業への取材を通じ、マーケティングに必要な情報項目の確認
- ✓ 統計資料の整備とインターネット上での開示（英語含む）

第1章 調査概要

1. 調査の背景

キルギスは人口約 564 万人の内陸国であり、旧ソ連から独立した中央アジア 5 カ国のうちの 1 つである。しかし、これら 5 カ国の 1 人あたり GDP を比較すると、資源開発を中心に経済成長を遂げてきたカザフスタン（12,843 ドル/人）、トルクメニスタン（7,112 ドル/人）に比べ、キルギスは 1,280 ドル（2013 年、IMF）と低い水準にある。キルギスは金以外に主要な天然資源を持たず、山がちで人口密度も低いという地理条件とも相まって、経済成長を牽引するべき主要産業が育っていない。

そのため、現在のキルギス経済には構造的な課題が存在する。最たる例が、恒常的な経常赤字構造である。主因は貿易赤字であり、2012 年の貿易赤字（IMF 推計値）は 27 億ドルと、同年名目 GDP（65 億ドル）の 40%を超える数字となった。主要工業製品を他国からの輸入に頼る一方、輸出面では金以外に目ぼしい品目が存在しない状況のため、構造的な不均衡を解消できていないのが現状である。

同時に、現在のキルギスでは都市化率が低く、人口の 65%が農村部に居住している（2012 年、世銀）。かつ、南北地域間で政治的な不安定さを抱える中、安定した民主主義社会を発展させるためには、多くの従事者を抱える農牧業や関連産業の付加価値増加や生産性の改善等を念頭に置きつつ、均衡が取れた経済発展を目指していく必要がある。

以上の二点（貿易赤字、農業中心経済）を踏まえると、キルギス社会においては「社会的な均衡の取れた形での輸出ビジネス育成」が不可欠であり、この点は IMF の Article IV Consultation や、同国 National Council for Sustainable Development による持続的発展戦略においても認知されている。そして、輸出ビジネスの育成は内外の民間活力を利用する形で行われるべきことが共通の認識となっている。

民間活力を利用したビジネス振興を実現するためには以下の 3 つの必要条件が考えられるが、現在のキルギスはそれぞれの点において課題を抱えている。

条件 A 事業ポテンシャルが存在し、かつ明らかになること

課題：現在のキルギスにおいて、投資ポテンシャルに係る包括的かつ客観的な分析は十分に行われていない。投資窓口機関やデータベースの設立も道半ばであり、現時点では本邦企業における同国の認知度も低い。

条件 B 事業ポテンシャルを活かすための技術を持った事業主体が出現すること

課題：同国内には競争力のある企業が少なく、外国投資の受入による競争力強化が必要である。原材料加工（ex.食品産業）においても技術不足によって輸出先近隣国の諸

基準を満たすことが出来ない例も少なくない。

条件 C 事業を阻害する要素が少ないこと

課題：市場経済化を進めており、全体的な投資環境は決して周辺諸国に劣らないものの、電力供給、通関手続等が大きな障害として残っている（世銀 **Doing Business 2014**）。

同国においては、以上のような課題を解決していくことが求められている。

2. 調査の目的

本業務の目的は以下の 2 点である。

(1) 投資環境に係る情報収集及び優位性の分析

投資環境に係る情報収集及び優位性では、投資に係る制度と運用の両面を分析し、本邦企業への情報提供を主眼として行う。また、投資環境にはキルギスにおける事業ポテンシャルのある産業の分析も含む。これらを明らかにすることで、キルギス内外の企業が事業進出/拡大を検討する基盤を整備する（上記条件 A の充足）。同時に、キルギス国内の技術が十分でない分野も含めて本邦企業の進出を後押しし、事業ポテンシャル活用への道を開く（条件 B の充足）。同時に、「(2) 投資促進戦略案の策定と政策的/実施上の課題の抽出」を行うための前提となる情報を準備する。

(2) 投資促進戦略案の策定と政策的/実施上の課題の抽出

現地政府機関および企業へのヒアリングを通じ、投資促進における課題を抽出し、その解決策を示す。

上記の目的(1)(2)を共に達成することで、先に示した条件 A、B、C の充足を図ることが出来る。これにより、キルギスにおけるビジネス振興の条件を整えることができ、輸出ビジネスの発展と経済構造の改革に向けた第一歩を踏み出すことが出来ると考える。

加えて、キルギスの現状と背景を踏まえ、本業務について次のように考える。

- (a) キルギスは中央アジアの中での民主主義の優等生であることを踏まえ、地域のモデルケースとなるような経済的繁栄と政治的安定を実現することが重要である。農村と都市、また南北各地域の均衡的発展のため、従事者数が多く所得水準も劣りがちな農牧業や軽工業といった分野での産業振興が特に重要であると考えられる。
- (b) キルギスは中央アジアの代表的親日国であり、良好な二国間関係をさらに緊密にすることが望まれる。技術を持つ本邦企業の積極的な進出と、それに

伴う技術移転/草の根交流を後押しできるよう、本業務に取り組むべきと考える。

- (c) キルギスに対しては今後も日本による継続的な支援が必要となり得ることを念頭に置き、投資以外の面における政策課題についても随時情報収集を行う。

3. 調査の実施状況

(1) 業務の実施フロー

業務全体を2つの分野（「投資環境調査」と「投資促進戦略」）に分類し、それぞれ5つのステップを通じ、業務を遂行する。業務の遂行は、以下の方針に沿って行うものとする。

「雇用機会が増えるような、外国企業にとって魅力的な投資環境の検討」、「経済全体の成長を効率的に促すに資する産業の特定」

「短期的には歳入、歳出、外貨獲得等の増加額は大きくはないものの、政策の効果が比較的短期間で現れ、事業自体のリスクも小さいと考えられるものを、中長期的には、黒字化までに数年を要するが、一定の輸出額の増加が期待できるもの」等、キルギスの財政運営に対するリスクを考慮したものを提案

キルギスの投資環境上の強みと弱みを分析。事業の特性に応じて検討し、キルギスでの事業運営が他国よりも魅力的な産業の選定・分析を実施

投資環境調査（投資ガイドブック作成）を通じて「各産業に共通する制度的な問題に起因する投資上の課題」および「特定の産業に係る投資上の課題」を抽出

(2) 投資ガイドブックの作成

投資ガイドブックでは、キルギスの政治情勢や経済・産業動向、法制・税制など、日本企業を始めとする外国企業がキルギスへの進出を検討するにあたり参考となる情報を取りまとめた。キルギスの政府機関や経済団体、法律事務所、金融機関、民間企業等への取材を通じて収集した情報や、各種法令・制度規定等の原典・資料を基に作成した。

とりまとめにあたっては、キルギスの関係諸機関や民間企業等において、文献からは得られない最新の情報を収集するとともに背景となる考え方のヒアリングを実施した。それらの情報をもとに、特に客観性に留意し、キルギス側の立場に偏ることなく、投資ガイドブックを利用する投資検討企業にとって有用なものとすることに努めた。



図 1-1. 業務フロー

第2章 マクロ経済分析より導出される有望業種の候補

1. キルギス経済の特徴

キルギスは人口約 560 万人と中央アジア 5 カ国の中で最も人口が少ない国である。経済成長率は高いものの、経済規模や 1 人あたり GDP でみた所得水準は周辺国に比べて低い。IMF の統計に拠れば、2003 年から 2013 年までの 10 年間、同国の名目 GDP は年率 14.7% のペースで増加し、1 人あたり GDP も 3 倍以上に上昇している。しかし、それでも当該 5 カ国の中では、同国の 1 人あたり GDP は 1,280 ドルとタジキスタン (1,045 ドル) に次ぐ低さで、最も高いカザフスタン (12,843 ドル) の約 1 割の水準に留まっている (表 2-1)。

キルギス経済の特徴として、高い第 1 次産業比率と貿易収支の悪化傾向が挙げられる。

キルギスの名目 GDP に占める第 1 次産業比率 (2012 年、世界銀行) は 20.2% と、比較可能な 101 カ国中では 26 番目に高い。しかし、世界的にみれば、所得水準 (1 人あたり GDP) は、経済の工業化 (製造業) やサービス化 (サービス化) が進むことで上昇する傾向にあることが窺える (図 2-1)。このため、キルギスの所得水準を高めるためには、①経済の工業化やサービス化によって付加価値の向上を目指すか、②農業国としての付加価値の向上を図る、ことが必要となる。

足下、交易環境は悪化している。IMF の統計に拠ると、かつて貿易収支はほぼ均衡していたが (若干の貿易赤字)、2004 年を境に、石油製品等の鉱物性燃料や自動車等の輸送機器を中心に輸入が大幅に増えている。2003 年には 1 億ドル程度であった貿易赤字は、2013 年には 43 億ドルへと急増している (図 2-2)。また、農産品や工業製品の国際競争力は低く、「原材料 (食品除く)」を除いた多くの品目で、輸入額が輸出額を上回っている (表 2-2)

表 2-1. 産業別名目 GDP 比率の変化

	人口 万人	面積 1,000 km ²	名目GDP 億ドル	1人あたり所得 ドル
カザフスタン	1,716	2,725	2,203	12,843
トルクメニスタン	570	488	406	7,112
ウズベキスタン	3,024	447	565	1,868
キルギス	564	200	72	1,280
タジキスタン	813	143	85	1,045
合計 (平均)	6,688	4,003	3,331	4,981
【参考】				
日本	12,734	378	49,015	38,491
中国	136,076	9,597	91,814	6,747
ロシア	14,293	17,098	21,180	14,819

(注) 面積は 2012 年、その他は 2013 年

(出所) IMF、国連より作成

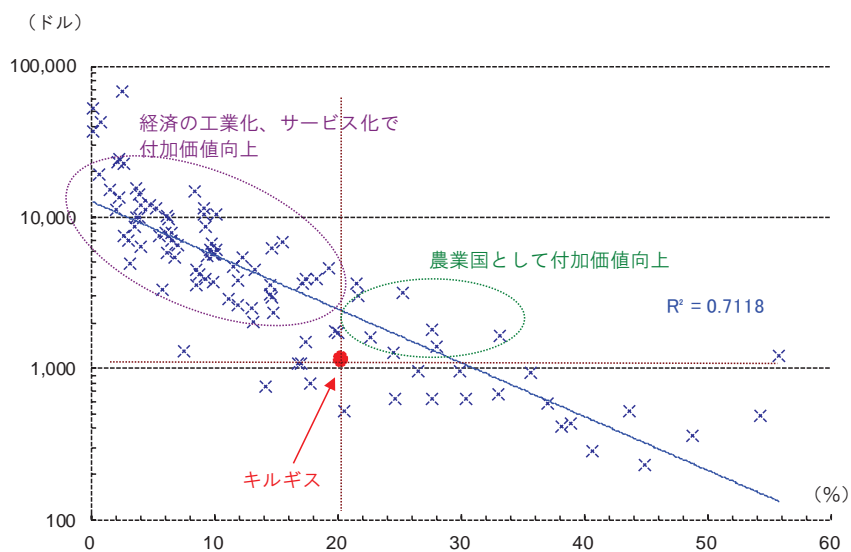


図 2-1. 名目 GDP の第 1 次産業比率と 1 人あたり GDP (2012 年)
 (出所) IMF、World Bank より作成

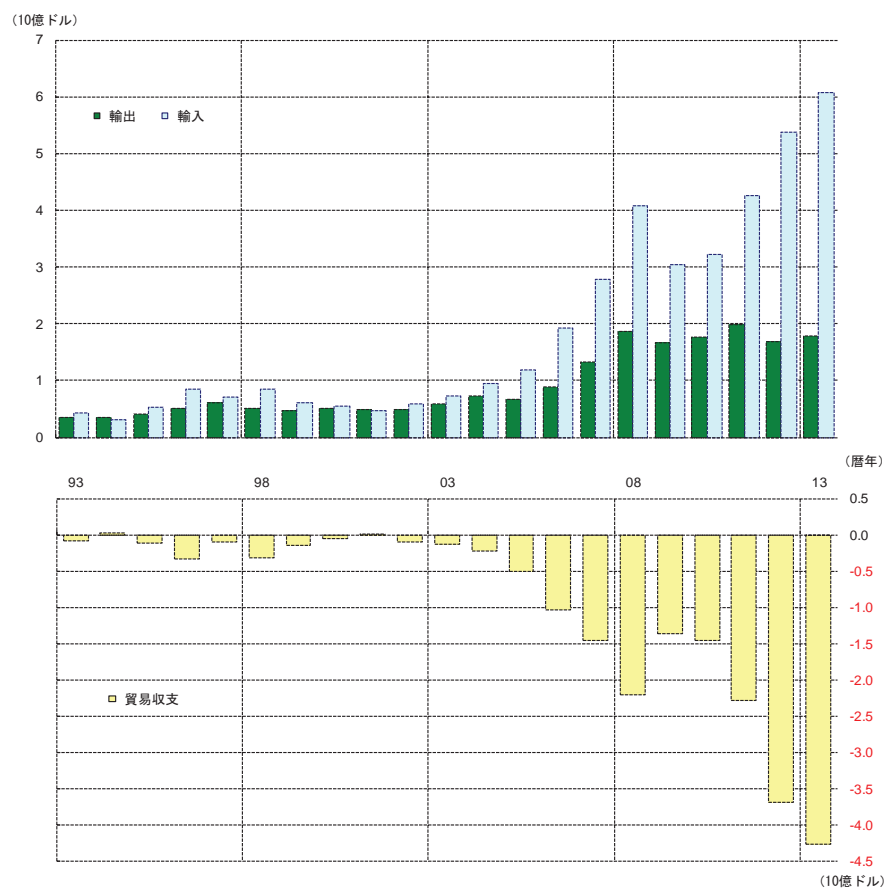


図 2-2. 貿易収支、輸出、輸入の推移
 (出所) IMF より作成

表 2-2. キルギスの品目別輸出特化係数の推移

(暦年)	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
輸出特化係数	0.01	-0.11	-0.10	-0.13	-0.24	-0.42	-0.36	-0.37	-0.28	-0.29	-0.37	-0.48
食品及び動物	-0.28	-0.18	-0.10	-0.11	-0.29	-0.24	-0.11	-0.06	0.01	-0.10	-0.30	-0.39
生きた動物	0.53	0.29	0.32	0.91	1.00	#N/A	0.91	0.99	0.92	0.96	0.93	0.82
肉類及び同調製品	-0.87	-0.68	-0.75	-0.79	-0.88	-0.88	-0.90	-0.92	-0.91	-0.80	-0.91	-0.63
酪農品及び鳥卵	0.60	0.73	0.79	0.68	0.63	0.50	0.39	0.33	0.36	0.47	0.38	0.28
魚介類及び同調製品	-1.00	-0.98	-0.98	-0.91	-0.88	-0.88	-0.87	-0.89	-0.94	-1.00	#N/A	#N/A
穀物及び同調製品	-0.80	-0.79	-0.67	-0.93	-0.93	-0.92	-0.92	-0.90	-0.84	-0.74	-0.92	-0.91
果実及び野菜	0.69	0.76	0.64	0.54	0.35	0.54	0.74	0.81	0.83	0.73	0.67	0.63
糖類及び同調製品・はちみつ	-0.44	-0.50	-0.17	0.02	-0.33	-0.65	-0.55	-0.88	-0.95	-0.84	-0.68	-0.93
コーヒー・茶・ココア・香辛料類	-0.92	-0.50	-0.56	-0.70	-0.66	-0.73	-0.66	-0.86	-0.82	-0.64	-0.79	-0.87
飼料	0.04	-0.79	-0.98	-0.71	-0.92	-0.95	-0.90	-0.98	-0.97	-0.95	-0.94	-0.96
その他食料品	-0.95	-0.92	-0.91	-0.94	-0.61	-0.24	-0.27	-0.33	-0.43	-0.62	-0.81	-0.84
飲料及びたばこ	0.31	0.17	-0.19	-0.37	-0.39	-0.51	-0.54	-0.65	-0.32	-0.34	-0.50	-0.70
飲料	-0.78	-0.87	-0.89	-0.65	-0.54	-0.89	-0.88	-0.90	-0.72	-0.77	-0.77	-0.88
たばこ	0.46	0.47	0.18	-0.12	-0.27	-0.23	-0.25	-0.36	0.01	-0.01	-0.25	-0.54
食料に適さない原材料	0.65	0.65	0.61	0.60	0.54	0.49	0.33	0.26	0.36	0.58	0.49	0.35
原皮及び毛皮	0.53	0.62	0.69	0.69	0.64	0.86	0.87	0.90	0.79	0.86	0.80	0.58
採油用の種・ナット及び核	0.50	-0.56	0.01	0.88	0.22	0.63	0.55	0.65	-0.14	0.57	-0.48	-0.49
生ゴム（合成ゴム含む）	-0.90	#N/A	#N/A	0.25	#N/A	0.24	#N/A	-0.60	0.10	-0.31	0.51	-0.91
木材及びコルク	-0.73	-0.87	-0.90	-0.86	-0.90	-0.89	-0.98	-0.97	-0.99	-0.95	-1.00	-0.97
パルプ及び古紙	0.17	-0.78	-0.66	0.28	0.03	0.96	0.93	0.13	0.97	#N/A	0.64	#N/A
繊維物繊維及びくず	0.85	0.83	0.83	0.80	0.79	0.78	0.71	0.66	0.79	0.76	0.79	0.83
粗鉱物・粗肥料	-0.36	-0.29	-0.70	-0.53	-0.56	-0.52	-0.51	-0.50	0.17	0.67	0.21	-0.18
金属鉱及びくず	0.77	0.72	0.79	0.92	0.94	0.75	0.54	0.48	0.81	0.89	0.91	0.87
その他の動植物性原材料	0.59	0.80	0.59	0.43	0.58	0.45	0.36	0.57	0.62	0.63	0.51	0.06
鉱物性燃料等	-0.27	-0.45	-0.49	-0.58	-0.65	-0.58	-0.40	-0.34	-0.22	-0.60	-0.51	-0.64
石炭・コークス及び練炭	-0.88	-0.92	-0.96	-0.97	-0.99	-0.98	-0.80	-0.70	-0.92	-0.94	-0.85	-0.67
石油及び同製品	-0.83	-0.55	-0.59	-0.72	-0.74	-0.62	-0.42	-0.12	-0.29	-0.68	-0.67	-0.72
天然ガス及び製造ガス	#N/A	#N/A	#N/A	-0.98	-0.98	-0.97	-0.97	-0.98	-0.99	-0.99	-0.99	-0.99
電流	0.73	0.53	0.97	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00
動植物性油脂	-0.81	-0.93	-0.99	-0.99	-0.96	-0.99	-0.97	-0.99	-0.96	-1.00	-0.99	-1.00
動物性油脂	#N/A	0.53	-0.38	-0.77	-0.83	-0.41	-0.41	-0.33	-0.66	-0.92	0.90	-0.80
植物性油脂	-0.90	-0.93	-0.99	-0.99	-0.96	-0.99	-0.97	-0.99	-1.00	-1.00	-1.00	-1.00
加工油脂及びろう	0.06	-0.48	-0.98	#N/A	-0.95	-0.94	-0.94	-0.93	-0.43	-0.90	-0.64	-0.94
化学製品	-0.72	-0.72	-0.81	-0.80	-0.91	-0.81	-0.80	-0.83	-0.71	-0.39	-0.74	-0.80
有機化合物	-0.93	-0.25	-0.33	-0.90	-0.93	-0.31	-0.71	-0.87	-0.93	-0.85	-0.88	-0.85
無機化合物	-0.31	-0.18	-0.16	-0.30	-0.71	-0.53	-0.48	-0.50	0.28	0.75	0.10	-0.05
染料・なめし剤及び着色剤	-0.95	-0.86	-0.91	-0.79	-0.88	-0.89	-0.81	-0.92	-0.87	-0.71	-0.75	-0.78
医薬品	-0.99	-0.98	-0.99	-0.97	-0.98	-0.96	-0.97	-0.97	-0.95	-0.98	-0.95	-0.99
精油・香料及び化粧品類	-0.88	-0.95	-0.95	-0.96	-0.97	-0.98	-0.96	-0.97	-0.95	-0.88	-0.93	-0.96
肥料	-1.00	-0.92	-0.98	-1.00	-0.99	-0.67	-0.92	-0.97	-0.98	-0.99	-0.48	-0.62
プラスチック（成型前）	-0.98	-0.96	-0.98	-0.98	-0.97	-0.96	-0.93	-0.93	-0.85	-0.96	-0.72	-0.77
プラスチック（成型後）	-0.90	-0.74	-0.94	-0.94	-0.80	-0.80	-0.91	-0.93	-0.88	-0.92	-0.89	-0.92
その他の化学製品	-0.69	-0.83	-0.83	-0.88	-0.73	-0.60	-0.37	-0.49	-0.76	-0.84	-0.82	-0.80
原料別製品	-0.44	-0.29	-0.20	-0.25	-0.25	-0.33	-0.29	-0.43	-0.64	-0.59	-0.42	-0.55
革及び同製品、毛皮	0.76	0.99	0.99	0.99	0.99	1.00	0.99	0.99	0.99	0.98	0.93	0.98
ゴム製品	-0.96	-0.96	-0.98	-0.94	-0.89	-0.95	-0.85	-0.76	-0.43	-0.75	-0.28	-0.48
木製品及びコルク製品（除家具）	-0.94	-0.94	-0.96	-0.98	-0.93	-0.95	-0.95	-0.95	-0.96	-0.99	-0.98	-0.98
紙類及び同製品	-0.96	-0.88	-0.80	-0.75	-0.79	-0.78	-0.69	-0.66	-0.62	-0.69	-0.70	-0.74
繊維物糸及び繊維製品	-0.31	-0.48	-0.27	-0.37	-0.34	-0.40	-0.28	-0.73	-0.69	-0.67	-0.51	-0.74
非金属鉱物製品	0.19	0.28	0.58	0.56	0.48	0.39	0.43	0.24	-0.66	-0.53	-0.59	-0.34
鉄鋼	-0.68	-0.83	-0.83	-0.85	-0.90	-0.84	-0.88	-0.91	-0.94	-0.63	-0.48	-0.57
非鉄金属	-0.10	0.18	0.19	0.02	-0.18	0.00	-0.20	-0.10	0.17	0.22	0.47	0.28
金属製品	-0.66	-0.37	-0.69	-0.75	-0.72	-0.80	-0.79	-0.75	-0.75	-0.72	-0.42	-0.68
機械類及び輸送用機器	-0.20	-0.39	-0.48	-0.52	-0.54	-0.69	-0.59	-0.71	-0.56	-0.52	-0.61	-0.53
原動機	0.21	-0.34	-0.57	-0.07	-0.74	-0.64	-0.72	-0.63	-0.59	-0.31	-0.54	-0.23
専門機械	-0.70	-0.86	-0.70	-0.83	-0.80	-0.77	-0.65	-0.84	-0.78	-0.77	-0.78	-0.72
金属加工機械	0.91	0.69	0.76	0.69	0.02	-0.21	-0.02	-0.31	0.22	-0.49	-0.43	-0.66
その他産業機械及び部品	-0.43	-0.31	-0.51	-0.45	-0.68	-0.46	-0.54	-0.74	-0.42	-0.67	-0.67	-0.65
事務用機器及びコンピュータ	-0.92	-0.89	-0.87	-0.98	-0.94	-0.96	-0.78	-0.71	-0.90	-0.92	-0.96	-0.91
通信・音響機器	-0.63	-0.78	-0.94	-0.97	-0.96	-0.97	-0.89	-0.97	-0.89	-0.83	-0.90	-0.96
電気機器	0.40	0.13	0.11	0.13	-0.04	-0.18	-0.18	-0.30	-0.18	-0.09	-0.34	-0.63
路上車両	-0.16	-0.15	-0.54	-0.65	-0.45	-0.73	-0.46	-0.69	-0.53	-0.52	-0.53	-0.43
その他輸送用機器	-0.78	-0.29	-0.69	-0.54	0.36	-0.58	-0.76	-0.66	-0.54	-0.25	-0.78	0.03
雑製品	-0.52	-0.45	-0.15	0.01	-0.05	-0.03	0.07	-0.28	-0.11	-0.03	-0.18	-0.41
組立済建物、衛生・暖房・照明備品等	-0.79	-0.74	-0.78	-0.68	-0.58	-0.70	-0.78	-0.79	-0.71	-0.86	-0.67	-0.92
家具及び部品	-0.88	-0.84	-0.80	-0.66	-0.30	-0.54	-0.65	-0.59	-0.44	-0.51	-0.68	-0.75
バッグ、旅行用品	-0.55	-0.61	-0.46	-0.80	-0.64	-0.67	-0.58	-0.91	-0.92	-0.91	-0.91	-0.94
衣類及び同製品	-0.54	-0.36	0.09	0.55	0.57	0.59	0.83	-0.04	0.26	0.33	0.12	-0.14
はき物	-0.85	-0.94	-0.82	-0.63	-0.70	-0.65	-0.41	-0.85	-0.80	-0.81	-0.77	-0.94
その他の専門、科学機器	-0.75	-0.71	-0.11	-0.82	-0.92	-0.94	-0.83	-0.84	-0.63	-0.92	-0.70	-0.78
写真機器・光学機器及び時計	-0.84	-0.81	-0.96	-0.73	-0.74	-0.68	-0.64	-0.45	-0.78	-0.88	-0.96	-0.96
その他の雑製品	-0.19	-0.13	-0.06	-0.13	-0.05	-0.16	-0.23	-0.29	-0.55	-0.63	-0.64	-0.61
特殊取扱品	1.00	1.00	0.98	#N/A	0.98	-0.40	-0.51	-0.34	-0.20	0.82	0.82	0.59
コイン類（金貨を除く）	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	-0.94	#N/A	-0.96	-0.96
金（マネタリーコードを除く）	1.00	1.00	1.00	#N/A	0.99	0.94	0.98	0.94	0.99	1.00	1.00	0.81
その他												

(注) 輸出特化係数がプラスは緑、マイナスは赤。それぞれ 1、-1 に近いほど色が濃い。

(出所) UNCTAD を基に大和総研作成

2. 有望業種の選定プロセス

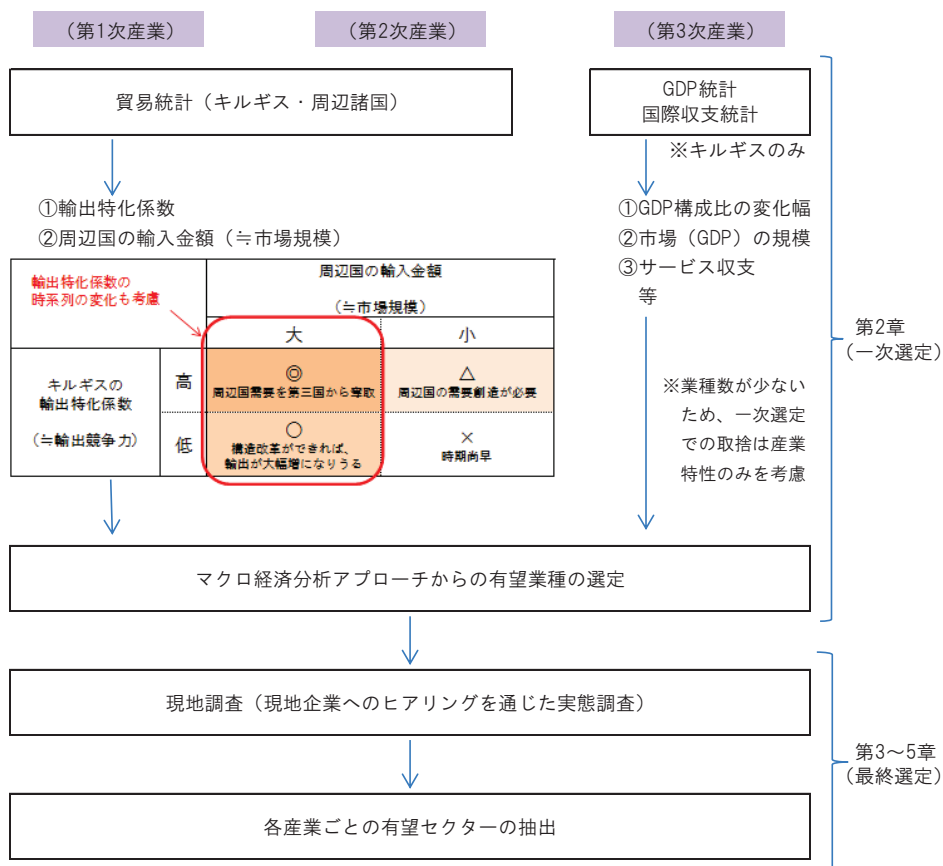


図 2-3. 有望業種の選定プロセス

図 2-3 は、本調査での有望業種の選定プロセスを表したものである。選定は 2 段階で行っている。一次選定では、マクロ経済統計を基にした分析に拠り、各産業につき、対象業種を 10 程度に絞り込む。最終選定では、一次選定に残った業種について現地企業や関連機関への取材調査を踏まえ、1～3 業種の有望業種を選定する。以下では、第一次選定プロセスを説明する（産業毎の選定プロセスは 3 章から 5 章を参照）。

農業を中心とする第 1 次産業、製造業を中心とする第 2 次産業については、貿易統計から注目業種を選定する。内陸国であるキルギスの 1 人あたり GDP を増加させ、外貨の獲得を図るためには、比較的輸送コストを抑えられる周辺国への輸出や、輸入代替産業の強化による貿易収支の改善が求められる。

周辺国（ロシア、カザフスタン、ウズベキスタン、タジキスタン、トルクメニスタン）への輸出可能性については、周辺国の貿易統計から個々の産業の競争力を推察して判断する。具体的には、貿易額（輸出＋輸入）と輸出特化係数（ $[\text{輸出} - \text{輸入}] \div [\text{輸出} + \text{輸入}]$ ）を用い、例えば、貿易額が多く、輸出特化係数がマイナス 1 に近い産業では、国内需要を賄う供給力が国内にないため、輸入に依存していることになる。

次に、当該産業におけるキルギスの輸出特化係数を求め、周辺国との係数の比較、キルギスの係数の絶対水準、係数のトレンド（2001年から2012年の推移）から、①周辺国の需要を第三国から奪取すべき業種（市場規模：大、輸出競争力：高）、②キルギス側の構造改革ができれば、輸出が大幅に増える余地のある業種（市場規模：大、輸出競争力：低）を抽出する。

尚、既にキルギスの輸出競争力が高いにも拘わらず、周辺国の需要が少ない場合には「新たな需要の創造（販売先の開拓）の余地」により、また、キルギスの輸出競争力が高いものの、供給力が乏しい場合には「供給量の拡大の余地」により、注目業種に加えることとしている。また、キルギスの輸入量が多く且つ輸出特化係数が低い産業については、貿易赤字の拡大要因と考え、輸入から国内生産への代替の可否の観点で注目業種に加えている。

サービス業主体の第3次産業では、貿易統計の範囲外であるため、名目GDPに占める構成比の変化、GDPの規模、サービス収支の変化に対する寄与等から選定する。

3. マクロ経済分析からの一次選定セクター（第1次・第2次産業）

表2-3は、第1次・第2次産業の一次選定結果を表している。また、表2-4では、当該対象全54セクターについて、貿易統計から判断される各セクターの現状分析、可能性、問題点を記載している。尚、最終選定では、第1次産業では「肉類・同調整品」、「酪農品」、「野菜」を、第2次産業では「衣類（縫製業）」を挙げている。これらの選定プロセスについては3章（第1次産業）と4章（第2次産業）で解説する。

表2-3. 有望業種の一次選定リスト（第1次・第2次産業）

No	大分類	中分類	No	大分類	中分類
3	農業	肉類・同調整品	12	飲料	飲料
4	農業	酪農品・鳥卵	16	原材料	織物用繊維及びくず
6	農業	穀物・同調整品	26	化学製品	プラスチック（成型前）
7	農業	果実・野菜	27	化学製品	プラスチック（成型後）
8	農業	糖類・同調整品・はちみつ	29	原料別製品	革及び同製品、毛皮
9	農業	コーヒー・茶・ココア・香辛料類	30	原料別製品	ゴム製品
			31	原料別製品	木製品及びコルク製品（除家具）
			33	原料別製品	織物用糸及び繊維製品
			36	原料別製品	非鉄金属
			37	原料別製品	金属製品
			38	機械・輸送機器	原動機
			41	機械・輸送機器	その他産業機械及び部品
			44	機械・輸送機器	電気機器
			45	機械・輸送機器	路上車輛
			48	雑製品	家具及び部品
			50	雑製品	衣類及び同附属品
			51	雑製品	はき物

（注）左列の「No」は、表2-4で表された貿易品目の番号を、シャドーは最終選定セクターを表す

表 2-4. 有望業種の一次選定と現状分析（第1次・第2次産業）

Line	大分類	中分類	現状分析・疑問	可能性（アイデア）	判断に必要な条件、問題点	Line
1	農業	全般	国内の自給率とその推移はどの程度か？	国内自給率を高めるのが良いか、輸出向けの栽培を促進するのが良いか。その理由は何かをクリアにしたい	自給率の定義を何とするか？	1
2	農業	生きた動物	輸出特化係数（2012）は+0.82。2001年（+0.53）より上昇。貿易額は900万ドルと僅少。他国はすべて輸入超。		周辺国の貿易額の規模が小さく、マスになれるかが不透明	2
3	農業	肉類・同調製品	輸出特化係数（2012）は▲0.63。2001年（▲0.83）より改善。貿易額は1億ドル弱。他国では特化係数が殆ど▲0.95～▲1.00（ロシア含む）。	近隣諸国は国内の需要を満たせていない。キルギスも輸入超過だが、価格帯によっては輸出のポテンシャル（近隣国の需要）を取り込めるのではないかな？	周辺国の輸入基準。大量生産に必要なものは何なのか？ 設備、原料、資金…	3
4	農業	酪農品・鳥卵	輸出特化係数（2012）は+0.28。2001年（+0.60）より悪化。貿易額は5,000万ドル強。他国では特化係数が殆ど▲0.85～▲1.00（ロシア含む）。	近隣諸国は国内の需要を満たせていない。キルギスは既に輸出国だが、特化係数は低下。なぜか？ 貿易額は肉製品の半分程度（近隣諸国）ではあるが、これらの国の需要を取り込むチャンスがあるのではないかな？	周辺国の輸入基準。大量生産に必要なものは何なのか？ 設備、原料、資金…	4
5	農業	魚介類・同調製品	輸出特化係数（2012）は測定不能。2001年（▲1.00）から判断すると、魚関係は取れないのではないかな。貿易額は●億ドル。他国ではタジク、ウズベクが輸入国（▲0.88程度）	特になし	特になし	5
6	農業	穀物・同調製品	輸出特化係数（2012）は▲0.91。2001年（▲0.80）より悪化。貿易額は2億ドル弱。他国ではカザフ（+0.81）とロシア（+0.70）が輸出国。その他は▲0.97～▲1.00と、輸入国。貿易額は、「果実・野菜」の次に多い。	カザフ産やロシア産の麦類とかじゃがいも類の価格が安いのだと推察されるが、キルギスの貿易赤字を少なくするとの観点から、安定した国内調達を可能とすることは必要だと思われる。	他国からの輸入品に関税をかけること、国内のインフレが急伸するため、おそらくは無理。政治・社会問題にもなりかねない。ロシア・カザフ産との価格差の要因を分析する必要あり。	6
7	農業	果実・野菜	輸出特化係数（2012）は+0.63。2001年（+0.69）より若干低下。貿易額は2億ドル強。他国ではウズベク（+0.96、12.5億ドル）、タジク（+0.47、0.6億ドル）が輸出国。その他は▲0.88～▲0.93と殆ど輸入依存。キルギスの農産物関連の貿易額では最も金額が大きい。	ウズベキスタンとの金額差は大きい。周辺国が殆ど輸入国であることを考えると、需要を取り込めるチャンスがあるのではないかな？	生鮮品のため、安定した生産量、価格などの供給体制が問われるのではないかなと思われる。ウズベキスタンとの品目の違いなどを把握する必要があるだろう。	7
8	農業	糖類・同調製品・はちみつ	輸出特化係数（2012）は▲0.93。2001年（▲0.44）より悪化。貿易額は0.9億ドル。他国も純輸入国（▲0.64～▲1.00）。キルギス含む地域の貿易額は、肉製品と同程度。 なぜ、キルギスの輸入依存が高まったのか？	キルギスの輸入依存が高まったのが、国内の生産能力の問題なのか、それとも中央アジア以外からの安価な製品の輸入に取って代わられたのか。 一定程度の貿易額があるので、ビジネスのスタイルを検討する価値はあるのではないかな？		8
9	農業	コーヒー・茶・ココア・香辛料類	輸出特化係数（2012）は▲0.87。2001年（▲0.92）より若干低下。貿易額は1.1億ドル。他国でも純輸入国（▲0.62～▲0.99）。ロシアを除けば、貿易額は肉製品や糖類と同じ。	経済の発展に伴い、コーヒーの消費量は増える傾向にある。コーヒー豆は輸入するけど、焙煎等の加工をキルギスで行うというのはどうだろう？		9
10	農業	飼料	輸出特化係数（2012）は▲0.96。2001年（+0.04）より大幅悪化。貿易額は500万ドル。他国ではタジク、ウズベクが同程度の特化係数。 国内の飼料では賄えなくなっているのはなぜ？	安価で良質な飼料が手に入るならば、当該金額も僅少であるし、あえてトップピックに挙げる必要はないと思われる。		10
11	農業	その他食料品	輸出特化係数（2012）は▲0.84。2001年（▲0.95）より悪化。貿易額は0.8億ドル。他国では軒並み特化係数は▲1.00とほぼ全輸入の状態。	含まれる品目が分かりにくいので、ひとはまず優先度を下げてよいのではないかな。		11
12	飲料	飲料	輸出特化係数（2012）は▲0.88。2001年（▲0.78）より悪化。貿易額は7,000万ドル。他国ではウズベクが輸出国（+0.35）だが、その他は純輸入国。特にトルクメ（▲0.99）とカザフ（▲0.85）はほぼ全量輸入。貿易額は、カザフ3億、ロシア31億ドルを除けば、1億ドル未満。	地場メーカーが強いことを示唆する内容と思われる。特に水のようなコモディティ化して、単価の割に輸送費が高む製品を輸出するのは難しい。 プレミアム製品ができるのであれば、効用をアピールして先進国への販売を狙うのが良いのではないかな。	既存のVolvic、Vittel、Evianなどのブランド水との差別化をどのようにするか。 安定した供給体制が敷けるか、PETや包装資材を安く仕入れることは可能か？	12
13	原材料	原皮及び毛皮	輸出特化係数（2012）は+0.58。2001年（+0.53）と変わらず。貿易額は2,100万ドル。他国も同様に純輸出国。但し、いずれも貿易額は僅少。	製品の特性や貿易額からみて、優先度は低い。		13

Line	大分類	中分類	現状分析・疑問	可能性（アイデア）	判断に必要な条件、問題点	Line
14	原材料	木材及びコルク	輸出特化係数（2012）は▲0.97。2001年（▲0.73）から悪化。貿易額は6,500万ドル。ロシアの特化係数は+0.96だが、他は▲0.99～▲1.00と全量輸入。	製品の特性や貿易額からみて、優先度は低い。		14
15	原材料	パルプ及び古紙	輸出特化係数（2012）は測定不能（貿易額なし）。2001年（+0.17）より悪化。他国ではウズベクとロシアの特化係数が+0.80と高く、タジクとカザフが▲0.75前後と低い。貿易額はロシア（13億ドル）以外は1億ドル未満。	国内に製紙工場があるかわからないが、おそらくは日用品は外国からの輸入ではないだろうか。内需向けで、資本比率も高い（電気も多く必要）、優先度は低いと考える。		15
16	原材料	織物用繊維及びくず	輸出特化係数（2012）は+0.83。2001年（+0.85）と変わらず。貿易額は5,000万ドル。他国では、ロシア（▲0.90）は純輸入だが、カザフ（+0.46）、タジク、ウズベク（+0.99）、トルクメ（+1.00）と、ほぼ全量輸出。特にトルクメとウズベクの貿易額は各20億ドル弱と大きい。	近隣諸国に比べて特化係数が若干低いのは、国内の縫製メーカー向けに海外から繊維を輸入していることかもしれない。 付加価値を付けるとの観点で、当該分野の輸出を増やすことよりも、いかに国内縫製メーカーに回していけるかがカギではないか？ 農家の現金商売のあり方（日銭がほしいから安売りしていないか等）もチェックする必要あり	繊維の輸出先の確認 一次加工、二次加工メーカーの国内での存在	16
17	原材料	粗鉱物、粗肥料	輸出特化係数（2012）は▲0.18。2001年（▲0.36）より若干改善。貿易額は4,000万ドル。他国ではカザフ（+0.89）とロシア（+0.15）を除けば純輸入国。これら2か国以外の貿易額は1億ドル未満。	資源関連のため、優先度は低いと想定		17
18	原材料	金属鉱及びくず	輸出特化係数（2012）は+0.87。2001年（+0.77）より改善。貿易額は1.6億ドル。他国ではトルクメ（+0.87）とカザフ（+0.78）の特化係数が高く、ロシア、ウズベク、タジクは▲0.5程度と低い。貿易額は、タジクとウズベクで3億ドル強、カザフとロシアで各50億ドル前後と大きい。	同国の鉱工業生産の約半分が金属製品であるため、くずも多いものと推察される。これが金のくずなのかは不明。 しかし、くずにするよりも、金属製品の歩留まり改善に着目した方がよいのではないかと考える。		18
19	原材料	その他の動植物性原材料	輸出特化係数（2012）は+0.06。2001年（+0.59）より悪化。貿易額は1,000万ドル。他国ではトルクメの特化係数が+0.85と高く、且つ貿易額も2.6億ドルある。	製品の特性や貿易額からみて、優先度は低い。		19
20	化学製品	有機化合物	輸出特化係数（2012）は▲0.85。2001年（▲0.93）より若干改善。貿易額は800万ドルと僅少。他国では、タジクとトルクメはほぼ全量輸入。ウズベクとカザフが▲0.66程度。ロシアが+0.24。貿易額は比較的少ない。	製品の特性や貿易額からみて、優先度は低い。		20
21	化学製品	無機化合物	輸出特化係数（2012）は▲0.05。2001年（▲0.31）より若干改善。貿易額は6,000万ドル。他国ではトルクメ、ウズベク、カザフの特化係数が+0.80以上と高い。ロシアは+0.45。タジクは▲0.88と低い。貿易額は、タジクでも2億ドル弱、トルクメ6.5億、ウズベク8.7億、カザフ36億、ロシア65億ドルと大きい。	無機化合物がどのような形で使われているかわからないので、もう少し情報が必要 貿易額は大きいので、市場参入があるのでは？		21
22	化学製品	染料・なめし剤及び着色剤	輸出特化係数（2012）は▲0.78。2001年（▲0.95）より若干改善。貿易額は3,200万ドル。他国の特化係数も▲0.70～▲0.98と低い。貿易額も無機化合物の2割程度か。	製品の特性や貿易額からみて、優先度は低い。		22
23	化学製品	医薬品	輸出特化係数（2012）は▲0.99。2001年（▲0.99）と変わらず。貿易額は2億ドル弱。カザフ（▲0.80）を除けば、他国も▲0.91～▲1.00と、ほぼ全量輸入。貿易額はウズベク6億弱、カザフ13億、ロシア138億ドル。	医薬品の性質や、ジェネリック企業の動向からみて、キルギスがジェネリック大国になるとは考え難いのではないだろうか。		23
24	化学製品	精油・香料及び化粧品類	輸出特化係数（2012）は▲0.96。2001年（▲0.88）より若干悪化。貿易額は9,000万ドル。他国も純輸入国。貿易額は医薬品の半分以下。	周辺国のニーズはあるが、全体でみても額が小さければ香料メーカーが工場を建設するとは考え難い。		24

Line	大分類	中分類	現状分析・疑問	可能性（アイデア）	判断に必要な条件、問題点	Line
25	化学製品	肥料	輸出特化係数（2012）は▲0.62。2001年（▲1.00）より改善。貿易額は7,000万ドル。他国ではロシア（+0.99）とウズベク（+0.94）が純輸出。トルクメは▲1.00と全量輸入。カザフ、タジクは▲0.2～▲0.3。ウズベクの輸出額は5億ドルと大きい。	肥料は一定量を輸出しているようだが、農作物の生産量等への影響を考えると、注力すべき分野の候補として考えてもよいのでは？	肥料の差別化（価格、品質）を理解する必要がある。	25
26	化学製品	プラスチック（成型前）	輸出特化係数（2012）は▲0.77。2001年（▲0.98）より若干改善。貿易額は6,000万ドル弱。他国ではトルクメが+0.71と高いが、その他は純輸入国。ロシアを除けば特化係数は改善。貿易額はトルクメで5億、ウズベクで4億、カザフで6億、ロシアで64億ドルと大きい。	成型前のプラスチックとは、PETを作るためのペレットをイメージするのだが、現時点ではイメージがつかめない。 しかし、内陸国キルギスにおいては、成型後よりも成型前のプラスチック製品の方が競争力をつけやすいと思われる。ただ、国際的にみれば汎用品のはずだから、いかに安く作れるかがカギとなるのではないかと。	製品のイメージの確認	26
27	化学製品	プラスチック（成型後）	輸出特化係数（2012）は▲0.92。2001年（▲0.90）とほぼ変わらず。貿易額は4,600万ドル。他国もすべて純輸入国。成型前は輸出していたトルクメも、成型後となると▲0.99と、ほぼ全量輸入。貿易規模は、成型前の半分程度。	成型後のプラスチック製品は、おそらく国内向けとして使われる。キルギスの特化係数が▲0.92ということから、国内のプラスチック製品はほぼ輸入に依存している。日用品の競争力を高める上では、同指数の改善（国内での調達可能）が必要ではないだろうか？	金型の技術	27
28	化学製品	その他の化学製品	輸出特化係数（2012）は▲0.80。2001年（▲0.69）より悪化。貿易額は5,300万ドル。他国も総じて純輸入国。貿易額は成型後のプラ製品と同程度	製品の特性や貿易額からみて、優先度は低い。		28
29	原料別製品	革及び同製品、毛皮	輸出特化係数（2012）は+0.98。2001年（+0.76）より上昇。但し、貿易額は1,500万ドルと少ない。他国ではタジク、ウズベクが共に+0.90を上回る。いずれも、貿易額は1億ドル未満。	競争力はあるが、マスマーケットには不向きではないだろうか？ ただ、キルギスは「原皮や毛皮」の貿易額が2,000万ドル以上ある。向け先にもよるが、加工度を上げて革製品の供給量を増やしたらどうだろうか？		29
30	原料別製品	ゴム製品	輸出特化係数（2012）は▲0.48。2001年（▲0.96）より大幅に改善。貿易額は1億ドル強。他国も純輸入国。中でもキルギスの特化係数の改善が目立つ。貿易額はトルクメで1.6億、ウズベクで2.6億、カザフで6.7億、ロシアで52億ドル。そこそこ大きい。	キルギスの改善の原因をチェック 自動車やバイクのタイヤとまではいかないかもしれないが、ゴム製品は経済発展と併せて増えるので、他国への供給地となる可能性を探るのも一考	ゴム製品は電力を相当使うのではないかと 輸送費が高つくのではないだろうか？	30
31	原料別製品	木製品及びコルク製品（除家具）	輸出特化係数（2012）は▲0.98。2001年（▲0.94）と変わらず。貿易額は7,000万ドル。他国ではロシアが収支均衡以外は、特化係数が▲0.91～▲1.00と、ほぼ全量輸入。木材があるにもかかわらず、加工ができていない。貿易額は、キルギス、タジク、トルクメでは1億ドル未満。ウズベクで1.7億、カザフで4億ドル程度。	木材・コルクの原材料分野でも特化係数は非常に低かったのので、山が近いといっても、これまでは全量輸入に近かった。 量が少ないから輸入の方が安いのかもしれないが、競争力を付ければ輸出できるのではないかと？	製造原価をクリアにする	31
32	原料別製品	紙類及び同製品	輸出特化係数（2012）は▲0.74。2001年（▲0.96）より改善。貿易額は8,000万ドル。他国も純輸入国。	原料のバルブ・古紙をみても、国内での供給力は限られているものと推察される。製品が内需向けであること、重量に対する単価が安いことから、優先度は低いと想定。		32
33	原料別製品	織物用糸及び繊維製品	輸出特化係数（2012）は▲0.74。2001年（▲0.31）より悪化。貿易額は1.6億ドル。他国では、トルクメとウズベクが+0.65前後。タジク（▲0.68）、カザフ（▲0.94）、ロシア（▲0.88）は純輸入国。貿易額は、タジクで3億弱、トルクメ9億、ウズベク13億、カザフ7億、ロシア70億ドルと大きい。	川上の繊維（おそらくは羊毛）、川下の縫製の競争力は改善しているが、中間財の生産力が低いことが分かる。 OEMの場合は、顧客が材料を指定するため輸入が増える傾向にあるので、川下の縫製業へのヒアリングで確認。 当該分野の競争力が付けば、縫製業が成長ドライバーになるのではないだろうか？		33
34	原料別製品	非金属鉱物製品	輸出特化係数（2012）は▲0.34。2001年（+0.19）より悪化。貿易額は1.4億ドル。他国ではウズベク（+0.26）を除けば純輸入国。ウズベクはこの10年で1ポイント改善している。	製品のイメージがわかないため、一旦保留		34

Line	大分類	中分類	現状分析・疑問	可能性（アイデア）	判断に必要な条件、問題点	Line
35	原料別製品	鉄鋼	輸出特化係数（2012）は▲0.57。2001年（▲0.68）より若干改善。貿易額は2.9億ドル。他国では、カザフとロシアが純輸出国だが、タジク、トルクメ、ウズベクは殆どを輸入。近隣ではカザフが90億ドル近く生産しているため、カザフからの輸入になっていると推察される。	おそらくは殆どが電炉と思われる。建設需要が増えれば、トルコから供給されると聞いたことがある。装置産業のため、優先度は低い。		35
36	原料別製品	非鉄金属	輸出特化係数（2012）は+0.28。2001年（▲0.10）より改善。貿易額は5,000万ドル。他国では、トルクメ（▲0.87）を除き、純輸出国。特にタジク（+0.95）、カザフ（+0.94）、ウズベク（+0.90）の係数は高い。貿易額はタジクで7億、ウズベクで20億、カザフで70億ドルと大きい。	近隣の市場規模は大きい。		36
37	原料別製品	金属製品	輸出特化係数（2012）は▲0.68。2001年（▲0.66）と変わらず。貿易額は2億ドル弱。他国はすべて純輸入国。貿易額は、トルクメ6億、カザフ16億、ロシア118億ドルが大きい。	近隣の市場規模は大きい。		37
38	機械・輸送機器	原動機	輸出特化係数（2012）は▲0.23。2001年（+0.21）より悪化。貿易額は0.5億ドル。他国ではロシア（▲0.31）以外は特化係数が▲0.83～▲0.96とほぼ全量輸入。トルクメ、ウズベク、カザフでは、貿易額が2.6億～8.3億ドルとそこそこある。			38
39	機械・輸送機器	専門機械	輸出特化係数（2012）は▲0.72。2001年（▲0.70）と殆ど変わらず。貿易額は2億ドル。他国も殆ど全量輸入。貿易額はタジクは僅少だが、トルクメとカザフが各8億ドル、ウズベク7億ドル。			39
40	機械・輸送機器	金属加工機械	輸出特化係数（2012）は▲0.66。2001年（+0.91）より大幅悪化。貿易額は700万ドル。他国もカザフで2.4億ドルと、市場規模は小さい。	貿易額が僅少であることから、ある程度無視して良いのではと思われる。		40
41	機械・輸送機器	その他産業機械及び部品	輸出特化係数（2012）は▲0.65。2001年（▲0.43）より悪化。貿易額は1.5億ドル。他国ではトルクメ11億、ウズベク8億、カザフ28億ドルと、市場規模は大きい。いずれも特化係数は▲0.85～▲0.98と、ほぼ全量輸入。	産業機械のカバー範囲は広いと思われるが、原動機分野でも相対的に輸出特化係数は良いので、キルギスから周辺国への展開は可能ではないだろうか。但し、企業側がキルギスに拠点を設ける程の規模が当該地域であるかは不明。販売拠点のハブとして、物流面や関税でのメリットがあるか、とのリサーチも必要。		41
42	機械・輸送機器	事務用機器及びコンピュータ	輸出特化係数（2012）は▲0.91。2001年（▲0.92）と変わらず。貿易額は0.3億ドル。他国ではロシアとカザフを除けば、貿易額自体が1億ドル未満。特化係数はすべてでマイナス。特にロシア、ウズベク、トルクメは▲0.90を下回る。	貿易額や製品の性格から、優先度は低くてよいのではないだろうか。		42
43	機械・輸送機器	通信・音響機器	輸出特化係数（2012）は▲0.96。2001年（▲0.63）より悪化。貿易額は1億ドル弱。他国ではトルクメ3億、ウズベク2億、カザフ14億ドルと需要はあるが、おそらくはスマートフォン関連と推察される。特化係数も殆どが▲0.90を下回る。	貿易額や製品の性格から、優先度は低くてよいのではないだろうか。		43
44	機械・輸送機器	電気機器	輸出特化係数（2012）は▲0.63。2001年（+0.40）から大幅悪化。貿易額は2.3億ドル。他国ではトルクメ5.7億、ウズベク6.1億、カザフ23.8億ドルと、貿易額は大きい。一方、特化係数はすべてマイナス。ウズベクの▲0.29を除けば、▲0.85～▲0.90の範囲（ロシアは▲0.73）。 なぜ、キルギスの輸出特化係数は低下したのか？	他国の例をみれば、中国製品が家電市場を席巻している。 中国企業の誘致を進めて、キルギスから中央アジア諸国への輸出の可能性はないだろうか？	おそらくは部材の多くが調達できないため、中国からの輸入に頼るのではないかと。 中国国境の物流、通関事情の把握。経済特区の可能性。電力事情。労働力等の把握が必要	44

Line	大分類	中分類	現状分析・疑問	可能性（アイデア）	判断に必要な条件、問題点	Line
45	機械・輸送機器	路上車輛	輸出特化係数（2012）は▲0.43。2001年（▲0.16）より悪化。貿易額は10億ドル弱。他国ではタジク1.5億、トルクメ6.7億、ウズベク18.9億、カザフ32.6億ドルと、貿易額は非常に大きい。輸出特化係数は、ウズベク（▲0.65）を除けば、▲0.96～▲1.00と、ほぼ全量輸入。	乗用車については、おそらくはまだ各国の年間販売台数からみると、完成車メーカーが組立工場を持つまでの需要量はないと思われる。 カザフにトヨタが1ラインを間接的に持っている。生産はこれからだか、カザフが周辺国への供給拠点となる前に、キルギスでも同様の試みができるかを考える必要あり	部材調達のためのリードタイム。安定した電力の供給。周辺国へのアクセス。その他諸々。	45
46	機械・輸送機器	その他輸送用機器	輸出特化係数（2012）は+0.33。2001年（▲0.78）より大きく改善。貿易額は0.7億ドル。他国の特化係数もマイナス。金額は当該分野の中では少ない。	輸出特化係数が改善している理由は知りたいが、マスマーケットの可能性がどの程度あるのか。		46
47	雑製品	組立済建物、衛生・暖房・照明備品等	輸出特化係数（2012）は▲0.92。2001年（▲0.79）より悪化。貿易額は2,000万ドル。他国では貿易額も少なく、特化係数もマイナス。	特になし		47
48	雑製品	家具及び部品	輸出特化係数（2012）は▲0.75。2001年（▲0.88）より若干改善。貿易額は4,000万ドル。他国で1億ドル以上の貿易額があるのは、トルクメ1億、カザフ5億、ロシア35億ドル程度。特化係数は▲0.84～▲0.99とほぼ全量輸入。	金額は少ないが、当該地域での家具が全量輸入である点は驚き。 木製家具、スチール製家具等の別はあるが、生産技術と労働コストとの見合いで生産拠点を探す企業はあるので、キルギスでのチャンスがないか検討する価値はあるのではないかと？	他国の輸入元の把握。大手家具メーカー等の存在。 キルギスの労働生産性	48
49	雑製品	バッグ、旅行用品	輸出特化係数（2012）は▲0.94。2001年（▲0.55）より悪化。貿易額は900万ドル。他国での貿易額も少なく、特化係数も殆どが▲0.90～▲1.00。	製品の性格から、キルギスが生産拠点としてもマスマーケットは取れないのではないだろうか。		49
50	雑製品	衣類及び同附属品	輸出特化係数（2012）は▲0.14。2001年（▲0.54）より改善。貿易額は4億ドル。他国ではタジク3億、トルクメ4億、ウズベク6億、カザフ20億、ロシア128億と、相応の貿易額がある。輸出国はトルクメ（+0.63）とウズベク（+0.81）。タジク（▲0.85）、カザフ（▲0.98）、ロシア（▲0.96）は、ほぼ全量輸入。	競争するトルクメニスタン、ウズベキスタンから、いかにキルギスが輸出需要を奪取するか。 縫製品の原料では純輸出だが、なぜ、衣類ではまだ輸入国となっているのか？	トルクメン、ウズベクの主要製品の 카테고리調査（リードタイム、価格帯など）を把握する必要がある	50
51	雑製品	はき物	輸出特化係数（2012）は▲0.94。2001年（▲0.85）より若干悪化。貿易額は1億ドル弱。他国では衣類の貿易額の1/3～1/4程度しかない。特化係数はウズベクが▲0.05とほぼ均衡だが、他は▲0.90～▲1.00と、ほぼ全量輸入。	中国や東南アジアからの生産シフトの可能性はないだろうか。 衣類に比べて生地に厚みがあるので、電力が安定していないと針が刺さらないと聞いたことがある。		51
52	雑製品	その他の専門、科学機器	輸出特化係数（2012）は▲0.78。2001年（▲0.75）と変わらず。貿易額は4,000万ドル。他国も輸入国。金額はトルクメ1.7億、ウズベク1.8億、カザフ7.8億ドル。	製品の性格から、キルギスが生産拠点としてもマスマーケットは取れないのではないだろうか。		52
53	雑製品	写真機器・光学機器及び時計	輸出特化係数（2012）は▲0.96。2001年（▲0.84）より若干悪化。貿易額は700万ドル。他国の特化係数も▲0.85を下回っている。貿易額もロシアを除けば1億ドル未満。	特になし		53
54	雑製品	その他の雑製品	輸出特化係数（2012）は▲0.61。2001年（▲0.19）より悪化。貿易額は1億ドル。他国も純輸入国だが、貿易額は比較的小さい。	特になし		54

4. マクロ経済分析からの一次選定セクター（第3次産業）

第3次産業の有望業種の一次選定は、産業別GDP統計と国際収支統計（サービス収支）を基に行う。第3次産業は、商業、輸送・通信業など、9業種から構成されている（表2-5）。業種数が少ないため、一次選定で有望業種から対象外とするのは「政府関連」と「その他」のように、民間企業の参入が限定的、あるいは事業内容の特定が困難な業種のみとする。

尚、最終選定では、商業とホテル・レストラン業を対象とした「観光業」、運輸・通信業に含まれる「IT産業」とした。これらの選定プロセスについては5章で解説する（表2-6）。

表 2-5. 産業別名目 GDP 比率の変化

(100万ソム)	2000年		2013年		2003 → 2013	
	金額	構成比	金額	構成比	増加率	(変化幅)
名目GDP	60,802	100.0%	299,792	100.0%	13.1%	(+0.0%)
農林水産業	22,344	36.7%	53,157	17.7%	6.9%	(-19.0%)
工業	19,084	31.4%	79,968	26.7%	11.7%	(-4.7%)
鉱業	352	0.6%	2,437	0.8%	16.1%	(+0.2%)
製造業	11,831	19.5%	46,736	15.6%	11.1%	(-3.9%)
公益業（電力・水道）	4,167	6.9%	7,150	2.4%	4.2%	(-4.5%)
建設業	2,734	4.5%	23,645	7.9%	18.1%	(+3.4%)
サービス	19,374	31.9%	166,667	55.6%	18.0%	(+23.7%)
商業	7,906	13.0%	56,456	18.8%	16.3%	(+5.8%)
ホテル・レストラン業	484	0.8%	5,099	1.7%	19.9%	(+0.9%)
輸送・通信業	2,414	4.0%	33,274	11.1%	22.4%	(+7.1%)
金融業	81	0.1%	1,692	0.6%	26.3%	(+0.4%)
不動産・ビジネスサービス業	1,891	3.1%	14,319	4.8%	16.8%	(+1.7%)
政府関連	2,491	4.1%	17,740	5.9%	16.3%	(+1.8%)
教育関連	2,065	3.4%	19,581	6.5%	18.9%	(+3.1%)
医療関連	1,317	2.2%	12,033	4.0%	18.6%	(+1.8%)
その他	725	1.2%	6,473	2.2%	18.3%	(+1.0%)

(出所) National Statistical Committee of the Kyrgyz Republic

表 2-6. 有望業種の一次選定リスト（第3次産業）

セクター	構成比 変化	経済規模	サービス 収支寄与	
商業	○	○	△	} 観光
ホテル・レストラン業	×	×	○	
輸送・通信業	○	○	輸送×/通信○	IT
金融業	×	×	×	
不動産・ビジネスサービス業	△	△	—	
政府関連	△	△	—	
教育関連	○	△	—	
医療関連	△	△	—	

(注) シャドーは最終選定セクターを表す

第3章 農牧業におけるビジネス環境

1. はじめに

キルギスの各種産業について、統計データを用いた有望品目候補の一次選定結果は第2章に示した通りである。このうち、農牧業¹に関する有望品目候補として、「生きた動物」、「肉類・同調製品」、「酪農品・鳥卵」、「穀物・同調製品」、「果実・野菜」が選定された。

本章では、キルギスにおける農牧業の事業環境、優位性、課題等を踏まえた上で、有望ビジネスモデルの候補について検討する。検討作業においては、キルギス国家統計委員会（National Statistical Committee）の統計に加え、国際連合食糧農業機関（Food and Agriculture Organization of the United Nations）の統計データ（FAOSTAT）などを用いた分析とともに、現地調査時のヒアリング²により得られた情報等を総合的に考察する。

2. 農牧業の概況

(1) 農牧業を取り巻く自然

中央アジアの一員であるキルギスは、北緯 39～43 度の間に位置し、国土の大部分を天山山脈とその支脈であるアラタウ山脈が占めている。国土の約 90%が標高 1,500メートル以上の山岳地帯という厳しい地形となっている。

キルギスの気候は、北部の山麓丘陵地域は比較的温暖であるのに対し、南西部のフェルガナ盆地では亜熱帯性で夏は暑く乾燥するなど、地域による若干の差異が認められるものの、全般としては大陸性乾燥気候である。

例えば、図 3-1 に示すように、首都ビシュケクの気候（平年値³）をみると、7月の平均気温は 25.0℃であるのに対し、1月の平均気温は氷点下 2.2℃となっている。また、年間の降水量は 462.1mm に過ぎず、年間を通じ晴天が多い。

農牧業は、その性質上、所与の自然環境に大きく左右される。前述したように、キルギスにおいては、土地利用における地形的な制約に加え、降水量にも制限があるため、国土領域面積⁴に占める農地の割合は 7.0%に過ぎない⁵。他方、家畜の放牧等に適する条件には恵まれており、国土領域面積の 48.3%が放牧地として利用されている⁶。

¹ キルギスの畜産業において、ウマ、ヒツジ、ヤギなどの放牧が広範に行われている現状（放牧地が国土面積の 4 割以上に達している）を踏まえ、本章においては、キルギスの農業および畜産業の総称として「農牧業」という表現を用いる。

² これまでに、現地調査は第一次現地調査（2014 年 3 月～4 月）および第二次現地調査（2014 年 5 月）の 2 回実施し、キルギス政府機関、民間企業（農場、牧場等）、教育機関、中東諸国の在ビシュケク大使館などに対し、ヒアリングを行った。

³ 平年値とは、西暦年の 1 の位が 1 の年から続く 30 年間の平均値であり、10 年ごとに更新される。現在の平年値は、1981～2010 年の観測値による平均値である。

⁴ 国土領域面積（country area）には、内水面（inland water）の面積（815,000ha）を含んでいる。なお、キルギスの国土面積（land area）は 19,180,000ha である（FAOSTAT）。

⁵ 2011 年における農地（arable land and permanent crops）は 1,351,000ha である（FAOSTAT）。農地面積は、国土面積の 6.8%に相当する。

⁶ 2011 年における放牧地（permanent meadows and pastures）は 9,258,000ha である（FAOSTAT）。放牧地は、国土面積の 46.3%に相当する。

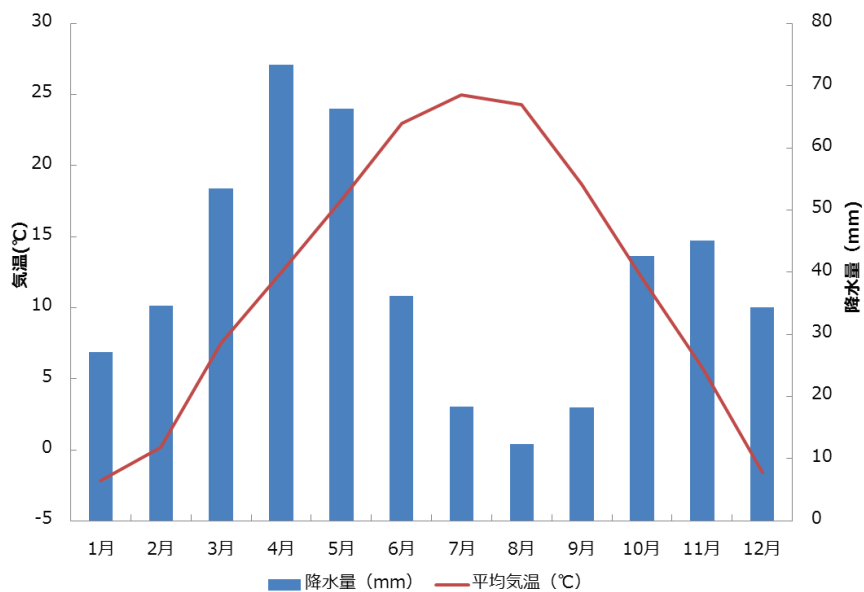


図 3-1. ビシュケクの気候（平年値）

（出所）気象庁ホームページ「世界の地点別平年値」より作成

3. 農産物の需給

表 3-1 ならびに表 3-2 は、キルギスにおける主要農産物の需給について、2005 年および 2010 年の状況を示している。ここでの分類ごとに農産物貿易の動向をみると、穀物、食肉、卵は輸入される傾向にあったのに対し、馬鈴薯、野菜・果実、牛乳は 2005 年から 2010 年にかけて純輸出量⁷の拡大を確認することができる。

表 3-1. キルギスにおける主要農産物の需給（2005 年）

	項目	穀物 (千トン)	馬鈴薯 (千トン)	野菜・果実 (千トン)	食肉 (千トン)	牛乳 (千トン)	卵 (百万個)
供給	期首在庫	1,049	915	136	4	34	9
	生産	1,667	1,141	823	182	1,198	318
	輸入	247	0	1	13	6	1
	計	2,964	2,057	959	199	1,238	328
需要	製品原料用消費	869	491	16	-	95	6
	損失	55	8	14	-	1	0
	輸出	23	1	30	0	35	1
	個人消費	983	736	672	194	1,083	311
	期末在庫	1,035	821	228	5	25	10
	計	2,964	2,057	959	199	1,238	328

（出所）National Statistical Committee

（注）小数第 1 位を四捨五入した関係で合計値は必ずしも一致しない。

⁷ 本章では、ある品目の輸出量から輸入量を差し引いた量を「純輸出量」とし、ある品目の輸入量から輸出量を差し引いた量を「純輸入量」とする。

表 3-2. キルギスにおける主要農産物の需給（2010 年）

	項目	穀物 (千トン)	馬鈴薯 (千トン)	野菜・果実 (千トン)	食肉 (千トン)	牛乳 (千トン)	卵 (百万個)
供給	期首在庫	1,654	712	293	5	39	15
	生産	1,584	1,339	969	188	1,360	373
	輸入	436	1	9	100	34	57
	計	3,674	2,052	1,271	292	1,433	445
需要	製品原料用消費	1,087	507	56	0	132	7
	損失	64	62	16	0	2	0
	輸出	78	266	183	86	157	-
	個人消費	992	505	779	201	1,103	412
	期末在庫	1,454	712	237	5	39	25
	計	3,674	2,052	1,271	292	1,433	445

(出所) National Statistical Committee

(注) 小数第 1 位を四捨五入した関係で合計値は必ずしも一致しない。

まず、輸入傾向にあった農産物についてみると、穀物の純輸入量は、2005 年の 22.4 万トンから 2010 年には 35.8 万トンへと増加した。また、食肉の純輸入量は 2005 年では 1.3 万トンであったが、2010 年には 1.4 万トンであり、小幅な増加であった。他方、卵は 2005 年に輸出入が均衡していたが、2010 年には 5.7 万トンの輸入超過となった。

続いて、輸出傾向にあった農産物についてみると、馬鈴薯の純輸出量は、2005 年の 0.1 万トンから 2010 年には 26.5 万トンへと増加した。次に、野菜・果実の純輸出量は、2005 年の 2.9 万トンから 2010 年には 17.4 万トンとなった。牛乳の純輸出量は 2005 年の 2.9 万トンから 2010 年には 12.3 万トンに拡大した。

(1) 主要農産物の生産者価格

食料となる農産物については、慎重な議論が求められるべきであるが、仮に、周辺国と比べて競争力のない品目は輸入傾向となり、逆に周辺国と比べて競争力のある品目は輸出傾向にあると推測される。そこで、近年の主要農産物に係る生産者価格⁸の動向について、周辺国の代表として、カザフスタンと比較する⁹。

a) 穀物

ここでは、穀物の代表として、キルギスにおいて一般的に栽培されている小麦とトウモロコシについて論じる。

まず、小麦の生産者価格については、2005～2011 年の全期間に渡り、キルギスがカザフスタンを上回っている。近年で最も価格差が僅差となったのは 2010 年であり、キルギスでは 155.7 ドル/トン、カザフスタンでは 148.2 ドル/トン（価格差：7.5 ドル/トン）であった。しかし、同年を除けば、価格差は 27.6 ドル/トン（2009 年）から 165.5 ドル/トン（2008 年）の水準で推移している（図 3-2）。

⁸ 生産者価格とは、生産者の販売価格（生産費に利潤を加算した価格）である。例えば、高品質で需要のある農産物は生産者の利潤も増加することが想定される。しかし、FAOSTAT は、品質による価格差を反映していない。このため、生産者価格のみを以って、特定品目の競争力を議論するには限界がある。ひとつの目安であることに留意されたい。

⁹ 理想的には、中央アジア諸国と比較することが望ましいものの、現実的には、利用可能な統計の問題がある。本調査は、業務対象地域をビシュケク市及びその周辺地域（チェуй州、イシククリ州、タラス州）というキルギス共和国の北部としていることから、ここでは北部の大半で国境を接するカザフスタン共和国と比較することとした。

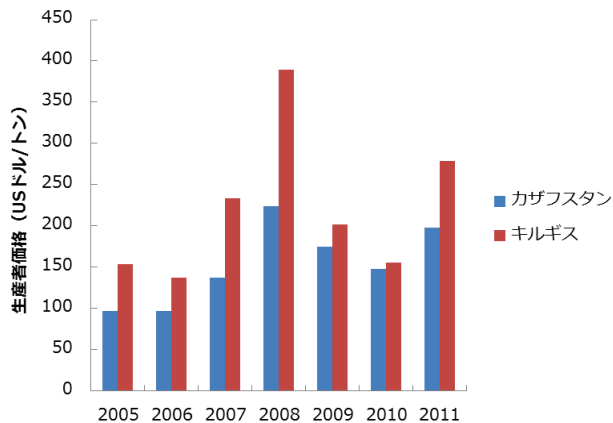


図 3-2. 小麦の生産者価格の推移
(出所) FAOSTAT より作成

トウモロコシの生産者価格は、小麦と同様、2005～2011年の全期間に渡り、キルギスがカザフスタンを上回っている。近年で最も価格差が僅差となったのは2010年であり、キルギスでは165.5ドル/トン、カザフスタンでは153.0ドル/トン（価格差：12.5ドル/トン）であった。しかし、同年を除けば、価格差は14.8ドル/トン（2005年）から138.2ドル/トン（2008年）の水準で推移している（図3-3）。

これらのことから、キルギスの穀物については、カザフスタンに比べ近年の生産者価格が高い水準にあり、競争力は不十分であることが示唆される。

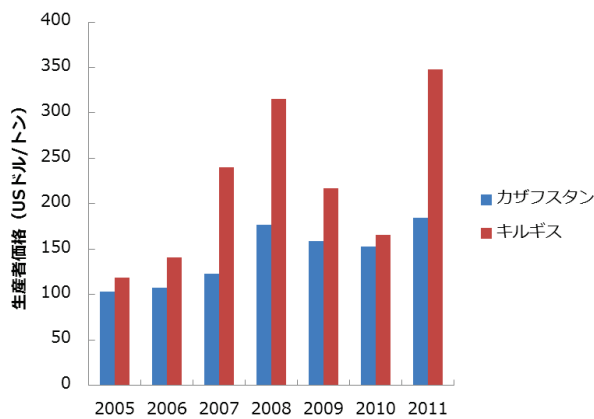


図 3-3. トウモロコシの生産者価格の推移
(出所) FAOSTAT より作成

b) 馬鈴薯

馬鈴薯の生産者価格についてみると、2006年を除けば、キルギスがカザフスタンを下回る状況であり、価格差は8.1ドル/トン（2007年）から107.0ドル/トン（2008年）の水準で推移してきた。2006年については、キルギスがカザフスタンを27.2ドル/トン上回っている（図3-4）。従って、キルギスの馬鈴薯については、カザフスタンに比べて近年の生産者価格は低い傾向にあり、比較的競争力があると推察される。

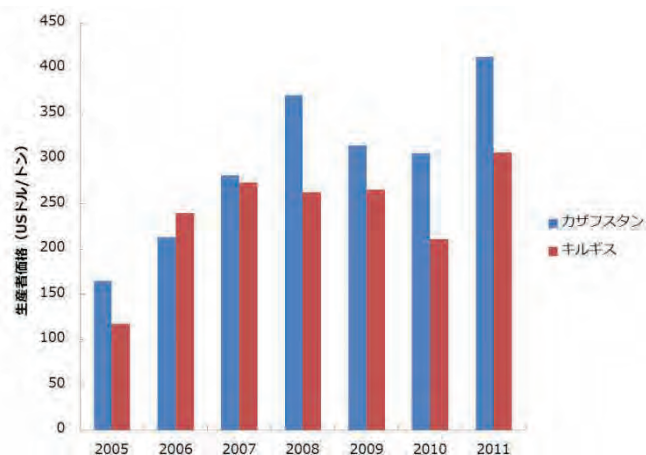


図 3-4. 馬鈴薯の生産者価格の推移
(出所) FAOSTAT より作成

c) 野菜・果実

ここでは、野菜・果実の代表として、キルギスにおいて栽培されているキャベツ・アブラナ属とニンジン・カブについて論じる。なお、FAOSTAT では現在、キルギスとカザフスタンの両国について比較可能な果実の生産者価格はブドウのみである。アジアにおける果実貿易は、鮮度の維持しやすさなどの要因もあり、一般的にはリンゴを中心としている¹⁰のに対し、ブドウは加工品として貿易される傾向にあることが想定される。このような背景を考慮し、ここでは果実の生産者価格に係る両国比較は行わない。

さて、キャベツ・アブラナ属の生産者価格についてみると、2005年と2011年を除けば、キルギスがカザフスタンを下回る状況であり、価格差は10.9ドル/トン(2007年)から136.9ドル/トン(2008年)で推移してきた。2005年と2011年については、キルギスがカザフスタンをそれぞれ33.7ドル/トン、13.3ドル/トン上回っている(図3-5)。

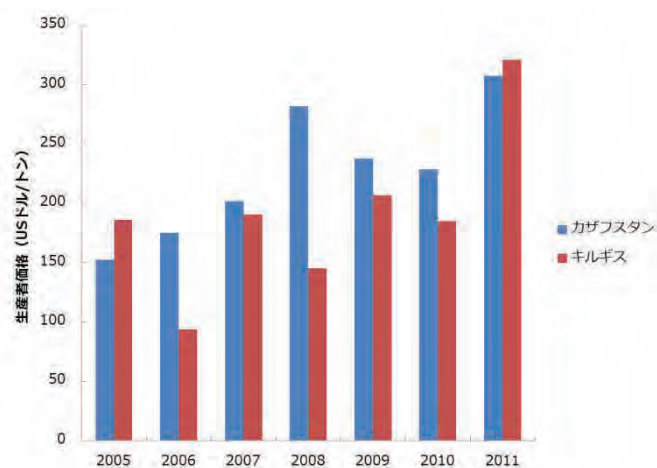


図 3-5. キャベツ・アブラナ属の生産者価格の推移
(出所) FAOSTAT より作成

¹⁰ 成田拓未 (2013) 「アジアにおける果実貿易の動向」『日本国際地域開発学会 2013 年秋季大会報告要旨集』24-27 頁.

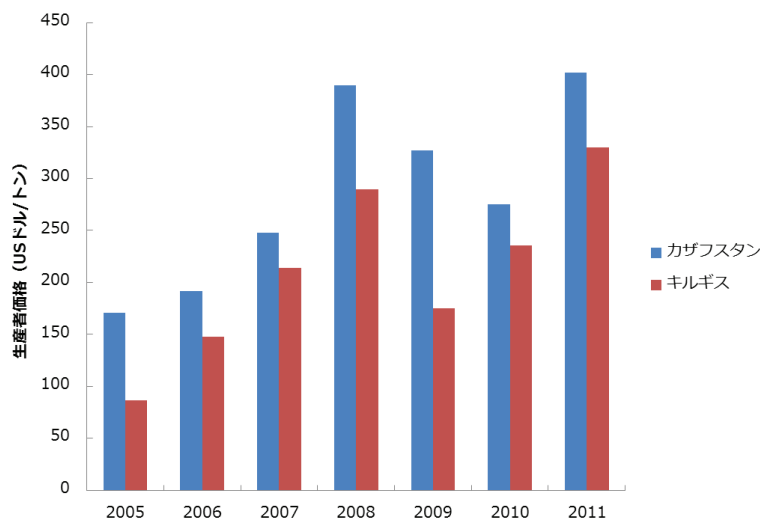


図 3-6. ニンジン・カブの生産者価格の推移

(出所) FAOSTAT より作成

ニンジン・カブの生産者価格は、2005～2011年の全期間に渡り、キルギスがカザフスタンを下回っている。近年で最も価格差が僅差となったのは2007年であり、キルギスでは214.0ドル/トン、カザフスタンでは247.9ドル/トン(価格差:33.9ドル/トン)であった。しかし、同年を除けば、価格差は40.1ドル/トン(2010年)から151.7ドル/トン(2009年)の水準で推移している(図3-6)。

これらのことから、キルギスの野菜については、カザフスタンに比べ近年の生産者価格が低い傾向にあり、一定の競争力を有すると推察される。

d) 食肉

食肉は、代表品目としてウシ、ニワトリ、ヒツジについて論じる¹¹。

まず、ウシの生産者価格についてみると、2010年を除けば、キルギスがカザフスタンを上回る状況であり、価格差は56.4ドル/トン(2006年)から688.4ドル/トン(2011年)の水準で推移してきた。2010年については、キルギスがカザフスタンを42.3ドル/トン下回っている(図3-7)。従って、キルギスのウシは、カザフスタンに比べて近年の生産者価格は高い傾向にあり、競争力は不十分であると推察される。

次に、ニワトリの生産者価格についてみると、2005年を除けば、キルギスがカザフスタンを上回る状況であり、価格差は52.2ドル/トン(2006年)から1262.9ドル/トン(2009年)の水準で推移してきた。2005年については、キルギスがカザフスタンを46.9ドル/トン下回っている(図3-8)。このように、キルギスのニワトリは、カザフスタンに比べて近年の生産者価格は高い傾向にあり、競争力は不十分であると推察される。

¹¹ 現在、FAOSTATでは、キルギスとカザフスタンについて比較可能な食肉の生産者価格は、家畜の生体価格のみであるため、ここでは生体価格で議論する。

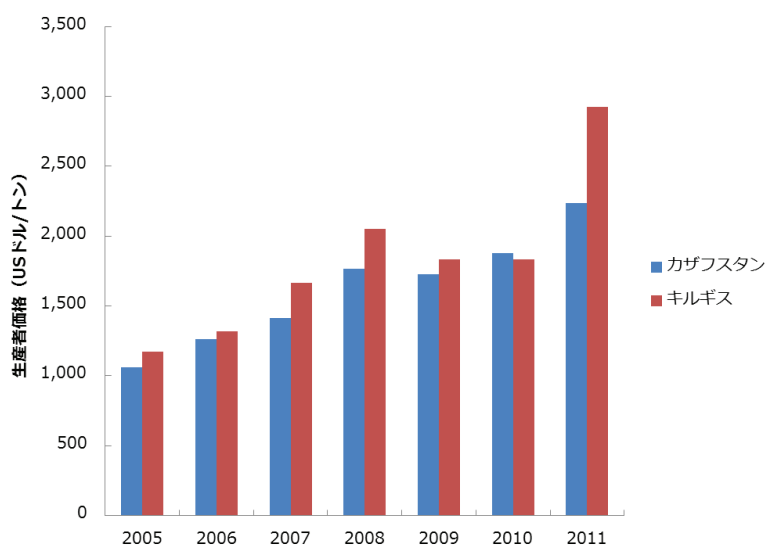


図 3-7. ウシ（生体）の生産者価格の推移
 (出所) FAOSTAT より作成

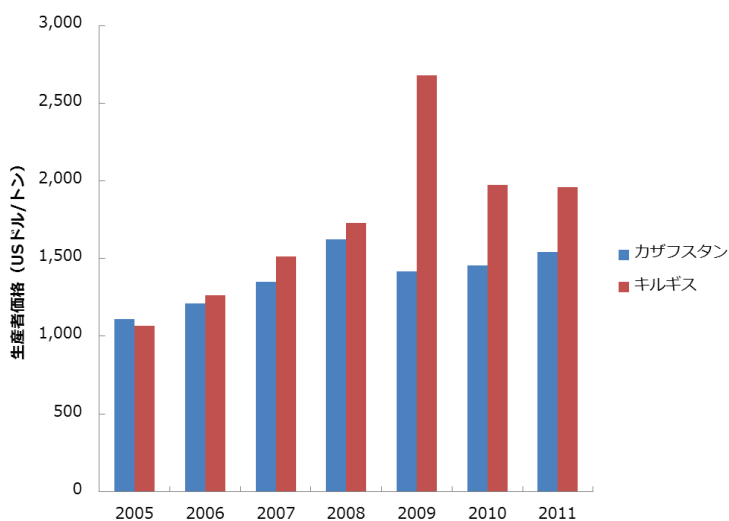


図 3-8. ニワトリ（生体）の生産者価格の推移
 (出所) FAOSTAT より作成

続いて、ヒツジの生産者価格は、2005～2011年の全期間に渡り、キルギスがカザフスタンを上回っている。近年で最も価格差が僅差となったのは2010年であり、キルギスでは1839.6ドル/トン、カザフスタンでは1684.6ドル/トン（価格差：155.0ドル/トン）であった。同年を除いた場合、価格差は165.2ドル/トン（2005年）から623.5ドル/トン（2011年）の水準で推移している（図3-9）。

これらのことから、キルギスの畜産（ウシ、ニワトリ、ヒツジ）については、カザフスタンに比べ近年の生産者価格が高い傾向にあることが示された。従って、競争力は不十分であると推察される。

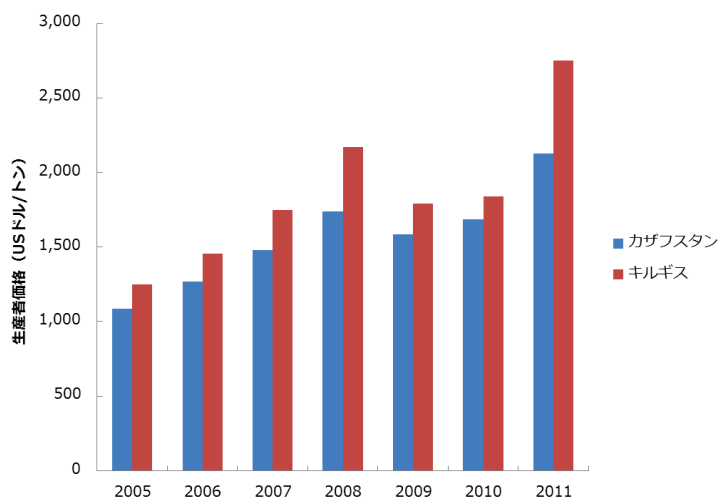


図 3-9. ヒツジ（生体）の生産者価格の推移
 (出所) FAOSTAT より作成

e) 牛乳

牛乳の生産者価格は、2007～2009年を除き、キルギスがカザフスタンを下回っている。キルギスがカザフスタンを下回った時期（2005～2006年、2010～2011年）の価格差は20.9ドル/トン（2005年）から100.7ドル/トン（2011年）であった。他方、キルギスがカザフスタンを上回った時期（2007～2009年）の価格差は8.0ドル/トン（2008年）から24.4ドル/トン（2009年）であった（図 3-10）。キルギス産がカザフスタン産より高い時期の価格差に対し、カザフスタン産よりも低価格であった時期の価格差は相対的に大きかった。従って、牛乳は比較的競争力を有すると推察される。

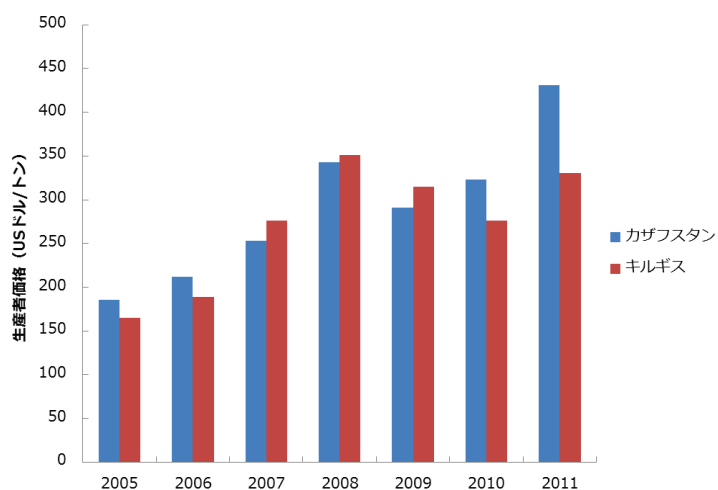


図 3-10. 牛乳の生産者価格の推移
 (出所) FAOSTAT より作成

f) 卵

卵については、鶏卵を代表として論じる。鶏卵は、2005～2011年の全期間に渡り、キルギスがカザフスタンを上回っている。近年で最も価格差が僅差となったのは2008年であり、キルギスでは2278.1ドル/トン、カザフスタンでは2090.8ドル/トン（価格差：187.3ドル/トン）であった。同年を除いた場合、価格差は211.5ドル/トン（2007年）から625.4ドル/トン（2011年）の水準で推移している（図3-11）。従って、鶏卵の競争力は不十分であると推察される。

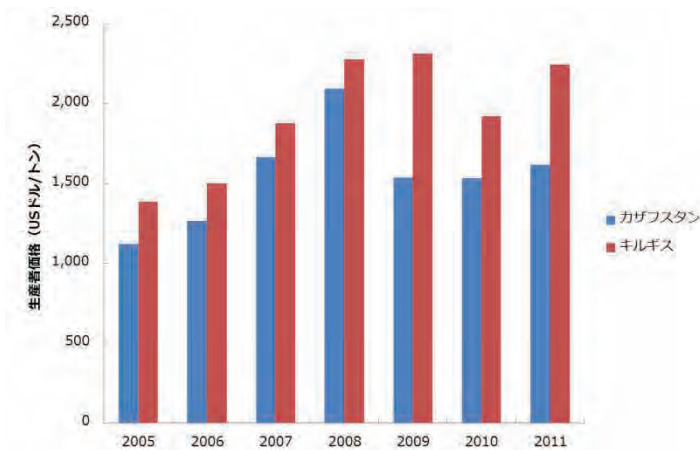


図3-11. 鶏卵の生産者価格の推移

（出所）FAOSTATより作成

4. 有望ビジネスモデルの候補

(1) 有望ビジネスモデル選出の考え方

本章第2節において、キルギス産農産物の対カザフスタンにおける競争力について検討した。表3-3に検討の集約結果を示すように、対カザフスタンの競争力を一定程度有する品目は、キャベツ・アブラナ属とニンジン・カブであり、比較的競争力のある品目は、馬鈴薯と牛乳である¹²。これに対し、小麦、トウモロコシ、ウシ、ニワトリ、ヒツジ、鶏卵は対カザフスタンの競争力は不十分である。

そもそもキルギスは内陸国であり、主要マーケットへのアクセスには長距離輸送が不可欠という地理的な制約がある。従って、輸出振興による外貨獲得を効率的に図ろうとするのであれば、相対的な輸送費を低減させることが求められる。すなわち、重量あたりの価格が高い産物を選び、それらを最も有利な条件で供給できるマーケットをターゲットとし、さらなる付加価値をつけるには何をなすべきかの検討が必要である。カザフスタンをはじめとする周辺市場からマーケットを広げることで、ビジネスとして成立する可能性もあろう。

¹² ここでは、キルギスとカザフスタンの両国について、生産者価格の比較を行った結果に基づき考察している。このため、将来的に例えば、カザフスタンにおいて馬鈴薯等の効率的な大規模栽培が行われた場合、キルギス産馬鈴薯の競争力が劣化する可能性は否定し切れないであろう。

こうした背景より、2011年時点における生産者価格に着目すると、対カザフスタンの競争力を一定程度有するキャベツ・アブラナ属とニンジン・カブは1トンあたり300ドルをやや上回る水準であることがわかる。これに対し、1トンあたり2,000ドルを上回った品目として、ウシ、ヒツジ、鶏卵がある（表3-3）。

ただし、ウシ、ヒツジ、鶏卵のうち、鶏卵については貯蔵等の問題があるため、本調査では、有望農産物の候補から除外する。このような背景より、これ以降は、ウシ、ヒツジなどの家畜について検討する。

表3-3. キルギスにおける主要農産物の生産者価格と対カザフスタン競争力

品目	生産者価格 (USドル/トン)		対カザフスタンの競争力
	2005年	2011年	
小麦	154	279	×
トウモロコシ	118	348	×
馬鈴薯	118	307	△
キャベツ・アブラナ属	186	321	○
ニンジン・カブ	87	330	○
ウシ (生体)	1,174	2,922	×
ニワトリ (生体)	1,065	1,957	×
ヒツジ (生体)	1,251	2,751	×
牛乳	165	330	△
鶏卵	1,387	2,244	×

(出所) FAOSTAT より作成

(注) 「対カザフスタンの競争力」において、○印は「一定の競争力あり」、△印は「比較的競争力あり」、×印は「競争力は不十分」であることを意味する。

(2) 畜産物生産の可能性

キルギス共和国における主な家畜の飼養頭数を時系列で図3-12に示す。ソ連より独立した1991年からの数年間は、国内情勢の不安定化の影響を受け、主要な家畜飼養頭数は減少した。特に、1992年から1995年にかけては、全家畜の飼養頭数が激減している。これに対し、2000代後半からは、漸増傾向となる畜種が認められる。このうち、ヒツジの増加は著しく、2005年の296.5万頭から2012年には449.0万頭(対2005年:1.5倍)となっている。この水準は1992年におけるヒツジの飼養数922.5万頭の約半分であることから、市場および販路が十分確保されれば、さらにヒツジの飼養数を伸ばす余地があると推察される。

他方、ウシについては、近年の増加数はヒツジに及ばないものの、2012年の飼養頭数は136.7万頭となり、1992年以降で最高水準にある。従って、ウシに関しては、さらなる飼養頭数の増加を円滑に進めるには、市場および販路を確保すると同時に、新規の畜舎等の増設、飼料生産・供給体制等の整備などを行う必要があるだろう。

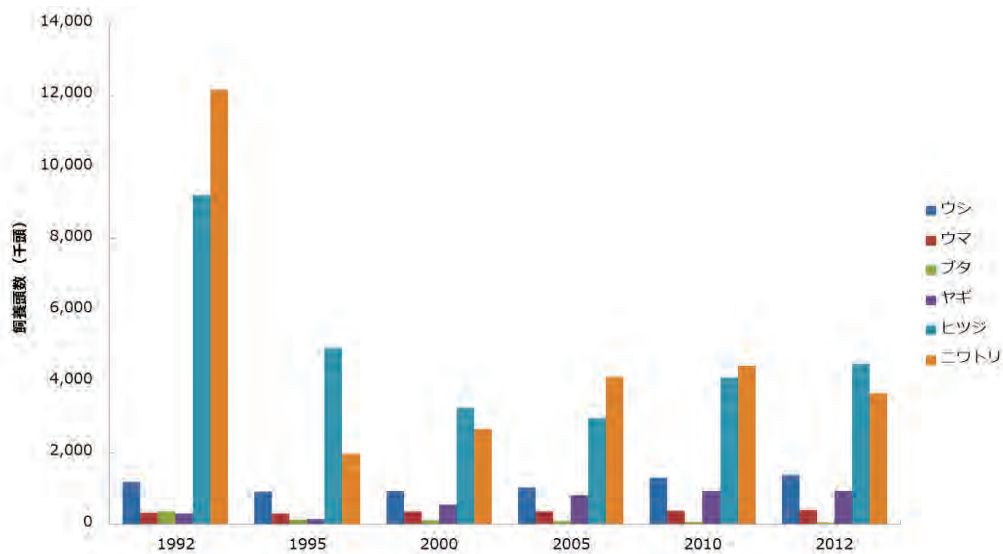


図 3-12. 家畜飼養頭数の推移

(出所) FAOSTAT より作成

(3) 畜産物輸出の可能性

キルギスにおいて、ヒツジ飼養頭数の増頭余地があるとすれば、羊肉の有望な販売候補地を想定し、該当するマーケットのニーズを踏まえた生産体制の構築が求められる。

そこで、キルギス産羊肉の有望マーケット（輸出対象候補国）となり得る条件として、①人口が比較的多く一定規模のマーケットが存在する、②1人あたり GDP が比較的高く一定の購買力が見込める、③1人あたり農地面積が世界平均¹³を下回り潜在的に農産物輸入余地がある、④羊肉の需要はあるが国内供給に限界がある、という4点が想定される。

これらの条件のうち、人口が2,000万人以上、1人あたり GDP が20,000ドル以上、1人あたり農地面積が世界平均以下という3つの条件に該当する国を抽出し、当該国の羊肉消費量と国内生産量について整理したのが表3-4である。

表 3-4. 人口・経済大国における1人あたりの農地面積および羊肉関連統計

	人口 (千人)	1人あたりGDP (USドル)	1人あたり農地面積 (ha/人)	1人あたり羊肉・山羊肉 消費量 (kg/人/年)	1人あたり羊肉生産量 (kg/人/年)
ドイツ	82,652	45,208	0.15	0.90	0.48
イタリア	61,070	37,031	0.15	1.20	0.78
日本	127,000	46,175	0.04	0.20	0.00
韓国	49,512	22,388	0.03	0.10	0.00
サウジアラビア	29,369	23,594	0.12	6.20	3.46
英国	63,738	38,945	0.10	4.70	4.61

(出所) IMF “World Economic Outlook Database” および FAOSTAT より作成

(注1) 人口は2014年、1人あたりGDP、1人あたり農地面積、1人あたり羊肉・山羊肉消費量、1人あたり羊肉生産量は2011年。

(注2) 1人あたり羊肉・山羊肉の消費量は、FAOSTATでは“Food Supply”で表記される。ここでは、供給量の全量が消費されると仮定。

(注3) 1人あたり羊肉生産量は、当該国の“Meat, Sheep”の生産量を2011年の人口で除して算出。

¹³ FAOSTATより算出すると、2011年における1人あたり農地面積の世界平均は0.22haである。

上記 3 つの条件に当てはまる国としては、ドイツ、イタリア、日本、韓国、サウジアラビア、英国の 6 カ国が該当し、このうち、1 人あたりの羊肉・山羊肉消費量が年間 4.00kg 以上である国は、サウジアラビア（6.20kg/人/年）と英国（4.70kg/人/年）である。

サウジアラビアおよび英国における羊肉生産量（1 人あたりの換算値）はそれぞれ、3.46kg/人/年および 4.61kg/人/年である。両国における羊肉の需給ギャップを算出すると、サウジアラビアにおいてプラス 2.74kg/人/年、英国についてはプラス 0.09kg/人/年となる。サウジアラビアの人口は、29,369 千人であることから、国全体としては、80,471 トンの国内供給不足という状況にある。他方、英国の人口は 63,738 千人であり、国全体では、5,736 トンの国内供給不足という状況である。従って、キルギス産羊肉の主要なマーケットとして、サウジアラビアを第一候補とし、類似の市場を開拓する戦略の検討は、合理的な選択であろう¹⁴。

ところで、2010 年 12 月以降の北アフリカ・中東における政変の背景の一つとして、食料品価格の高騰があったとの指摘がある¹⁵。湾岸諸国には、独自の体制を維持する国家も存在しており、食料品をはじめとする生活必需品の安定供給に苦心している。

例えば、サウジアラビアにおいては、1980 年頃から地下水を活用した灌漑により砂漠を農地化し、一時は周辺諸国に穀物を輸出するまでになったものの、次第に地下水資源の枯渇が懸念されるようになった結果、2008 年にサウジアラビア政府は 2016 年までに段階的に小麦生産を停止することを決定した¹⁶。

実際、近年の穀物国際価格の高騰を踏まえ、サウジアラビア、カタールなどの湾岸諸国は、潤沢なオイルマネーをスーダンなどの農業プロジェクトに投資するなど、食料安全保障の確保に取り組む活動が報告されている¹⁷。

これらの情報は、湾岸諸国の新たな食料調達先の候補としてキルギスを位置づける可能性を示唆するものと言えよう。「食の安全」の確保など、克服すべき課題はあるものの、課題への対応を着実に実行できれば、将来的にはサウジアラビア、カタールなどの湾岸諸国への羊肉（ラム）の輸出ポテンシャルは高まるであろう。

(4) 有望ビジネスモデル候補

これまでの議論等を踏まえ、有望ビジネスモデル候補（候補 A～E）と外国企業の関与例を表 3-5 に整理する。

ビジネスモデル候補 A は、キルギスで生産する羊肉（ラム）の湾岸諸国への輸出を支援することを想定する。前述したように、将来的なポテンシャルを十分見込めるビジネスモデル候補として位置づけられる。しかしながら、最近実施された農産品の輸出促進に主眼を置いた調査¹⁸においても、キルギス国内の肉・肉加工品のバリューチェーンにお

¹⁴ 現地調査において、駐キルギスサウジアラビア大使館および駐キルギスカタール大使館を訪問し、キルギス産羊肉（ラム）の輸出ポテンシャルについて確認している。現状では、認証制度の整備を含む「食の安全」の確保、ハラル対応などの課題はあるものの、有機畜産物として付加価値を高めれば、将来的には有望輸出品となる可能性が示された。

¹⁵ 清水徹朗（2011）「変貌するアフリカ・中東の食料需給—高まる食料の輸入依存度—」『農林金融』第 64 巻第 7 号. 3 頁。

¹⁶ 前掲. 14 頁。

¹⁷ 畑中美樹（2008）「食料安全保障の確立へ農業投資を積極化する湾岸協力会議（GCC）諸国」『中東協力センターニュース』2008 年 8・9 月号. 23-28 頁。

¹⁸ 一般社団法人北海道総合研究調査会、海外貨物検査株式会社／独立行政法人国際協力機構（2013）『キルギス国農産品輸出促進・農民組織化強化に係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート』23 頁。

ける主要課題（リスク要因）として、「不安定な食肉生産」、「不十分な肉処理施設」、「不十分なコールドチェーンシステム」、「限定された生産規模」、「低い市場競争力」の5点が指摘されている。このうち、「不安定な食肉生産」、「限定された生産規模」は生産規模に起因しやすい課題であるものの、独立後にソ連時代の集団農場体制が解体され、農地等が国民に分配された結果、多数の小自営農家が出現したという経緯¹⁹や小規模生産者の多くは、ソ連崩壊後に配分された農耕地の有効活用として畜産業を始めた例が多い²⁰との指摘もあり、外国企業の関与は難しい課題であろう。他方、「不十分な肉処理施設」や「不十分なコールドチェーンシステム」については、例えば、食肉処理施設への設備・機器等の提供などの形で、外国企業も関与可能な領域である。

なお、この場合、イスラム教徒の多い湾岸諸国等を最終的なマーケットとして捉えるには、イスラムの伝統に則ったと畜、アルコールを用いない消毒など、ハラールへの対応も認証制度を含めて必要になる²¹。

ビジネスモデル候補 B は、野菜生産の更なる高付加価値化を支援する取組みである。本章第2節で論じたように、キャベツ、ニンジン、カブなどのキルギス産野菜は、隣国カザフスタンに対し、一定の競争力を有している（表3-3）。近年行われた農産品の輸出促進に関する調査²²においても、キルギス産野菜・果実は、他の農産品に比べて輸出余力があり、ロシア・カザフスタンなどの近隣諸国にも高い需要があるため、これらのニーズに対応し、ニッチマーケットに入り込むチャンスがあるとされている。果実は、播種等から収穫までに年月を要するのに対し、野菜は短期間で播種から収穫に至ることが可能である。

従って、外国企業の関与が想定されるビジネスモデル候補として、近隣諸国のニーズを踏まえ、価値を付加する可能性のある野菜種子の提供が想定される。ただし、現状ではキルギスにおける野菜種子の生産環境には課題（リスク要因）も多く指摘²³されており、現地における種子生産は中長期的な対応が求められよう。

ビジネスモデル候補 C は、乳製品の付加価値を高めようとする取組みの支援である。既述のように、キルギスで産出する牛乳は、対カザフスタンにおいて比較的競争力のある品目として位置づけられる（表3-3）。事実、近年のキルギス国内における牛乳・乳製品への需要は著しく増加し、輸出量も拡大傾向にあることが報告されている²⁴。

一方、生産過程における課題（リスク要因）として、乳牛の品種、衛生、品質を証明する認証などが指摘されている²⁵。これらのうち、外国企業の関与する余地としては、例えば、搾乳施設の設備・機器等の提供などの形が想定される。

¹⁹ 監査法人トーマツ／独立行政法人国際協力機構（2007）『キルギス共和国営農改善及び農畜産物加工業振興計画調査ファイナルレポート 和文要約』4頁。

²⁰ 前掲書。一般社団法人北海道総合研究調査会、海外貨物検査株式会社／独立行政法人国際協力機構（2013）23頁。

²¹ Aliev Management Consultants / Japan International Cooperation Agency（2011）“INDUSTRY PROFILE: Food Processing Sector of Kyrgyzstan Beverage, Dairy and Meat Products” p. 59.

²² 前掲書。一般社団法人北海道総合研究調査会、海外貨物検査株式会社／独立行政法人国際協力機構（2013）43頁。

²³ 独立行政法人国際協力機構農村開発部（2012）『キルギス共和国優良種子生産技術向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書』11-15頁。

²⁴ Aliev Management Consultants / Japan International Cooperation Agency（2012）“BASIC STUDY: Export of Agriculture Products from the Kyrgyz Republic” p. 7.

²⁵ 前掲書。一般社団法人北海道総合研究調査会、海外貨物検査株式会社／独立行政法人国際協力機構（2013）25-27頁。

表 3-5. 有望ビジネスモデル候補と外国企業の関与例

	ビジネスモデル候補	外国企業の関与例
候補A	湾岸諸国への食肉(ラム肉)の輸出支援	食肉処理施設への設備・機器等の提供
候補B	野菜生産の高付加価値化支援	種子の提供
候補C	乳製品の高付加価値化支援	搾乳施設の設備・機器等の提供
候補D	農業機械リース事業	農業機械の提供
候補E	特産品の開発・生産(一村一品運動)	特産品の輸入販売

(出所) JICA 調査団作成

ビジネスモデル候補 D として、農業機械リース事業を想定する。農業機械は、特定の作物に限定されず、幅広い分野における農作業の効率化につながる。キルギスでは、農業機械が不足しており、2013 年時点の必要台数 154,002 台に対し、登録台数は 49,572 台という水準にとどまり、さらに登録台数のうち、約 90%に相当する 44,579 台は導入から 20 年以上経過した農業機械であると指摘されている²⁶。これに対し、キルギスでは、農業機械のリースが 2002 年より開始され、農業機械の導入に一定の役割を果たしている²⁷。こうした状況の下、キルギスにおいて農村部に幅広いネットワークを有する金融機関である農業銀行(アイルバンク)は、2011 年に農業機械のリース事業を開始しているが、資金不足から需要を満たせずにいるとの課題も提示されている²⁸。農業機械のリース事業を計画する民間企業には、こうしたリスクを取捨選択していくことも求められよう。

ビジネスモデル候補 E は、キルギス農村において開発・生産された特産品を輸入販売する取組みである。キルギスでは、わが国の協力による一村一品運動として、「イシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト」が 2007 年より実施されており、フェルトの手工芸品などの開発、生産、輸出が行われている²⁹。キルギス農村には、量産化などの面で課題(リスク要因)はあるものの、多様な特産品開発のポテンシャルがあると推察され、それらを輸入販売する余地があろう。

²⁶ 株式会社タスクアソシエーツ、株式会社片平エンジニアリング・インターナショナル/独立行政法人国際協力機構 (2014)『キルギス国農業機械化促進にかかる情報収集・確認調査 最終報告書』14 頁。

²⁷ Maurizio Guadagni and Turi Fileccia (2009) “The Kyrgyz Republic: Farm mechanization and agricultural productivity” p. 51-53.

²⁸ 前掲書。株式会社タスクアソシエーツ、株式会社片平エンジニアリング・インターナショナル/独立行政法人国際協力機構 (2014) 57 頁。

²⁹ 外務省 (2014)『2013 年版 政府開発援助 (ODA) 白書：日本の国際協力』122 頁。

第4章 製造業におけるビジネス環境

第2章「マクロ経済分析より導出される有望業種の候補」では、キルギスにおける有望業種の1次選定を行ったが、本章では製造業について有望業種の2次選定を実施するとともに、選定した2つの業種（縫製業、食肉加工業）について概観する。

1. 製造業の特徴と有望業種

(1) 製造業概況

キルギス国家統計委員会（NSC）によると、2012年のキルギスにおける製造業の名目GDPは376億ソム（約752億円）で、全体の13.9%を占める。2002年の構成比は14.3%で、10年間で0.3%ポイント低下した。また、2011年における就業人口の構成比をみると、第2次産業が約21%で、製造業はわずか8%にとどまる。GDP、就業人口ともに製造業の構成比は低く、キルギスでは製造業が十分に育っているとは言い難いのが現状である。

表4-1. 名目GDPと産業構成比

(100万ソム)	2002		2012		2002→2012	
	金額	構成比	金額	構成比	CAGR	変化幅
名目GDP	68,810	100.0%	269,723	100.0%	14.6%	0.0%
第一次産業	25,930	37.7%	51,720	19.2%	7.1%	-18.5%
第二次産業	16,064	23.3%	68,920	25.6%	15.7%	2.2%
鉱業	363	0.5%	2,725	1.0%	22.3%	0.5%
製造業	9,834	14.3%	37,623	13.9%	14.4%	-0.3%
電力・ガス・水道	3,287	4.8%	8,407	3.1%	9.8%	-1.7%
建設業	2,579	3.7%	20,166	7.5%	22.8%	3.7%
第三次産業	26,817	39.0%	149,083	55.3%	18.7%	16.3%

(出所) National Statistical Committee of the Kyrgyz Republic(NSC)より作成

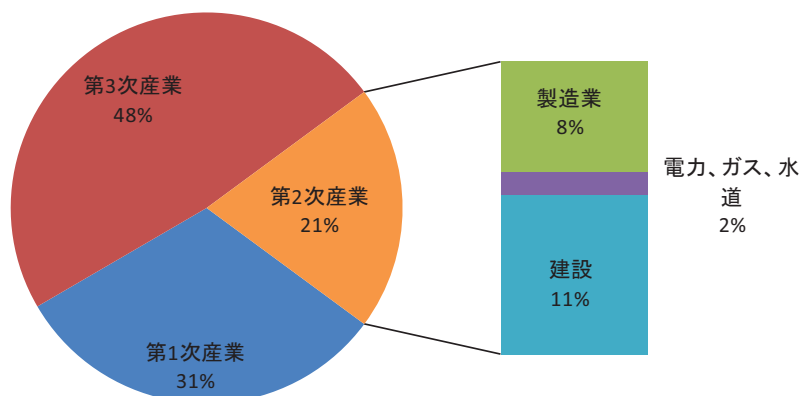


図4-1. 就業人口構成（2011年）

(出所) National Statistics Committee of the Kyrgyz Republicより作成

(2) 相対的に有望な製造業の業種

十分に育っていない製造業ではあるが、その中で相対的な有望業種を探るため、1次選定した業種より、以下の6つの基準に基づき吟味した。ただし、最終的には、各基準の重要度や業種ごとの特性も踏まえ、個別に評価した。

①産業基盤の有無（歴史はあるか、企業数・従事者数は多いか）、②原料調達状況（国内で豊富に入手可能か、もしくは海外からでも低コストで入手可能か）、③輸出（輸出額規模、輸出特化係数、成長性）、④輸入代替効果（輸入額規模、輸出特化係数）、⑤雇用創出効果（労働集約度の高さ）、⑥要求される専門的知識・技能の水準。

以上より、現時点では、キルギス製造業において縫製業と食肉加工業の2業種の有望度が相対的に高いと評価した。ただし、必ずしもこの2業種のみが有望でその他が有望ではないというわけではない。以下、この2業種について、有望と考えた理由を具体的に列挙する。

表 4-2. 有望業種の選定（製造業）

大分類	中分類	評価基準						総合評価
		①産業基盤の有無	②原料調達状況	③輸出競争力	④輸入代替効果	⑤雇用創出効果	⑥要求スキル	
農業	肉類・同調製品	○	○				○	○
農業	酪農品・鳥卵	○	○				○	
農業	穀物・同調製品	○	○		○		○	
農業	果実・野菜	○	○				○	
農業	糖類・同調製品・はちみつ	○	○		○		○	
農業	コーヒー・茶・ココア・香辛料類				○		○	
飲料	飲料	○	○		○		○	
原材料	織物用繊維及びびくず			○			○	
化学製品	プラスチック（成型前）						○	
化学製品	プラスチック（成型後）						○	
原料別製品	革及び同製品、毛皮					○	○	
原料別製品	ゴム製品						○	
原料別製品	木製品及びコルク製品（除家具）				○		○	
原料別製品	織物用糸及び繊維製品				○	○	○	
原料別製品	非鉄金属		○	○			○	
原料別製品	金属製品				○		○	
機械・輸送機器	原動機					○		
機械・輸送機器	その他産業機械及び部品				○	○		
機械・輸送機器	電気機器				○	○		
機械・輸送機器	路上車輛			○	○	○		
雑製品	家具及び部品	○					○	
雑製品	衣類及び同附属品	○	○	○	○	○	○	○
雑製品	はき物				○	○	○	

（出所）各種ヒアリングより調査団作成

まず、縫製業を選定した理由としては、以下の5点を挙げる。Ⅰ. 歴史的な経緯から既に一定の産業基盤（企業、人材、顧客、販路、販売先での評価・知名度など）があり、一から事業を立ち上げるよりも取り組みやすい、Ⅱ. 2000年以降輸出が急速に拡大しており、外貨獲得効果が見込める、Ⅲ. 典型的な労働集約産業であり、一定規模の雇用創出が期待できる（雇用創出効果）、Ⅳ. 機械工学などのような高度な知識や技能

を必要としないため、農村部の貧困若年者層（特に女性）にも一定の雇用機会を与える（貧困削減効果）、V. キルギスはカザフスタンなどの近隣国と比べて相対的に安い労働コストと電気代のため、低価格な商品を作製できうる（価格競争力）。

次に、食肉加工業を選定した理由としては、以下の4点を挙げる。I. 国内に原材料となる家畜が豊富に飼育されている、II. ハムやソーセージなど高付加価値化した商品を製造できうる、III. 近隣にロシアなど食肉食品の消費量の多い大きな市場がある、IV. 現状として輸入依存度が高く、さらに今後の経済成長で食肉加工品の国内消費が増加する中、国内向け生産により貿易収支が改善しうる（輸入代替効果）。

以上の点を踏まえ、以下、各業種について説明する。

2. 縫製業

(1) 概況

1. 歴史的経緯

繊維・縫製業は、ソ連時代より盛んに行われていた産業の一つである。当時、ビシュケクやその郊外に大規模な工場が立地しており、第二次世界大戦時にはソ連からさらに工場が移転してきた。綿や羊毛の織物（生地）を製造する繊維企業が全体の8割を占める一方、衣類を製造する縫製企業は少なかった。1991年のソ連崩壊で計画経済から自由経済へと移行し、全ての国営企業が民営化された。この時期、設備投資不足などにより品質が低下し競争力が低下したことで、特に繊維企業の多くが倒産し、繊維・縫製セクターは低迷した。無登録で事業を行う闇経済の企業が増加することも、問題となっていた。しかし、2000年以降は、衣類の輸出額が大幅に拡大するなど、縫製業はキルギスの主要産業として急回復してきている。

2. 市場規模

キルギス国家統計委員会（NSC）によると、2012年のキルギスにおける繊維・縫製業の国内生産額は94.8億ソム（約189億円）で、製造業全体の9%を占めている。時系列でみると、2012年の生産額は前年比11%増で、3年連続で増加している。

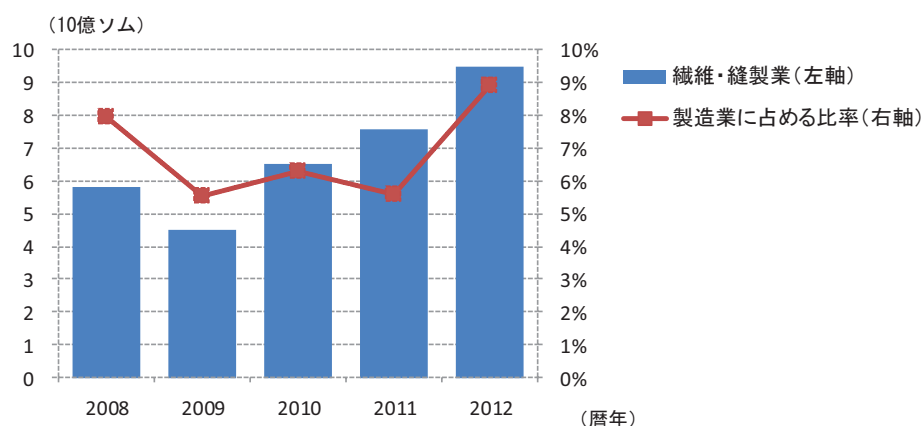


図 4-2. 繊維・縫製業の生産額の推移

(出所) National Statistics Committee of the Kyrgyz Republic (2013)より作成

3. 貿易

国連商品貿易統計データベース（UN Comtrade）によると、2002年の衣類及び衣類附属品の輸出額は569万ドルであったが、この10年間に年平均成長率（CAGR）39%で急拡大し、2012年には1.56億ドルに達した。2012年における国内生産額に占める輸出額の割合は80%強と大部分が輸出されている計算となる（注：計算に用いた統計の出所は異なる）。本セクターが急成長している背景には、1998年にWTO加盟を果たしたことで貿易の自由化が進んだこと、中国の低価格な原材料が輸入され活用できるようになったこと、簡素化された課税システムの導入（後述）などが挙げられる。輸出高を近隣諸国と比較するとベラルーシの3分の1の規模ではあるが、その成長率はベラルーシを大きく上回る勢いである。

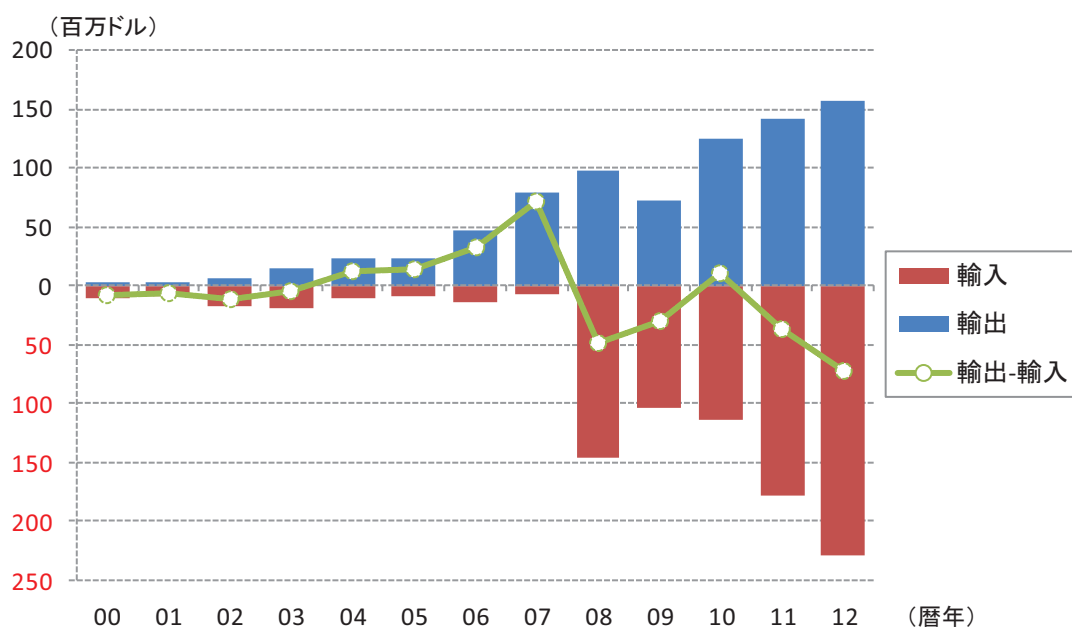


図 4-3. 衣類及び同附属品の輸出入額の推移

（注）衣類及び衣類附属品（メリヤス編みまたはクロセ編みのものに限る、HS.61）と衣類及び衣類附属品（メリヤス編みまたはクロセ編みのものを除く、HS.62）の合計額
（出所）国連商品貿易統計データベース（UN Comtrade）より作成

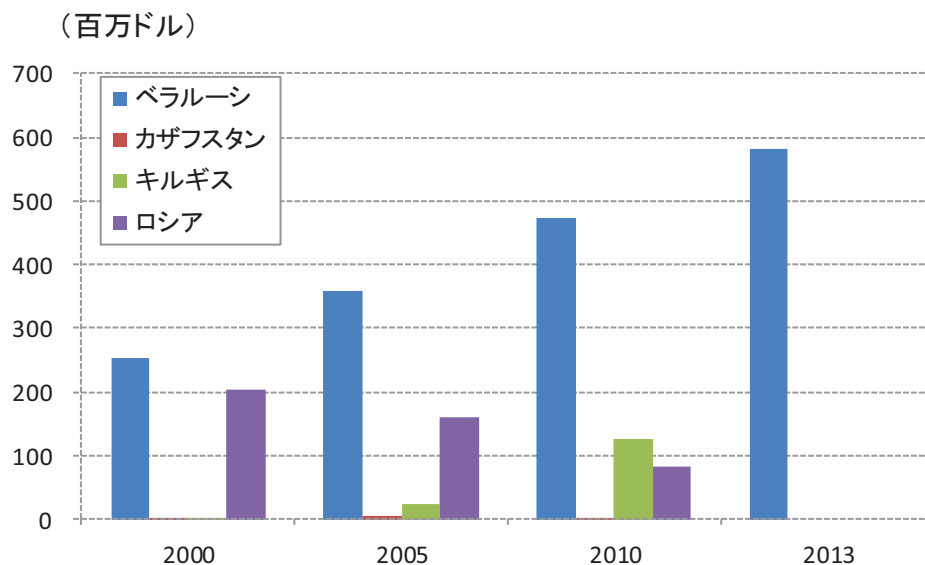


図 4-4. 近隣諸国との衣類輸出額の比較 (2012 年)

(注) 衣類及び衣類附属品（メリヤス編みまたはクロセ編みのものに限る、HS.61）と衣類及び衣類附属品（メリヤス編みまたはクロセ編みのものを除く、HS.62）の合計額
 (出所) UN Comtrade より作成

衣類の主な輸出先は、ロシアとカザフスタンである。特に 2011 年までは 90%以上がロシア向けであったが、2012 年にはカザフスタン向けが首位となっている。カザフスタン向けの輸出額が急増した理由としては、2010 年にカザフスタンがロシア、ベラルーシとともに関税同盟を結成したことでカザフスタンにとっては域外からの輸入関税（及び輸入品価格）が高くなった一方で、キルギスからの輸入関税は自由貿易協定のため変わらなかったため、カザフスタンが輸入先国を相対的に割安となったキルギスに切り替えた可能性がある³⁰。

ヒアリングによると、ロシアでは、キルギスの衣類の評価は、価格の割に品質が良いとして人気が高く、低価格勝負の中国製品とは差別化され、すでに一定の競争力を有している様子が窺える。

一方、衣類の主な輸入国は中国とトルコであるが、輸入額は 2009 年以降大きく増加している。

³⁰ 関税同盟の結成により関税同盟国への輸入額に関する統計処理がより正確に実施されるようになったことが原因である可能性もある。

表 4-3. 衣類輸出入国のランキング (2012 年)

	輸出先国	取引金額(ドル)	構成比		輸入先国	取引金額(ドル)	構成比
1	カザフスタン	80,645,656	52%	1	中国	191,691,345	84%
2	ロシア	75,077,159	48%	2	トルコ	29,740,322	13%
	その他	357,984	0%		その他	7,996,702	3%
	全体	156,080,799	100%		全体	229,428,369	100%

(出所) UN Comtrade より作成

一方、主要マーケットであるロシア及びカザフスタンの衣類輸入額に占めるキルギスの比率は、現状ではそれぞれ1%、10%程度とまだ低い。しかし、キルギス製品が評価されている点を考えると、今後この巨大成長市場でシェアを拡大していく余地はあると思われる。

なお、別の見方をすると、現状では輸出先はロシアとカザフスタンのみに偏在しており、その他の国への販路開拓はまだこれからであるといえる。

表 4-4. ロシア及びカザフスタンの衣類の輸入先ランキング (2012 年)

ロシアの輸入 (2012年)

	国	衣類及び衣類附属品1			国	衣類及び衣類附属品2	
		金額	構成比			金額	構成比
1	中国	1,563,521,526	38%	1	中国	1,682,628,964	41%
2	ベラルーシ	390,322,836	10%	2	カザフスタン	368,321,494	9%
3	カザフスタン	343,439,035	8%	3	ベラルーシ	338,252,506	8%
4	トルコ	276,549,288	7%	4	トルコ	263,627,215	6%
5	バングラデシュ	207,140,742	5%	5	イタリア	230,967,280	6%
6	イタリア	207,101,804	5%	6	ベトナム	166,536,236	4%
7	ウズベキスタン	182,760,037	4%	7	バングラデシュ	147,970,776	4%
8	セルビア	107,844,043	3%	8	インド	108,129,901	3%
9	ウクライナ	78,791,616	2%	9	インドネシア	70,667,637	2%
10	インド	75,467,909	2%	10	モロッコ	61,923,091	2%
19	キルギス	25,601,423	1%	12	キルギス	51,174,269	1%
	その他	641,223,494	16%		その他	607,049,913	15%
	全体	4,099,763,753	100%		全体	4,097,249,282	100%

カザフスタンの輸入 (2012年)

	国	衣類及び衣類附属品1			国	衣類及び衣類附属品2	
		金額	構成比			金額	構成比
1	中国	111,748,400	45%	1	中国	175,120,700	44%
2	ロシア	37,430,020	15%	2	キルギス	58,756,100	15%
3	トルコ	28,724,400	12%	3	ロシア	47,848,260	12%
4	バングラデシュ	12,022,800	5%	4	トルコ	26,847,300	7%
5	イタリア	8,189,700	3%	5	イタリア	13,049,000	3%
6	キルギス	6,737,200	3%	6	インド	11,389,200	3%
7	ウズベキスタン	6,402,100	3%	7	バングラデシュ	11,203,100	3%
8	インド	4,033,600	2%	8	ベトナム	4,530,200	1%
9	ベラルーシ	3,976,100	2%	9	モロッコ	3,785,400	1%
10	ベトナム	1,782,200	1%	10	ベラルーシ	2,987,960	1%
	その他	24,883,900	10%		その他	38,259,000	10%
	全体	245,930,420	100%		全体	393,776,220	100%

(注) 衣類及び衣類附属品1は、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る、衣類及び衣類附属品2は、メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く

(出所) UN Comtrade より作成

(2) 市場構造

(a) バリューチェーンの現状と課題

衣類の主要なバリューチェーンは、a) 紡績 (製糸)、b) 織物 (生地) 製造、c) 縫製 (衣類製造)、d) 流通・販売に大別できる。

① 紡績（製糸）

紡績は、原料の繊維から糸にするまでの工程である。一般的に繊維には動植物を原料とする天然繊維と化学的に合成する化学繊維がある。天然繊維では、羊などの動物から刈った羊毛や、綿花などの植物から取った綿の繊維を平行に並べて撚り合わせ、つなぎ合わせて糸（綿糸、毛糸）が作られる。

キルギス国内では、南部のオシュ州やバトケン州で原料となる綿花の栽培が行われている。しかし、綿花の品質や生産性が低い事、紡績工場がほとんどないことなどから、大部分が国内で製糸されずに輸出されている。また、国内には多くの羊が放牧されている。しかし、羊の種類は混ざっており、また羊毛の品質は低い。このため、もっぱら高利益率である食肉用として飼育されており、大部分が製糸されずに輸出されている。

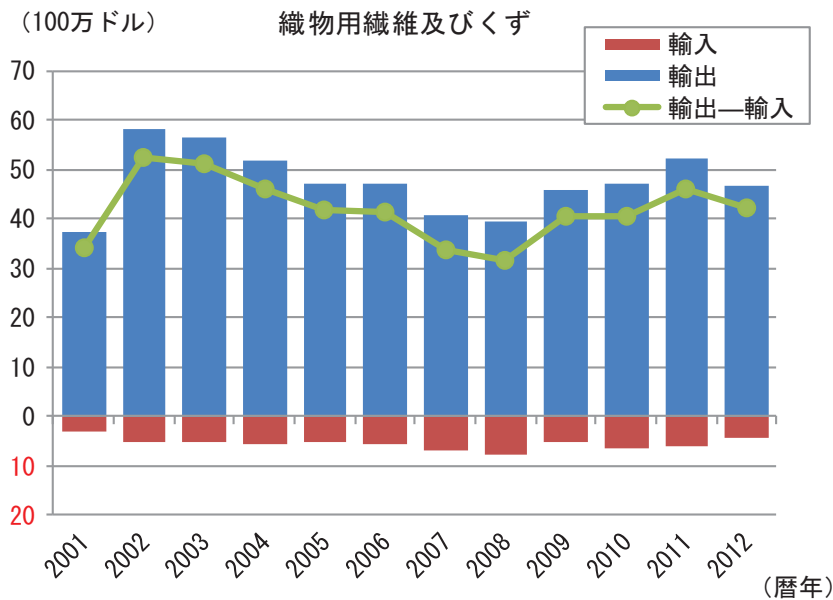


図 4-5. 織物用繊維及びくずの輸出入額の推移

(出所) UNCTAD より作成

② 織物製造

織物（生地）製造は、糸を経糸と緯糸を絡めて生地を製造する工程と、生地を染色する工程に分けられる。キルギスでは国内に繊維産業がほとんどなく自国産の調達が困難なため、縫製に用いる糸や生地など原材料の大部分は輸入品に依存している。化学繊維の織物、綿織物、羊毛の織物、絹織物などが輸入されており、なかでも化学繊維・織物が最も多く、2012年の輸入額は8,266万ドルに達している。輸入国は中国が多く、化学繊維の織物は90%強、綿織物は80%、羊毛の織物は50%を占める。

キルギス企業の多くは通常、首都ビシュケクにあるドルドイやメディナなどのバザール（多数の商店が集積する公設市場）で輸入品の生地を購入している。なおバザールでは、統計上は上位に表れていないが、トルコ製や韓国製の生地も多く見られ、中国製よりも価格は高いが品質が良いとのことであった。

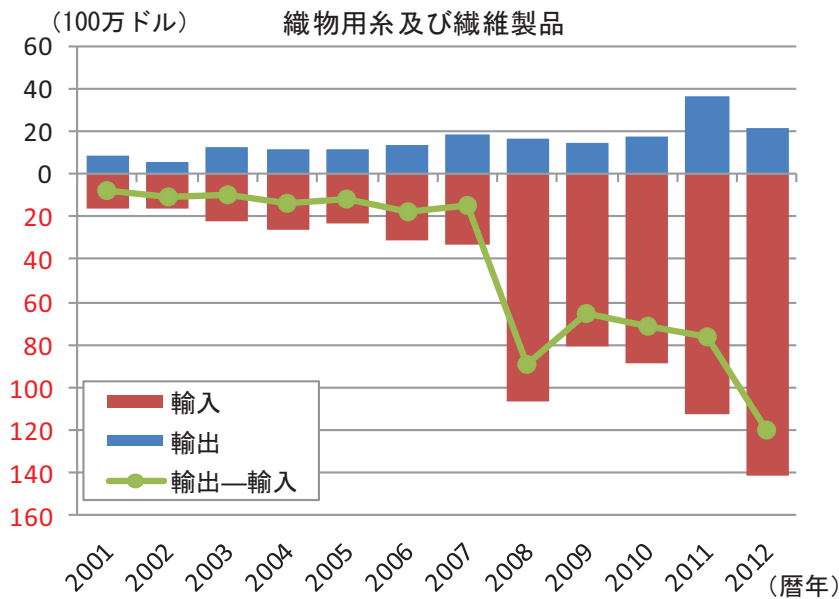


図 4-6. 織物用糸及び繊維製品の輸出入額の推移
(出所) UNCTAD より作成

表 4-5. 繊維及び織物の輸入額と主な輸入国 (2012 年)

品目	輸入金額(ドル)	構成比	主な輸入国
化学繊維(短繊維)及びその織物	62,594,963	59%	1.中国(91%)、2.ベラルーシ(5%)
化学繊維(長繊維)及びその織物	20,069,522	19%	1.中国(81%)、2.トルコ(16%)
綿及び綿織物	7,826,340	7%	1.中国(80%)、2.トルコ(7%)
フェルト・不織布及びその製品	5,533,065	5%	1.ロシア(37%)、2.中国(30%)、3.トルコ(10%)
工業用の紡織用繊維製品他	5,494,439	5%	1.ロシア(47%)、2.中国(37%)、3.ウクライナ(9%)
特殊織物他	1,590,486	2%	1.中国(72%)、2.トルコ(21%)
羊毛及びその織物	1,198,031	1%	1.中国(50%)、2.英国(33%)
メリヤス編物及びクロセ編物	960,658	1%	1.その他アジア(50%)、2.トルコ(40%)
その他の植物性紡織用繊維及びその織物他	402,203	0%	1.バングラデシュ(100%)
絹及び絹織物	44,783	0%	1.日本(80%)、2.中国(9%)
合計	105,714,490	100%	

(出所) UN Comtrade より作成



写真 4-1. 生地を扱うバザールの様子
(出所) 調査団撮影

③ 縫製（衣類製造）

衣類生産は、衣類のデザイン、生地のカット、縫製（ミシン掛け）、仕上げ（刺繍、ラベルの取り付け）、梱包など複数の工程からなる。キルギスでは、顧客より指定された生地とデザインで委託加工を行い、商品を再輸出する加工貿易が一般的である（CMT方式：Cut, Make and Trim/カット、縫製、仕上げ）。これはブランド力のない小規模・零細の企業が圧倒的に多いためである。一方で、自社ブランドの衣類を生産する企業や、さらにそれを自社店舗で販売する企業（SPA：製造小売）も少ないながらも存在する。

商品としては、ブラウス、コート、毛皮などの女性服や、靴下などが生産されている。女性服が主であるのは、一般に女性の方が男性よりも衣服やファッションに関心が高く、ニーズが高いことを反映しているためと考えられる。なお、ジーンズや履物は作られていない。

生地や糸など原材料の主な購入場所は前述のバザールで、仲介者を介して購入するケースもある。バザールでは、低価格な中国製の生地などが入手可能な反面、高品質な生地は不足していることが課題として挙げられる。このため、ヒアリングした企業の中には、海外の展示会等実際に足を運び、生地の実物を確認したうえで、購入契約をしている企業もみられた。

縫製工場については、作業工程が空間的に分断されているなど非効率な点がみられた。例えば工程が建物の複数階に分かれている、もしくは別々の小部屋に分かれており、次の工程に進めるために大きく移動する必要がある、などである。このため、現状では大規模な OEM（Original Equipment Manufacturing/相手先ブランド名製造）でみられる少品種大量生産といった形態に向く企業は非常に少ないもしくはほとんどないと思われる。大量生産でコスト低減を目指すためには、工程間のスムーズなやり取りが可能な工場レイアウトが必要となる。



写真 4-2. ミシン掛け工程を行う作業部屋の様子
(出所) 調査団撮影

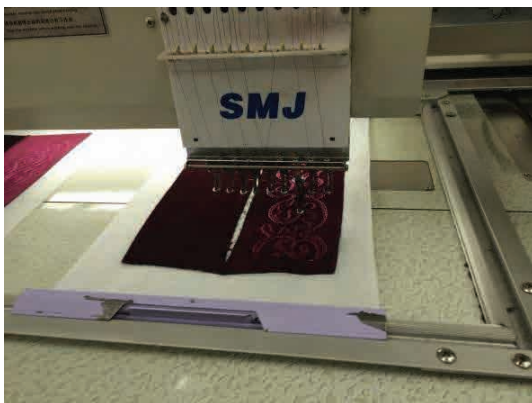


写真 4-3. 刺繍工程
(左) 業務用刺繍機、(右) 手作業による刺繍
(出所) 調査団撮影

縫製機械については、旧ソ連時代から同じ機械を使い続けている場合が多く、旧式化と老朽化が進み、生産効率が大幅に低下する一因となっている。例えば、ある企業へのヒアリングでは、日本製の最新紡績機と比べると、現在使用している紡績機の実産能力は10分の1とのことであった。ただし、最新機械の導入には、資金調達面でのハードルもある。そもそもキルギスの縫製企業は小規模・零細企業がほとんどであり、設備投資に向けられる資金が不足している場合が多い。さらに、銀行の借入金利が高いため(15~20%)、借入により設備投資を行えば、経営が圧迫される恐れもある。このため、手元資金でのみ設備投資を行う企業もあり、このことが機械化を遅らせる一因となっている。

また、作業工程は手作業が多く、例えば裁断後に余分な生地が廃棄されロス率の上昇につながっている。このような非効率な部分を改善することで生産性を高めるとともに、品質の均一性も高めることが可能であると思われる。



写真 4-4. 旧ソ連時代から用いられている紡織機
(出所) 調査団撮影

④ 流通・販売（ロジスティクス含む）

国内で生産された縫製品の大部分はホールセラーを介して輸出される。主要輸出国であるカザフスタンやロシアへは、主に列車が利用される他、トラックや飛行機も利用される。所要時間は、ビシュケクからロシアまで、列車で1週間、トラックで5日間を要する。なお、中国から生地を輸入する際はトラックが、韓国からは飛行機が、トルコからはトラックもしくは飛行機が利用される。トルコへは現在、鉄道を建設する計画もある。

縫製セクターの物流を担う主な企業には、2001年に設立された「ビエカルゴ (BIEK Cargo)」がある。ビエカルゴは、キルギスからロシアへの衣類の輸出の大部分を担っているとされる。

一方、生産された縫製品の一部は、ビシュケク市内にある前述のドルドイバザールなどでも販売される。ドルドイバザールは中央アジア最大のバザールとして知られ、国内だけでなくカザフスタンやロシア、タジキスタンなどの隣国から顧客が衣類の買い付けに来ている（卸売、小売どちらもある）。

輸出やバザールでの販売以外に、自社工場で生産した（自社ブランドの）衣類の一部を自社の店舗で販売する（SPA：製造小売）企業も見られるが、その数は少ない。

(2) 労働供給と技術水準

キルギス国家統計委員会（NSC）によると、繊維・縫製セクターの年間平均従業員数（2012年）は約6万3,000人である。製造業における構成比は54%と過半数を占め、雇用創出という観点でキルギスにおける繊維・縫製業の重要性が窺える。なお、繊維業協会へのヒアリングによると、縫製企業数は3,000社あり、推定30万人以上

が従事しているとのことであった。キルギスには、以前より減っているものの、正式な事業登録をせずに事業を行っている会社がまだ多数あるため、統計上の数値を大きく上回る人材が従事していると考えられる。なお、縫製業に従事する労働者のうち、女性が 8 割以上を占める様子。労働者の大部分がビシュケク近郊の在住者であるが、地方から来る人もいる。軽工業協会へのヒアリングによると、従業者の 7 割は縫製に関する教育を受けておらず、大学や専門学校卒の人材でも、企業で OJT を受ける。

縫製業界は拡大しており、特に春と夏に稼働する縫製企業が多いため人材不足となり、人材獲得競争が生じている。このため離職率も高い。さらに、キルギス人はロシア語を話すため、賃金水準の高いロシアやカザフスタンなどへの流出もある点は課題である。

縫製業は労働集約的な産業であり、一般的に総コストに占める労働コストの比率が高い。軽工業協会へのヒアリングによると、本セクターに従事する平均的な人件費は、週当たり 3,000~5,000 ソム、月当たり 2 万ソム（約 4 万円）程度である。近隣のカザフスタン、ロシア、ベラルーシなどと比べて人件費が安く、労働コスト面での優位性がある。

(3) 競合環境

縫製業でキルギスの競合となる国に、中国やベラルーシなどが挙げられる。中国は、安い人件費に加え、新しい機械を用いているため生産性も高く、価格競争力が高い。中国との直接競争は避け、デザインや品質の良さで差別化を図り、同じ国でも異なるターゲット層へ訴求していくことで、シェアの拡大が可能と考える。

また、ベラルーシの衣類輸出額は 2010 年時点でキルギスの 3 倍あり、急拡大している。同国では自国で原料となる生地を調達できるのが強みである。ただし、人件費についてはキルギスより高い（一人当たり GDP は 5,820 ドル）。また、ベラルーシの工場も老朽化が進んでおり、使用する機械も古いため、商品の品質自体はキルギスが上であるとの声も聞かれた。

(4) 関連法制・制度

(a) パテント制度

2005 年に、縫製業界において「パテント制度」と称される簡易的な税制システムが導入された。これは、生産した商品数にかかわらず、設置する機械の台数に応じて課税される仕組みである。例えば、ミシンなどの機械 10 台につき一月に 2000 ソム（約 4,000 円）課税される。追加で 10 台ある場合、1,000 ソム課税される。パテントの支払い期間は、発注量を見ながら自由に決定することができる。この課税システムの導入により、従来の課税よりも負担が軽減された他、賄賂減少にもつながっているとの声が聞かれた。

(b) 知的財産

近年、カザフスタンやロシアでは「キルギス製」と記された中国の偽造衣類が増えてきていることが、キルギスで問題となっている。背景には、キルギス製と偽ること

販売価格を高くすることができるためである。偽物については、キルギスにおいて対策が議会で審議されているが、政権が交代となったため、対策の遅れが懸念される。偽物衣類が増加した背景には、関税率の変更で織物も衣類も関税率が同率となったため、(c.関税参照)、税関で内容を調べられなくなった点が挙げられる。

(c) 関税

輸入税率は、2012年8月より、生地、衣類ともに0.35ドル/kgである(重量税)。以前は、生地が0.20ドル/kg、衣類が0.28ドル/kgであったのが統一されたことで、税関でスムーズに国境を通過するようになった。一方で、内容を調べられないことで、中国からの偽造品の増加につながった。対策として政府は現在、関税率を生地は0.30ドル/kg、衣類は0.45～50ドル/kgにすることを計画している。

キルギスは現在、関税同盟への参加を検討しているが、もし関税同盟へ参加すると、輸入される生地には現在の重量税よりも高い関税同盟の共通関税(従価税)が適用される可能性がある。これまでみたように、キルギス国内では生地の生産はほとんど行っておらず輸入品に依存しているため、関税率の上昇は原料価格の上昇と最終製品である衣類製品価格の上昇につながり、キルギス製品の価格競争力の低下につながる可能性がある。

(3) 有望ビジネスモデルの候補

縫製業における生産の形態として、(a) OEM生産、(b) 自社ブランド生産、(c) SPA(製造小売)に分類できる。

キルギスの縫製業で一般的な事業形態はCMT(裁断・縫製・仕上げ)の委託加工である。現状では多くの企業がこの形態であること、ロシアやカザフスタンなどと比べて相対的に安価な労働力を活かせること、特段のデザイン力やブランド力が必要でない事などを勘案すると、大部分の零細企業は小規模なOEM(相手先ブランド名製造)を志向していくのが現実的であろう。その中で、工場レイアウトの改善や機械化を進めて小ロット大量生産体制を実現できれば、国として中央アジアの縫製OEM拠点を目指すシナリオも選択肢の一つとして考えられる。一方で、OEMでは高付加価値化しにくく利益は限定的となるため、国の長期的な成長ドライバーとしてはやや弱いと考えられる。

(b)の自社ブランド生産では、デザイン面と品質面で差別化を図り、付加価値を高めた衣類を作製する方法が考えられる(自社で販売する(c)のケースもここに含める)。縫製業のような労働集約産業では総コストに占める労働コストの割合が高く、キルギスはカザフスタンやロシアに比べると労働コスト面でのメリットがあるものの、中国などに比べると競争力が弱い。このため、短期的には引き続き好アクセスの大市場であるロシアとカザフスタンでの市場シェアを高めつつ、中長期的には欧州もターゲット市場とし、継続的に顧客を獲得していくシナリオが考えられる。この際に想定されるリスクとしては、現状では、規模が大きく自社ブランドを有する企業はごく一部であることから、企業のブランド力の育成や、デザイナーなど高スキルを持つ人材の育成・確保などに時間がかかる事が挙げられる。さらに、今後ベラルーシなど繊維・縫

製に力を入れる競合国との戦いになる中、関税同盟への参加が実現すれば輸入原料の価格が上昇し、国際的な競争力が低下する可能性があることである。

キルギス縫製業への日本企業の参入という観点では、キルギスでは旧式化した機器の買替ニーズや機械化のニーズがあることから、縫製機器の販売などが一例として考えられる。機器としては、CAD 付の裁断機や歩留まり改善のための機器などが一例である。機器の販売であれば、製造拠点設立に比べて初期投資を抑えることができる点がメリットである。一方で、小規模企業が多いため、採算性を維持するためには多数の販売先を確保する必要がある事、事業拡大意向のある企業を探す必要がある事、日本からの輸送コストが高いことなどには留意が必要である。

3. 食肉加工業

(1) 概況

(a) 食肉加工品の生産額

キルギス国家統計委員会 (NSC) によると、2012 年における食品加工業の生産額は前年比 11%増の 211 億ソム (約 420 億円) となり、製造業全体の 20%を占める。第 3 章でみたようにキルギスは農牧業が盛んであり、国内に豊富にある農産品や牧畜産品を原材料として利用する食品加工業は、同国の最重要セクターの一つとなっている。食品加工業の代表例として、本節では相対的に有望と考える食肉加工業について、以下概説する。

食肉加工品の原材料となる食肉の生産量を畜種ごとにみると、牛肉が最も多く、羊肉、馬肉、豚肉、鶏肉がこれに続く (ただし、飼養頭数は羊が最大)。少し古いデータであるが、加工された肉の比率は、2005 年時点で 1.9%と少なく、大部分の肉は加工品としてではなく食肉として口にされている様子が窺える。

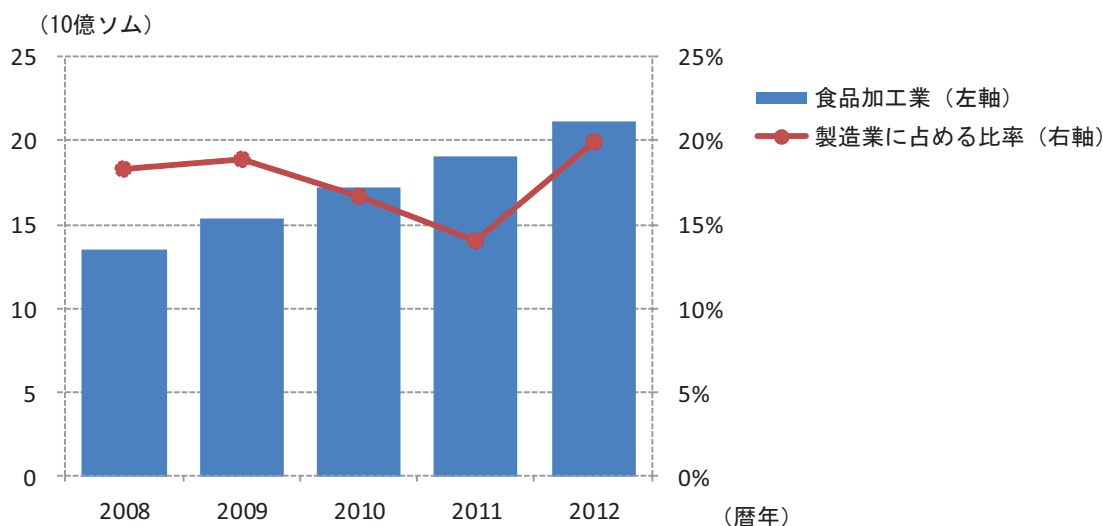


図 4-7. 食品加工業の生産額推移

(出所) National Statistics Committee of the Kyrgyz Republic (2013)より作成

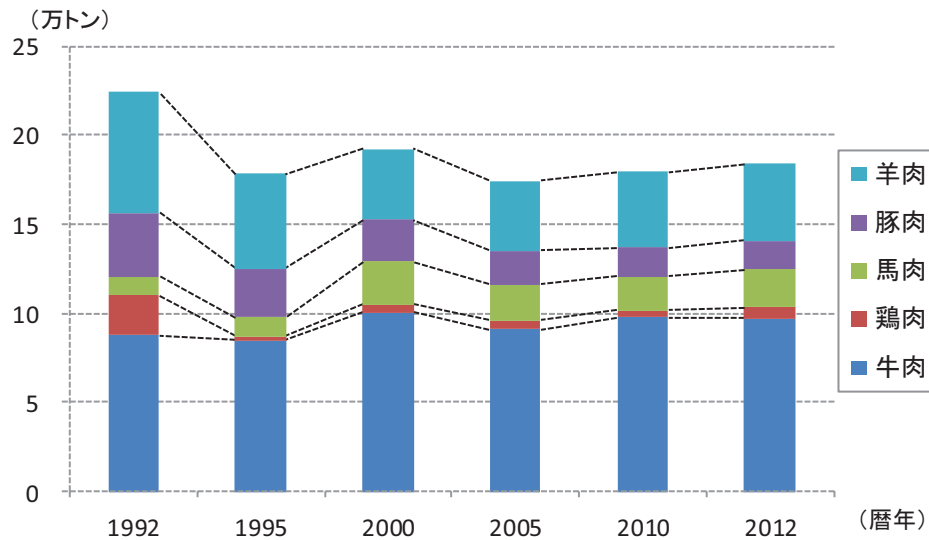


図 4-8. 食肉生産量
(出所) FAOSTAT より作成

表 4-6. 加工肉の生産量

	2002	2003	2004	2005
肉の総生産量 (トン)	200,400	193,600	188,300	195,700
加工肉の生産量 (トン)	3,202	5,244	4,683	3,756
加工肉の比率	1.6%	2.7%	2.5%	1.9%

(出所) BISNIS(2007)資料 (元出所は国家統計委員会) より作成

少し古いデータであるが、2007 年時点で、食品加工業に従事する企業数は 404、個人事業者数は 6,621 の計 7,025 社あり、そのうち数が最も多いのが小麦等の穀物の加工企業である (出所: 米 BISNIS 報告書)。食肉加工に従事する企業は、ソーセージやハム、冷凍食品などを製造している。

表 4-7. 食品加工に従事する企業数

サブセクター	企業数	個人事業者数
乳業	2.5%	3.7%
食肉加工	5.9%	3.6%
野菜・果物加工	8.7%	1.4%
穀物加工	30.9%	73.3%
食品加工企業総数	404	6,621

(出所) BISNIS 資料 (2007、元出所は農業省) より作成

(b) 貿易

キルギスでは 2000 年代、肉類及び同調整品はほとんど輸出されてこなかった一方、2000 年代半ばより輸入が大きく拡大してきており、収支は赤字となっている。2012 年には UAE への輸出が増えたことで、肉類調整品の収支は若干改善している。なお、2010 年には、家畜の伝染病の発生を理由に、カザフスタンなどが、キルギスの肉製品の輸入禁止措置を採っている。

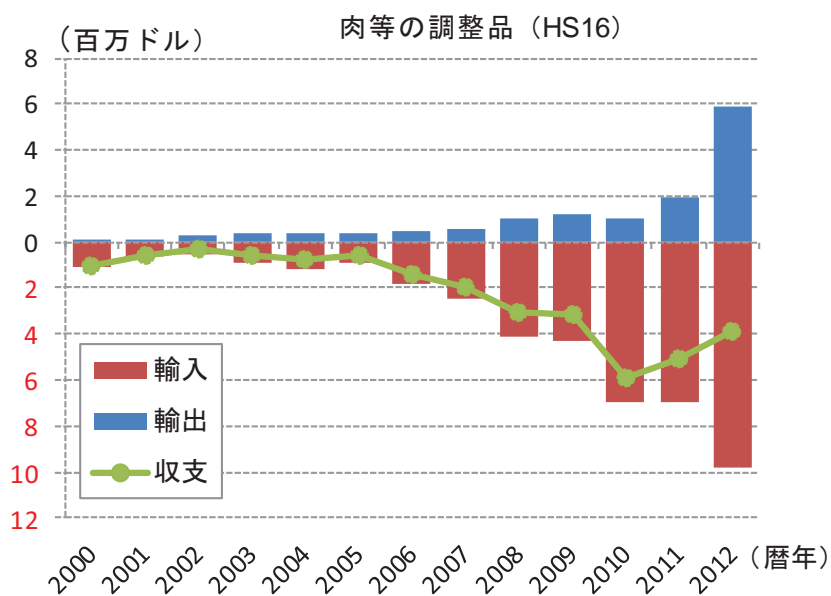


図 4-9. 肉類調整品の貿易収支
(出所) UN Commtrade より作成

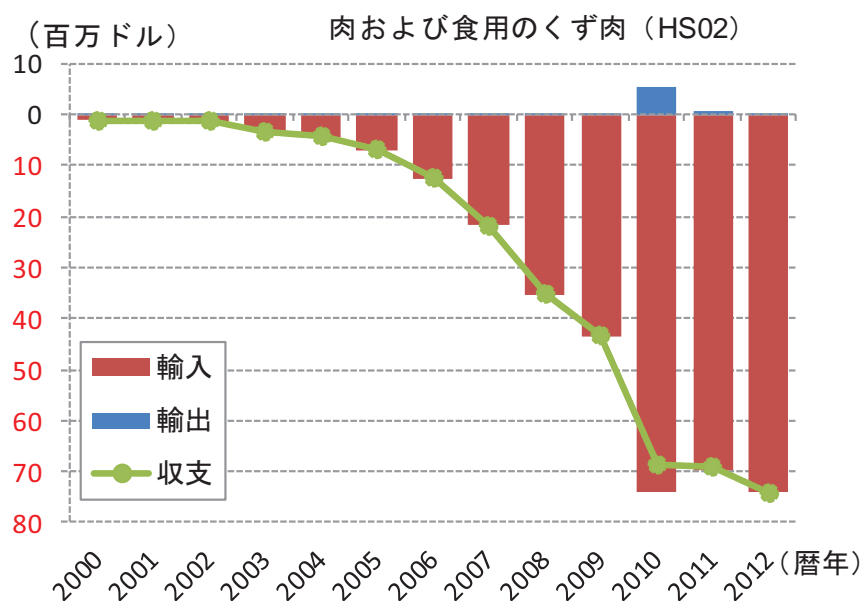


図 4-10. 肉類の貿易収支
(出所) UN Commtrade より作成

表 4-8. 肉類調整品の輸出入国

輸出(2012)			輸入(2012年)				
		金額(ドル)	構成比		金額(ドル)	構成比	
1	UAE	4,329,716	73%	1	カナダ	2,075,123	21%
2	ロシア	1,184,942	20%	2	カザフスタン	2,059,735	21%
3	モンゴル	93,236	2%	3	ラトビア	1,826,327	19%
4	タジキスタン	73,850	1%	4	ロシア	1,602,146	16%
5	トルコ	69,204	1%	5	ブラジル	649,019	7%
	その他	180,808	3%		その他	1,558,564	16%
	全体	5,931,756	100%		全体	9,770,914	100%

(出所) UN Commtrade より作成

(2) 市場構造

① バリューチェーンの現状と課題

食肉加工のバリューチェーンは、a) 家畜生産と屠畜、b) 加工、c) 流通・販売に大別できる。

① 家畜生産と屠畜

食品加工企業は、原料となる食肉を畜産農家と直接契約で購入するのではなく、仲介者を介して購入することが少なくない。畜産農家によって生産された牛、羊、鶏などの家畜はまず、生きた状態で卸売市場に出され、そこで仲介業者に販売される。次に、別の仲介業者に販売され、屠畜場で屠殺されたのち、食品加工企業へと販売される。このように、通常は複数の仲介者が介在し、2番目の仲介者から加工企業への距離が離れている場合は3番目の仲介者が介在することもある。ビシユケクのある食品加工企業へのヒアリングによると、この距離は平均して150kmとのことであった。複数の仲介者を介する理由は、流通のコントロールがしやすくなることにある。これらの過程は1日で終了する。

前述のように、キルギスにおいては家畜の伝染病が発生していることが問題となっている。背景には、国内に正式な機関によって認証を受けた屠畜場が存在せず不衛生な状態で処理されているケースがあること、病気の発生を抑えるワクチンの不足や管理の不十分さなどがある。屠畜を衛生的に行うためには、商業的な屠畜を規定するための法律の制定も必要となる。ワクチンについては、現地では、国内の家畜の40%がワクチン接種を受けていないという話も聞かれ、しかるべき対策が必要だと考えられる。また、家畜の個体登録・情報管理がなされていないため、問題が発生した際に原因を追跡調査することが困難である。

② 加工

仲介業者から仕入れた食肉を、食肉加工業者が工場にて商品へと加工する工程である。キルギスで製造されている食肉関連の主な商品には、ソーセージ、燻製肉、冷凍食品などがある。機械設備は半自動のものが多く、製造国は中国、ロシア、トルコ、ドイツ、イタリアなど様々であった。製品を国内販売する場合、特段大きな加工面での課題は聞かれなかった。一方で、カザフスタンなど隣国へ輸出する場合は、輸出先国の求める品質・衛生基準を満たすことが求められるが、これを満たしているキルギ

スの食肉関連企業は現時点では 1 社もないのが現状のようである（ただし、準備中の企業はある）

③ 流通・販売

加工された商品は、国内ではスーパーマーケット、バザール、精肉店、カフェなどで販売される。全国に販売される場合は、各州にいるディストリビューターを通じて販売される。企業は、担当者が店舗を回って必要な商品の種類と数をヒアリングし、要望に応じた商品提供を行っているようである。

主輸出先は、2010 年時点では UAE が 58%、カザフスタンが 20%、ロシアが 19% であった、カザフスタンへの輸入禁止措置により、2012 年には UAE が 73%、ロシアが 20%となった。

(3) 有望ビジネスモデルの候補

キルギスの食肉加工業の成長シナリオとしては、(a) 引き続き国内市場をターゲットとする、もしくは(b) カザフスタンやロシアなどのマーケットを狙うという選択肢が考えられる。(a)については、今後所得水準が上昇するに伴い国内でも肉製品の消費量が増大すると考えられ、マーケット規模の拡大が期待される。リスクとしては、国内市場が比較的小さい事に加え、その中で少数の食肉加工企業（地場企業 5 社程度）が競合している状況にある点が挙げられる。一方(b)では、キルギスは関税同盟への参加に向け現在準備中であり、参加が実現すればロシアやカザフスタンなどの大市場へのアクセスが可能になる。この際に想定されるリスクとしては、大きな非関税障壁の存在である。すなわち、伝染病の発生や衛生管理体制の不十分さを理由に、あるいは自国の食肉加工産業の保護を理由に、隣国の政府が肉類加工品の輸入を認めないもしくは地域的・量的に制限するという可能性が挙げられる。食肉加工品の輸出を他国で受け入れられる基準で実現させるためには少なくとも、①バリューチェーンの上流において原材料（食肉）の衛生管理体制を構築すること、②各企業が輸出先国の基準に準拠する衛生管理体制（HACCP など）を導入すること、が求められている。①の実現には、商業的屠畜に関する法的な整備、家畜個体の登録・管理システムの実施によるトレーサビリティの実現、ワクチン普及などを通じて伝染病の発生を抑えることが、②の実現には、国際基準を満たす加工施設の整備、生産技術や衛生管理の専門人材の育成、などが必要である。上述の課題を克服することができれば、食肉加工品は加工食品の中でも成長性の高い業種の一つになる可能性があると考えられる。

第5章 サービス業におけるビジネス環境

1. キルギスのサービス産業の現状

(1) サービス産業の現状

サービス産業は GDP 全体の 50%を超える割合を占めている。サービス産業の中では、商業、運輸、通信、教育の構成比が大きい。鉱物等の天然資源に恵まれていないキルギスでは通信分野の成長が期待されており、2003年には大統領が委員として参画する ICT 審議会を発足させ、人材育成等を通じて IT 産業を活性化させる政策を執っている。

サービス貿易の収支全体をみると、2007年に一旦黒字を計上したものの、概ね赤字の傾向が続いている。輸送部門の赤字が全体の赤字傾向に大きく寄与している。その一方、旅行（観光）分野は一貫して黒字を継続中であり、コンピューター・IT サービス部門も 2007年以降黒字を継続している。

表 5-1. キルギスの産業別 GDP (単位：100 万ソム)

	2000		2005		2010		2013		年率成長率
第一次産業	22,344		28,739		38,459		53,157		6.9%
第二次産業	19,084		20,147		57,759		79,968		11.7%
第三次産業	19,374	構成比	41,077	構成比	101,569	構成比	166,667	構成比	18.0%
商業	7,906	41%	18,002	44%	35,180	35%	56,456	34%	16.3%
ホテル・レストラン業	484	2%	1,351	3%	2,762	3%	5,099	3%	19.9%
運輸・通信業	2,414	12%	6,618	16%	18,894	19%	33,274	20%	22.4%
金融業	297	2%	2,251	5%	8,574	8%	1,692	1%	14.3%
不動産業	1,892	10%	2,814	7%	10,671	11%	14,319	9%	16.8%
政府関連	2,491	13%	4,660	11%	12,448	12%	17,740	11%	16.3%
教育	2,065	11%	3,854	9%	9,654	10%	19,581	12%	18.9%
医療・福祉	1,317	7%	2,065	5%	5,678	6%	12,033	7%	18.6%
その他	725	4%	1,198	3%	4,979	5%	6,473	4%	18.3%
金融仲介サービス	-215	-1%	-1,735	-4%	-7,271	-7%	-	-	-

(出所) National Bank of the Kyrgyz Republic より作成

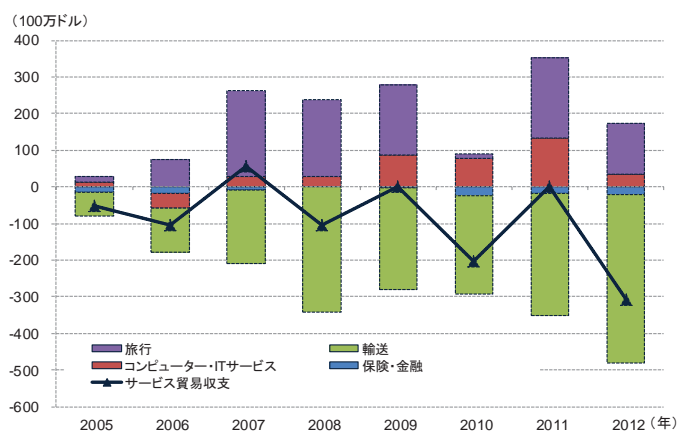


図 5-1. キルギスのサービス貿易収支の推移

(出所) World Bank より作成

キルギスを含む中央アジア諸国と、トルコ、ASEAN 諸国のサービス貿易収支を比較すると、中央アジアでは赤字傾向にあるが、トルコ、ASEAN 諸国では黒字傾向にあることがわかる。

カザフスタン、タジキスタン、ロシアの各国では慢性的な赤字が続いている。カザフスタンは旅行分野で一時黒字転換を果たしたものの、2012年の統計では全分野で赤字を計上している。タジキスタンはITサービスの分野で輸出超過となっているが、全体では赤字。ロシアは輸送分野においては黒字基調であるものの、全体の赤字幅は拡大している。

一方、トルコにおいては旅行（観光）や輸送の分野での大幅な黒字に支えられて全体の収支も黒字が続いている。さらに、ASEAN 各国ではそれぞれ国の産業の特徴からサービス貿易収支の黒字を維持している。フィリピンでは英語圏向けのITサービスのアウトソーシングやコールセンター事業が拡大しており、ITサービスの分野で大幅な黒字を計上し、全体の収支を牽引している。カンボジアは旅行（観光）分野の収支が拡大しており、全体を牽引。世界遺産を中心とする観光名所への観光客誘致活動や、海外からの投資を誘致する活動を政府が積極的に行っており、観光、ビジネス共に外国人来訪者数が増加している。ラオスはサービス貿易額全体の規模は大きくないものの、金融を除く分野において黒字を計上しており全体の収支においても黒字が続いている。黒字収支となっている国の分野別収支をみると、各国の産業の特性、長所を活かして、黒字を確保できる分野がその他の分野の赤字分を補う構造となっている。

表 5-2. キルギス周辺国と ASEAN 各国のサービス貿易収支

(100万ドル)

	2008	2009	2010	2011	2012
キルギス	▲ 103.9	▲ 0.9	▲ 202.0	0.9	▲ 308.4
カザフスタン	▲ 7,028.6	▲ 6,075.9	▲ 7,298.1	▲ 6,772.2	▲ 8,040.7
タジキスタン	▲ 319.2	▲ 146.9	▲ 125.4	▲ 134.8	▲ 139.0
ロシア	▲ 19,173.0	▲ 15,851.9	▲ 24,581.4	▲ 32,043.4	▲ 45,152.5
トルコ	19,489.0	19,345.0	17,438.0	21,088.0	23,471.0
フィリピン	2,852.0	3,145.0	4,328.0	5,572.0	4,190.0
カンボジア	695.7	665.6	627.7	847.1	948.6
ラオス	257.2	244.1	231.3	200.6	217.9

(出所) World Bank より作成

(2) 有望セクターの考え方

サービス産業内の各セクターにおいて、①GDP 構成比の変化幅、②GDP 成長率、③貿易収支、④従事者数、⑤雇用創出効果、⑥外貨獲得効果、を用いて相対的な有望度を判定した。また、上記 6 項目以外のセクターの特徴についても考慮し、総合的にセクターの有望度を判定した。

① GDP 構成比変化幅

サービス産業の GDP 構成比変化幅をサブセクター別にみると、運輸・通信業、教育、ホテル、レストラン業の順に大きい。運輸・通信部門は、キルギスが大規模なバ

ザールを複数抱えていることや、中継貿易の拠点として周辺国から物資の出入りが多いこと、さらに IT サービス産業の拡大などが背景として挙げられる。

② GDP 成長率

2000 年～2013 年における年率成長率では、運輸・通信、ホテル・レストラン、教育の順に高い。運輸・通信部門の成長には物量の増加に加え、IT ソフトウェアの輸出が寄与している。ホテル・レストラン部門はキルギスへの来訪者数の増加などを背景に拡大している。教育部門では、子どもの教育への投資を行う家庭が増加していることが寄与している。キルギスでは従前より識字率、教育水準が高く³¹、近年はインターナショナルスクールへの入学や留学を選択する者も増加している。ただし、日本のように補習塾やお稽古事に通う習慣はまだ浸透していない。

③ 貿易収支

サービス貿易収支では、輸送部門の赤字が全体の赤字傾向に大きく寄与している。その一方、旅行（観光）分野は一貫して黒字を継続中であり、IT サービス分野においても輸出超過で黒字である。

④ 従事者数

キルギス国内の従事者数をみると、商業、教育、運輸・通信業の順に多い。商業は、バザール運営を中心とした複数の事業が存在し、拡大している。大規模なバザールになると、バザール運営会社、エリア担当企業、コンテナ業者、入居小売業者、バザール内運輸業者、両替商、国内外運送業、宿泊施設運営、飲食業（バザール内でのワゴン販売を含む）など、様々なビジネスが存在している。運輸業は、中継貿易が盛んであることなどを背景に、従事者数が多い。

⑤ 雇用創出効果

ホテル・レストラン業は新規参入があると雇用創出効果が見込める。また、チェーン展開を行う場合は、さらなる効果が見込める。消費者に近い業種であるため、比較的身近な職業でもあり、求人面では他の産業と比較して敷居が低い。ただし、消費者に直接関わる職業でもあるため、ホスピタリティ面などの育成が必要である。

運輸・通信業のうち、特に IT ソフトウェア開発セクターについては、人材不足が重大な課題として挙げられている。

就業人材の育成については、民間企業団体だけではなく、諸外国からの支援においても人材育成関連のプロジェクトが遂行されている。スイスの HELVETAS は、観光分野の人材育成プロジェクト（T・STAR）をインククリ州で実施中である。観光関連産業の民間企業から派遣された受講生に対する研修を行っており、受講者数は年間約 500 名。また、日本の JICA からは、技術協力プロジェクトとして、国立 IT セン

³¹成人（15 歳以上）識字率：99.2%（2009 年）、初等教育就学率：83.5%（2009 年）[日本国外務省資料]

ターの運営体制の確立、指導者のスキル向上、研修コースの品質管理などの支援が行われた。同センターは現在、日本の支援から離れて自立運営を行っている。さらに、2003年より JICA プロジェクトとして遂行中のキルギス共和国日本人材開発センターでは、日本語習得のための研修や文化交流だけではなく、ミニ MBA の実施を通じたビジネス人材の育成、個別企業向け研修などを行っている。

⑥ 外貨獲得効果

ホテル・レストラン業は観光関連産業の中心セクターでもあり、外貨獲得の効果が得やすい。また、IT 開発については、現状外国からのアウトソーシング事業が中心であり、輸出による外貨獲得が見込める。その他のセクターは内需向けの事業が中心となるため、外貨獲得効果を見込むことは難しい。

⑦ 要求スキル

従事者に求められる専門性や技術のレベルは、金融、不動産、政府関連、教育、医療・福祉のセクターで高いと判断した。ただし、その他のセクターにおいても、それぞれの専門性を高めたり、高度な技術の導入、創意工夫がなされたりすることにより、収益性や事業規模に良い影響を与えることは自明である。

以上を鑑み、本章では、ホテル・レストラン業、商業（小売など）が関わる観光産業と、運輸・通信業のなかから IT 産業を、相対的に有望なセクターとする。また、運輸業は、幅広い産業の橋渡し役として、今後キルギスが経済発展を遂げていくなかで重要な役割を担う産業であるため、現状と政府が実施している施策についても本章内で言及することとする。

観光産業（ホテル・レストラン業）は、GDP 成長率が相対的に高く、貿易収支でも既に黒字基調にある。さらに、外国人向けのサービスを充実させることで外貨獲得の効果が高まる。また、同産業の振興は、国の中心都市だけではなく地方部の発展にもつながる。特に雇用創出効果は、製造業工場の設立と比較しても劣らない規模であることが日本の観光白書（2007年）にシミュレーションの結果として明示されている。また、MICE 産業の重要性が拡大傾向にあるため、「中央アジアのスイス」と呼ばれる特性を活かし、CIS、上海協力機構、ユーラシア経済共同体などの地域経済主体の会議開催やイベント開催などを積極的に行う体制作りを目指すことも有用であろう。

IT 産業は、サービス貿易収支において黒字基調（運輸部門は慢性的な赤字）。ソフトウェア開発事業は諸外国からのアウトソーシング事業が主流であり、外貨獲得効果を見込むこともできよう。さらに、IT 産業では人材の確保、育成に取り組んでおり、雇用創出効果も大きい。また、ロシア語を公用語とし、旧ソ連諸国の文化・習慣に精通している点も優位に働くことが期待できる。

表 5-3. サービス産業における有望業種の選定

分類項目	GDP構成比変化幅(%ポイント)		GDP年率成長率		貿易収支(2012年)	従事者数(2011年)	雇用創出効果	外貨獲得効果	要求スキル	計
商業	-6.9%	8	16.3%	6	-	345.9	1	○	△	0
ホテル・レストラン業	0.6%	3	19.9%	2	黒字	86.5	6	○	○	5
運輸・通信業	7.5%	1	22.4%	1	赤字	147.2	3	○	○	4
金融業	-0.5%	5	14.3%	8	赤字	17.7	9	△	△	高
不動産業	-1.2%	6	16.8%	5	-	56.0	8	△	△	高
政府関連	-2.2%	7	16.3%	7	-	102.6	4	-	-	高
教育	1.1%	2	18.9%	3	-	177.1	2	△	△	高
医療・福祉	0.4%	4	18.6%	4	-	78.5	7	△	△	高
その他サービス	-	-	-	-	-	88.3	5	-	-	
分類項目	その他									
商業	バザール運営から派生した事業が多数ある。小売企業は外資系が進出済、チェーン展開を行っている									
ホテル・レストラン業	外国人来訪者数は240万人超/年。ただし、通年営業できない地域がある。ホスピタリティ面の向上が課題									
運輸・通信業	外資の進出も複数件ある。貿易赤字解消には国全体の輸入超過を解消する必要有。IT関連輸出は黒字									
金融業	口座開設が浸透していない。金利が高く、融資を利用できる者は限られる									
不動産業	首都はコンドミニアムの建設ラッシュ。ただし、過剰供給との意見も									
政府関連	-									
教育	留学・インターナショナルスクールのニーズは高いが、習い事・補習塾などは浸透していない									
医療・福祉	医療施設のほとんどはソ連時代に建設された公営施設									
その他サービス	自動車整備業、生活関連サービス業、娯楽業は今後需要が高まる可能性あり									

(注 1) GDP 構成比変化幅、年率成長率は 2000 年～2013 年の期間から算出

(注 2) 赤のハイライト部分を+1、青のハイライトを-1 ポイントとして判定

(出所) GDP : National Bank of the Kyrgyz Republic、貿易収支 : World Bank、従事者数 : National Statistical Committee、より作成

2. 観光関連産業

(1) 現状

産業別 GDP 統計には観光関連産業の分類はないが、統計局の発表によると、2012 年の観光に関連する産業の GDPGVA の合計は 143 億ソムで、キルギス全体の GDP と比較するとおよそ 5%の水準であった。産業別 GDP 統計に示されているホテル、レストラン業における 2013 年の GDPGVA は、51 億ソム。2000 年から 2013 年にかけての成長率は年率でおよそ 20%であった。

外国人来訪者数は、国内情勢が悪化した 2009 年、2010 年にかけて大きく落ち込んだものの、2011 年以降、2 年連続で過去最高を更新し、2012 年は 240 万人を超えた。国別では、カザフスタン、ロシア、ウズベキスタンの順に多い。2012 年のカザフスタンからの来訪者数は 160 万人を超え、全体のおよそ 7 割を占めている。なお、上位 3 カ国以外からの来訪者数は全体の 1 割に満たない。

観光関連収入は来訪者数の増減と同様の推移を辿っており、2011 年は 6.9 億ドルであった。なお、キルギス旅行業協会の調査では、観光目的の来訪者による消費額の内訳は、①宿泊 : 37%、②交通費 : 26%、③食事 : 21%、④お土産、買い物 : 10%、⑤施設入場料など : 7%、となっている。

サービス貿易収支における、旅行(観光)分野の収支は、2005 年以降黒字を計上している。2010 年には国内情勢が悪化し、来訪者数や観光関連収入は減少したものの、

黒字を確保した。収支黒字の背景としては、国外からの来訪者数が国外への旅行者数を上回っていることが挙げられる。なお、2012年のキルギス国民の国外渡航者数は120万人であった。

なお、世界旅行ツーリズム協議会（WTTC：World Travel and Tourism Council）による Travel & Tourism Economic Impact 2013 KYRGYZSTAN では、2012年の観光産業のGDPは83億ソムで全体の3.0%を占め、2013年は前年比2.6%増額する見込み。さらに、観光産業のGDPは2023年まで年率5.1%で増額し、139億ソムまで拡大する予想となっている。

同協議会の調査による、観光産業の雇用への影響は、2012年時点の従事者が5.8万人（全体の2.5%）で、2013年は前年比0.7%減少する見込み。2023年までの予想は年率0.7%増加し、6.1万人（全体の2.4%）である。投資額は2012年が35億ソム（全体の5%）、2013年は前年比2.3%増額の見込み。2023年までは年率3.5%で増額し、51億ソム（全体の3.5%）となる予想。

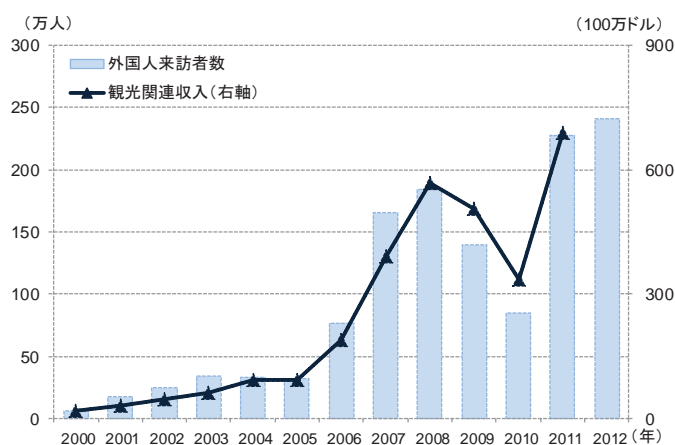


図 5-2. キルギスの外国人来訪者数と観光関連収入の推移
 (出所) National Bank of the Kyrgyz Republic、World Bank より作成

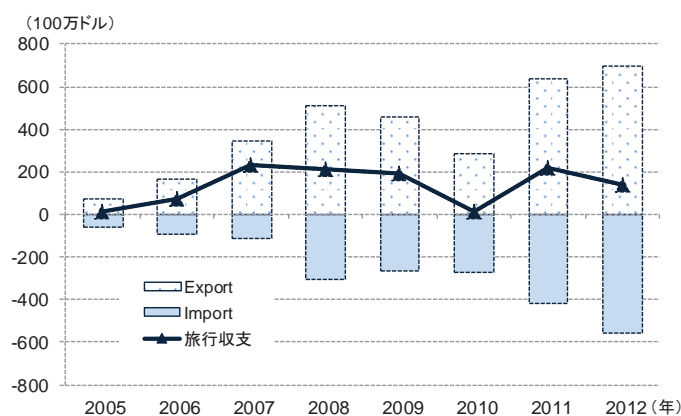


図 5-3. キルギスの旅行（観光）貿易収支の推移
 (出所) World Bank より作成

統計局の発表によると、法人として登録されているホテルの数は147(2012年)で、前年比2件減少している。外資系ホテルではハイアットがビシュケクに進出済みである。なお、療養所(サナトリウム)等の施設は国営施設も含め、2,000以上確認されている。

観光関連産業の従事者数は概ね減少傾向にあるが、営業主体は2008年以降全てのカテゴリーで増加している。なお、2008年から5年間増加が続いている旅行会社については、取扱商品が類似しており、旅行会社間での価格競争が始まっているとの声も聞かれた。

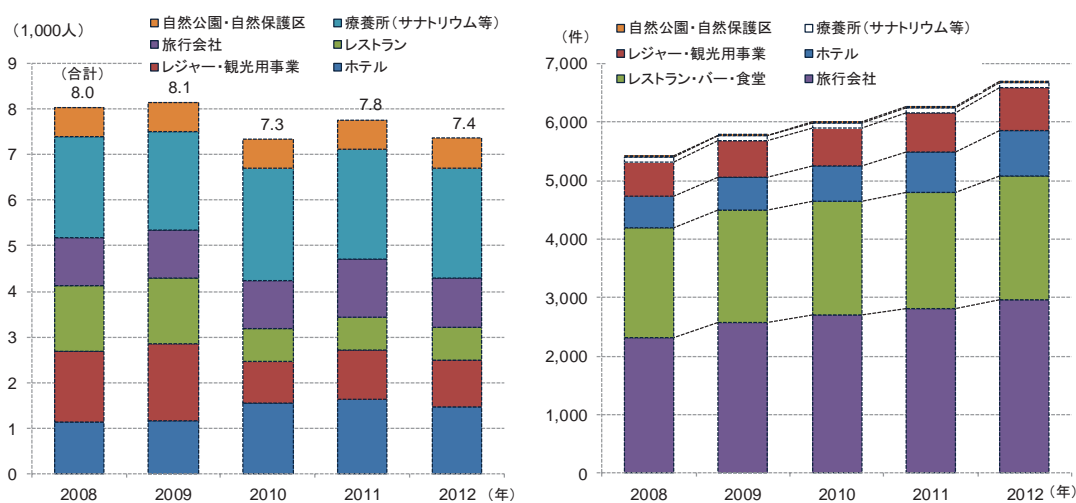


図 5-4. 観光関連産業従事者数 (左図)、営業主体 (右図) の推移 (出所) National Statistical Committee of the Kyrgyz Republic より作成

2012年の全国のホテルの客室稼働率は31%、定員稼働率は19%であった。なお、ビシュケク市においては、同40%、24%、イシククリ州は同18%、16%であった。旅行会社へのヒアリングによると、イシククリ州には小規模な宿泊施設が多いとの情報もあり、当統計に小規模宿泊施設の状況は織り込まれていないことに注意が必要である。また、イシククリ湖周辺地域(特に湖畔)では夏季の3ヵ月間がベストシーズンとのこともあり、冬季には営業を行っていない宿泊施設やレストランも多い。

民間団体である、キルギス旅行業協会(Kyrgyz Association of Tour Operators: KATO)は1993年に設立され、38の法人や教育機関等が会員登録している。同協会は民間企業と政府の橋渡し役として機能している。44カ国に対して、60日未満の滞在に限って査証を必要としない措置を新設した際も、協会が積極的に法案作成の議論に参加し、意見を述べた。また、国際会議等の大規模なイベントを開催する際には、協会と政府が協力して成功に努めることも行っている。

(2) 課題

観光産業における課題は、①観光関連市場の実態や外国からの評価の把握、②観光関連収入の拡大、の2点が挙げられる。

① 現状・他国からの評価の把握

a) 観光関連データの統計情報が未整備・不十分

イシククリ州政府へのヒアリングによると、現在の統計取得方法は、宿泊施設からの報告が主体である。ただし、宿泊施設からの報告は義務ではないため、各施設への協力要請が必要な点や、宿泊施設を利用しない入国者、通過した者の把握が難しい。

旅行会社等へのヒアリングでは、外国人来訪者数の内、観光目的の来訪者は少ないとの声がほとんどであった。しかし、その実態（入国目的）については政府発表でも数値に整合性がないため、旅行会社各社の「感覚」を基に、マーケティングや運営を行なっているのが現状である。実態を把握することで、より具体的な産業振興策が策定でき、きめ細やかな対応を図ることができる。

現地調査で得られた外国人来訪者数に関するデータ例を以下に挙げる。

キルギス旅行業協会の調査では、2013年に観光目的で来訪した外国人数は36.5万人。内訳は30万人がロシア・カザフスタンからの来訪者で、そのほとんどがイシククリ湖周辺を訪れた。残り6~6.5万人が「遠い外国」からの来訪者で、シルクロードの文化に触れる目的の一部としてキルギスを訪問している。

イシククリ州政府へのヒアリング調査では、キルギスへの外国人来訪者のうち、およそ7割がイシククリ州を来訪しているとのことであった。

旅行会社Aへのヒアリングでは、外国人来訪者数全体の数値が約200万人との意見があった。その内、「遠い外国」からの観光目的の来訪者は20万人で、内2万人がツアー参加者、5,000~1万人がバックパッカーであるとの想定であった。

旅行会社Bでのヒアリング調査では、外国人来訪者のほとんどはバザール利用者ではないかとの発言があった。また、タジキスタンからロシアへ出稼ぎに向かう者は、ロシアとの行き来にオシュ空港を利用することが多く、キルギスに一時入国する者が多い。ロシア・カザフスタンからの来訪者のほとんどはイシククリ湖に向かう。「遠い外国」からの来訪者はシルクロードツアーの一部としてキルギスに訪れている。

日系旅行会社では、観光目的の来訪者は全体の約半分との想定であった。

なお、キルギス国が発表している各輸出戦略上で使用している数値(2012年)³²は、ビジネス目的の来訪者が200万人前後、観光目的の来訪者がCIS諸国から80万人、欧州からおおよそ5.2万人、アジア地域からおおよそ3万人、北米・オーストラリアからおおよそ1万人。

キルギス統計局が発表しているデータでは、2012年の外国人来訪者数は全体で240.6万人、ロシア・カザフスタン・ウズベキスタンの3カ国でおおよそ220万人。

以上のように、外国人来訪者数全体の数値に対しても様々な意見、発表があり、政

³² National Export Strategy of the Kyrgyz Republic 2013-2017 Sector Export Strategy Tourism(P51~87)

府発表でも数値に整合性がない。また、現在キルギス国が採用している統計方法（宿泊施設からの報告）に対して疑問を持つ旅行会社もあった。

外国の旅行会社としても、ツアー商品を作ったり、渡航先として国に注目したりする際には、対象国の実態を把握する必要がある。現状では、来訪者数のデータが複数存在していること、来訪者の目的の詳細や、滞在日数、入国手段、利用宿泊施設等の情報がないことなどから、ツアー商品を設定し、旅行者に PR するための材料が乏しい状況である。

b) キルギス観光産業の「キービジュアル」設定について検討が必要

観光産業を活性化させるためには、観光の「キービジュアル」を設定し、他の地域にはないイメージを作ることが必要である。『中央アジアのスイス』とキルギスを表現した場合、観光客はスイスへ訪問することを選択するであろう。現状では、キルギス1国での「キービジュアル」は大変弱い。日系旅行会社へのヒアリングでは、旅行業界内でも知られていない国であり、キルギスのイメージは薄いとの意見が挙げられている。ヒアリングの結果を元にキルギスの観光資源のポイントを挙げると、①遊牧民族文化、②シルクロード、③自然（高山、湖など）などが考えられる。ただ、中央アジア諸国に加え、モンゴルや中国、ロシアのシベリア等の諸国・地域を含めて考えると、ほぼ同様の要素が散らばっており、差別化は難しい。例えば、日本からみた場合、遊牧民族文化はモンゴル、シルクロードは中国、世界有数の透明度の湖はシベリア（バイカル湖）のイメージが強い。美しい自然の中のエキゾチックな遊牧民文化など、いくつかの要素を組み合わせた独自のイメージ作りが必要である。

② 観光関連収入が周辺国、ASEAN 諸国と比較して相対的に少ない

キルギスの2011年の観光関連収入は6.9億ドルで、1人あたり観光関連収入は221ドルであった。周辺国の状況は、カザフスタン：総額15.2億ドル、1人あたり364ドル（2011年）、タジキスタン：同4,000万ドル、217ドル（2011年）、ウズベキスタン：同1.2億ドル、124ドル（2010年）。ASEAN地域では、カンボジア：同17.9億ドル、621ドル（2011年）、ラオス：同4.1億ドル、231ドル（2011年）である（図5-5参照）。

なお、カンボジアでは外国人来訪者数がおよそ250万人の年（2010年）に13億ドル超の観光関連収入（1人あたり531ドル）が計上されている。カンボジアでは随一の観光名所であるアンコールワットを世界にPRし、外資系を含むホテルや飲食店への事業投資や、各国主要都市からの直行便の誘致活動を政府が積極的に行っている。

カンボジアにおいては遺跡への入場料が観光関連収入に与える影響が大きいため、カンボジアの観光産業振興政策をそのまま他国に適用し、その政策による効果を期待することは適切ではない。但し、観光関連産業の活性化による外貨の獲得や、雇用の創出、地方都市の発展などの波及効果を得ることは、キルギスにおいても実現可能であろう。キルギスは既に240万人を超える外国人が来訪している実績があるため、周辺設備やインフラ、サービスを整備、向上させることで観光関連収入の増加を見込むことができよう。

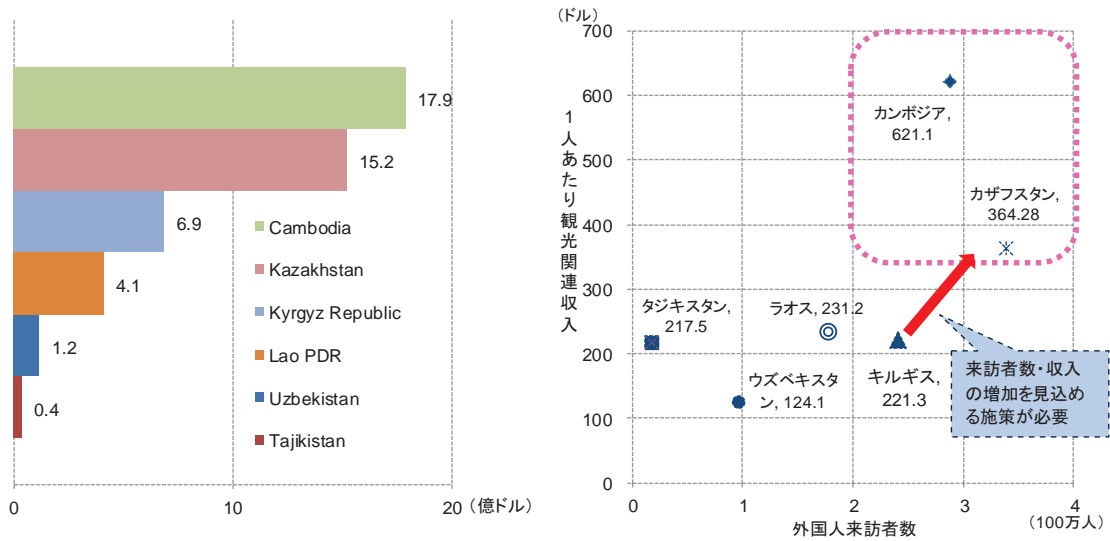


図 5-5. 観光関連収入 (左図)、外国人来訪者数と 1 人あたり観光関連収入 (右図)

(注) ウズベキスタンの数値は 2010 年のデータ

(出所) World Bank、National Statistical Committee of the Kyrgyz Republic より作成

観光関連収入が相対的に少ない要因としては、外国人来訪者のうち、周辺国からの来訪者がそのほとんどを占めていることが挙げられる。キルギスを訪れる外国人は、カザフスタン、ロシア、ウズベキスタンの順に多く、2012 年の統計では上位 3 カ国からの来訪者数は全体の 9 割以上を占めている。現地旅行会社でのヒアリングによると、周辺国からの来訪者はイシククリ湖周辺等に車輛 (自家用車) で訪れ、サナトリウムやコテージ、ゲストハウスに宿泊することが多い。また、食料品等の日用品を持ち込む観光客や、バックパッカーも多いため、キルギスでの消費額は多くないとの声が聞かれた。

(3) 施策

観光産業を活性化するための施策としては、下記 6 点が挙げられる。また、施策の目的としては、【A：来訪者の消費額を増加させる】【B：来訪者数を増加させる】の 2 つに分類する。

① 実態把握のための統計データの整備【目的 A・B】

来訪者の詳細データの取得には、入国者カードの導入が効果的である。カードの内容は、パスポート情報に加え、入国目的、滞在期間、滞在先 (ホテル名など) を含むことが望ましい。国境 (入国審査時) でデータ収集を行い、分析をすることで、観光関連産業への振興策が、より具体的、効果的なものとなる。

また、収集データを公開することで、旅行会社や旅客輸送、ホテル産業、外食産業、小売店等においても、来訪者のデータを基にそれぞれにとってより効果的な経営策を実施することが可能となる。

観光統計については、世界観光機関によって世界標準化の仕組みを整備し、国際比較が可能となる取組が実施されている。この取組は、TSA (Tourism Satellite Account) と呼ばれる観光経済を体系付けるための勘定を取り入れたものであり、OECD 加盟国を中心に導入が開始されている。

日本では外国人入国者に対して ED カードへの記載、収集を実施しているものの、当カードの内容はスキャン保存しているのみで、統計への反映は行われていない（犯罪発生時に活用されている）³³。現在主に利用されている統計データの出所は、出入国審査時に旅券の IC チップに記録されている旅券データを読み取ったもの。IC チップが搭載されていない旅券については、審査担当者が審査時に入力している（MRP/氏名、性別、生年月日、国籍、有効期限）。その他、JNTO³⁴によるアンケート調査³⁵や、財務省、日本銀行による訪日外国人の消費動向調査³⁶が催行されている。さらに、観光立国推進基本法の制定（2006 年）、観光立国推進基本計画の策定（2012 年）に伴い、観光に関する統計の整備³⁷が行われている。

詳細多岐に亘る統計整備を一挙に行うことは現実的ではないが、長期的には TSA を取り入れ、観光産業への施策を具体的に検討、実施できる体制づくりが望まれる。

② キービジュアルの設定に向けた観光資源の PR

キルギス自体の知名度が高くないため、世界に対してキルギスを認知してもらうための積極的な活動が必要である。日系旅行会社へのヒアリングでは、キルギス自体のイメージが薄く、食事などを含む観光資源やアピールポイントが明確になっていないとの意見があった。

キルギスの観光業界では旧ソ連に属していた国以外の国を「遠い外国」とカテゴライズしている。PR 対象としては、「遠い外国」のなかでも、特に所得水準が高く、旅行時の消費意欲が旺盛となる国をターゲットとするすことで、来訪者数および観光関連収入の増加に効果的であろう。また、周辺国と比較して地政学的なリスクが低いことから、国際会議やイベント等を積極的に開催することも、世界的な知名度の向上に繋がるであろう。

短期的な効果を見込むには、2014 年に世界遺産に申請、登録されたシルクロードの一部であることをアピールし、周辺国を含めた周遊ツアーを催行することが有効である。共同でユネスコに世界遺産登録を申請した中国、カザフスタンだけではなく、ウズベキスタンとの協働も一定の成果を見込むことができよう。ウズベキスタンでは、既に世界遺産である古都サマルカンドを中心とした観光振興がなされている。キルギスではイシククリ湖や天山山脈など豊かな自然が残っており、遊牧民族の文化を体感することのできる地域が多数存在する。キルギス、ウズベキスタン両国は、共にシルクロード上の国であり、中央アジアの一角でもあるため、この両国（古都+文化）を

³³ 「外国人観光客に係る統計情報のあり方に関する研究」国土交通省国土交通政策研究所

³⁴ 独立行政法人国際観光振興機構（Japan National Tourist Organization）

³⁵ 「訪日外国人旅行者調査～訪問地等について」

³⁶ 2002 年実施「訪日外国人旅行者消費額等の動向調査」

³⁷ 2013 年 3 月 22 日「観光統計の概要と利活用について」観光庁観光経済担当参事官室

巡るツアーを積極的にPRしていくことで一定の効果を見込むことが可能ではないかと考えられる。なお、UNWTO（国連世界観光機関）では、2010年よりシルクロードブランドの強化と周辺国の観光開発を推進するプロジェクトを行っている。

中長期的には、現存する観光資源の訴求力を上げていく必要がある。特にイシククリ湖は周辺施設の整備、自然保護規制の強化、管理の徹底などを追求する必要がある。また、国内の他地域（ナリン州など）との連携を図ることも有効であると考えられる。いずれにせよ、交通インフラの整備や観光産業に従事する人材の育成は必要となろう。

③ 航空インフラ、国内交通インフラの整備【目的 B】

周辺国以外からのアクセスの利便性を向上させることは、キルギスが旅行先の選択肢に入ることに繋がる。キルギス政府は、航空会社に対して、直行便だけではなく、キルギスを経由地とする航路開設を提案するなどの活動を行っている。また、短期的な施策としては、長距離バスの運行や、自動車専用道路の建設などを行い、国内移動や周辺国からの来訪手段を充実させることが有効となろう。特に国内交通インフラの整備によって、外国人来訪者に対し、首都ビシュケクだけではなく、北東部のイシククリ州など複数地域への来訪を促すこともできる。また、滞在日数の増加や、地方都市の活性化などの効果を見込むことができる。

④ 観光関連産業全体のホスピタリティの向上【目的 A】

先進国観光客が増加し、観光関連収入を増加させるためには、一定のレベルの宿泊施設をはじめとする観光施設が必要である。特に地方部では衛生面の改善が必要となろう。日系旅行会社へのヒアリングでは、旅行商品を企画する際に着目するポイントとして、“現地のサービスのレベル”が挙げられた。特に商品企画旅行会社から添乗員が同行できない場合には、直に顧客と接するサービス提供者のレベルが旅行商品の評価を左右するため。ガイドやレストラン、ホテルの対応レベルを向上させることは、富裕層旅行客を取り込むためにも必要な施策である。

⑤ ロシア語以外の言語での対応の充実【目的 A・B】

「遠い外国」からの来訪者数を増加させるためにも、ロシア語以外の言語（英語）での対応が充実することが望ましい。観光産業向け人材育成の学校や、大学においても観光学部が設立されるなど、人材育成に対する活動は始まっている。KATOには大学も加盟しており、学生の長期休暇を利用したアルバイト受け入れを行っている。キルギスでは留学経験者が多いことから、英語でのビジネスが可能な人材が増加してきているものの、小売店やレストランでは英語表記のない店舗も多い。今後、さらに通訳人材や英語表記の標識、レストランのメニュー等が充実することを期待する。

⑥ エコポスの再設置【目的 A】

自然保護のため、観光振興策実施のための資金確保が必要である。2013年まで実施されていたエコポスを再設置することは有効な方法のひとつではないか。撤去のきっかけとなったずさんな管理体制を一掃し、地方自治体を巻き込んだ体制とするこ

とが望ましい。また、外国人来訪者（宿泊施設利用者）から若干の手数料を徴取することも有効であろう。日本では、温泉を利用する際に「入湯税」を徴取されることがある。

(4) ターゲット選定と有望なビジネスモデル

表 5-5 では、来訪者数の実績、2008 年からの変化率、航空アクセスの状況、経済水準を用いてターゲットとする来訪者（国）の選定を行った。ターゲット対象としては、カザフスタン、ロシア、ウズベキスタン、タジキスタンの 4 カ国に加えて、トルコ、欧州（ドイツ、イギリス、フランス）、韓国、中国を短期的なターゲット国とするのが望ましいと考える。

既に多数の来訪実績のある、カザフスタン、ロシア、ウズベキスタン、タジキスタンの 4 カ国は、①観光目的ではない来訪者も多いことが予想されていること、②観光目的の来訪者であっても消費意欲が必ずしも旺盛ではないこと（キルギス国内消費額が少額である実情）、などから、当 4 カ国からの来訪者をターゲットとするビジネスモデルとしては、キルギスへの来訪目的に拘らず消費額の増額を見込める外食産業などのビジネスが有効となる。

直行便が就航しているトルコや中国、比較的アクセス環境が良い欧州に加え、韓国の旅行者をターゲットとしたビジネスは効果的であろう。欧州諸国からキルギスへのアクセスは、イスタンブールもしくはモスクワ経由で可能であり、経由地である 2 都市への航空時間は 3～4 時間程度と比較的短い。また、高所得国である欧州や韓国、および中国の富裕層は、余暇に対する消費額も多くなることが想定される。

中長期的には、東南アジアや南半球の国々に対しても、キルギスの気候の良さを前面に出した PR 活動などは有効であり、これらの国々もターゲットとなり得る。表 5-4 にあるように、インドからの来訪者数は過去 5 年で 2.5 倍に増えた。但し、現状では東南アジアでは富裕層の数が少ないこと、南半球（オーストラリア）はキルギスへのアクセスに 2 回の乗り換え（ドバイ、上海→モスクワ、イスタンブール経由）が必要であることなどから、短期的なターゲット国として選定するには課題が多く、効果が限定的となることが推測される。

表 5-4. 国別来訪者数、アクセス状況

国名	来訪者数	順位	伸び率	順位	アクセス	経済水準	スコア
カザフスタン	1,675.6	1	127.2%	3	直行便	高位中所得国	3
ロシア	364.6	2	78.0%	5	直行便	高所得国	4
ウズベキスタン	158.6	3	-72.0%	26	直行便	低位中所得国	2
タジキスタン	72.1	4	-67.0%	25	○	低位中所得国	2
中国	24.1	5	7.1%	21	直行便	高位中所得国	2
トルコ	18.4	6	13.6%	13	直行便	高所得国	3
米国	16.7	7	24.6%	8		高所得国	3
ドイツ	11.7	8	13.6%	12	○	高所得国	3
韓国	5.6	9	19.1%	9		高所得国	3
英国	4.2	10	27.3%	7	○	高所得国	4
フランス	3.9	11	8.3%	20	○	高所得国	2
アゼルバイジャン	3.6	12	176.9%	1		高位中所得国	1
ウクライナ	3.5	13	9.4%	19		高位中所得国	0
インド	2.8	14	154.5%	2	△	低位中所得国	1
日本	2.3	15	15.0%	11		高所得国	1
スイス	2.1	16	10.5%	17	○	高所得国	2
パキスタン	2.0	17	11.1%	16	△	低位中所得国	0
イラン	1.9	18	-48.6%	24	○	高位中所得国	1
オーストラリア	1.7	19	13.3%	14		高所得国	1
ベラルーシ	1.3	20	18.2%	10		高位中所得国	1
イスラエル	1.1	21	10.0%	18	○	高所得国	2
イタリア	1.1	22	0.0%	22	○	高所得国	2
グルジア	1.0	23	42.9%	6	○	低位中所得国	2
ポーランド	1.0	24	0.0%	22	○	高所得国	2
オーストリア	0.9	25	12.5%	15	○	高所得国	2
トルクメニスタン	0.4	26	-89.5%	27	○	高位中所得国	1
スウェーデン	0.4	27	100.0%	4	○	高所得国	3

(出所) World Bank、National Statistical Committee of the Kyrgyz Republic、Travel Math ウェブサイトより作成

現状や課題、施策を踏まえた上での有望なビジネスモデルとして、下記 3 例を挙げる。

① 高付加価値のサービスを提供するビジネス

現状、キルギスでは観光での消費対象となる施設が少ない。例えば、運営されているスキーリゾートの施設内や施設近辺で営業している宿泊施設やレストランは大変質素であり、その数も少ない。また、キルギス国内に進出しているメジャーブランドのホテルはハイアット 1 件であり、それに準ずるレベルのホテルもほとんどない。今後、国際会議やイベントを積極的に開催するためにも、ビジネス目的の来訪者を増やすためにも、高いホスピタリティを備えたホテルが必要となろう。

また、キルギスには年間 240 万人を超える外国人が来訪しており、他国への出稼ぎ経験者や留学経験者など、他国で生活を送ったことのある国民も多い。そのため、他国には既にあるが、キルギスにはまだないサービスの需要は高い。来訪外国人や外国居住経験者、富裕層をターゲットとした、付加価値の高い商品やサービスを提供するレストラン (含・ファストフード)、ホテル、タクシーなどのビジネスは有望である。

② オフシーズンを活用できる施設（トレーニング施設）の運営

キルギス北東部のイシククリ湖周辺の地域においては、観光のベストシーズンが夏季の3ヵ月間と限られており、冬季は営業をしていない宿泊施設やレストランも多い。このような施設が通年営業を行うための施策の例としては、スポーツ関連施設を充実させ、高地トレーニングのニーズを呼び込むことが KATO 等で挙げられている。キルギスは年間を通じて晴れの日が多く、イシククリ湖は標高 1,600m の地点にあることから、アスリートがトレーニングを行う環境として適していると言えよう。現時点ではトレーニング施設（プール、ジム等）が整備されていないが、周辺国からは、トレーニングを行う地域として、一定の評価を得ているとの声も聞かれたため、ある程度の需要を見込むこともできよう。

③ 長距離バスの運行

交通インフラの一部としては、観光客向けの長距離バスの導入が有望ビジネスモデルとして挙げられる。キルギス国内の主要な公共交通手段のひとつであるマルシュルートカは、庶民的な価格で国内全域に運行されているが、ミニバンを改造したものであり、席が狭く、定時運行がなされていない。大型バスの定期運行を導入することで、キルギス国内での消費額増加や、ビシュケク-イシククリ間の往來の敷居が低くなる効果があるのではないかと。また、隣国との間を運行する長距離バスの運営も効果的である。例えば、アルマティからビシュケクを経由してイシククリまで運行するバスには、カザフスタンからの来訪者（観光目的、商業目的）や、空路でのアクセス状況が芳しくない「遠い外国」からの来訪者の需要を見込むことができる。但し、現状では車輛の国境越えに時間がかかる³⁸ため、両政府が認可した車輛について、通関手続きを簡素化するなどの制度整備が必要である。

国際長距離バスの運行の先例として、カンボジアの状況を取り上げる。カンボジアでは CBTA³⁹の仕組みを利用した長距離バスが運行されている。主な運行区間は、プノンペン-バンコク、シェムリアップ-バンコク、プノンペン-ホーチミン、シェムリアップ-ホーチミンの4区間。カンボジアでは、長距離バスの運行が本格化してから、陸路での入国者数だけではなく、来訪者数全体に対する陸路入国の割合が増加している⁴⁰（2008年 69万人、32.5%→2013年 211万人、50.3%）。タイとの間を運行するバスでは観光目的の欧米人の利用が多く、ベトナムとの間では観光目的の外国人だけではなく、カンボジアに仕事で訪れるベトナム人の利用が多い。

キルギスは、自国より大きな経済規模であり人口も多いカザフスタンと国境を接しており、両国間の人々の往來は既に多い。また、国境を接する各国の間では、商業目的の物流は既に活発であり、付随したヒトの動きも多いことが想定されるため、長距離バスの利用需要も高いことが想定される。さらに、高速鉄道の建造等と比較すると

³⁸ 日系旅行会社へのヒアリングでは、車輛が入国審査を通過するのに5～6時間かかるとのことであった

³⁹ 越境交通協定（Cross Border Transportation Agreement）：メコン地域の越境交通円滑化に関する多国間協定。2007年、中国、ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマーにより締結

⁴⁰ Ministry of tourism Cambodia “TOURISM STATISTICS TOURISM 2013”

長距離バスの導入はコストを抑えることができる。利用料金面においても利用者のニーズに応えられよう。

3. IT産業

(1) 現状

① 概要

2012年のITセクター、運輸セクター合計のGDPGVAは332億ソムで、2000年から年率22.4%で拡大している。通信、ITサービス分野のサービス貿易収支は、2006年に赤字収支となったものの、2007年以降は黒字を維持している。また、輸出入の総額は2013年時点で10億ドルを超え、過去最高額を更新した。国外からのソフトウェア等のアウトソーシング事業の受託が増えており、同事業の市場規模全体も増加傾向にある。キルギスの国民の多くはロシア語も堪能であるが、取引先はロシア語圏に留まらず、ロシア、カザフスタン、米国、欧州、日本など広範囲に亘っている。日本企業から携帯電話のソフトウェア開発を請負う企業も存在する。

キルギス国内の従事者数（技術者数）は1,000名程度、IT産業を事業とする企業（チーム）は30～40程度⁴¹。また、ソフトウェア開発企業のみの上規模は、およそ1億ドル⁴²である。

民間の業界団体であるKyrgyz Software and Services Developers Association (KSSDA)には20社が加盟している。同協会は「ハイテク・パーク法」の制定に際し、法案作成に参加した。また、2030年までにIT産業全体の総売上高を40億ドルに、技術者数を5万人にするとの目標を掲げている。

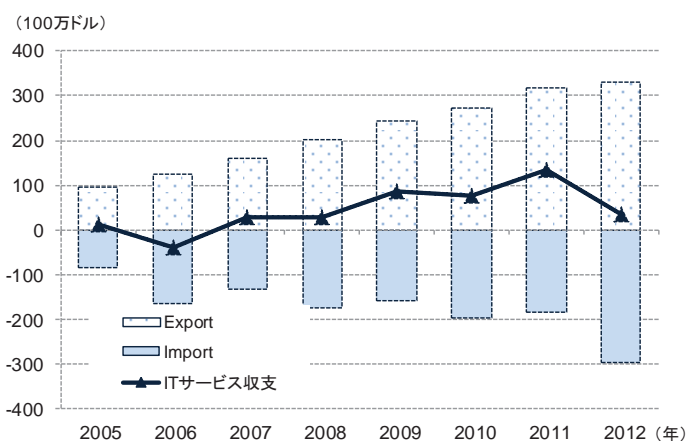


図 5-6. キルギスの IT サービス貿易収支の推移

(出所) World Bank より作成

② 優遇措置

ITセクターにおける国際的な競争力を備えることを念頭に、キルギス政府は事業環

⁴¹ Kyrgyz Software and Services Developers Association 会長へのヒアリングより

⁴² Kyrgyz Software and Services Developers Association 会長へのヒアリングより

境の整備を行っている。2011年には「ハイテク・パーク法」が議会で承認され、IT サービスセクターに対する優遇措置体制が敷かれた。同法に基づき登録をした企業の従業員もしくは個人事業主は、5%の所得税と社会基金を支払うことで納税が完了し、その他の地方税を含むすべての直接税が免除される。企業は、法人税として売上高の1%を支払う必要がある（法人所得税等は免除）。恩典を設けることで必要経費が削減され、国外の顧客から業務を受託する際の競争力が増して、産業の活発化に繋がるとしている。

(2) 課題

IT産業の課題としては、①人材育成、②「キルギスのIT産業」の現状把握、目標設定、③「キルギスのIT産業」のPR活動、④通信インフラの整備、の4点が挙げられる。

① 人材育成

IT産業では、全ての分野で技術者の数、技術レベルが充分ではない⁴³。IT産業に従事するための技術を習得できる学部が設立されている大学は、キルギス国内に4カ所あり、毎年500名程度が卒業するが、IT関連企業に就職するのはその内100名程度⁴⁴。また、IT企業へのヒアリングでは、大学のプログラムだけでは習得技術のレベルが充分ではないため、インターンシップやアルバイト等を通じて学生時から技術者の育成と従業員の確保に努めている。

② IT産業の現状把握と目標設定

KSSDAが掲げている目標は2008年に設定されたものであり、最新の状況を踏まえたうえでの目標とはなっていない。技術者数の目標は、2008年から2030年にかけて増加させていく設定であり、当時100万人の出稼ぎ労働者と月収が100ドル以下の労働人口100万人からIT産業へ人材を取り込む計画であった。キルギスのIT産業の従事者は、政変などの影響により一旦減少した後、現在にかけて2008年の水準に戻ってきた状況であろうとのことであった。このように協会では事業環境が大きく変化したことを認識しているにも拘らず、現状を把握しきれていない。

③ 「キルギスのIT産業」のPR活動

現状、キルギスが諸外国からアウトソーシング事業を受託している国であることは広く知られていない。認知度を上げるため、キルギスが諸外国から事業を受託していることをアピールすることが必要である。また、ロシア語が公用語であり、ロシア語圏を対象とするビジネスが可能である点についても言及することも有用であろう。さらに、委託元となる国や企業がどのようなサービスを求めているのか、キルギス政府としてどのような産業推進支援ができるのかを調査し、実施していくことが必要となる。

⁴³ Kyrgyz Software and Services Developers Association 会長へのヒアリングより

⁴⁴ Kyrgyz Software and Services Developers Association 会長へのヒアリングより

④ 通信インフラの整備

現地でのヒアリングでは、外国からの受託事業を増加させ、大容量のデータを送受信するためには通信インフラの整備が必要であるとの声が聞かれた。

(3) 施策

① 人材育成

民間が既に行っている施策としては、企業が率先してインターンシップ等を行い、人材の育成と確保に努めている。また、大学生を対象に、「IT ラボ」と呼ばれるイベント⁴⁵を開催し、3 ヶ月から半年間に亘る開発作業を実践する場を提供。企業の採用活動も併せて行った。外国からの支援では、キルギス政府の要請により、2004 年から 2008 年にかけて IT 人材育成（国立 IT センター）プロジェクトを日本（JICA）が実施。当プロジェクトでは、国立 IT センターの運営体制の確立、講師のスキル向上、研修コース設定・整備・品質管理体制の確立などを目的とする技術支援を行った。

官民共に上記のような施策を既に行っているものの、人材の育成やその確保は依然として大きな課題として挙げられている。また、人材育成や雇用面において官民の連携が積極的には進められていない。施策としては、KSSDA と国立 IT センターが積極的に連携することで、人材育成が効率的かつ効果的に進められるであろう。具体的には、共同でイベントを開催することや人材交流（IT センター研修修了者への就職斡旋）などが挙げられる。

他国の取組として、インドの事例を挙げる。インドでは、国内組織で就労している人口⁴⁶のおよそ 1 割にあたる 300 万人弱⁴⁷の IT 技術者を抱えているが、技術者の育成は同国においても課題のひとつとなっている。人材育成の施策として、高等教育機関による人材育成に加え、業界団体によるレベル別の人材育成プログラムの実施、就職予備校の開設、民間企業による IT 訓練など、様々な施策が実施されている。また、技術者資格認定制度を設置し、技術の標準化に努めたり、官民が連携して管理する人材情報のデータベースを構築したりして、安定的な人材の供給を目指している。さらに、2020 年までの長期目標⁴⁸としては、輸出額の産業別割合や修士課程修了者の増加、女性従事者割合の増加などを設定している。

② IT 産業の現状把握

KSSDA へのヒアリングでは、現状調査が行われていない理由のひとつとして費用の制約が挙げられた。官民が連携して現状の把握、他国での施策状況などを調査し、適切な目標設定、目標達成に向けた施策の実施を行っていくことが望ましい。また、優遇策（ハイテクパーク法）の活用を促す活動も必要である。

⁴⁵ SOROS FUND MANAGEMENT、The Open Society Foundations の支援により開催

⁴⁶ 国際労働財団「2013 年インドの労働事情」

⁴⁷ NASSCOM “Knowledge Professionals”

⁴⁸ NASSCOM ‘PERSPECTIVE 2020’ Outlines Transformation Roadmap for The Indian Technology and Business Services Industries

③ 「キルギスの IT 産業」の PR 活動

世界各国の IT ソフトウェア開発企業が集まるイベント等への出展などを通じて、キルギスの IT 産業を PR することが有用となろう。ロシアやカザフスタンだけではなく、米国や日本からも事業受託の実績があること、「ハイテク・パーク法」適用による優遇措置がある事業環境、比較的安価な人件費等も PR ポイントとなる。

④ 通信インフラの整備

IT 協会のヒアリングでは、通信インフラの整備が課題として挙げられた。ただし、通信会社へのヒアリングでは、大容量のデータを送受信する設備を整備の前段階として、設備の設置についての検証を既に実施しているとのことであった。同通信会社によると、政府系のインフラ整備も含めて、今後大容量のデータを送受信する需要は増加することが予想されるため、対応ができるように準備しているとのことであった。

よって、IT 協会は、通信会社のインフラ整備能力について状況を把握し、相互に情報交換を行って、適切な設備の整備を行うことが必要である。

(4) 有望なビジネスモデル

現状や課題、施策を踏まえた上での有望なビジネスモデルとしては、ロシア語圏向けのビジネス・プロセス・アウトソーシングの請負事業が挙げられる。ロシア語圏は 15 ヶ国に及び、その人口規模はおおよそ 2.8 億人である。言語圏の規模としては英語圏と比較すると小さいが、ロシア語が公用語であることを活かしたビジネスは有望となろう。流暢なロシア語能力とロシアやカザフのメンタリティの理解を活用し、問い合わせ対応などのコールセンター業務や、ロシア・カザフ向けのロシア語での電話営業業務が当面有効であると考えられる。こうした業務を通じノウハウと技能の蓄積を進めることができれば、中長期的には、間接業務の請負などのビジネス・プロセス・アウトソーシングへと繋げることも可能となるだろう。

また、IT 部門では、キルギス政府機関の ICT 化が進むことで、国内需要の増加を見込むこともできるため、外国向けアウトソーシングの経験を活かしたビジネス展開が可能となろう。

4. 運輸業

(1) 現状

キルギスはシルクロードの一部であり、その地理的優位性から中国とカザフスタン、トルコ、欧州を結ぶ仲介人としての役割を果たしてきた。ビシュケクのドルドイバザール、オシュのカラスーバザール等、大規模なバザール（市場）はシルクロードの貿易の要所と呼ばれ、国内で卸業に携わる人員は 30 万人を超える。

キルギス国内の輸送貨物量の推移をみると、2009 年に一旦落ち込んだものの、2012 年、2013 年と過去最高を更新している。2013 年の輸送貨物総量は 26.8 億トン km で、そのうちトラック輸送が 52%、鉄道輸送が 37%を占めている。キルギスは海に面しておらず、鉄道インフラも十分な整備状況ではないこともあり、トラックによる輸送の割合が多い。なお、キルギスのハードインフラはソ連時代に整備されたものがほとんど

どで、老朽化が進んでおり、メンテナンスが急務となっている。

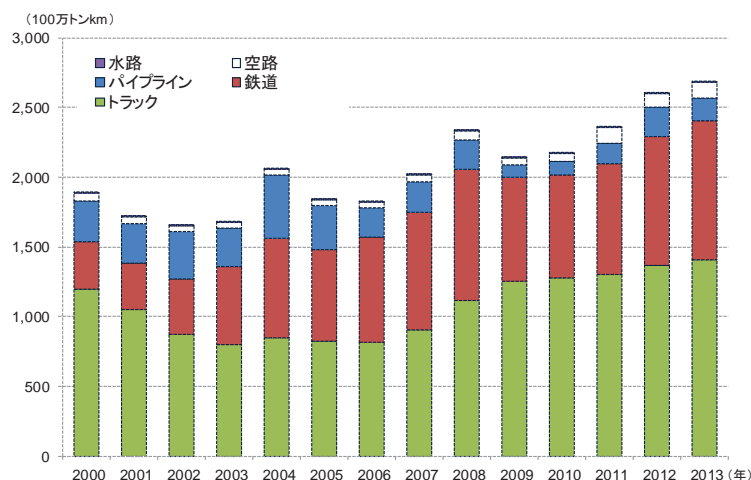


図 5-7. 利用インフラ別輸送貨物量の推移

(出所) National Statistical Committee of the Kyrgyz Republic より作成

国際物流を行う運輸企業も多く参入している。ロシアやカザフスタン、中国などの周辺国に限らず、欧州、トルコなど遠方からの物資運輸を請負う企業も多い。長距離国際物流を行う際には、欧州や中国に倉庫を設けたり、欧州企業と業務提携を行ったりして効率化を図っている。国内物流企業では、冷蔵庫付のトラックを保有している企業もある。また、トラックを 20~30 台保有してビジネスを行っている個人事業主と契約を締結し、運輸物資量の多寡に応じて活用している企業もあった。

キルギスは内陸国であり、キルギスからの輸出貨物量が多くないことなどから、貨物輸送料金が高額である。

表 5-5. ビシュケクまでの貨物輸送状況一覧 (40Ft コンテナ 1 つあたり)

発送元	手段	輸送日数	輸送費用(除・手数料)
横浜	船+鉄道	25~30日	8,000~11,000ドル
ハンブルグ	トラック	15~20日	およそ8,000ユーロ
中国	鉄道	約3週間	およそ9,000ユーロ
モスクワ	トラック	7~10日	およそ5,000ドル
	鉄道	10~15日	4,500~4,700ドル

(出所) 在キルギス運輸企業へのヒアリングより作成

数多くの企業が参入し、運輸設備が充実している企業はあるものの、コールドチェーンを確立している企業や、適正な環境で保存が可能となる倉庫は少ない。そのため、特に生鮮食品や乳製品は、品薄の時期と供給過剰の時期を繰り返す事態となっている。また、道路の舗装状態が商品（特に青果物）の品質劣化の一因となっているとの指摘もある。現地調査における物流企業へのヒアリングでは、キルギス国内は鉄道網が少ないためトラック輸送に頼らざるを得ない状況であることや、道路舗装状態は改善されつつあるが、さらに良好な状況となることを望んでいるとの意見が挙げられた。また、

道路の整備状況が芳しくない地域では、特別な車輛を手配するなど運輸企業側の努力によって物流網を確立している模様。

(2) 政府が計画している施策

キルギス政府が打ち出している輸出戦略（National Export Strategy of the Kyrgyz Republic 2013-2017）において、運輸・流通業におけるボトルネックの解消、効率化に向けた施策（①貿易金融の充実、②貿易に係る情報の管理・分析、③商品の品質管理向上、④通関業務等の迅速な処理）が示されている。また、政府が策定している国家開発戦略（National Sustainable Development Strategy For the Kyrgyz Republic For the period of 2013-2017）では、物流インフラ（道路、空港、鉄道）の整備計画（表 5-3 参照）が提示されている。

表 5-6. 物流インフラ整備計画一覧

No	Type	Project name	Total cost (MilUSD)	Implementation time frames
1	Road	Construction and reconstruction of roads in Bishkek (10 items)	30.0	2013
2	Road	Procurement of road vehicles and equipment:	9.6	2013
3	Motorway	Rehabilitation of the Taraz-Talas-Suusamyр motorway	22.1	2013-2016
4	Motorway	Rehabilitation of the Bishkek-Naryn-Torugart motorway	154.1	2013-2016
5	Motorway	Rehabilitation of the Osh-Batken-Isfana motoreay	148.2	2013-2017
6	Motorway	Implementation of the rehabilitation project for the Isfana-Sulukta-Khujand motorway	40.0	2015-2016
7	Motorway	Rehabilitation of the Bishkek-Osh motorway	120.0	
8	Airport	Reconstruction of Batken, Isfana, Jalal Abad airports	10.0	2014
9	Airport	Modernization of the Air Traffic Control System (ATC)	28.5	2013-2014
10	Airport	Modernization and acquisition of navigational equipment for the "Manas", "Osh" and "Issyk Kul" Airports	11.3	2013-2014
11	Railway	Feasibility study for a railroad branch that connects the North and the South	3.0	2014
12	Railway	Feasibility study on the construction of the "China-Kyrgyzstan-Uzbekistan" railway	3.5	2013
13	Railway	Construction of the "China-Kyrgyzstan-Uzbekistan" railway	1,500.0	2015-2016

(出所) National Sustainable Development Strategy For the Kyrgyz Republic
For the period of 2013-2017 より作成

第6章 日本企業の投資アプローチの方法

第6章では、日本企業にとってのキルギスの事業環境上のメリット、デメリット、日本企業からのヒアリング結果や投資セミナーのアンケート結果を参考にして、今後の日本企業による投資のアプローチ方法や留意点を検討する。第1節では、「日本企業にとってのキルギスの事業環境上のメリット・デメリット」を、第2節では日本企業へのヒアリングに基づいた、「海外進出にあたって重視する要素、キルギス市場への関心」を、第3節では「日本でのセミナー参加者へのアンケート調査結果」を、第4節では「アンケート結果から分かるキルギスに進出する日本企業像と課題への対処法」を、それぞれ取り上げる。

1. 日本企業にとってのキルギスの事業環境上のメリット・デメリット

日本企業が海外進出の検討の際に重視している「経済規模・成長性」や「物流・調達」（後述第2～3節参照）、実際に事業を動かしていく上で必要となる、「ヒト（労働）・モノ（設備）・カネ（税務等）」、法人設立の可否に係る「投資規制」のそれぞれにおいて、現地での情報収集・調査を行い、キルギスの事業環境上のメリット・デメリットをまとめた（表6-1）。

総じていえば、キルギスの事業環境のメリットとしては、①経済成長率が高く、近隣に市場規模の大きな国があること、②労働コストや電力コストが周辺国より相対的に低いこと、③外国企業の参入に係る規制が少ないことが挙げられる。一方、デメリットとしては、(1)経済規模や人口が少ないこと、(2)内陸国のため物流コストが高いこと、(3)各種手続きが煩雑であること、が挙げられる。

表6-1. キルギスの投資環境上のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
経済規模/ 物流・調達/ 競争環境	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経済成長率が高い ■ 競争環境が緩い（大手企業が少ない） ■ ロシア・カザフスタン（市場規模の大きい国）と近い位置にある 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経済規模が小さい ■ 内陸国のため、物流コストが高い ■ 原材料の多くを輸入に依存
労働	<ul style="list-style-type: none"> ■ 労働コストが安い ■ ロシア語が通じる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人口が少ない ■ 技術を有する人材が海外に流出 ■ ロシア語くらいしか通じない
設備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電力コストが安い ■ 両替が自由 ■ 送金が自由 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電力供給が不安定 ■ 金利コストが高い
税務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法人税率が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 売上税がある ■ 税務手続きが煩雑
投資規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 少ない投資規制（100%外資可） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 許認可取得手続きは煩雑

2. 海外進出にあたって重視する要素、キルギス市場への関心

本調査では、高い技術レベルや国際競争力を有する日本の産業の中から、代表的な企業にキルギス市場への関心や、進出に際して重視する事項のヒアリングを行っている。今回取り上げるのは、製造業の7セクター（①食品、②包装資材、③縫製関連、④機械、⑤金属加工、⑥自動車部品、⑦医療機器）と、サービス業の1セクター（⑧観光関連）である。表6-2は、ヒアリング結果から、日本企業が海外進出を検討する際に、どのような項目を重視しているかを業種別にまとめたものである。但し、海外戦略での重視項目は個々の企業で異なるため、表の内容は必ずしも一般論とは限らない点には留意が必要である。

表6-2. ヒアリングに基づく日本企業の海外進出にあたっての重視項目（業種別）

分類	海外進出にあたって重視する項目	訪問先	業種	売上高	質問テーマ	主な進出地域
食品加工	<ul style="list-style-type: none"> ■ 消費市場でみれば、人口が重要 ■ 「品質」に対して付加価値を認められる程度の所得水準の有無 ■ 原材料の調達では、汎用品であれば「価格」、特殊な材料であれば「供給体制」を重視 	A	食品	1,000億円超	果物の原料調達先としての可能性	中国、東南アジア、インド、欧州、北米
		B	食品	1,000億円超	ミネラルウォーターの産地としての魅力	東南アジア
食品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 包装資材のリサイクルシステムの有無 ■ 進出先の国民の、包装資材に対する付加価値への認識 ■ 製造拠点では、原材料の調達環境(価格、品質、納期) 	C	パッケージ	1,000億円超	食品包装資材の輸出拠点としての魅力	—
		D	パッケージ	500億円超	飲料包装資材の輸出拠点としての魅力	東南アジア
機械類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 顧客の有無、または市場の規模、成長性 ■ 日本あるいは近隣の倉庫からの距離、アクセス ■ 製造機械の修理を手がける地場企業の有無、技能力 ■ 進出コストを抑えることのできる優遇措置の有無 	E	縫製関連	100億円超	縫製業の集積地としての可能性	—
		F	機械	1,000億円超	電動工具市場としての魅力	世界
		G	金属加工	500億円超	金型の製造拠点・販売市場としての可能性	中国、韓国、東南アジア
		H	自動車部品	1,000億円超	自動車部品の集積地としての可能性	中国、東南アジア、米州
精密機器(労働集約)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人件費の安さ ■ 国民の勤勉性 ■ 日本または主要輸出先への輸送時間、費用 	I	医療機器	500億円超	医療用機器の生産拠点としての可能性	中国、東南アジア
		J	医療機器	100億円未満	医療用機器の生産拠点としての可能性	中国、東南アジア
観光	<ul style="list-style-type: none"> ■ 印象に残るキー・ビジュアルの有無 ■ マーケティングに活用できる観光データの有無 	K	観光	1,000億円超	観光振興のための必要な施策	米州、欧州、アジア全域

(1) 食品

【食品 A 社】

1. キルギスに対する関心

正直言って、キルギスに対する関心はない。今後進出を検討する市場としても入っていない。食品メーカーの立場からすれば、人口（口の数）が少ない点は短所となる。A 社には、まだ手つかずの人口 1 億人規模の市場（ベトナム等）がある。消費量から逆算して投資額が決まってくるので、人口が少ないキルギスへの投資は考えていない。

2. 人口以外で、A 社が進出する際の検討事項

新規の市場参入の 1 つとして、例えば中国のパッケージ（経済圏）の中に入っているような国であれば、進出を検討する可能性はあるだろう。

また、製品の輸出拠点として考える場合もある。その場合は、産地に歴史的なノウハウが蓄積している必要がある。A 社にとって農産物は「産業資材」であるため、一定の量が確保できなければならない。

食品の「輸出」において、その国の「特産品」では難しい。「こだわったもの」、あるいは「純度の高いもの」、あるいは「製法上のアドバンテージがあるもの」である必要がある。例えば、「はちみつ」、「油」、「砂糖」のような製品は品質が安定しており、工業製品として扱うことができる（規格化することができる）。しかし、「ジュース」や「マヨネーズ」等は人間の感覚に左右されやすく、また食文化の影響が大きく表れる製品である。特産品の場合、消費地との食文化のギャップがないかどうか重要である。キルギスの場合、ハチミツを輸出品として日本に売り出したいようだが、日本とキルギスの両方の食文化がどのように違うかを理解している人が、果たしているのかといった点が成功のカギとなる。

3. 関税同盟に参加した場合のキルギスの魅力

一般的に、「巨大な消費地の近くだけど、スタンダードを共有するのが難しい」場合に、周辺国に進出するケースがある。例えば、中国の場合は非常に大きなマーケットであるが、契約や物事の考え方等、商売を行うには厳しいところでもある。この点では、台湾や香港への進出が効果的である。

キルギスの場合は、①ロシア市場が日本企業にとって手ごわい市場か、②キルギスの商慣行等が日本と近いか、といった点が条件となる。

4. A 社の考える「製造拠点としてのイメージ」とは

製造拠点の条件としては、①原料や包装資材等の材料が輸入でもよいので調達できること、②法制や関税の運用がわかりやすく利便性が高いこと、が挙げられる。②については、関税率だけでなく、通関の手続き、食品規制に係る手続き、ハラール認証などの障壁を重視している。

例えば、マレーシアの場合、人口は 2,000~3,000 万人と少なくマーケットとしても小さいが、ハラール認証が世界でサウジアラビアに次いで厳しいことから、イスラム圏向けの製造拠点としての魅力はある。

5. 食品メーカーのインフラコストの負担

日本の食品メーカーは、海外で現地のインフラコストを負担する余力はない。このため、自動車企業や電機企業が先行して進出して、道路等のインフラが整っていないと、なかなか進出することはできない。

6. 日本の食品メーカーが現地の農家を指導するインセンティブ

現地の消費や輸出に期待できないとすると、A 社のキルギスに対する残された貢献余地として、栽培から加工までの技術指導がある。この点については、誰が指導料を負担できるか、という問題がある。

A 社は以前、JICA 案件として技術指導を行ったが、管理コストだけで案件金額を上回ってしまい、割に合わなかった。

【飲料 B 社】

1. キルギスに対する関心、背景

現時点で、B 社がキルギスに進出する予定はない。

B 社のような中間加工業は利益率が低く、物流費のかかる輸出は極力避けたい。このため、工場の進出国や立地は、多くの消費者か、または発注者の近くとなる。

2. 成長ドライバーとしての「水」

キルギスにとってはどうかかわからないが、少なくとも日系メーカーの目線でいえば、ミネラル・ウォーターは成長ドライバーにはなり得ない。ダノンのボルヴィック、エビアン、ネスレのヴィッテル等の一部のブランドを除けば、世界的に通用するミネラル・ウォーターはない。中国のカルフルの店舗では、500ml の水が驚くほど安い値段で売られていた。

日本でも、水は 500ml (125 円) よりも 2L (88 円) の方が安く売られているケースがある。それでもビジネスが成り立つほど、「水」自体には付加価値はない。

3. 飲料のカテゴリーと市場成長

飲料市場では、付加価値の低い水からお茶、ジュースへと市場が拡大していく。ジュースであれば、味の差別化、付加価値化ができるので、成長ドライバーとなる可能性は（水よりは）ある。

但し、消費者からみて、「キルギスの水」、「キルギス産のフルーツジュース」が、どの程度マーケットで認知、支持されるかは微妙なのではないか。1 本 10 円のプライベート・ブランドで出せるのであれば「水」でも勝てるかもしれない。

4. 今後、新市場に工場設立をする場合の条件

電気、ガス、水の基礎インフラがしっかりしている立地を選ぶ。その意味では、工業団地への進出が良いと考えている。

5. 「技術供与」に対する考え

技術供与は、同社にとって全くメリットのないものである。

多少の金額をもらって技術供与をするよりも、市場規模が 10 億～100 億円で目下市場の成長性が高いマーケットが ASEAN には多くある。B 社としては、目先 3 年は ASEAN 市場の深耕に努める予定である。

(2) 包装資材

【食品パッケージング C 社】

1. キルギスに対する関心、背景

現時点で、C 社はキルギスへの関心はない。また、同社自体、海外進出の計画もない。

但し、技術指導については、最近になって将来的な可能性を検討する段階になっている。現在、C 社は日本市場でのシェアを引き上げることが目標にするが、一定以上のシェア奪取は難しい。国内での成長余地が限られてくる。これらの時期を見据え、現在、日本の工場長の海外派遣を行うことを想定し、語学研修等を始めている。

2. 海外進出を行っていない理由

日本の「器の文化」が海外にもあるのか、という点が最も影響が大きい。日本では、夏の涼しさ、柄での食材の際立たせ方などで、「主婦にいかに手に取ってもらえるか」に努めている。購買客への訴求のために、食品トレーの商品開発が進んできた。

しかし、国によっては「トレーは白や黒の単色でいだろう」、「惣菜の包装は袋や新聞紙でよい」、「惣菜は品目ごとに分ける必要はなく、1つの容器に混在していても構わない」等のお国柄がある。これらの国では、C社の商品力は活かされない。

3. 食品包装資材工場を設立するにあたって必要な環境

電気代が安いこと、段ボール（板紙）が調達できること、手袋（滅菌用、バックヤード用）が調達できること等。

【飲料パッケージングD社】

1. キルギスに対する関心、背景

現在、D社は一部の海外市場に進出しているが、キルギスへの進出ニーズはない。

一般的に、ガラス瓶の生産は設備投資が多額であるため参入障壁が高い。D社としても、グリーンフィールド（ゼロから事業を立ち上げる）よりも、ターゲット国の既存企業とのアライアンス、技術供与を通じた進出が戦略となる。資本参加は、相手先との考え方の一致が必要となるものであって、当初からは想定していない。

D社が注目している市場はASEAN。特に、若くて、人口が多く、今後の所得水準の増加が見込める点が魅力である。

2. ガラス瓶の生産拠点の考え方、生産拠点に必要な要素

ガラス瓶は、製品が割れるリスクもあるので、基本的には地産地消の製品である。

生産拠点を構えるにあたっては、①原料の確保、②燃料の確保、の2点が特に重要である。

ガラスの生産に必要な原料は、「珪砂（けいさ）」と「ライムストーン」。D社はオーストラリアから輸入しているため、中国工場や日本工場では、船が接岸できるようになっている。これらの原料の産地に近いかが、輸入しやすいかが条件となる。ガラスは窯業なので、セメント工場の立地と似ている。

燃料では、重油やLNGの調達が不可欠。溶解炉を1,600℃に保たねばならないので、エネルギー源を多く必要とする。石炭はそれほど使われていない。

3. 海外市場でのキャップに対する価値観

海外、特にASEANでは、キャップの値段に対するこだわりは大きい。インドネシアでは500mlの水が10円で売られている。売価が低いため、キャップに投じられるコストが限られてしまう。このため、技術力は低くても、地場のキャップメーカーが当該市場では強い。

4. 海外の国々に整備を進めてほしい投資環境

二重課税を回避できるように、租税協定を結んでほしい。移転価格税制については、企業内での努力で回避できる部分もあるし、仮に証拠が不十分であっても、アームズレングス・ルール（取引関係にある当事者間の独立性や、競争を行う際の諸条件を平等にする条件、またはそれらが実現している事実）を遵守していれば、過度な支払い請求もないと思われる。

国によっては、わけの分からない源泉税も多いと感じる。

(3) 縫製関連

【縫製向け機器製造 E 社】

1. キルギスに対する関心、背景

E 社の製品の生産は日本の本社工場で行っており、現時点で海外での生産拠点の設立は考えていない。E 社製品には多くのノウハウが蓄積されており、技術が漏えいするリスクがあるからである。

一方、技術指導については、条件などが合えば協力できる可能性もある。E 社はかつてモンゴルの縫製産業（主にカシミヤ）に対して、技術指導を行ったことがある。キルギスのニット・メーカーが将来的に E 社の顧客となるかもしれないのであれば、E 社にとっても技術指導をするインセンティブとなる。

2. キルギスのニット製品が重い理由

おそらくは素材の問題ではないだろうか。日本の場合は、軽くて暖かいニットを作るために、質の良い糸を使っている。キルギスの企業の場合は、そこまで消費者が質の高いニットを求めていないということであろう。

3. キルギス国のニット産業に対する見方

現状、大手ファストファッションの下請けに入っていないのであれば、まずは自国内の消費を狙った生産体制の構築（小規模な編み機の導入、トータルニットシステムシステムの導入）が必要であろう。内需向けニット・メーカーの場合は、編み機の導入台数が少なくて済むケースが多い。

大量生産に向けた体制の構築ができつつあれば、下請けメーカー等のコンペに参加して、低価格・短納期・大量生産・高品質などの基準をクリアして、ファストファッション向けのオーダーを取りに行くことも可能であろう。

(4) 機械

【機械製造 F 社】

1. キルギスに対する関心、背景

F 社では、カザフスタンのアルマティの支店から、キルギスに製品を販売している。キルギスには現地の販売代理店がいる。まだアルマティの支店も立ち上がったばかりで、キルギス向けの売上も少ないため、当面、キルギスに営業拠点を構える考えはない。

2. 新規市場（販売）の選定に関する考え方

F 社はすでに世界 160 カ国に進出している。新規進出の選定にあたっては、必ずしも人口規模や経済水準から選んでいるわけではない。例えば、欧州の某国では、人口は少ないものの、通貨がユーロに固定されており、為替の変動リスクが小さかったこと、数年前に建築ブームを迎えていたことから、ビジネスチャンスがあると思っていた。

また、市場のポテンシャルがあるからといって、同社の既存の支店ネットワークから判断し、必ずしも優先して進出するわけではない。

3. 新規市場（販売）としての重要な要素

新規に進出するにあたって、重視する点は、「①物流・通関」、「②通信」、「③法律」、「④言語」、「⑤教育水準」。特に「①物流・通関」については重要である。

4. 「①物流・通関」

物流・通関では、通関の担当者が、F社製品の部品について、「これは何に使うのか。どの製品のどの部分に使われるのか」等を尋ねてきて、なかなか輸入許可が下りないことがある。輸入に半年を要したものもある。F社は分解図を通関担当者に渡して説明するが、担当官になかなか理解してもらえなかった。

5. 「③法律」

法制度については、あやふやであるのが最も困る。ある国では駐在員事務所から支店、現地法人への切り替えを行ったが、「担当官がどこにいるのか、必要書類の根拠法はどれか、担当機関から徴求された書類は本当に必要なのか」等に対して、答えられる人材がいない。

「さあ。わからない」の連発では困る。

6. 「④言語」

言語環境については、さすがに英文の法律、資料は必要である。

(5) 金属加工

【金属加工G社】

1. キルギスに対する関心、同社の海外進出の方針

現時点で、G社がキルギスに進出する予定、関心はない。G社の場合、車両分野の顧客から進出のリクエストがあってはじめて海外進出を検討する。製品の特性上、競合企業は技術力の高い日本企業か、または技術力がまだ低いローカル企業となる。G社としては、主要顧客からのオーダーを他社にとられないように、また将来的にローカル企業の技術力が高まってG社の脅威となる前に、海外進出を行ってきた。

2. 進出先の政府機関に求めるもの

初期投資を抑えられるような優遇措置はすべて歓迎する。法人税の減免、補助金、土地や建物の提供等。

3. 資金調達

進出先の金融市場（金利等）に拠るが、親会社からの出資金（資本金）で5割、現地での借入で5割を想定している。但し、キルギスのような金利が20%近くもある地域での借り入れはおこせない。

4. 金型事業を海外で行わない理由

車両分野に限れば、金型のサイクルは2-3年である。自動車のマイナーチェンジに合わせて金型も変わるが、基本的に1回作ってしまえば需要はなくなってしまう。このため、金型生産の工場は稼働率が安定しない。

一方、飲料のペットボトルのような消費財では、商品サイクルが短いので、新しい金型の需要は大きい。

但し、金型のレベルで見れば、飲料向けの金型は技術レベルが低く、付加価値がつかない。このため、同社としては価格競争に陥りたくないため、参入していない。

(6) 自動車部品

【自動車部品 H 社】

1. キルギスに対する関心、同社の海外進出の背景

現時点では、キルギスへの進出（生産・販売）の関心は全くない。

原則、主要顧客である完成車メーカーからのリクエストがなければ、海外進出は行わない。

2. 同社からみた自動車部品産業としてのキルギスの立地

カザフスタンにトヨタが進出したとの報道があるが、おそらくは納入メーカーの立地として許容されるのは 200km から 300km までであろう。1,000km は遠すぎる。特に大きな部品では尚更である。ピスや一部の電子部品のような小さな部品であれば、あり得るかもしれない。

基本的には、①品質、②納期、③価格の 3 つの点で他社を上回っていれば、受注はできる。しかし、日本の場合では、納期が短いケースが多いため、物理的な距離のハンディは大きい。また、発注元が検査や量産化の指導のために訪問することがあるので、日帰りできる距離が望ましい。

3. 新興国での F/S の特徴

F/S にあたっては、新興国では投資回収を先進国よりも早くできるように考えている。進出については、金利が高いことよりも、経済や政治が不安定である方が判断の重要性が高い。

(7) 医療機器

【医療機器 I 社】

1. キルギスに対する関心

現時点では、キルギスに生産拠点を設ける予定はない。I 社の主要製品は労働集約的な工程を要するため、人件費の安い地域には一定のメリットがある。しかし、主要顧客が日本国内の病院であること、キルギスから日本への物流費やリードタイムが東南アジア諸国に比べて劣ることから、キルギスに生産拠点としての強みはないと考えられる。

2. 海外進出の背景

従来、I 社は日本国内で生産してきたが、製品の価格競争力を高めるために、海外に進出した。このため、海外拠点で生産された製品は日本に戻す（日本の顧客向け）ことをメインとしている。

3. 許容される内陸国の運賃相場

一概には言えないが、I 社製品の単価に占める運搬費の比率は数パーセントに過ぎない。労務費が安く製造原価を抑えられたとしても、運搬費で相殺されてしまうようであれば、新たな進出拠点としての魅力はない。仮にキルギスと日本との輸送コストが、シンガポール・日本間の 8 倍であれば、コスト的に見合わないだろう。

4. ロシア市場のポテンシャル

ポテンシャル自体は高いと思う。既に商社経由で製品を販売している。一方、生産拠点となると、労働力の確保、医療機器のマーケット（経済発展している国）と安い労働力（新興国）の点で見れば、なかなか難しいのではないだろうか。

【医療機器 J 社】

1. キルギスに対する関心、背景

現時点では、J 社の生産の中心は東南アジアのメコン地域である。今後の拡大はミャンマーになる予定である。このため、キルギスに進出する予定は今のところない。

キルギスの場合、生産拠点となるには、言語とソフト面が高い課題となりそうだ。言語については、やはり日本語で日本とコミュニケーションできる環境でありたい。その点、中国の大連のように日本語を話す人材が多い都市は魅力となる。ソフト面は、従業員のメンタリティー、モノづくりに対する考え方、社内でのコミュニケーションの仕方、等が挙げられる。ベトナムやソ連では、工業立国の考えがあるので、その点ではキルギスにも製造業に対する尊敬の念があるかもしれない。

2. 生産拠点として重視する点

生産拠点の考え方として、コスト以上に J 社が求める品質を担保できるかを重要視している。商業的な考えよりも、モノづくりを重要視する考えを尊重する。

また、J 社の作業は非常に根気がいるため、極端に言えば「ネアカな都市には適さない」ことになる。

3. 今後の生産拠点拡大についての考え方

当面は東南アジアでの生産拠点の拡充が中心となるが、更に生産拠点を検討するとすると、例えば欧州向けの顧客向けへの対応を考え、EU 内が候補に挙がってくるかもしれない。

(8) 観光関連

【観光関連 K 社】

1. キルギスに対する関心、キルギス観光省がすべきこと

現時点で、K 社がキルギスに進出する予定はない。K 社としては、日本人観光客が年間何人訪問しているか、それが観光か、ビジネスかがわからないと、商品のニーズがわからない。

キルギス観光省や観光協会は、まず基礎データの収集と分析から始める必要があるだろう。イミグレーション時に目的等を尋ねるカードの用意、ホテルのアライバル数の把握、カードの活用が挙げられる。

2. プロモーションを作るために重要な基礎情報

観光業界のポテンシャルを図るうえでも、今後の目標を設定する上でも、「現状がどうなっているのか」といった詳細な情報が必要となる。例えば、どこからの訪問客か、目的は何か（観光/ビジネス）、等である。キルギスの訪問者数が約 250 万人だとすると、おそらくは観光客は半分程度にすぎないだろう。

観光客を増やすためには、「どこの国のどのような層をターゲットとするか」の設定、観光客数獲得に対する効果の測定が重要となる。

これらの設定や測定には、現状を示す基礎情報が基となる。基礎情報がなければ、目標ターゲットの評価ができない。例えば、1 億円を投じた結果、新規観光客数が 100 人程度だった場合、何を以ってプロモーションの成功・失敗の根拠とするかが分からなくなる。

3. 日本人をターゲットとするのが良いのか

キルギス政府がいきなり日本をターゲットとする可能性もあるかもしれないが、おそらく効果は低いだろう。KPI (key performance indicator) が悪い。寧ろ、キルギスに親和性のあるロシア、CIS 諸国の方が効果は高いだろう。余談だが、ロシア人の中近東への訪問者が増えている。ロシア人はお酒が好きなので、現地での消費額も多いようである。

4. 重要な「キービジュアル」

観光産業の育成には、10 年計画で臨まなければならない。

「キービジュアルは何ですか？」と問われて、「中央アジアのスイスです」という程度であれば、日本人観光客は本物のスイスに行く。キルギス国は、自国の観光資源が劣っていることを知らなくてはならない。

日本でも、外国人観光客をターゲットにして、多くの自治体が「温泉があります、食べ物おいしいです」といったことをキービジュアルで挙げてくるが、ブランドとなっている温泉や食べ物に対抗するインパクトがない。キービジュアルの弱い県同士でのタイアップもみられるが、あるいは東京とのセットにすることで、観光客が増える余地はあるのではないだろうか。

3. 日本でのセミナー参加者へのアンケート調査結果

本件調査では、キルギスの事業環境に係るセミナーを開催した（2014年7月7日：札幌、同月9日：東京、同月11日：大阪）。キルギスは、経済発展にあたって多くの制度的・技術的・資金的な課題を抱えており、これらの課題解決を外国企業の投資に求めている。日本でのセミナーの目的は、このようなキルギスの現状が、日本企業にとっての事業機会になるのではないかとこの視点を提供することにあった。セミナーでは、駐日キルギス共和国大使館より「キルギス共和国と日本との協力関係について」の講演の後、「キルギスの経済発展の課題と本邦企業のビジネスの可能性」、「キルギス日本センターの活動とネットワーク」等の発表が行われた（表6-3）。

表 6-3. 日本でのセミナー概要

札幌会場	
1 開会挨拶	JICA北海道国際センター 市民参加協力課長 二見伸一郎氏
2 来賓挨拶「キルギス共和国と日本との協力関係について」	駐日キルギス共和国大使館 三等書記官 チョンムルノフ・チムール氏
3 「キルギスの経済発展の課題と本邦企業のビジネスの可能性」	大和総研アジア事業開発グループ 部長 金子 弘之氏
4 「キルギス日本センターの活動とネットワーク」	キルギス日本センター共同所長 高坂 宗夫氏
5 質疑応答	
東京会場	
1 開会挨拶	
2 「キルギス共和国の概要」	駐日キルギス共和国大使館特命全権大使 リスベク・モルドガジェフ氏
3 「キルギスの経済発展の課題と本邦企業のビジネスの可能性」	大和総研アジア事業開発グループ 部長 金子 弘之氏
4 「キルギス日本センターの活動とネットワーク」	キルギス日本センター共同所長 高坂 宗夫氏
5 「JICAの中小企業支援」	JICA国内事業部中小企業支援調査課 企画役 大塚 和哉氏
6 質疑応答	
7 閉会挨拶	
大阪会場	
1 開会挨拶	駐日キルギス共和国大使館特命全権大使 リスベク・モルドガジェフ氏
2 JICA の民間連携スキーム	JICA 関西国際センター所長 築野元則氏
3 「キルギス共和国の概要」	在大阪キルギス共和国名誉領事館名誉領事 伊達徹氏
4 「中央アジア・キルギス共和国とは」	和歌山県国際協力推進員 野村実里氏（元青年海外協力隊）
5 「キルギスの投資ポテンシャル」	International Business Council 副代表 ヌルベック・マクストウフ氏
6 「キルギスの経済発展の課題と本邦企業のビジネスの可能性」	大和総研アジア事業開発グループ 部長 金子 弘之氏
7 「キルギス日本センターの活動とネットワーク」	キルギス日本センター共同所長 高坂 宗夫氏
8 質疑応答	

セミナーには、民間企業、研究機関、コンサルティング会社、公的機関、個人、学生等、が参加。この内の 88 名から、キルギス進出の関心、事業環境の魅力、進出にあたって重視する情報等に係るアンケートの回答が得られた。以下では、「キルギスの事業環境」、「海外進出の意向」から、セミナー参加者の傾向、中でも、今後、キルギスへの投資の主体となり得る民間企業の結果を紹介する。但し、本セミナーでは民間企業の参加者が 33 名と少ないことから、傾向については日本企業全体を表すものではない。

セミナーに参加すること自体、キルギスに何かしらの関心を有していることを表しているが、セミナーに参加した民間企業の約半数がキルギスに事業チャンスを見ている。また、約 3 社に 1 社は「キルギス進出を検討している」、または「検討したい」との結果が表れており、アンケートからは、キルギスでの事業に対する比較的高い関心が窺われた。

表 6-4. 日本でのセミナー参加者の内訳

		合計	札幌	東京	大阪
合計		88	30	39	19
民間企業	(計)	33	9	15	9
	内、農林水産業	0	0	0	0
	内、製造業	10	5	2	3
	内、建設業	3	3	0	0
	内、公益業	0	0	0	0
	内、サービス業	4	0	1	3
研究機関		4	1	2	1
コンサルティング会社		20	7	9	4
公的機関		10	5	4	1
個人		13	4	6	3
学生		5	2	2	1

(1) キルギスの事業環境

設問①から③をみると、今回のセミナー参加者の多くが、「キルギスでの事業チャンスはある」と回答している（全体：39%、民間企業：46%）。事業が国内向けか、輸出向けかとの点では、「キルギス一国を市場としても利益が得られそう」との設問（②）で、賛成・反対がほぼ同数に分かれた。一方、「隣国への輸出がメインとなる」（③）の設問では、特に大阪会場の民間企業で否定的な回答が多かった。

設問④の「物流拠点としての魅力」では、設問③同様、特に大阪会場の民間企業で否定的な回答が多く、民間企業全体（回答数 27）では、反対数（11）が賛成数（6）を上回った。

設問⑤の「事業コスト（労働賃金、電力、税金）の魅力」では、民間企業の回答のほぼ半数が賛成している。特に、東京会場の民間企業 13 社では、反対意見が全くなかった。

設問⑥の「関税同盟へのキルギスの参加は魅力的」との設問では、民間企業の多くが（43%）賛成した。セミナー会場別では差があり、東京会場では過半が賛成であったが、大阪会場では賛否同数であった。

大阪会場の民間企業は、キルギスにビジネスチャンスを見出しているものの、関税同盟

国や中央アジア諸国への輸出拠点、物流拠点としての魅力をそれほど感じていない意見が多かったと言える。

表 6-5. 「キルギスの事業環境」の回答内訳

① 貴社にとってキルギスでの事業チャンスはある

	全体		札幌		東京		大阪	
	全体	内、 民間企業	全体	内、 民間企業	全体	内、 民間企業	全体	内、 民間企業
そう思う	27	39%	13	46%	11	38%	8	50%
どちらでもない	36	52%	12	43%	16	55%	7	44%
そう思わない	6	9%	3	11%	2	7%	1	6%
合計	69	100%	28	100%	29	100%	16	100%

② キルギス一国を市場としても利益が得られそう

	全体		札幌		東京		大阪	
	全体	内、 民間企業	全体	内、 民間企業	全体	内、 民間企業	全体	内、 民間企業
そう思う	18	25%	6	23%	5	17%	0	0%
どちらでもない	38	52%	16	62%	14	48%	3	75%
そう思わない	17	23%	4	15%	10	34%	1	25%
合計	73	100%	26	100%	29	100%	4	100%

③ キルギス進出では、隣国への輸出がメインとなる

	全体		札幌		東京		大阪	
	全体	内、 民間企業	全体	内、 民間企業	全体	内、 民間企業	全体	内、 民間企業
そう思う	29	39%	6	22%	12	41%	2	50%
どちらでもない	30	40%	10	37%	13	45%	1	25%
そう思わない	16	21%	11	41%	4	14%	1	25%
合計	75	100%	27	100%	29	100%	4	100%

④ 中央アジアの物流拠点として魅力的である

	全体		札幌		東京		大阪	
	全体	内、 民間企業	全体	内、 民間企業	全体	内、 民間企業	全体	内、 民間企業
そう思う	20	27%	6	22%	9	31%	1	25%
どちらでもない	36	48%	12	44%	15	52%	2	50%
そう思わない	19	25%	9	33%	7	23%	3	20%
合計	75	100%	27	100%	31	100%	15	100%

⑤ 事業コスト（労働賃金、電力、税金）は魅力がある

	全体		札幌		東京		大阪	
	全体	内、 民間企業	全体	内、 民間企業	全体	内、 民間企業	全体	内、 民間企業
そう思う	37	58%	11	48%	17	71%	1	50%
どちらでもない	20	31%	9	39%	6	25%	1	50%
そう思わない	7	11%	3	13%	1	4%	0	0%
合計	64	100%	23	100%	24	100%	2	100%

⑥ 関税同盟へのキルギスの参加は魅力的である

	全体		札幌		東京		大阪	
	全体	内、 民間企業	全体	内、 民間企業	全体	内、 民間企業	全体	内、 民間企業
そう思う	32	48%	10	43%	13	52%	1	50%
どちらでもない	27	41%	10	43%	10	40%	1	50%
そう思わない	7	11%	3	13%	2	8%	0	0%
合計	66	100%	23	100%	25	100%	2	100%

(2) 海外進出の意向

民間企業の海外進出の意向では、設問①から③に、対象国・地域の特徴が表れている。「中央アジアへの進出の検討」（設問①）では、民間企業の回答 20 社中、11 社が「検討している」、4 社が「既に進出している」と回答している。この内、「具体的な進出検討先」（複数回答可）では、カザフスタンに 11 社、キルギスに 9 社、ウズベキスタンに 4 社、タジキスタンに 3 社、トルクメニスタンに 2 社、関心が示されており、特にカザフスタンとキルギスの注目が高かったことが窺える。セミナー会場別では、東京での回答数が多かった。

その他、主要なアジア諸国やロシア等の範囲では、インドネシア（8 社）、ベトナム（7 社）、ミャンマー（6 社）への関心の高さが窺える。

表 6-6. 「海外進出の意向」の回答内訳（関心地域）

① 中央アジアへの進出を検討している、検討したい

	全体		札幌		東京		大阪	
	全体	内、民間企業	全体	内、民間企業	全体	内、民間企業	全体	内、民間企業
はい	27	11	11	2	11	6	5	3
いいえ	16	5	9	-	2	2	5	3
すでに進出済み	6	4	1	-	4	3	1	1
合計	49	20	21	2	17	11	11	7

② 中央アジアでの具体的な進出検討先（複数回答可）

	全体		札幌		東京		大阪	
	全体	内、民間企業	全体	内、民間企業	全体	内、民間企業	全体	内、民間企業
キルギス	18	9	8	1	8	6	2	2
カザフスタン	18	11	7	2	9	7	2	2
ウズベキスタン	6	4	1	-	5	4	-	-
タジキスタン	5	3	1	-	3	3	1	-
トルクメニスタン	4	2	1	-	2	2	1	-

③ その他地域への具体的な進出検討先（複数回答可）

	全体		札幌		東京		大阪	
	全体	内、民間企業	全体	内、民間企業	全体	内、民間企業	全体	内、民間企業
中国	4	2	2	1	2	1	-	-
ロシア	11	4	7	1	4	3	-	-
ベラルーシ	-	-	-	-	-	-	-	-
トルコ	5	4	1	1	4	3	-	-
インド	2	1	-	-	2	1	-	-
バングラデシュ	-	-	-	-	-	-	-	-
パキスタン	-	-	-	-	-	-	-	-
スリランカ	-	-	-	-	-	-	-	-
タイ	9	4	4	1	2	2	3	1
ベトナム	10	7	3	1	4	4	3	2
インドネシア	10	8	2	1	7	6	1	1
フィリピン	3	2	1	-	1	1	1	1
マレーシア	6	4	4	2	2	2	-	-
カンボジア	3	1	3	1	-	-	-	-
ミャンマー	7	6	3	2	3	3	1	1
ラオス	2	2	1	1	1	1	-	-
その他	3	-	2	-	1	-	-	-

民間企業が海外進出を検討する背景（設問④、複数回答可）からは、「新たな販路拡大」が15社と、「生産コストの削減」（4社）、「取引先からの要望」（3社）を大きく上回っており、売上拡大志向が大きな理由であることが表れている。

また、実際に「海外への進出を検討するにあたり、必要とする現地情報、条件」（設問⑤、複数回答可）から、民間企業の判断材料として、3つの特徴が窺える。

1点目は、「経済規模」（13社）、「経済成長率」（12社）、「人口」（9社）のような、国の規模や成長力を重視する傾向である。2点目は、「通関インフラ」（11社）、「日本への輸送日数」、「日本への輸送コスト」（各7社）等の、日本への輸出に関連する条件である。3点目は、「教育水準」（9社）、「労働コスト」（8社）等の、労働生産性（単位労働コスト）に影響を及ぼす項目である。

表 6-7. 「海外進出の意向」の回答内訳（進出の背景と重視する事項）

④ 貴社が海外に進出する背景（複数回答可）

	全体		札幌		東京		大阪	
	全体	内、 民間企業	全体	内、 民間企業	全体	内、 民間企業	全体	内、 民間企業
取引先からの要望	8	3	4	-	2	2	2	1
新たな販路拡大	29	15	11	2	10	8	8	5
生産コストの削減	6	4	-	-	3	1	3	3
その他	8	5	1	-	4	3	3	2

⑤ 海外への進出を検討するにあたり、必要とする現地情報、条件（複数回答可）

	全体		札幌		東京		大阪	
	全体	内、 民間企業	全体	内、 民間企業	全体	内、 民間企業	全体	内、 民間企業
経済規模	23	13	9	2	9	7	5	4
経済成長率	23	12	8	1	9	6	6	5
人口	15	9	6	2	4	2	5	5
人口構成	3	-	2	-	1	-	-	-
主要言語	6	-	3	-	3	-	-	-
宗教	6	2	2	-	3	2	1	-
教育水準	16	9	1	-	10	5	5	4
労働コスト	20	8	7	-	7	4	6	4
解雇のしやすさ	1	-	1	-	-	-	-	-
電力料金	4	1	3	-	1	1	-	-
電力の安定性	12	4	6	-	2	1	4	3
原材料調達環境	10	3	5	-	4	3	1	-
通関インフラ	21	11	9	2	7	6	5	3
日本への輸送日数	14	7	6	1	5	4	3	2
日本への輸送コスト	15	7	5	-	5	4	5	3
法人税率	12	4	3	-	7	3	2	1
投資優遇インセンティブ	7	1	3	-	2	1	2	-
個人所得税率	-	-	-	-	-	-	-	-
付加価値税率	7	2	4	1	1	-	2	1
現地の金利コスト	8	2	3	-	3	1	2	1
送金の自由	13	4	6	1	3	1	4	2
日本との協定	14	6	6	1	5	3	3	2
ワンストップ窓口	8	4	1	-	3	2	4	2
日本人商工会の有無	4	2	1	-	3	2	-	-
医療等生活関連情報	4	2	-	-	3	1	1	1
その他	3	1	1	-	1	-	1	1

1. アンケート結果から分かるキルギスに進出する日本企業像と課題への対処法

足下、多くの日本企業にとって、キルギス市場の有望性はそれ程認知されていない。これはキルギスだけでなく、中央アジア諸国のいずれにも該当することである。例えば、国際協力銀行の「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」の2013年度調査では、日本の製造業企業の海外展開は拡大の方向にあるが、中期的有望事業展開先国・地域の上位20カ国・地域の内、9カ国をASEAN諸国、4カ国をその他アジア諸国・地域が占めており、ロシア・CIS諸国では、第9位にロシアが入っているに留まっている。尚、国際協力銀行の同調査は1989年から行っており、海外事業に実績のある日本の製造業企業へのアンケート調査としての歴史は長い。また、2013年度調査（第25回）では、約1,000社への調査を試みている。これらから、同調査は日本の大手製造業企業の傾向と考えられる。

本調査で訪問した日本国内の大手企業においても、キルギスに代理店を通じて製品を販売しているのは1社に過ぎず、当面、海外戦略の中心は東南アジア地域と回答する企業が多かった。

一方、日本でのセミナーのアンケート結果からは、サンプル数は少ないものの、キルギスやカザフスタンへの進出を検討、あるいは既に進出していると回答する企業数が、検討しないと回答したい企業数を上回っている。これらから、キルギスへの日本企業の進出では、大手企業よりも中堅・中小企業が先行するのではないかと考えられる。

一方、中堅・中小企業は、大企業に比べて、海外要員の厚み、現地情報収集力、財務体質（資本力）が劣っている傾向にある。また、日本企業が重視する「物流・通関」において、内陸国であるキルギスは高コストになりやすいとの制約がある。これらの環境を踏まえ、大和総研では、日本企業による進出形態の例として、3点を取り上げる。

(1) 「海外要員」への対処

海外要員への中期的な対処として、日本への留学生を日本本社で採用し、将来的に現地社長として派遣することが挙げられる。政府機関との面談では、ロシア語の通訳が必要となるケースが多い。ホテル、タクシー等の観光関連産業に携わるスタッフであっても、ロシア語しか通じないことが少なくない。近年では英語の通じる若者が増えてきているものの、キルギスの事業環境の特徴として、「ロシア語が通じる」点はメリットである。キルギスから日本への留学生を採用することで、キルギスでのコミュニケーションリスクへも対応でき、ガバナンス・リスクを抑えた進出形態となる。

但し、技術や経理等の技能習得などの人材育成に時間がかかること、留学生がキルギスに戻った後に、経験したスキルを活かして自ら事業を始めるといった退職リスク等は残る。

(2) 「資本力」への対処

足下、キルギスでの貸出金利は18%と高い。高い金利コストは、事業の黒字化を遅らせ、

投資回収期間への影響も大きい。また、現地の商業銀行から設備投資資金を借り入れたいと思っても、審査に要する時間が長く、融資実行がなかなか行われたいとの意見も聞かれた。

日本企業の資金負担を抑えた進出形態として、①日本企業の出資分を、(中古)機械の現物資産による拠出とすること、②現地企業との合弁により、資金負担を軽減すること、が挙げられる。

今回、キルギスの製造企業を数社訪問したが、いずれも日本企業が有する生産性の高い設備を求めている。ここでの「生産性の高い設備」とは、必ずしも最新鋭の設備とは限らない。例えば、地場の大手縫製メーカーでは、1990年代初頭に、日本の援助で「当時の中古機械」を譲り受け、今でもその機械を使っていた。

また、現地企業の合弁では、相手先の経営層との十分な意思疎通は不可欠であるが、キルギス、ロシア、カザフスタン等での取引先の開拓や、キルギスでの人材採用の点でのメリットは大きいと考えられる。

(3) 「物流コスト」への対処

高い物流コストへの対処として、①販売面では、キルギス国内とロシア・カザフスタン等の近隣諸国をターゲットとし、「荷造運搬費」(損益計算書の「販売費および一般管理費」の費目)を抑制すること、②生産面では、食品向け包装資材などのような少品種大量生産型の製品を行うことで、原材料の仕入れ値(同「売上原価」中の材料費)を抑えること、が考えられる。

キルギスをはじめとした中央アジア諸国では、いずれも高い物流コストの制約を抱えている。しかし、これは同時に、当該地域に参入している大手企業が少ないことを意味しており、競争環境自体は緩い。キルギスの自由貿易区にカザフスタンから移転してきたプラスチック容器メーカーでは、特にセールス活動は行っていないものの、競合企業が少ないため、ロシアやカザフスタンからの顧客の引き合いが強いと述べていた。

第7章 投資を促進する上での課題

第7章では、キルギスが国内外の企業による投資を促進させる上で必要となる課題を抽出し、今後、取るべき具体的な改善策を取り上げる。第1節では、投資家がキルギスへの投資を検討するにあたり、基本となる投資法について概観する。第2節では、2013年1月に策定された「2013年～2017年の持続可能な発展戦略」の内容を確認する。その上で、第3節で、世界銀行の「Doing Business 2014」にて、キルギスの投資環境上で問題となっている点や、隣国に比べて評価が劣っている項目を確認する。第4節では、本調査での現地取材を通じ、投資を促進する上で課題や新たに外国から企業を誘致する上で課題となる点を抽出し、第3節で抽出した課題と第4節で抽出した課題の比較を行う。第5節では、これらの課題を踏まえ、短期的に、キルギス政府が取るべき具体的な改善策を取り上げる。

1. 投資法

外国投資に関するキルギスの基本的な法律は、「キルギス共和国への投資に関するキルギス共和国法」（以下「投資法」）である。この法律は、2003年3月27日に施行され、以後、2004年（No.76）、2006年（No.144）、2008年（No.127、No.231）、2009年（No.141、No.222、No.284）の改正を経て現在に至っている。投資法は、5章25条で構成されている。

表 7-1. 投資法の内容

第1章	総則	(第1条～第3条)
第2章	投資家への法的保証	(第4条～第12条)
第3章	投資家および投資に対する政府による支援	(第13条～第14条)
第4章	投資家に関する労働関連法規	(第15条～第17条)
第5章	雑則	(第18条～第25条)

投資法は、投資家にとって公正・公平で法に則った環境を提供することや、投資保護を保証することで、投資環境の改善および投資促進を図るために制定された法律である。

投資法では、内外投資家に待遇の差異がないこと、原則政府による投資の収用がないこと、利益の国外持ち出しや本国送金の自由、外貨取引の自由、労働者としてのキルギス国民および外国人労働者雇用の自由などが規定されている。また、将来において、外貨取引を制限する法律が施行された場合でも、その法律が外国投資家には適用されないことも規定されている。投資法では、投資が制限される分野についての言及はない。一方で、2013年10月19日に施行された「ライセンスおよび許認可供与システムに関するキルギス共和国法」で、ライセンス取得が必要な業務が65分野（限られた国家資源を利用する業務7分野を含む）、業務プロセスにおいて許可を取得する必要がある活動として38分野が規定されている。ただし、これらについても、外資に対する制限は設定されていない。総じて、キルギスの投資法および投資関連政策は、内外差別および制限の少ないオープンな性格が

強く、外資にとって自由度が高いのが特徴として挙げられる。

2. キルギス共和国持続可能な発展戦略

2013年1月21日、キルギス政府は「2013年～2017年キルギス持続可能な発展戦略 (National Sustainable Development Strategy for the Kyrgyz Republic、以後「発展戦略」)」を策定した。この発展戦略においては、以下のようにキルギスの現状が認識されている。

- (1) 1991年の独立後中央アジアの中でもいち早く市場経済化に取り組んできたが、経済成長の基となる産業に恵まれていない
- (2) 天然資源に乏しく、安定的な経済成長を遂げることが出来ていない
- (3) 独立国家共同体 (CIS) の中でも高い貧困率を抱えている
- (4) 教育や保健・医療システムの改革、汚職対策として立法の改善が急務となっている
- (5) 近年、首都ビシュケクと郊外における農村地域との間で高い失業率問題や経済格差が拡大しており、持続的な経済発展の確保が課題となっている

これらの現状と課題の解決へ向けて、以下の5項目が優先的に取り組むべき分野として設定されている。

- (1) 持続可能な経済成長とマクロ経済の安定
- (2) ビジネス投資環境の改善
- (3) 金融セクターの発展
- (4) 戦略的経済分野 (農業、エネルギー、鉱物資源、運輸・通信、観光・サービス) の発展
- (5) 地方経済の発展

なお、この持続可能な発展戦略は、実際に同期間の運営管理を必要としていることから、キルギス政府は持続可能な発展プログラム (“The Kyrgyz Republic Sustainable Development Program 2013-2017”) も発表している。このプログラムの目標の1つは、キルギスの投資環境を改善することである。そして、2017年までの具体的な取り組みとして、1) 政府による投資政策の効率性を改善すること、2) 投資の促進およびその支援のための仕組みを導入することである。

発展戦略では、2013年～2017年の達成目標として、更に強い民主主義国家となっていること、長期的に安定的な政治体制が築かれていること、力強い経済成長を実現し、国民所得を増大させることが掲げられている。

具体的な数値目標では、2013年から2017年の期間に安定的なマクロ経済を維持するための定量的な主要指標として、年率7%の経済成長率を目標とし、2017年までに名目GDPを6,300億ソム、1人当たりGDPを1,200ドルから2,500ドルまで倍増させ、中所得国の水準まで引き上げることとしている。また、インフレ率は一桁台とし、2015年以降は5～7%

の範囲を想定している。対外債務は対 GDP 比 60%を目標としている。

この5年間で35万人の雇用を創出することを掲げており、2017年までに、平均賃金を現在の11,500ソムから26,000ソムまで引き上げることを計画している。さらに、世界銀行が毎年発表している“Doing Business”において、上位30位以内、最低でも40位以内にランクされ、CISの中で最上位の位置付けとなることが目標として掲げられている。

3. 公的機関からみたキルギスの投資環境 ～世界銀行の「Doing Business」より～

(1) 周辺国と比較したキルギスの投資環境の特徴

世界銀行の「Doing Business 2014」では、事業設立や建設許可等の10項目から投資環境を比較し、世界189カ国の順位付けを行っている。キルギスの総合順位は68位と中央アジア5カ国の中ではカザフスタン（50位）に次いで高く、ロシア（92位）をも上回っている（表7-2）。

旧ソ連構成国平均と比較した場合、キルギスの事業環境で、相対的に優れているのは「①事業設立」、「②建設許可取得」、「④不動産登記」、「⑤資金調達」、「⑥投資家保護」の5点である。一方、相対的に劣っているのは「③電力事情」、「⑦納税」、「⑨契約執行」、「⑩破綻処理」の4点である（「⑧貿易」は平均水準）。

相対的に劣っている「③電力事情」、「⑦納税」、「⑨契約執行」、「⑩破綻処理」について、それぞれの評価項目を構成する要素から他国と比較すると、「③電力事情」（2014年調査：180位）では工場の通電手続きの完了に必要な費用（検査・保証金等を含む）の高さが、「⑦納税」（同127位）では手続き数の多さや所要時間の長さが、「⑨契約執行」（同70位）では1件あたりの費用の高さが、「⑩破綻処理」では所要期間の長さ、費用の高さ、弁済率の低さが、それぞれ相対的な課題となっている。

表7-2. 世界銀行による投資環境ランキング（2014年）

No	項目名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19		
		キルギス	カザフスタン	ウズベキスタン	トルクメニスタン	タジキスタン	ロシア	左記旧ソ連構成国平均	ベトナム	カンボジア	ミャンマー	ラオス	CLMV平均	タイ	シンガポール	ブルネイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	ASEAN6平均	中国	日本
	総合順位	68	50	146	n.a.	143	92	100	99	137	182	159	144	18	1	59	6	120	108	52	96	27
1	事業設立	12	30	21		87	88	48	109	184	189	85	142	91	3	137	16	175	170	99	158	120
2	建設許可取得	66	145	159		184	178	146	29	161	150	96	109	14	3	46	43	22	99	38	185	91
3	電力事情	180	87	173		186	117	149	156	134	126	140	139	12	6	29	21	121	33	37	119	26
4	不動産登記	9	18	136		78	17	52	51	118	154	76	100	29	28	116	35	101	121	72	48	66
5	資金調達	13	86	130		159	109	99	42	42	170	159	103	73	3	55	1	86	86	51	73	28
6	投資家保護	22	22	138		22	115	64	157	80	182	187	152	12	2	115	4	52	128	52	98	16
7	納税	127	18	168		178	56	109	149	65	107	119	110	70	5	20	36	167	131	72	120	140
8	貿易	182	186	189		188	157	180	65	114	113	161	113	24	1	39	5	54	42	28	74	23
9	契約執行	70	27	40		39	10	37	46	162	188	104	125	22	12	161	30	147	114	81	19	36
10	破綻処理	132	54	63		81	55	77	149	163	155	189	164	58	4	48	42	144	100	66	78	1

（出所）世界銀行より調査団作成

(2) キルギスの投資環境の改善動向

評価項目の中で、改善が顕著であるのが「①事業設立」と「②建設許可取得」である。「①事業設立」では、手続きの数や所要日数が減少している。改善が始まる前の2008年調査と2014年調査を比べると、手続き数は9から2に減り、所要日数は21日から8日に短縮している。また、「②建設許可取得」についても、同期間中に手続き数は22から12に減り、所要日数は395日から142日に短縮している。

また、相対的に劣っている4項目においても、一部に改善傾向が窺える。例えば、「③電力事情」では通電に要する日数が2012年調査の247日から2014年調査では159日に短縮し、「⑦納税」では手続き数が75（2010年調査）から51に減少している。但し、所要時間は202時間（同）から210時間と逆に増加しており、税金支払に係る手続き数の削減だけでは、投資環境の改善には至っていない。

尚、「⑧貿易」では、キルギスの輸出入に係る手続き数や所要時間は大きく変わっていない。輸送コスト自体は上昇しているが、キルギスだけでなく、カザフスタン、タジキスタン、ウズベキスタンにも同様の傾向がみられているため、キルギスの「⑧貿易」の評価項目に大きな変化はない。

4. 現地ヒアリングを通じた課題の抽出

第一回現地調査（3月22日～4月5日）および第二回現地調査（5月15日～5月29日）において、現地政府機関および現地企業へのヒアリングを実施し、全般的に見られる課題および、それぞれの事業分野が抱える課題を抽出し、短期、中長期で取り纏めた。民間企業へのヒアリングでは、名目GDP、産業別就労者数、経済成長に対する寄与度等の観点で同国経済における重要度が高いと判断した農業、食品加工業、縫製業、観光業、運輸・通信業（IT含む）、小売業を中心に行った。

前節では、「③電力事情」、「⑦納税」、「⑨契約執行」、「⑩破綻処理」でのキルギスの評価は周辺国に比べて低かったが、民間企業の視点から、投資を促進するにあたって課題として優先度が高く挙げられているのが「乏しい優遇税制」、「高い金利コスト」であった。

世界銀行の調査では、キルギスの「⑤資金調達」のランキングは13位と高い。しかし、当該評価項目は、信用機関の有無やカバレッジ、資金の貸し手と借り手の法的権利が主な評価の要素であり、金利水準や担保率、審査期間等が含まれていない。実際、現地の民間企業へのヒアリングでは、機械設備の追加購入の資金調達にあたって、銀行の審査期間が6ヵ月以上要したことや、金利が18%程度と高い点に不満を示す意見も聞かれた。

また、外国企業の誘致を担うために、2014年に投資促進機関（Investment Promotion Agency）が設立されたが、現地公的機関へのヒアリングから、外国企業の誘致機関としての今後の課題も明らかになった（次節参照）。さらに、高い技術レベルや国際競争力を有する日本の産業の中で、代表的な企業にキルギス市場の特徴を説明したところ、短期的に政策効果が期待できるとの点で、観光に係る課題と取り組むべき施策のヒントが得られた。

表 7-3. 短期的課題と中長期的課題

事業分野	短期的課題	中長期的課題
全体		<ul style="list-style-type: none"> ・経済政策向けの財源不足 ・高い銀行の貸出金利 ・規則を周知徹底し、遵守させる仕組みが必要(罰則規定のない法律が散見される) ・税制の見直し ・投資優遇税制 ・汚職
食肉輸出	<ul style="list-style-type: none"> ・十分量の飼料確保 ・飼料の改良(給餌方法の改善) 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送コストの低減 ・畜種の改良 ・畜産関連施設(と畜場等)の整備 ・食品の安全性を確保する認証制度、検査機関の整備 ・ハラル認証のための検査体制の整備
乳製品原料となる牛乳の生産	<ul style="list-style-type: none"> ・十分量の飼料確保 ・飼料の改良(給餌方法の改善) 	<ul style="list-style-type: none"> ・畜種の改良 ・農民の組織化 ・牛舎の整備 ・食品の安全性を確保する認証制度、検査機関の整備
特産品生産	<ul style="list-style-type: none"> ・市場開拓 	<ul style="list-style-type: none"> ・農民の組織化 ・生産量の安定化 ・最小ロットへの対応
青果物生産	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な施肥等による生産性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・農民の組織化 ・食品の安全性を確保する認証制度、検査機関の整備
縫製業	<ul style="list-style-type: none"> ・設備が旧式化・老朽化し、低い生産性 ・中国製の偽物が横行 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業規模が小さく大量生産に対応しにくい ・無登録営業(労務環境悪い、税金未払い)の企業が多い ・高い借入金利による資金調達難 ・人材不足(特に春夏、工員・マネージャー) ・高い離職率 ・高品質の原材料(生地、綿等)が不足 ・バリューチェーン上流・中流の欠落(灌漑設備、優良種子、紡績・染色技術など)
乳製品加工業	<ul style="list-style-type: none"> ・品質管理体制の未整備 ・(品質管理体制構築のための)資金不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・1頭当たりの乳量が少ない ・ワクチン未整備で家畜(牛)の伝染病発生 ・家畜登録が未実現(で追跡調査不可)
食肉加工業 (冷凍食品含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・加工工場の機械化(自動化)の遅れ ・小売店での冷蔵庫不足(夏季) 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業的屠畜を規定する法律が未整備 ・ワクチン未整備で家畜の伝染病発生 ・家畜証明が未実現(で追跡調査不可) ・認証受けた衛生的な屠畜場の欠如 ・検査・分析を行う国際基準のラボの欠如
果物・野菜加工業 (飲料含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・国内入手できる副資材が低品質 ・冷蔵機能付トラックの不足(輸送中に劣化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・加工技術(量産化、瞬間冷凍、小包装、鮮度維持)が不足 ・(大規模化する上での)原料の安定確保が難しい ・食品加工の専門家が不足 ・多数の個人農家が未統合(契約未遵守等) ・政府の過剰介入 ・オーガニック認証/機関が未整備
観光業	<ul style="list-style-type: none"> ・入国者情報の未整備 ・従事者のホスピタリティレベルが低い ・外国語(英語)習得者が少ない ・運営コストが高い(省エネ対策が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> ・オフシーズンの活用がうまくできていない ・交通インフラの整備 (旅客輸送専門の企業がもっと増えてもいいのではないか) ・外資企業の土地利用制限の緩和(ホテル、レストラン業)
IT産業(ソフトウェア開発)	<ul style="list-style-type: none"> ・技術者が少ない(人材育成の仕組み構築) ・大学、ITセンターとの協業 ・ソフトウェア開発実績のPR不足 ・定期的な業界全体の状況把握と目標設定(2008年時点のものが最新) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイテクパーク法活用企業創出
小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・在庫、品質管理の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫の活用 ・発注、在庫管理のIT化
運輸業	<ul style="list-style-type: none"> ・決済システム(海外送金)規制緩和 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出处向け物量の増加
保険業	<ul style="list-style-type: none"> ・特定産業に対する保険加入義務規定のある法律に罰則規定がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険への加入の必要性を浸透させる

(出所) ヒアリングより調査団作成

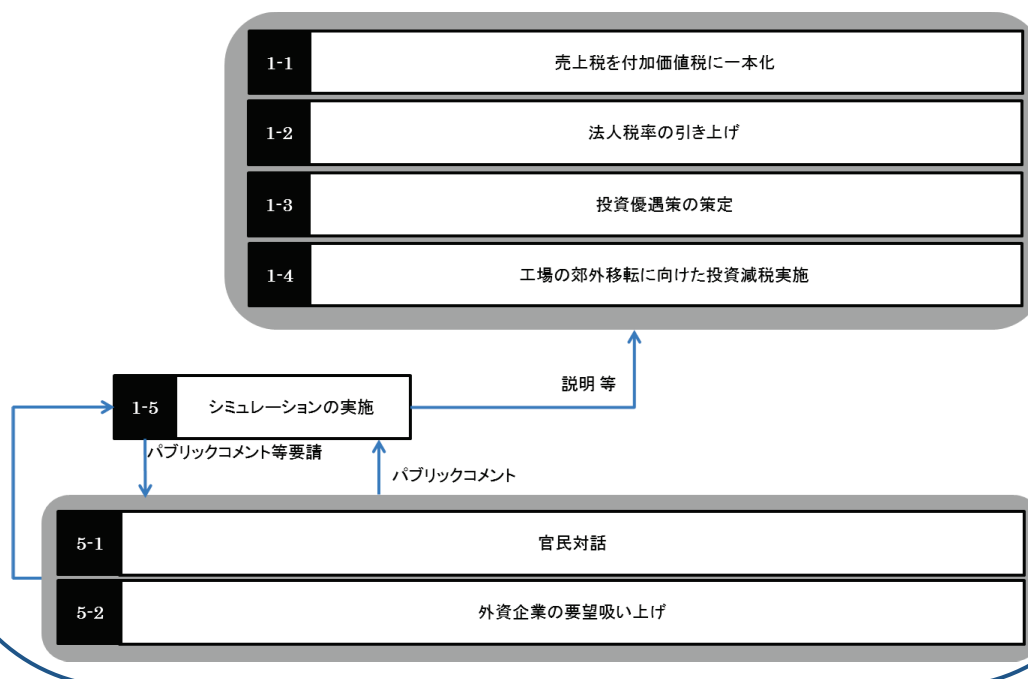
5. 具体的な改善策の例

上記の課題には、個別企業で取り組むべき課題、業界としての課題、政策的に取り組むべき課題が含まれる。ここでは、投資促進にあたり政府としての関与が可能であるものについて、現状と対応策を検討する。

(1) 企業の投資を促す税制の見直し ～法人税率の引き上げと投資優遇減税の導入～

【優先して取り組むべき施策】

- 1-1. 売上税を付加価値税に一本化
- 1-2. 現行 10%の法人税率を引き上げ
- 1-3. 海外からの企業の進出を促す投資優遇策（法人所得税の減免）の策定
- 1-4. 都市部の工場を郊外に移転する場合の投資減税の実施
- 1-5. 税制改正に向けたシミュレーションの実施、企業や国民への説明



まず、キルギスの法人に対する税体系の見直しが必要であると考えます。

1点目は、売上税と付加価値税の混在の解消である。キルギスでは、付加価値税を納税している企業であっても、物品の販売、労働またはサービスの成果によって得られた売上の1.5%（貿易事業）または2.5%（貿易事業以外）を売上税として納付しなくてはならない。企業側の税負担は売上税だけであるが（付加価値税の負担者は消費者）、納税手続きが増えることや、現行、売上税自体の税収が多くないことから、売上税を付加価値税に一本化する

ることが望ましい。

2点目は、法人税率の引き上げである。法人税率の引き上げは企業の負担増となるが、元々同国の場合には売上税が課されていたことで、実質的な法人税率は高くなっていた。例えば、売上高に対する課税所得が10%の企業の場合(貿易事業以外)であっても、売上税(2.5%)が課されていれば、実質的な税負担は35%になってしまっていた。

3点目は、海外からの企業の進出を促す投資優遇策の策定である。特に、キルギスの場合には貿易収支改善のために、輸出企業を誘致する必要がある。これまでは、輸出加工区に入居する企業向けに、輸入関税や通関手続き等で優遇を付与してきた。これに加え、売上高の7割以上を輸出する企業であれば、5~10年間に亘って法人税を免除する優遇を付与すれば、海外からの企業の進出は進むものと考えられる。また、当該優遇期間の法人税は徴収できないものの、国内の雇用機会が増えれば個人所得税が増え、また所得が増えたことで個人消費が活性化して付加価値税が増える可能性が高い。

4点目は、都心部の有効活用または工場の生産性向上の観点から、都市部の工場を郊外に移転する場合の投資減税の実施である。キルギスでは、都市部のビルを工場として使用するケースがある。生産工程がフロアで分断されることから、工程の各所で仕掛在庫が滞留してしまい、全体の生産性を低下させてしまう。新規投資を促し、同時に工場の郊外への移転の動機付けとなるような、投資優遇税制の設定が必要となろう。

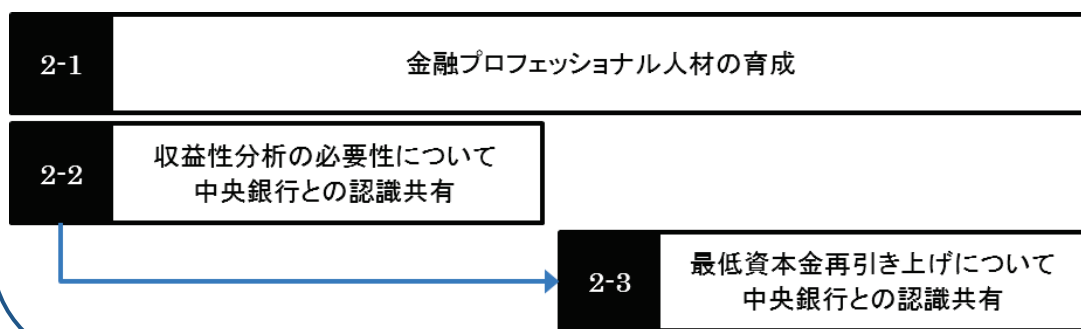
都市部の工場が郊外に移転する場合には、跡地をITの集積拠点として再開発できる可能性がある。例えば、フィリピンの場合は、都心にあるオフィスビルを法人税減免の優遇が受けられるビルに個別に指定しており、企業はそれらのビルに入居することで、優遇税制を享受できる。

最後に、政府が優先して取り組む施策として、これらの税制改正に係るシミュレーションの実施と、税制改正に関する企業や国民への説明・対話を行う必要がある。一般的に、企業側は税負担の増加に対して抵抗するため、政府はパブリック・コメントを活用する等して、民間企業や生活者とのコミュニケーションを取り続ける努力を続けなければならない。

(2) 高い借入金利の解消

【優先して取り組むべき施策】

- 2-1. 金融のプロフェッショナル人材の育成（先進国への派遣研修等）
- 2-2. 民間銀行の収益性（経費率）分析の必要性についての、中央銀行との認識の共有
- 2-3. 最低資本金の再引き上げに向けた中央銀行との認識の共有



現地民間企業へのヒアリングの際、「新規の設備投資を行いたい、借入金利が高く、その後の採算性が悪化することから、投資を行うことができない」との意見が複数社から聞かれた。2013年12月に承認された「The Kyrgyz Republic Sustainable Development Program 2013-2017」においても、金融面の課題として①長期の貸出比率が低いこと、②貸出金利が高いことが挙げられている。足下のキルギスでの借入金利は、大企業で18～20%、中小企業では20～25%となっている。通常、経済成長率の高い国では、インフレも生じ易く、結果として政策金利を引き締めなければならないケースが多い。しかし、キルギスの場合、インフレ率をも大きく上回る金利水準となっており、結果として生産性を高める新規投資が過剰に抑えられている可能性がある。同プログラムでは2017年までに平均貸出金利を16.5%に低下させる目標を挙げているが、同国では政府や中央銀行が貸出金利の上限を設定できないため、実質的には商業銀行間の競争に委ねられているとみることができる。

貸出金利が18%以上であるのに対し、銀行の資金調達コストとなる預金金利は4.0%（2014年5月時点）であり、利鞘だけをみれば、10%以上の預貸スプレッドがあることになる。このような環境下で貸出金利が低下しない要因としては、①銀行間での競争原理が働いていない、②各銀行の経費率が高いため、これ以上の預貸スプレッドの縮小が難しくなっている、ことが予想される。

キルギスの場合は、既に商業銀行が24行あるため、上記①の状態とは考え難いが、中には資本金が少ないために大きな預貸スプレッドが不可欠な銀行もあるかもしれない。その場合には、銀行ライセンスの取得に必要な最低資本金を、6億ソム（現行は2億ソム。2017

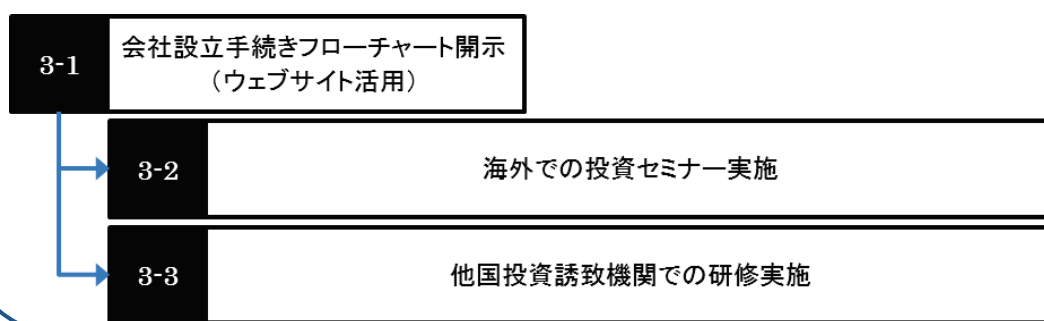
年から18年にかけて6億ソムに引き上げられる予定)からさらに引き上げる必要がある。最低資本金規制は中央銀行の管轄であるため、政府が直接的に関与することはできない。しかし、中央銀行は政府の予算計画のアドバイザーの立場にあり、両者は緊密に連携をしているため、問題意識の共有は早期に行うことができる。

一定の資本力がある銀行の場合は、②の経費率の改善が課題になっていると推察される。個別銀行の損益分析は行っていないが、キルギスにおいて、国民の金融アクセスが必ずしも良くないこと、海外への送金がそれほど多くないことから、銀行としては為替や送金に係る手数料収入よりも、貸出による金利収入が中心となっていると予想される。この場合では、既にストックされている企業や個人の信用情報を基にした審査能力を高めることで、①貸出機会と適正な金利水準の見極め、②不良債権化のリスクが低下することによる引当金の減少が可能となる。これらを実現するには、金融の高い専門性を持つ人材の育成が必要となる。日本や欧米諸国への派遣研修や、それら諸国の銀行と現地銀行がペアとなり、実地業務を通じた研修を行う **Twining Program** 等、研修機会の企画が必要となろう。

(3) 投資促進機関への権限移譲

【優先して取り組むべき施策（投資促進機関への権限委譲を後押しする実績作り）】

- 3-1. 会社設立に係る手続きのフローチャートの開示（ウェブサイトの活用）
- 3-2. キルギスへの投資額が増えている外国（中国、英国、カザフスタン）での投資セミナーの開催
- 3-3. 他国の投資誘致機関の事例研究



投資法では、第3章に「投資家および投資に対する政府による支援」の項目が立てられており、投資促進を実施する国家機関が投資家の支援と保護にあたるのが規定されている。その機能として以下が設定されている。

- ① 政府機関と投資家間のコンタクトの提供
- ② 投資可能性や投資条件に関する情報の準備と公表
- ③ 具体的な業務についての法律・経済、その他の問題に関する潜在投資家の問い合わせへの対応
- ④ 許認可手続きに関する情報の提供および必要な支援の実施
- ⑤ 投資家および潜在投資家が政府機関やその他機関との関係で違法行為や妨害行為に直面した際の積極的な支援・保護
- ⑥ 政府機関に対する投資環境改善に関する提言
- ⑦ キルギスのプレゼンテーションの実施や、海外投資家との投資に関する交渉・相談の実施
- ⑧ 投資契約上のキルギスの義務履行に向けた対策の実施、国際協力のためのイベントの開催、海外の経験の調査・活用
- ⑨ 既存および計画中の投資関連政策に関する政府機関等への助言
- ⑩ 関係省庁および機関と共同での投資計画コンクールの開催
- ⑪ その他、投資促進、投資家支援・保護に関する業務

また、2014年3月18日には、「キルギス共和国経済省傘下投資促進機関に関する規則」が施行され、各種政府機関、地方自治体、経済団体、民間組織と連携して直接投資を促進する投資促進機関（英語正式名称は **Investment Promotion Agency under the Ministry of Economy of the Kyrgyz Republic**）の設立が決定された。この規則では、投資促進機関の機能として、以下が設定されている。

- ① 投資プログラムに関する相談対応、各種会合・セミナー・展示会・プレゼンテーション等の実施
- ② キルギスの投資環境、ビジネス環境に関する資料の作成と潜在投資家への配布
- ③ 外国投資家の発掘および外国投資契約締結に向けたキルギス国内企業支援
- ④ 外国投資家支援
- ⑤ 官民連携の準備および促進
- ⑥ 投資促進に向けた情報発信等の実施
- ⑦ 潜在投資家へのアクセスの確立と投資実施に向けた交渉への参加
- ⑧ 投資戦略の優先順位に基づいた投資家の発掘
- ⑨ 経済的実現可能性および地域開発の観点からの投資案件審査の実施

この規則によると、局長は経済相が指名し、首相により任命される。また、副局長は、局長が指名し、経済相が任命することとされている。職員数は21名で、職員は公務員ではない。

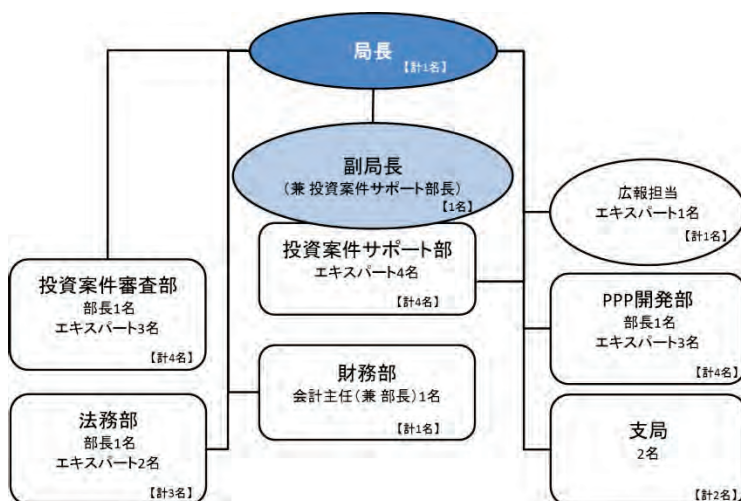


図 7-1. 投資促進機関の組織および人員数
(出所) 経済省資料より調査団作成

本調査において、投資促進機関に関し、経済省へのヒアリングを2014年の3月と5月の2回実施した。1回目の3月は、投資促進機関設立に関する政令および規則が出された直後であり、概ね1ヵ月以内に投資促進機関が立ち上げられるとのことであった。その後、5月に再び経済省でのヒアリングを実施したが、その時点でもまだ同機関は設立されておらず、職員の給与に関する規程が承認され、これから職員の採用と事務所の立地を決めるとのことであった。そのため、実際の業務実施体制や手順等の確認を行うことはできなかったが、経済省の説明によると、2週間以内にも同機関が稼働することになったとのことであった。但し、当初は各種手続きに係る権限の委譲も検討されていたが、当面は情報提供を業務の主体とする予定とのことであり、中期的に、投資に関するワンストップサービスを提供できるよう、各関係省庁から担当者を配置し、投資に関する手続きの一元化を行うとのことであった。なお、同機関は、2014年9月初頭に活動を開始している。

外国企業にとって、会社設立から営業ライセンス、労働、税務登録、工場建設等の多岐に亘る手続きについて、相談できるワンストップサービスが設置されることは投資を検討する上でのポジティブな材料である。キルギスでは、ワンストップサービスの設置は、「The Kyrgyz Republic Sustainable Development Program 2013-2017」(2013年12月承認)の中でも取り上げられたテーマであり、政府が投資環境の改善に向けて実際に動きが表れている施策と評価することができる。しかし、その一方で、2014年3月に施行された「キルギス共和国経済省傘下投資促進機関に関する規則」では、当初目指していたワンストップサービスへの権限の委譲は含まれていない。今後の課題として、ここでは外国企業にとって投資促進機関がより使い勝手の良い機関となるための施策を取り上げる。

まず、より利便性の高い投資誘致機関にするには、単なる情報提供に留まらず、各種ライセンスの発行を行う権限の移譲が必要となる。現在、法務省(会社設立と税務登録)、経済省(工業、サービス業の事業ライセンス発行)、農業省に分かれている権限を、基本的に

「審査」については従前通り本省の担当局とするが、新設の投資誘致機関に発行手続きの権限を移譲し、また審査の進捗状況を共有させることが必要となる。

このような組織の実現のためには、投資誘致機関として海外投資家と国内企業のビジネスマッチングを成約させる等の実績を積み上げて、進出企業の利便性を高める必要があるとのコンセンサスを形成していく必要がある。実績の積み上げにあたっては実際に国外からの投資誘致が不可欠であるが、そのための国外の企業への積極的なアピールとしては、近年、キルギスへの投資額が増えている中国、英国、カザフスタン等での投資セミナーの開催や、進出サポートのための手続きのフローチャートや英語資料のウェブページでの開示等を行う必要があるだろう。

また、早い段階から、外国企業の誘致で実績を挙げている国の投資誘致機関の業務体制・業務フロー等を研究し、自国の状況に照らし合わせて実施体制を強化する取組も必要である。

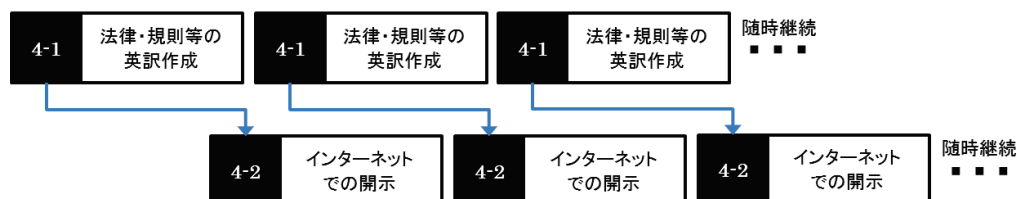
日本企業が多く進出し、ワンストップサービスの提供が志向されている他国の取組からは将来の課題や教訓が得られる可能性が高い。例えば、タイの投資委員会では、企業誘致課が産業毎に分かれており（5つのグループ）、企業は業種に合致した窓口を訪問することになっている。このような体制は、企業と投資委員会との窓口が一本化するだけでなく、投資委員会の従事者にとっても、その産業固有の手続きのノウハウを蓄積することができ、円滑に業務を行うことができる。また、フィリピンなど、ワンストップサービスを掲げながら、実際には手続きで各省庁を回らなければならないといったケースも見られるが、タイやインドネシアなどでは、投資誘致機関等が権限の委譲を受け、投資認可等や、投資促進機関に各省庁の窓口を設置し、手続きを1カ所で済ませられるワンストップ機能を整備している。また、ベトナムでは、投資案件の規模により、工業団地の管理委員会が投資登録の実施、投資証明書の発行等を担っており（工業団地への進出の場合、その他の場合は省レベルの人民委員会）、投資承認プロセス、投資関連手続きの簡素化を図っている。こういった事例研究の一環としては、キルギスの投資誘致機関の職員が実際に他国に赴き、トレーニングやワークショップを実施することも有効と考えられる。ただし、研修の実施に当たっては、研修先の国とキルギスとの行政組織の人員数や能力の違い等をよく確認したうえで、キルギスが当該国から何を学ぶべきかについて事前に十分な検討が行われるべきである。一方で、旧ソ連のある事例では、投資促進機関が設立され、情報提供や投資家向けの相談窓口としての活動を行っているものの、同機関とのアポイントメントを取ること自体が難しいケースも見られる。

(4) 英語情報の充実

【優先して取り組むべき施策】

4-1. 会社設立、納税、労働等に係る法律や規則等の英訳の作成

4-2. 上記資料のインターネット上での開示



「The Kyrgyz Republic Sustainable Development Program 2013-2017」の中では、投資環境の改善のための施策の1つとして、「情報の整備・発信」も挙げられている。例えば、「キルギス国の産業上や地域上のアドバンテージを毎年調査する」、「現在進行中の投資プロジェクトや今後計画されている投資プロジェクトの統一データベースを作成する」、「潜在的な投資家に対し、インターネットを通じてアクセスできるようにする」等である。また、同プログラムでは情報の整備・発信を多言語で行うとの方針も示されているが、言語間での優先順位に係る記述は書かれていない。

しかし、本調査で実施した投資セミナーのアンケート結果から、日本企業の中には、法律や施行規則等の英語版公定訳が出されていることを海外進出先候補の検討時の肯定的な材料として挙げる企業が一定程度存在することが確認されている。また、日本企業に限らず、英語で入手可能な情報量が増えることはロシア語圏以外の外資企業の投資検討においても重要である。

キルギスでは国会で制定された法律を、キルギス語とロシア語で公布しているが、ロシア語圏以外の企業家からみれば、法律等の内容を把握することは難しく、仮に魅力的な投資環境が整備されたとしても、それに気付かない可能性は高い。

必ずしも全ての法律の英語版公定訳を作成する必要はないが、外国投資関連や会社法関連、労働法や租税法など、外国企業が進出にあたって検討することが必要となる法律については、英語版公定訳の作成が必要であろう。日本や欧米の企業へのアピールのために、英文情報の拡充は必須と考えられる。

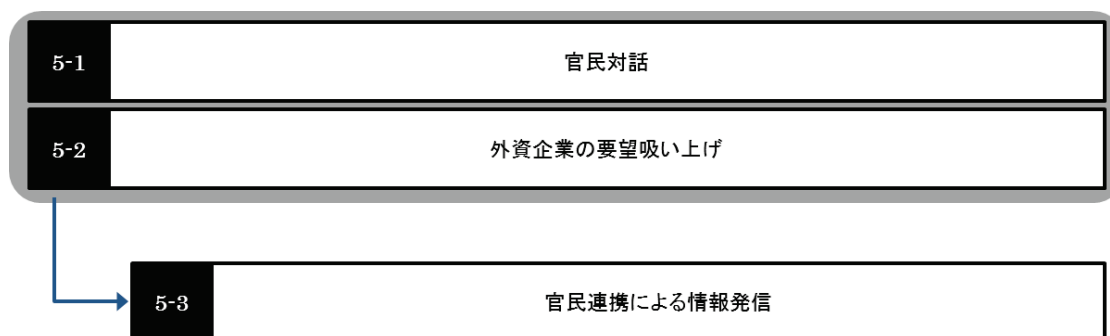
なお、キルギス投資促進機関のウェブサイトは既に立ち上げられている (<http://www.invest.gov.kg/>)。同サイトには、英語版への切り替えのリンクも用意されているが、2014年8月時点では、はロシア語版のみが閲覧可能であり、英語版への切り替えは機能していない。サイト上にドイツのGIZの支援により経済省が作成したキルギスの投

投資環境をまとめた冊子（“ИНВЕСТИРУЙ В КЫРГЫЗСКУЮ РЕСПУБЛИКУ”）が掲載されているが、こちらもロシア語版のみである。この冊子は既に英語版（“INVEST IN THE KYRGYZ REPUBLIC”）が用意されている。英語版があるにもかかわらず公開されな
いまま情報が古くなっていくのは非常に残念である。例えば、英語版への切り替えのリンクに、「投資環境の冊子のみ」などの注記を入れたうえで同冊子へのリンクとするなど、早期に公開することが望まれる。

(5) 官民連携の強化

【優先して取り組むべき施策】

- 5-1. 中小企業を含めた民間企業と政府の対話の拡大
- 5-2. 進出外資企業の要望・意見等の吸い上げ
- 5-3. 政府、民間（経済団体、企業）が連携しての情報発信



政府が投資・ビジネス環境の整備を行うにあたっては、政府機関、経済団体、企業の 3 者による官民連携が必要である。経済団体がビジネス界のプレーヤーである民間企業の実体験に基づく問題意識やニーズを吸い上げ、政府が制度設計・改善に取り入れることで、より効果的な投資・ビジネス環境改善のための施策の実施が期待できるからである（具体的な役割分担については表 7-4 を参照のこと）。官民連携の形態には様々なものがあるが、投資・ビジネス環境の改善を実現するためには、意見交換や議論の場として、官民対話が重要である。キルギスでは、2007 年に官民の対話の場として、**Business Development and Investments Council Under the Government of the Kyrgyz Republic** が設立され、第一副首相、経済省、36 の経済団体代表、国際機関 2 機関および事務局がメンバーとなっており、年 4 回会合が開かれている。

官民連携には、中小企業を含めた国内企業との連携と、外国企業との連携の 2 つの側面がある。国内企業との連携においては、各種手続きの簡素化・透明化など、国内でビジネ

スを進めるうえで課題となる点について、また、外国企業との連携においては、外国人スタッフの滞在や就労に関する点など外国企業が国内で事業を行うにあたっての課題や、他国との比較で改善が望ましい点などについて、情報の収集と改善策の策定に向けた取り組みが考えられる。いずれの場合でも、官民対話においては個別企業のオピニオンを1つ1つ汲み上げることは非常に困難であることから、商工会議所や各種業界団体など、経済団体の役割が重要となる。

キルギスには商工会議所を始めとし、各種の経済団体が存在している。商工会議所は中小企業を中心に約700社の会員があり、その他、大手企業や外資企業を中心として約140社の会員で構成される **International Business Council** や、その他、若手経営者の団体や各種業界団体などが活動している。これら経済団体は、適切な法制度やインフラの整備へ向けた支援や、各種業界の利益の実現に向けた活動等にあたっている。

一方で、多くのキルギスの経済団体は、会員数の伸び悩みや、会員の理解を得られないことから会費の値上げを行うことができない等、収入の確保に悩みを抱えている。個別会員企業へのコンサルティングを有料で行うことなどで対応を図る団体もあるものの、多くの団体では、各種調査の実施や品質の高いサービスの提供が難しいのが現状であり、有効な収益には繋がっていない。また、経済団体の中で、政府への有効な提言を行うことができる人材の育成がなかなか進まない点も、官民対話を活性化させる上で課題となっている。これら課題を踏まえ、JICA はキルギス経済省及び経済団体職員らを対象とする国別研修「経済団体強化」を開始し、2014年から2016年の3年間で3回の日本での研修を実施予定である（第1回目は2014年6月～7月にかけ既に実施済み）。同研修では、経済団体と経済省との間の効果的な官民対話プラットフォームの形成、加盟企業へのサービス拡大等を到達目標として、日本国内の経済団体の視察等を企画・実施しており、今後も帰国研修員や関係機関との意見・情報交換を継続し、研修計画を洗練させる取り組みが必要である。

外資との官民連携で投資・ビジネス環境整備にあたる事例としては、日本企業が多く進出している国で実施されている、進出日本企業と進出先国の政府機関との官民合同イニシアティブ/会議・対話がある。ベトナム、ミャンマー、カンボジアやラオスなどで実施されており、進出日本企業が、税制や、外国人スタッフの起用、そのビザ取得関連、インフラ整備、通関手続きなど、多岐にわたる課題および改善要望を提議し、政府が改善にあたることで、投資環境の整備が進められている。日本以外でも、各国の商工会議所が投資先国の商工会議所と連携してビジネス環境の改善に向け政府機関に働きかけるなどの取り組みが行われている。

キルギスの場合、2012年現在、外国の資本が入っている企業数（100%独資を含む）は全体で2,601社であり、最も多いトルコでも242社である（企業数が3桁台の国は、以下、2位の中国が239社、ロシアが3位で181社、カザフが4位で164社）。いずれの国も規模が小さく、国別で上記官民合同イニシアティブのような活動を行うことは非効率と考えられ、国を超えた全体での取り組みが有効と考えられる。新設された投資促進機関が事務局

となり、国別の分会で吸い上げた意見を本会で集約し、政府との対話に結びつけるなどの方法が考えられる。その際、課題解決へ向けどのような取り組みがなされているのか、改善状況はどうかなど、定期的に進捗を確認することが重要である。加えて、投資・ビジネス環境の改善がなされているとの情報は投資家に到達しないと意味がないため、政府機関や経済団体が率先して他国の海外投資家向けに情報発信を行うことが必要である。

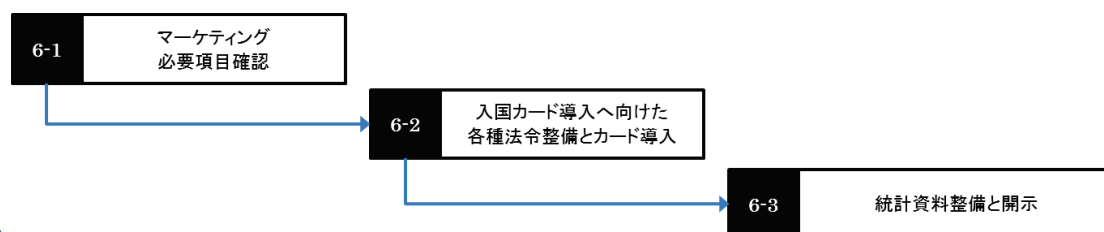
表 7-4. ビジネス環境改善における政府機関、経済団体、民間企業の役割分担

(ア) <u>政府機関</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済団体、民間企業からの問題意識、要望等の吸い上げ ・ 改善案の作成と経済団体・民間企業への改善案へのレビュー依頼 ・ 改善した制度や運用について、ウェブサイトや各種説明会・プレゼンテーションなどを通じ、国内経済団体・民間企業や国外投資家に周知 ・ どのような課題に取り組み、改善を図っているかについての情報の発信
(イ) <u>経済団体</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 加盟企業の問題意識、要望等の吸い上げと取りまとめの実施 ・ それら要望や課題について改善策の分析を行い、政府機関に提案 ・ 政府が作成する各種改善案に対するレビューと意見の提示 ・ 加盟企業へのアンケート実施等を通じ各種業界動向等について情報を取りまとめ投資家向けに発信
(ウ) <u>民間企業</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を通じて得られる各種制度や運用に対する問題意識・要望点等の提示 ・ 業界動向など各種調査への協力。具体的な事例の情報提供

(6) イミグレーション時の情報収集

【優先して取り組むべき施策】

- 6-1. 大手旅行企業への取材を通じ、マーケティングに必要な情報項目の確認
- 6-2. 入国カードの導入及び導入に向けた各種法令の整備
- 6-3. 統計資料の整備とインターネット上での開示（英語含む）



日本国内の大手観光関連企業でのヒアリングの際、「観光振興を図るためには、基礎データの存在が不可欠である」旨の指摘があった。通常、他国では外国人の入国時に①入国の目的（観光、ビジネス、留学、その他）、②滞在予定期間、③訪問都市、④滞在予定ホテル（住所）等をイミグレーションにて入国カードに記載させ、そこから得られた情報をもとに観光統計の整備を行っているが、キルギスではそれが行われていないのが現状である。そのため、キルギスにおける観光産業のより一層の振興のための一つの手段として、入国カードの導入とそれに基づく基礎データの収集、観光統計の整備が必要であるといえる。入国カードの導入にあたっては、①必要関連法令の確認・整備、②関連法令の調整段階における入国カードの統計を整備する部署や開示方法等の業務フローの構築も必要である。

また、こういった基礎データの収集にあたっては、観光商品を企画する大手旅行企業への取材を通じた、マーケティングに必要な情報項目の特定が前提として不可欠である。

なお、「The Kyrgyz Republic Sustainable Development Program 2013-2017」における観光産業の施策として、「入国カードの導入」が含まれているため、キルギス政府としても基礎データの収集に係る必要性は一定程度認識しているものと思われるが、本調査で取材を行った文化・観光省からは、入国カードの導入に向けた具体的なタイムラインについて情報を得ることはできなかったことから、今後の計画策定が早急になされるべきと考える。

第8章 日本企業支援のための方策

1. キルギスにおける日系企業支援の考え方

日本のキルギス向け支援としては、外務省の対キルギス共和国国別援助方針（2012年12月）において「民主主義の定着に資する持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」が基本方針とされており、JICAは「キルギス国 JICA 国別分析ペーパー」（2013年2月策定）にて重点分野を「農業・ビジネス振興」と「運輸インフラ整備」と定め、輸出力の強化とビジネス振興による経済成長・貧困撲滅を目標として支援を行うこととしている。「農業・ビジネス振興」の枠組みの中では、ビジネス振興・投資促進を目的として、農業関連産品のみならず、中小企業振興等に資するビジネス人材の育成、行政官の育成等を対象として支援を実施している。

また、近年の途上国支援においては、従来の公的機関を通じた支援に加え、開発協力のパートナーとしての民間企業との連携・協働の重要性が高まっている。日本政府は「ODA等と日本企業との連携強化のための新たな施策『成長加速のための官民パートナーシップ』（平成20年4月）を決定・公表し、途上国の貧困削減のためには民間セクターの成長が重要との認識の下、官民双方に有意義なパートナーシップ（本邦企業の活動のリスク・コスト軽減、本邦企業の活動との連携による持続的な相乗効果の発現等）を構築するとともに、重要な対外政策目標を共有し官民一体で取り組むことで成長の加速化を目指すとしている。これを踏まえ JICA は「民間連携の基本方針」を定め、「民間企業、民間ビジネスとのパートナーシップを強化し、スピード感を持って、途上国における民間企業活動の環境を整備し支援することで、途上国・民間企業・ODA が Win-Win-Win の関係となることを目指す」としている。その具体的方策としては、各業務の中での民間連携の視点を強化する制度づくり、民間企業・団体とのコミュニケーションの強化とニーズの把握等が挙げられている。

このような日本政府及び JICA の支援方針に鑑みれば、キルギスにおいても農業・ビジネス振興の開発プログラムの支援の枠組みの中で日本の民間企業との連携を強化し、前述のように途上国（キルギス）・民間企業・ODA（JICA）が Win-Win-Win の関係となることを目指すことは必然の流れである。そこでここでは、本件調査の結果を踏まえて、JICA 事業を通じた本邦企業支援の方策を検討する。

2. 現状と課題

現状、キルギスで新規ビジネス・投資を展開しようとする企業数は多くない。本調査にて日本国内3か所で実施した投資セミナーでは一定数の集客に成功したものの、大半の日本企業の関心はより経済規模の大きい欧米・中国・東南アジアに向いているのが現状である。また、そもそもキルギスの知名度自体が高くなく、どのような投資機会や企業が存在するかを日本企業が知る機会は稀だと思われる。他方で、農機の販路開拓等でキルギスに関心を向けている企業は現に一部存在するため、今後、日本企業に投資機会に関する情報やビジネス関連情報を提供することにより日本企業のさらなる進出が実現する可能性は否定できない。

目下のところ、日本からキルギスに進出している企業数は非常に限られているため、

日本企業が直面する障害・課題を具体的に特定するのは現時点で難しいが、中小企業基盤整備機構の「中堅・中小企業の海外展開における国際連携動向調査」（2013年3月）では海外展開における課題と成功要因を表8-1のように整理している。経済規模等の観点から、キルギスには大企業よりも中小企業の方が進出しやすいと仮定すれば、この表に記されている課題・成功要因につき JICA 事業の中で支援可能なものを選別し、支援を実施することで本邦企業（とりわけ中小企業）のキルギス進出の一助となると思われる。

図表8-1で、諸々の課題と成功要因につき JICA の取り組みによって支援が可能と思われるものに○を付した。また、個別企業の自助努力によって解決されるべき課題及びリスクコントロール不可能な外部要因等の JICA 支援として現状対応が難しいものには×を付している。

表8-1. 中堅・中小企業の海外展開上の課題と成功要因

海外展開における課題	海外展開成功の要因
○信頼できる人材の確保	×パートナーとの良好な関係
○法律・税制などへの対応	×企業トップ自らの現地確認
×海外進出時の資金繰り	○現地でのリスクの把握
×知的財産権の保護	×日本留学経験者の採用
×従業員の高い離職率	○信頼できる人物との出会い
×人件費の上昇	×現地従業員との意思疎通
○現地従業員の教育	×現地従業員の定着
○現地での販売先開拓	×事業の現地化推進
○品質の不安定	○現地での販売先の確保
×現地の文化の理解	×現地の社会、文化の理解
×為替変動リスク	

(出所) 中小企業基盤整備機構「中堅・中小企業の海外展開における国際連携動向調査」（2013年）を元に作成

3. 具体的な支援案

本節では日本企業に対する投資・ビジネス情報の提供及び図表8-1で特定した課題・成功要因への対応が重要との認識の下、今後の JICA による具体的な支援案として次の5つの方策を提案する。

(1) 投資促進キャンペーン・ビジネスマッチングの取組み

日本におけるキルギスの知名度の向上や投資機会・事業環境に係る情報の一般提供によって潜在的な投資家の関心を喚起するために、本調査にて策定した投資ガイドブックの JICA ウェブサイト上での公開、関心企業への配布、また、各種の投資セミナー等でキルギスのビジネス環境の発表を行う等の方策をそれぞれ継続的に実施することが望ましい。

(2) キルギス日本人材開発センターによる情報提供体制の構築

中小企業基盤整備機構の「中堅・中小企業の海外展開における国際連携動向調査」で海外展開上の課題として挙げられている「信頼できる人材の確保」、「現地で販売先開拓」について、日本センターが既存のビジネスコースの実施を通じ培ってきた現地企業情報や人材情報をデータベース化し、個別企業からの相談があった場合に提供できる体制を構築すべきである。これにより、キルギスに関心を持つ日本企業が、実際に投資を行うまでの橋渡しとしての貢献が可能となる。

(3) 関係機関との関係構築・強化

①経済産業省グローバル人材育成インターンシップ派遣事業との連携

JETRO は海外産業人材育成協会 (HIDA) とともに、経済産業省からの受託により、日本と派遣先との懸け橋となる人材を育成することを目的として、日本の民間企業社員及び学生等を、開発途上国の政府機関・業界団体・民間企業等に派遣するインターンシップ制度を実施している。同制度は、公募型と提案型があり、提案型では応募者が、独自に開拓した開発途上国の政府機関・民間企業に派遣されるかたちとなっている（ただし書類選考・面接あり）。この制度を利用することで、日本企業にとっては、現地の法律・税制・商習慣等を学ぶことが可能である。JICA としては、日本センターの現地企業・人材とのネットワークを活用して、同制度に関心のある企業・団体を事前に把握しておき、日本企業から個別相談があった際に、同制度の活用を推奨することが考えられる。なお、現地企業は、本事業の実施機関である JETRO および HIDA によって選定されるため、選定基準や日本企業が派遣を希望する業種等を事前に把握する必要がある。

②経済産業省による中央アジア等産業育成ビジネスマッチング事業

ROTOBO は経済産業省の受託事業として、中央アジア諸国の製造業企業を日本に招聘し、両国企業のマッチングを行っている。これは、日本における事業パートナーの発掘を望む中央アジアの業界団体・企業グループの訪日をサポートし、日本企業との交流活発化を図るものであり、2012 年にはキルギスの縫製業企業 4 社が訪日した実績がある。JICA としては、日本センターを通じ、キルギス側関心企業の発掘や ROTOBO への申請書類の作成支援等が可能と思われる。

(4) 投資促進アドバイザー・輸出貿易アドバイザーの活用

投資促進機関を支援対象とする投資促進アドバイザーとシングルウィンドウを対象とする輸出貿易アドバイザーの派遣がキルギス政府から要請されているが、これらアドバイザーの TOR に日本企業のニーズ分析、日本企業のニーズを踏まえたキルギス政府への提言、日本企業への情報提供・相談業務を組み込むことで、日本企業の投資誘致を促進することが考えられる。ただし、日本企業のニーズ分析については、日本企業のキルギス進出事例が非常に限られた現状ではキルギスに拠点を置くアドバイザーが日本企業固有のニーズを探り出すのは極めて難しいため、当面はキルギスに進出済みの欧米企業のニーズ分析を通じ、その中で日本企業に裨益する取り組みや提言を特定するのが現実的である。他方、日本企業への情報提供について、キルギスは関税同盟への加盟を間近に控え、今後同国のビジネス・投資環境が変化する可能性があるが、これらの情報をタイムリーに収集し、発信

することは、日本企業がキルギスへの進出を検討する際の有用な判断材料となりうる。このため、投資促進アドバイザーについては、表 8-1 に記載のある「法律・税制などへの対応」「現地でのリスクの把握」に対応するために、現地法令やビジネスリスクに係る情報収集・発信業務を TOR に組み込むことが望ましい。

(5) 日本企業の合弁パートナー等に対するビジネスコースの提供

技術協力プロジェクト「キルギス共和国日本人材開発センター・ビジネス人材育成プロジェクト」においては、キルギス現地起業家および企業を対象にビジネスコースを有料で提供し、現地起業家および企業の能力強化を実施している。具体的には、経営管理全般の知識と実践的なスキルの習得を目指す「実践的経営管理コース」や個別企業の経営幹部や従業員を対象にカスタムメイドで実施する「経営改善コース」が提供されている。そのため、今後、日本企業がキルギス現地企業との合弁会社を立ち上げる、又は、キルギス現地企業に生産委託する場合には、既存の「経営改善コース」の知見を元に、現地企業を対象に日本企業のニーズに即したカスタムメイド型のビジネスコースを提供することも一案と考えられる。実際に、ベトナム日本センターでは、日系企業の現地社員をビジネスコースに受け入れ、日本的経営を理解する現地社員の育成を行う取り組みも行われている。これにより、表 8-1 の「現地従業員の教育」、「品質の不安定」といった課題の解決に資するものと考えられるが、日本企業のニーズに適うコースを提供するための体制面の整備の必要性、また、そういったコースを提供することの財務面での影響の検討を十分に行う必要があると考えられる。

参考資料リスト（順不同）

International Monetary Fund, “Article IV Consultation” (2014)

World Bank, “Doing Business 2014”

National Statistical Committee of the Kyrgyz Republic, “Промышленность Кыргызской Республики”

National Statistical Committee of the Kyrgyz Republic, “Социально-Экономическое Положение Кыргызской Республики, январь – декабрь, Бишкек 2014”

National Statistical Committee of the Kyrgyz Republic, “Туризм в Кыргызстане”

National Statistical Committee of the Kyrgyz Republic, “Информационно-Коммуникационные Технологии в Кыргызской Республике”

National Statistical Committee of the Kyrgyz Republic, “Сельское Хозяйство Кыргызской Республики”

成田拓未 (2013) 「アジアにおける果実貿易の動向」『日本国際地域開発学会 2013 年秋季大会報告要旨集』

清水徹朗 (2011) 「変貌するアフリカ・中東の食料需給－高まる食料の輸入依存度－」『農林金融』第 64 巻第 7 号

畑中美樹 (2008) 「食料安全保障の確立へ農業投資を積極化する湾岸協力会議 (GCC) 諸国」『中東協力センターニュース』2008 年 8・9 月号

一般社団法人北海道総合研究調査会、海外貨物検査株式会社／独立行政法人国際協力機構 (2013) 『キルギス国農産品輸出促進・農民組織化強化に係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート』

監査法人トーマツ／独立行政法人国際協力機構 (2007) 『キルギス共和国営農改善及び農畜産物加工業振興計画調査 ファイナルレポート 和文要約』

Aliev Management Consultants / Japan International Cooperation Agency (2011) “INDUSTRY PROFILE: Food Processing Sector of Kyrgyzstan Beverage, Dairy and Meat Products”

独立行政法人国際協力機構農村開発部 (2012) 『キルギス共和国優良種子生産技術向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書』

Aliev Management Consultants / Japan International Cooperation Agency (2012) “BASIC STUDY: Export of Agriculture Products from the Kyrgyz Republic”

株式会社タスクアソシエーツ、株式会社片平エンジニアリング・インターナショナル／独立行政法人国際協力機構 (2014) 『キルギス国農業機械化促進にかかる情報収集・確認調査 最終報告書』

国立国会図書館調査及び立法考査局 海外立法情報課 小泉悠「ロシア、カザフスタン、ベラルーシの経済統合－関税同盟条約を中心に－」『外国の立法 250 (2011.12)』

Maurizio Guadagni and Turi Fileccia (2009) “The Kyrgyz Republic: Farm mechanization and agricultural productivity”

外務省 (2014) 『2013 年版 政府開発援助 (ODA) 白書 : 日本の国際協力』

OECD, “Expanding the Garment Industry in the Kyrgyz Republic” (2014), Private Sector Development, Policy Handbook

University of Central Asia, “Export-driven SME Development in Kyrgyzstan: The Garment Manufacturing Sector” (2014), Nurbek Jenish, Working Paper No.26

International Labour Office(ILO), “Skills for Trade and Economic Diversification in the Kyrgyz garment sector” (2012)

Harvard Business School, “Textile and Apparel Cluster in Kyrgyzstan” (2012), Laura Birkman et al.

University of Borås., “Kyrgyz Textile Companies’ Resilience Features in the Post-Soviet Regionalization Processes”, Mansur Abylaev

USAID, “Assessment of the Textile Sector in Kyrgyzstan”(2011)

“National Export Strategy of the Kyrgyz Republic”, 2013-2017, Sector Export Strategy: CLOTHING, MEAT(RAW AND PROCESSED)

JICA, “Industry Profile, Food Processing Sector of Kyrgyzstan Beverage, Dairy and Meat products”(2011)

National Council for Sustainable Development of the Kyrgyz Republic, “National Sustainable Development Strategy for the Kyrgyz Republic for the period of 2013-2017”

“The Kyrgyz Republic Sustainable Development Program 2013-2017”

添付資料 1 政府機関との面談メモ

【面談リスト】

No.	面談先
01	Parliament
02	Government Apparatus
03	Ministry of Finance
04-01	Ministry of Economy
04-02	Ministry of Economy (Customs)
04-03	Ministry of Economy (IPA)
05-01	Ministry of Agriculture and Melioration (Minister)
05-02	Ministry of Agriculture and Melioration
06	Ministry of Culture , Information and Tourism
07	Ministry of Justice
08	Ministry of Health
09	State Customs Service
10	Sanatoriums
11	National Bank of the Kyrgyz Republic
12	Single Window Center for Foreign Trade
13	Agribusiness Competiveness Center
14	Issyk-Kul State Administration

01 Parliament

日 時	2014年5月21日(水)	15時00分~16時15分
先 方	Jogorku Kenesh (Parliament of Kyrgyz Republic) Head of Legal expertise Department	Mr. Aibek Akmoldoev
当 方	株式会社大和総研 アジア事業開発本部 事業調査チーム	中村 昌宏(記)
通 訳		Mr. Omurbek Zhanakeev

6. 当該部門の業務内容

国会に提出される法律の草稿のチェック、評価を行っている。

7. キルギス国の法体系(優先度)、法律の数

法律は、大統領令や政府が制定する規則、ルールの上位にある。このため、大統領令が法律に反する内容である場合は、これに差し止めることができる。

キルギスには基本となる法律が約700、全体では3,500を超える法律が存在している。

法律はキルギス語とロシア語で作成される。

8. 法律の改正、立案

キルギスは一院制(定数100名)であるが、新しい法律を成立させるには、議会で3回、承認を受ける必要がある。1回目は法律のコンセプトに関する承認。その法律がなぜ必要なのかといった観点で議論される。2回目は、具体的な法案についての承認。内容を細かく議論される。3回目は最終的な承認。2回目の承認を得た法案は、特に問題なく3回目の承認も受けられる。尚、前のプロセスの承認を得てから、10日以上の間隔が必要。

法律の成立・改正に必要な議席数は51%、憲法改正には2/3(出席議員数か全議員数かの回答はなかった)。

一般的に、新規の法律の承認に比べ、従来の法律の改正の方が早期に承認される傾向にある。

法律の提案方法は3種類ある。1点目は、1万人以上の署名(有権者か国民かは不明)。2点目は政府による立案。3点目は議員からの立案、である。

9. 法律の閲覧サービス

民間のTOKTOM社が、電子資料の閲覧ソフトを作成している(有料)。法律が修正された場合も、直ちに反映される。

10. ワンストップサービスへの権限移譲に関する法律の有無

まず、ワンストップサービスであれば、経済省ではなく、法律省が所管になると思われる。法律省では、会社登記、税務登録、社会保険等が1つの窓口(ワンストップ)で提供されている。尚、個人の設立する1人会社については、法律省とは別組織の統計局(?, State Committee)に登録する。

経済省の関与は、寧ろ会社登録が完了した後の手続きになる。具体的な例としては、会社登録完了後、経済省に「投資者」として登録すれば、事業のタイプに応じて経済省がアドバイスや手続きの援助を行ってくれる。50万ドル以上の登録資本金があれば、経済省から駐在員に対して3年から5年の長期就労ビザの取得を労働省に対して自動的に行ってくれる。

以上

02 Government Apparatus of Kyrgyz Republic

日時	2014年4月3日(木)	9時30分～10時30分
先方	Mr. Joomart Jumabekov (Chief, Agro-Industry Complex and Ecology Unit)	
当方	調査団員：金子、高田、通訳：サイカル	

1. (農業省との役割分担) Government Apparatus は内閣の付属機関。農業省(行政執行機関)をモニタリングし、キルギス農業(林業・畜産業を含む)に係る企画立案・法案作成等を行う。
2. (農業の基本政策) キルギスにおいて、農業は重要な産業として位置づけられる。開発すべき点は多いが、ポテンシャルの多い分野。ソ連崩壊直後は、ソ連時代の分業体制が崩れ、食料の「量」が不足するという深刻な問題が発生したが、「量」の問題はほぼ解消。「量」の問題の払拭後は、①食品の安全性、②輸出促進を重視した政策に移行。新内閣においても、輸出促進を重視していく。
3. (輸出における課題への対応) ①HACCPなどの国際認証を取得し、国際市場で要求される水準への準拠、②零細な生産者の集約化(例：農協モデルの確立)、③ロジスティックセンターの整備などに注力していきたい。人材育成(教育)については、国の役割であると認識。
4. (農業生産の動向) チュイ州、タラス州などの平野部では、かつての小麦を中心とする栽培体系から市場の需要に対応した農産物栽培に変化してきた。チュイ州では野菜、タラス州では豆類の栽培が増えている。
5. (生産者と食品加工業者の関係) 契約栽培の事例はほとんどなく、仲買人が複数段階で関与するのが一般的であり、コスト高の要因となっている。このため、ロジスティックセンターを整備し、農産物流通の効率化を図ることを計画中。
6. (食品加工業の課題) キルギスの食品加工業は、ソ連時代の工場を引き継いでいるものが多い。ソ連時代の工場の規模は、中規模から大規模なものが一般的であるのに対し、生産農家はソフォーズ・コルホーズの解体により細分化されているのが現状。農家の経営規模が小さくなりすぎ、工場からすると、結果的に原料調達先が増えている(手間が増えた)。さらに、調達する原料の量・品質・価格などにバラツキが出ており、非効率になっている。原料調達の効率化という視点より、農家の大規模化が必要。
7. (農家の現状) ソフォーズ・コルホーズの解体により、小規模農家の乱立状態にある。商品価値の高い農産物生産には、国際的な基準を満たす栽培法の導入などが必要になるが、現在の農業収入では栽培指導のレクチャーを受ける費用を捻出するのは困難。国際的な支援により、栽培指導も行われているが、すべてをカバーできるものではない。
8. (有機農産物の栽培) キルギスを取り巻く諸条件を鑑み、有機農産物生産に注力すべきと考える。ただし、諸条件が整っているのは限定的であり、これから対応すべき課題は多い。取り組み事例としては、綿花の有機栽培がある。1,000戸の農家が有機栽培に取り組み、スイスの認証を受け、ドイツに輸出している模様。今後、有機アプリコットの輸出にも取り組む計画あり。
9. (畜産の課題) キルギス国内における家畜の病気問題から、現在隣国カザフスタンへの輸出ができない。家畜品種を統一させ、疾病対策(獣医の育成、感染症対策ラボの充実)を図る必要がある。
10. (輸入食品の問題) キルギスへの輸入食品について、食品の安全性という問題が生じている。中国製食品に対する添加物規制の強化が必要。また、国内メーカーの保護・育成の観点より、認証制度の整備も重要。
11. (検討中のPPPプロジェクト) 飼料工場やロジスティックセンターをPPPプロジェクトで実行できな

- いか検討している。飼料工場は、3 年ほど前の冬が長く厳しいものであり、飼料備蓄が不足し、主に南部で家畜の大量死につながったとの反省による。現在は、北部と南部に各 1 箇所の飼料工場（含む貯蔵庫）があるが、PPP により増設したい。ロジスティックセンターは、食肉と青果物（野菜・果物）でそれぞれ検討中（政府が無償で土地を提供し、管理運営は地場企業が行うことを考えている模様）。
12. （その他）アイオアグロ（アイオ＝村、アグロ＝農業）というイベントを内閣府・農業省の主催で 2014 年 5 月 14 日（水）～16 日（金）に行う。昨年も開催し、外資企業を含め 40 社、5,000 人が参加した。第 2 次調査を 5 月中旬から予定とのこと、都合がつけば、是非参加してほしい。

以上

03 Ministry of Finance

日 時	2014年5月20日(火)	14時30分~16時00分
先 方	財務省	名刺なく不明
当 方	株式会社大和総研 アジア事業開発本部 金子 弘之 中村 昌宏	葛西 英昭(記)
通 訳		Ms.Ivarat

1. キルギスの税制について

国家収入の約3割が付加価値税。現状、キルギスでは付加価値税と売上税の2つが並列して課税されている。現在、2014年~2020年の税制改正プログラムを作成中である。その中で、付加価値税か売上税のどちらか一方に一本化する計画である。

販売税を廃止する場合、廃止による税収の減少分は、一時的に付加価値税率を上げることで担保する。計画としては以下の通り。

2015年:	14%
2016年:	13%
2019年:	12%

付加価値税、販売税は毎月20日までに納税される。それぞれに納税用の書類が用意されており、別々の書類を作成して納税することとなる。

その他、個人所得税・社会保険料は毎月、法人税は四半期毎に前払いとし、年末に最終調整する。

会計年度は1月1日から12月31日で、海外の企業(母国での会計年度が違う場合でも)キルギスの会計年度に従うこととなる。

税制に関し、外資のみへの優遇税制はない(設定できない)。主な税金は、法人税(10%)、付加価値税(12%)、個人所得税(10%)である。農業部門はほとんど課税されていない。

2. 予算案について

5月~6月に財務省が予算案を作成し、政府に提出する。その後、9月末までに議会に提出され、新年までに承認されることとなる。予算案は各省庁の支出見込みを積み上げて作成される。

以上

04-01 Ministry of Economy

日時	2014年3月27日(木)	15時30分～17時00分
先方	Mr. Kanat Abdrahmanov (Head of Investment Promotion Unit) Mr. Nuradil Baidoletov (Investment Department / Senior Expert)	
当方	調査団員：金子、葛西、依田、太田、高田、通訳：サイカル、マリア	

1. 経済省は各分野に対する海外からの投資も所管している。2013年～2017年の中期計画に基づき、投資促進に必要となる政策を手がけている。優先順位が高いのは、鉱業と農業である。食品加工業は、独立時に比べると若干後退しているが、今後は重視していきたい。また、サービス業は近年成長してきており、特に、大自然、山岳地帯、イシククル湖などの観光資源を生かした観光業にも力を入れていきたい（要確認情報だが、毎年200万人以上の観光客が来訪）。
2. 現在、キルギスは関税同盟への加盟交渉中。このため、マーケットの拡大が期待されており、経済省にも各方面から（キルギスの投資環境について）問い合わせがある。
3. 外国からの投資については、送金などが自由になっており、周辺国に比べて（外資系企業の）メリットのある制度になっていると認識。禁止分野は国防産業など、限定的である。現在、キルギス政府は、経済省の傘下に（仮称）投資推進庁の設置を準備しており、3ヶ月以内に設置される見込み。（設置後は）経済省が戦略立案、投資推進庁は実務を担当する予定。投資推進庁では、マーケット調査およびコンサルティングを含むワンストップサービスを提供する計画。シンガポール、アイルランドなど世界の事例を参考に投資推進庁の役割を検討した。
4. （経済省の立場より）農業については、独立後に国营農場が解体（大規模農場の分割）され、個人所有となった。小規模農場の乱立状態であり、ある程度の集約が重要だと認識している。また、付加価値の高い農産物を生産することも重要だと考えている。現状は、野菜、果物、肉などにおいて、原材料もしくは半製品として輸出する事例が多い。これについてはJICAも問題視しており、「1村1品運動」に取り組んでいる。
5. 食品加工業の課題は、いくつかの課題が複合的に関係したものだが、検査機関（数、能力）の不足、物流センター（スペース、設備）の不足などが挙げられる。他国の事例なども参考に、物流の中継基地になる可能性を検討中。国際水準を満たす物流サービスが提供できるか調査中であり、定期的に戦略を見直し、その段階で微調整しながら、対応していきたい。
6. 有望そうな食品加工業の分野として、乳製品と野菜が挙げられる。ただし、乳製品をカザフスタンに輸出する場合には、①通関に必要となる認証、②賞味期限の問題がある。
7. 縫製業については、ソ連時代にはキルギス領内で中間原料の生産も行われていたが、現在は残念ながら生地を中国から購入した方が効率良い。関税同盟の加盟を検討するに当たり、原材料から最終製品までの一貫生産することが課題となっている。
8. 観光業については、夏はイシククル湖、冬はスキーなどの観光資源はある。認知度を高めるのと同時にホテル、交通などのインフラを整備する必要がある。最近はスキーリゾートの開発もある程度進んできており、スイス、ヨーロッパ、カザフスタン、ロシアなどからの来訪もあることから、ポテンシャルがあると思う。文化観光省でイシククリ州の開発プログラムがある。また、経済省がドラフトを作成した（日本を含む）「44カ国からのビザなし観光（60日以内）」を実現するなど、国としても観光を重視している。

以上

04-02 Ministry of Economy (Customs)

日 時	2014年5月20日(火)	9時00分～10時30分
先 方	Ministry of Economy of the Kyrgyz Republic	
	Head of the Customs policy division	Mr. Samat Kulmambetov
		他1名
当 方	株式会社大和総研 アジア事業開発本部	
	金子 弘之	葛西 英昭(記)
	中村 昌宏	
通 訳		
		Ms.Ibarat

1. 経済省の役割について

経済層が関税に関する法律・規制を策定しており、実施は、国家関税サービスが担当している。

2. 現在のキルギスの関税について

1998年のWTO加盟にあたって、関税制度や税制を国際基準にした。輸出関税はない。

関税について、輸入では品目の50%が関税率0%となっている関税率は最奥で20%であるが、平均は5%である。中央アジア5カ国では最も自由な関税制度を採用している。

輸入関税は、①CIS諸国向け関税率、②WTO加盟国向け関税率、③後発途上国向け関税率の3種が設定されている。

3. 関税同盟について

ロードマップが既に作成され、審議されている。加盟の時期は未定である。

キルギスの貿易は関税同盟加盟国との間の貿易が多い。輸出の約半分が関税同盟加盟国向けであり、縫製品、農産物、電球はほぼ全量が関税同盟加盟国向けである。輸入でも、燃料、金属、木材、化学製品、バターや小麦粉・砂糖などの食品などはほとんどが関税同盟国からの輸入となっている。

関税同盟加入後は、関税同盟加盟国以外からの輸入については関税同盟の関税率のみが適用されることとなり、既存のWTO加盟国向け関税率は使われなくなることが想定されている。ただし、この点については、WTOとの協議が必要である。

輸出入に関する手続きについては、関税同盟加盟による変更は特になく(ロシアの手続きに合わせられるわけではない)。

関税同盟への加盟により、加盟国以外からの原材料の輸入にあたり、関税率が上昇することとなり、生産者のコストが上昇することとなる。これについては、付加価値税等による調整を行う予定である。

以上

04-03 Ministry of Economy (IPA)

日 時	2014年5月23日(金)	17:00~18:00
先 方	The Ministry of Economy of the Kyrgyz Republic Head of Investment Promotion Unit	Mr. Kanat Abdrahmanov
当 方	株式会社大和総研 アジア事業開発本部 金子 弘之	葛西 英昭(記)
	中村 昌宏	
通 訳		Ms. Ivarat

1. ワンストップサービスの設立について

3月18日に施行された法律に基づき、6月の業務開始を目指し、Investment Promotion Agencyの設立準備を進めている。総勢21名の組織で、局長は経済大臣が推薦し、首相が任命する。副長が事務局長の役割も担い、職員の管理も行う。

現在、Agencyの職員の給与水準についての議論が進められており、6月第一週に確定される予定である。それを受けて、職員の採用、事務所の位置の確定を行う。職員の給与は一般の公務員よりは高めに設定される予定である。職員は、最低2ヶ国語を話すことができることが条件である。また、事務所は、ビシュケク市中心部のアクセスしやすい場所にする予定である。

2. Investment Promotion Agencyの機能について

投資政策は経済省が策定し、Agencyがプロモーションの実施主体となる。最終的には、各省庁連携し、Agencyが必要なライセンス取得や従業員の雇用の手続き等を一括してできるような機能を果たす組織とする予定である。

設立当初は、投資実施に向けた情報提供を行う。Agencyは法務省でスムーズに手続きを行うためのサポートや業務ライセンス取得に向けたガイダンスなどを行う(会社設立の手続きは法務省で行う)。

各省庁に投資関連の担当者を配置し、投資に関する手続きをスムーズに行うことができるようにする予定である。

投資促進のウェブページ(<http://www.invest.gov.kg>)を解説済みである。今後、5から7カ国で情報発信するページとする(現在、キルギス語、ロシア語、英語の言語切り替えが用意されているが、現状、英語に切り替えても英語の情報は表示されない模様)。

3. 現在の投資手続き

経済省の提言により、ライセンスが必要な事業分野は徐々に減らされている。以前は600以上あったが、現時点では101分野となっている。今後も減らす予定である。金融機関であれば中央銀行など、所管官庁がライセンスを発行する。

会社設立は法務省での手続きとなる。以前は手続きに10日から2週間要していたが、現在では3営業日となっている。

以上

05-01 Ministry of Agriculture and Melioration (Minister)

日 時	2014年4月1日(火)	17時00分～17時50分
先 方	Mr. Aidaraliev Taalaibek Alimbekovich (Minister) Mr. Sandybaev Jenishbek Asylbekovich (Assistant of Minister)	
当 方	調査団員：金子、太田、高田、通訳：サイカル	

1. (背景) JICA キルギス事務所から紹介いただいた、農業省の Mr. Sydykov Talaibek (Head of international relations division) 及び副大臣との面談調整を試みたところ、農業大臣(面談時は新内閣が発足していないため、職務執行内閣の農業大臣。種子関係の業界団体会長を経て前政権の農業大臣として任命された模様)と面談することとなった。
2. 冒頭、金子団長より、「キルギス国ビジネス振興のための投資可能性情報収集・確認調査」の概要を説明し、現地調査等に係る協力を要請。これに対し、農業大臣より、日本政府(JICA)によるキルギスに対する支援に謝意が伝えられるとともに、農業・食品加工分野における日本の最新技術を導入したい意向が示された。
3. (農業・食品加工分野の取り組み) 輸出型の食品加工業育成を最重要視しており、早期実現を目指している。キルギスでは自然農法に近い農業が営まれており、隣国から注目されているが、現状は原料もしくは半製品の輸出にとどまっている。より付加価値の高い製品を輸出できるよう、野菜・果物・肉・乳製品などの食品加工場を整備したい。
4. (想定される輸出市場) いままでは、ロシア、カザフスタンなど CIS 諸国が主要市場。近年は、中国、カタール、サウジアラビア、イランなどから企業が来訪し、ドライフルーツ・肉・乳製品などをキルギスから輸出できるか検討している模様であり、ポテンシャルがあると考えている。
5. (輸出における課題) 安全性を証明する ISO などの整備(ラボ、倉庫、ロジスティックセンターなどのインフラ不足)が課題であり、大規模な投資が必要。
6. (投資に関する外国との協議) 4月20日から5月中旬にかけてサウジアラビアなどへキルギス国から代表団を派遣し、各種交渉を行う予定。この中に、農業分野等への投資に関する内容も含まれる模様。
7. (農業インフラの課題) 40年前に整備されたソ連時代の灌漑施設を使用し続けており、10万 ha 規模で老朽化の問題に直面。豊富な水資源に恵まれているが、配水に難あり。
8. (品種の重要性) 家畜の品種(系統)が維持されておらず、雑種化しつつあることから、生産性の低いものの割合が増えている。農業においても生産性の高い種子が必要。
9. (諸外国の動向) 韓国、インド、中国などの企業がキルギスで農業・食品加工分野に投資する動きがある模様。韓国系企業がジャガイモの加工センターをカラコルに建設中であり、2014年末に完成予定とのこと。6月末にはイタリア系のトマト加工工場が完成する見込みで、中国のトマト加工工場も建設中とのこと。
10. (7月のセミナーに対する要望) キルギスから優良企業2~3社を訪日させ、アピールすることは可能か。官僚が行くよりもビジネスパーソンがプレゼンするのが良いと考える。訪日の際、日本の最新技術に触れる機会があれば、良い刺激になる。⇒要望があることは理解。ただし、セミナーの主催者は JICA であるので、要望に添えるかどうかは不明であることを伝達。

以上

05-02 Ministry of Agriculture and Melioration

日 時	2014年4月3日(木)	14時00分～15時00分
先 方	Mr. Bolotbek Kurmanbekov (Head of Agrarian Policy and Investment Management)	
当 方	調査団員：高田、通訳：サイカル 同席者：田畑氏(アイ・シー・ネット)	

1. (有望分野) ポテンシャルのある農産物として、有機農産物、乳製品、食肉がある。
2. (食品加工) キルギスで生産される農産物の 13~15%が加工されているのに対し、食肉はほとんど加工されていない模様。ソ連時代には、キルギス国内にも大規模な食肉加工場(屠畜場?)が全国に 8 箇所あったものの、設備の老朽化などにより、休止している施設がある。
3. (輸出ポテンシャル) 近年、カタール、サウジアラビア、イランなどから農業大臣がキルギスを訪問し、食肉に関心を示している。(具体的な相手先国の言及はなかったが) 食肉のロジスティックセンターをキルギス政府と共同で建設することも検討されている模様。この場合の輸送は、生体もしくは枝肉の羊を飛行機で行う(既に事例はある模様)。輸出用の羊は国内用とは違う品種(トルクメニスタンから導入した脂肪の多い品種)。カタール、サウジアラビアは、これまでシリアから調達していたが、シリアの内戦による混乱を嫌い、安定供給ができ、より食味の良い品種を育てられる場所を求めている。議論段階ではあるが、計 300 万頭/年(うち、100 万頭は有機飼料を与えて育てる)の羊を輸出する案もある。
4. (検討中のスキーム) サウジアラビア・イランの外務省と援助の枠組みについて調整している。キルギス政府としては、国が土地を提供し、技術指導も行うなど、小農が(労働者として?)参加しやすいスキームを提案している。サウジアラビアからの援助は「国王のファンド」からかもしれない模様。
5. (羊の飼養) キルギスは夏の放牧に適した高原が多く、良い肉の生産が可能。ただし、11月から4月(冬季)は牧草地に生えなくなるので、冬季に確保できる飼料量が飼養数の制限要因となる。都市周辺の畜舎での飼養も行われているが、設備の老朽化が進んでおり、対策が必要。
6. (羊毛の利用) ソ連時代には羊毛に適した品種もあったが、ソ連崩壊後は品種の維持ができなくなった。このため、羊毛に関する産業が衰退してしまっており、現在は羊毛の加工はあまり行われていない。
7. (新品種の導入計画) 牛など大型動物については計画がある。現時点では、国家レベルにおいて、羊の新品種導入計画はない。ただし、かつてオーストラリアから羊を 10 頭導入したことがある。これらの羊は、イシククリ州で飼養されている模様。
8. (次回訪問時のリクエスト) 羊の品種についてご教授いただきたい、とリクエストしたところ、先方了承。
9. (その他) タバコを吸う方であり、次回の手土産には日本のタバコも候補かもしれない。

以上

06 Ministry of Culture, Information and Tourism

日 時	2014年3月31日(月) 2014年4月2日(水)	8時30分～9時15分 13時00分～13時30分
先 方	The Ministry of Culture , Information and Tourism of the Kyrgyz Republic Department of Tourism Deputy Minister Mr. Chakiev Maksat Joldshbekovich	
当 方 (調査団)	株式会社大和総研 アジア事業開発グループ (通訳者) 金子 弘之 太田 紗奈絵 Ms. Maria	

1. 統計データについて

統計局が発表しているデータは、国際基準による計算であるため、政府としてはこの数値を使用している。1泊以上キルギスに滞在している、ビジネス目的を含む来訪者数を発表している。旅行業協会による調査は、協会管理下(協会員)の企業による統計ではないか。また、協会の数値は観光目的の来訪者のみの数値ではないか。

2. 日本からの投資先として求める分野

政府が発表している成長戦略における4つの有望産業の中に観光業も入っている。キルギスの法制度は周辺国と比較して優位なものであるし、ライセンスの取得についても複雑ではない。日本からの投資は歓迎する。

具体的な投資先としては、①スキーリゾート、②カンファレンスの開催、③医療(健康)関連観光、④スポーツ(アスリート向け)施設、⑤リゾート(ホテル)開発 が挙げられる。

3. スキーリゾートについて

冬季スポーツのための開発戦略を議会に提出しており、同戦略を遂行するうえでもスキーリゾートの韓発は必要である。キルギスは国土の約9割が山岳地帯であり、スキーリゾートとして適した地域である。

現在登録されているスキーリゾートは23カ所。内18カ所が営業している。なかでもカラコルにあるスキーリゾートはForbsのトップ10に入るなどの評価を受けている。

4. カンファレンス開催について

キルギスは政治情勢が安定しており、治安も良く、気候も良好であるため、近隣諸国と比較して国際会議が開催しやすい国である。ただし、国際基準を十分に満たしていないホテルが多いことが課題。ビシュケク、イシククルの地域に5つ星レベルのホテルが必要である。

5. 医療(健康)観光

サナトリウム施設の利用はロシア(シベリア地方)からの利用者が多いが、既存の施設は旧ソ連時代に建設されたもので、整備が行き届いていない。保養所以外にも、エスニック医療ツアーや伝統的な飲料を使った治療を行うプラン等がある。温泉が出る地域もあるため、北海道にあるような温泉施設への投資も有効ではないか。

6. スポーツ（アスリート向け）施設

イシククリ湖周辺は標高が高く、気候も良いため、高地トレーニングに適した地域である。複数の国（ドイツ、ウズベキスタン、ロシア）のナショナルチームの合宿需要がすでにある（中国とは交渉中）。

ただし、トレーニング関連施設は旧ソ連時代のもので、現在は国際基準を満たしていないため、整備が必要である。

7. リゾート（ホテル）開発について

キルギスにはおよそ 100 カ所のリゾート地があり、CIS 諸国からの来訪者が多い。クリミア半島よりもイシククルの方が魅力的であると考えている。ただし、リゾート地の宿泊施設は旧ソ連時代に建設されたものが多い。新築のホテルも増加してきているものの、3 つ星程度のレベル。

外国人の土地保有は認められていないため、ホテルの建設投資を行う際の土地利用は、基本的に地場企業との合弁で行うこととなる。ただし、投資規模によっては最長 49 年間のリースも可能である。ビシュケクには Hyatt があるが、国際的な基準では 4 つ星レベルではないか。ヒルトンやシェラトンなどのレベルのホテルがないので、政府関係者や VIP が来訪する際に宿泊先に苦慮することもある。

8. 国外への PR 活動について

「Visit Kyrgyz Republic」（Yokoso Japan のようなもの）のキャンペーンを行うことが政府に承認されている。当初、BBC やユーロニュースにコマーシャルを打つことも検討したが、予算が確保できなかったため、まずはインターネットでの活動を開始している。

また、農牧関連のオリンピックを今秋開催することとなった。現時点では 15 カ国が参加する予定。さらに、キルギスのブランド戦略を打つためのスローガンを検討している。

年間の予算はおよそ 100 万ドル。年末頃から実際に使用が開始されるであろう（現在は今年の予算内で進めている）。

9. 「遠い外国」からのアクセス改善（空路）について

これまでは CIS 諸国へのアクセス改善に努めてきたが、今後は東南アジア、西ヨーロッパ、アラビア諸国向けにプロモーションを行っていきたいと考え、マーケティングを進めている。査証不要対象国を増加させたこともこの一環である。また、「Open Air」プロジェクトを遂行中であり、外資系の航空会社を誘致するとともに、ペガサス Air（LCC）による国際線就航都市の増加を推進している。その他、政府間での交渉も進めている。キルギスは国連や WTO に加盟し、シルクロードのコンセプトを大切にしている国であることを PR している。フランス、ドイツ、韓国で開催される旅行博にも出展する予定。

東京とイスタンブールとの往復便に中継地としてビシュケクを経由する航路については、ペガサス航空と交渉中である。「遠い外国」のなかでは、日本、韓国、中国の来訪者増加ポテンシャルが高いと考えている。

10. 世界遺産登録について

UNESCO への対応は文化局傘下に専門の担当部署[担当者、連絡先ご教示戴いた]を設けている。昨年マナス（叙事詩）が無形遺産として登録された。既に文化遺産に指定されているスレイマン山だけではなく、ブラナの塔やタシュラバット等について、来年以降に登録の申請を行う予定である。

11. 国内交通インフラについて

空路については、現在ビシュケク-オシュ間が 3 便/週で、ビシュケク-ジャララバード間が 1 便/2 週間で就航している。陸路についてはイシククル-オシュ間に幹線道路を整備する予定である。

鉄道は、タシュケント-イシククル間に建設予定であり、中国と欧州を繋ぐ（ウイグル-キルギス-カザフスタン-欧州）鉄道建設計画があり、キルギスを經由するルートが進められている。

12. 陸路国境について（アルマティの有効活用）

アルマティ（空港）を利用する案は大変有効であると考えている。現在陸路国境越えに時間がかかっているのは、カザフスタン側の都合であり、キルギス側では特に問題はないと認識している。カザフスタン側で出入国審査に時間がかかっている理由は、キルギスが関税同盟に加入していないことが原因である。今後、関税同盟に加入した場合には、国境での審査時間も短縮されるのではないかと。

また、カザフスタンとの間では、観光専用の車両（バス）の2国間運行について交渉を進めている。

13. （予算確保のためにも）観光省に格上げする可能性について

観光局への予算は、13万ドルから100万ドルに引き上げられたばかりであり、現在の状況でもかなり改善したと言える。PR活動については観光促進を主に行っているNGO団体と協力して積極的に進めている。

以上

07 Ministry of Justice

日 時	2014年5月26日(月)	13時00分~14時00分
先 方	キルギス国法律省 Chief specialist	Ms. Aisuluu Nabitaeva
当 方	株式会社大和総研 アジア事業開発本部 葛西 英昭	中村 昌宏(記)
通 訳		Ms. イバラット

1. 業務内容

主な業務は、①外国人の出資する法人設立の管理、②各省庁の書類の手続き、③政党の登録、の3点。ビシュケクの本省での職員数は7名。また、各州に同様の部署がある。現在は1日に10人の訪問がある。トルコ、カザフスタン、韓国、中国の企業が多い。

2. 会社登録手続き、税務登録

キルギスでの法人設立では、最初に法律省での手続きが必要となる。法律省では、会社登録証明書を発行する。また、当該証明書には税務登録番号が自動的に付されてくる。設立者は税務登録(tax registration)のために税務署に行く必要はない。

尚、外国人が1株でも出資する場合には、地方の州ではなく、すべて本省での手続きが必要となる。既存のキルギス人の100%所有会社に外国人が追加出資する場合は、本省にて「再登録」の手続きをとる(注:清算手続きは不要)。また、外国人株主が保有分をキルギス人に譲渡し、キルギス人100%所有の会社となった場合にも、「再登録」手続きが必要となる。この場合は、地方局での手続きが可能。

書類申請に係る費用は、会社設立の場合は235ソム(約470円)、清算の場合は245ソム(同490円)。また、会社登録証明書の発行に、10ソム(約20円)が必要となる。

3. 必要書類と審査日数

(ロシア語での必要書類の説明資料を受領)

会社規約(おそらくは定款)については、以前はすべての会社に提出が義務付けられていた。しかし、最近、会社規約の提出が必須な業態は、銀行、マイクロファイナンス、NPO法人や政党等の非営利組織に限られている。

審査期間は、一般企業の場合は3営業日。上記の会社規約の提出が義務付けられている業態では10営業日となっている。これらは法律で定められており、実際にその期間中に審査が完了する。

4. よくある間違い

会社設立の申請にあたって、よくある間違いは、①リストの不備、②必要情報の不足、の2点である。その殆どが単純なミスであり、通常は速やかに再登録できる程度の間違いである。

会社設立申請者は、書類提出後に法律省から電話連絡を受け、例えば本省であれば1Fの窓口で会社設立証を受け取る。しかし、書類に不備等がある場合には、その際にどこに記載ミスや不備があったかを説明するレターを手渡す。これにより、再登録が行いやすくなっている。

5. 営業ライセンスの仮取得の必要性

法人設立前に、管轄官庁で営業ライセンスの仮取得などを行う必要はない(おそらくできない)。営業ライセンスの取得は、法人設立後に行う手続きである。

6. 銀行の法人口座の開設

銀行の法人口座の開設は、会社設立申請の際には不要である。但し、申請書類には資本金の申請を行う箇所がある。

7. 会社代表者が外国人である場合の手続き

パスポートの情報をロシア語に翻訳したものに、公証人のスタンプ（※）を押して、会社設立申請書に添付する。その際、名刺も必要。ロシア語への翻訳では、名前のロシア語表記も必要。

ビザがあれば写しの添付する必要がある。ビザがない場合は、空港で押印されるもの（60日の滞在許可）でも可能。その場合はパスポート原本の提出が必須。長期ビザへの切り替えは、会社設立の手続きが終わってから別途行う必要がある。

※公証人のスタンプを、日本の在京キルギス大使館で行えるかどうかは、問い合わせてみないとわからない。在京キルギス大使館に公証人の機能があれば可能であろう（担当官の意見）。

8. 会社清算手続き

清算に係る手続きの中で、法律省での手続きは最終となる手続きである。この手続きの前に、税金に係る問題（納税、未納）や労働者解雇に絡む係争を解決しておかねばならない。

法律省での会社清算手続きは7営業日で完了する。

会社代表者がキルギス国内に留まる必要はないが、その際には決裁権限のある代理人を立てる必要がある。尚、代理人への委任状には、公証人のスタンプが必要となる。

会社清算手続きでのよくあるミスは、書類の不備、住所（おそらく本社）の間違い等である。

以上

08 Ministry of Health

日 時	2014年5月21日(水)	13時00分~14時30分
先 方	Ministry of Health of the Kyrgyz Republic, Department of Diseases Prevention and State Sanitary and Epidemiological Surveillance (SSES) Head of Department of noninfection diseases Ms. Bubuzhan Arykbaeva and sanitary surveillance //	
当 方	株式会社大和総研 アジア事業開発本部 事業調査チーム 中村 昌宏(記)	
通 訳	Mr. Omurbek Zhanakeev	

1. SSESの組織概要

SSESは保健省の一部門。当該部門は、①幹部、Administration、②感染症の防止、③感染症以外の防止、衛生管理、の3つのセクションから成っている。今回の面談は、③のセクションの部長が対応。

③については、ビシュケクにある本部に加え、地方に支局(センター)がある。食品メーカーに対して証明書を渡すのは、支局にある評価部門(エキスパート)の担当である。

当該部門のカバー品目は、加工食品(半製品含む)で、農産物関連は他部門が管轄している。

キルギスには、細菌やバクテリア関連のラボが50カ所、衛生のラボが48カ所、ウィルスのラボが3カ所ある。

輸入される加工食品の検査機関は、ビシュケクと南部の都市オシシュ近郊のカラソルの2カ所にある。

2. 検査対象となる加工食品の分類

殆どすべての加工食品が検査対象となっている。

リスクに応じて、レベル1からレベル4までのカテゴリーに分類されている(詳細については、ロシア語になるが、中村宛てにメールで送る)。最も高いリスクカテゴリーには、牛乳や子ども向けの食品等が含まれている。

3. キルギスに輸入される加工食品の検査

キルギスに加工食品を輸入しようとする場合、事前にサンプルをラボで分析してもらい、証明書の発行を受ける必要がある。なお、一部の国との間では、特定の品目につき、お互いの国内の検査認証を受けていれば輸入を認める措置があるが、例としては非常に少ない。カザフスタンとの間でも、一部の品目では適用があるが、多くが対象外である。

4. 検査のライセンスの紐付け(工場の生産ライン、生製品目)

キルギスの加工食品には、①工場内のレイアウトや生産ラインに係る検査、②商品に係る検査、がある。いずれも、地方の支局(センター)が行っている。食品メーカーは、①の工場設備に係る検査に合格しなければ生産はできないし、また②の商品の検査をクリアしなければ、キルギス国内での流通は認められていない。

5. 生産品目に係る検査とロゴマーク

検査に係る表示（ロゴマーク）の法律はある。これまでは「KMC」と書かれた家のようなマークであったが、2014年5月30日より新しいマークに変更される。「T」と「R」を合体させたマークで、「Technical Requirement」（実際はロシア語）を表している。

マークの発行については、経済省管轄のキルギススタンダードが行うが、実査等のコントロールはSSESが行う。実査は年1回を予定しているが、リスクの高いものは同4回と考えている。

6. 他国との検査の違い、証明書の発行場所

キルギス国内の検査項目や基準に比べ、他国は総じて厳しい基準が設けられている。検査項目の数でいえば、例えばロシアの場合はキルギスより2~3割多い。このため、ロシアに輸出したい場合は、企業はロシアのラボにサンプルを出荷して、検査を受けなくてはならない。

7. 輸入品の表示

キルギス国の検査をクリアした加工食品については、その旨を証明する表示を行われなければならない。実際には、シールを貼ることで代替は可能。

但し、表記はキルギス語（これも最近変わったらしい）。

8. 輸入許可とCodex基準

現状、キルギスの輸入許可は完全にはCodex基準と一致していない。この点については、徐々にCodexに準拠する計画である。

以上

09 State Customs Service

日 時	2014年5月24日(土)	17時00分~18時30分
先 方	国家関税サービス局 チーフインスペクター	Mr. Rysbek Turganbaev
当 方	株式会社大和総研 アジア事業開発本部 金子 弘之 太田 紗奈絵	葛西 英昭 中村 昌宏(記)
通 訳		Mr. Omurbek Zhanakeev

1. 国家関税サービス局の概要

Custom Codeに基づき、関税の徴収(財政・経済的な業務)や輸出入品のチェック(輸出入が許可されているか法律的な業務)を行っている。キルギス全土に、オフィサーは1,275名いる。

同局は、首都ビシュケク以外に、国境のポストとして、カザフスタンとの国境に3カ所(アクティレクト、アングジョー、チャルドワ)、イシククル州(カラカラ)、ナレン州(トルロ)、バルクチに拠点がある。これらはすべて法人向けであり、個人向けではトクモクとケンブブンの2カ所を設けている。

2. よくあるトラブル

輸入する品目の分類化に係るトラブルが多い。要因としては、①本来の関税コードとは異なるコードを用いて低い税率を適用しようとする、②輸出入にあたって管轄官庁の証明書が必要な品目の場合に、証明書の手続きを省くために異なる品目と分類しようとする、ことが挙げられる。

キルギスでは、HS Codeを採用している。コードの最初の4~6ケタについては、欧州と同じ基準を採用している。それより細かいケタについては、キルギス固有の分類となっている。基本的には、各国ともHS Codeを使っているが、中国からは「Tariff Code」と呼ばれるコードが付されている。

HS Codeの分類に係るトラブルは、中国の民間企業からの輸入品に多くみられる。一方、日本、EU、シンガポール、中国の国営企業からの輸入では特に問題はない。

3. キルギスからの輸出に必要な記載事項、添付資料

キルギスから輸出を行う際には、申告書に①目的、②材料、③キルギス産であることの記載(キルギス国商工会議所が発行)が必要。2006年の法律8号で、キルギスからの輸出製品に標準化は必要でないと記載されている。

また、輸出に係る添付資料については、2013年12月28日に公布された法律961号に基づき、簡素化されている。生産者(輸出者)は、請求書、運搬手段(航空貨物、鉄道貨物、車両貨物等)を添付し、品目のHS Codeを付けて輸出する。

もちろん、相手先に輸入されるには、当該国の法律、基準に基づいて各種証明書が必要な場合がある。

4. 近隣諸国との貿易に係る MOU と関税同盟の影響

現在、キルギス、ロシア、カザフスタンの間では、お互いの国の認証を認め合う MOU が存在している。これに基づけば、キルギス国内で流通できる食品等については、ロシアやカザフスタンの認証を取得しなくても、輸出できることになる。

しかし、ロシアとカザフスタンは関税同盟を形成しており、関税同盟国内での流通に係る基準を、キルギスの輸出品に求めてきている。このため、通関の現場ではしばしばトラブルが起きている。例えば、キルギスからカザフスタンへの牛乳の輸出品が、ある時は輸出が許可されたが、ある時は許可されなかったといった例がある。カザフスタン側の対応の真相についてはわからない。

5. ラボの検査・実験なしでキルギスに輸入できる手続き

キルギスに輸入可能な加工食品については、キルギス経済省が発行するキルギス・スタンダードの認証を受ける必要がある。すでに当該認証を受けた品目については、貿易を行う輸出企業と輸入企業間の契約書にその品目リストが明記されていれば、通関の都度、キルギス・スタンダードを取得する必要はない。

キルギス・スタンダードは 1 年または 2 年の更新が必要となる。

尚、現在は、キルギスの民間会社が、キルギス経済省からの認可を受けて、一部の品目・分野についてのみ、キルギス・スタンダードを発行することができる。

6. 輸入品目ごとの管轄官庁

動植物関連の管轄官庁は農業省、石炭やシャンプー等の衛生関連では保健省、その他、一般的な品目については経済省となる。

7. シングル・ウィンドーと電子申告

シングル・ウィンドーは経済省が管轄する品目のみが適用となっている。2013 年 9 月からスタートしており、すでにメリットを受けている分野もある。例えば、キルギス国内の薬局では、官庁の薬供給部門から証明書を受けることができる。また、建築資材や石油製品を除き、殆どの経済省管轄の品目については、キルギス・スタンダードの証明書を受け取ることができる。

一方、保健省管轄の衛生や、農業省管轄の動植物のコントロールはまだできていない。

貿易を行う企業は、紙の申告から電子申告に切り替えてきている。電子申告では、必要事項を入力すれば付加価値税や関税の諸費用が計算されるが、当該システムで同時に決済を行うことはできない。このため、銀行窓口やオンライン・バンキングでの支払証明の添付が、荷物引取り時に必要となる。

8. 定期的な貨物の輸入申告

Custom Code298 条に、予め申告しておけば、6 ヶ月間、予め申告した数量の範囲で、輸入手続きの簡素化が図れる。この場合、①輸入品目がすべて同じ内容物であること、②同じ会社が輸出していること、③同じ会社が輸入すること、の 3 つの条件が課される。

9. 輸入時の関税や付加価値税の支払い方法

現金、小切手、銀行送金のいずれも支払いは可能である。但し、現金の場合は平日の日中の対応に限られる（休日は不可）。銀行送金は、荷物の引取り手が、銀行の発行する支払証明書を持参する必要がある。また、引取りにあたっては、関税サービス局にて入金確認が行われる。

国境のポストでは、エレスカ銀行の ATM がある。同行の銀行カード（プラスチックカード）での支払いが比較的利便性が高い。また、ビシュケク駅では、鉄道貨物の各種支払いを行うことができる。

10. FEZ 向け、FEZ 発の通関手続き、見分け方

通関手続き書類は、FEZ 向けか否かにかかわらず、同じものである。但し、書類の中に、FEZ 向けであるか等の記載事項はある。輸入通関時に FEZ 向けであれば、入国の際の関税、付加価値税の支払いは不要である。FEZ 向けの貨物が正しく搬送されているかを確認するため、国境にいる税関のインスペクター1名がトラックに同乗してチェックする。この場合、1時間あたり 100 ソム（約 200 円）の経費が必要となる。一方、FEZ からの輸出では、FEZ にいるインスペクターと一緒に動くことになる。

但し、キルギスは国際運送に関する通関条約（TIR 条約）に加盟しているため、IRU（International Road Transport Union）加盟の物流企業の車両であれば、インスペクターは同行しない。

11. FEZ の国内向けの商品に係る付加価値税、関税

FEZ では、生産額の 7 割の輸出が求められているが、3 割以内であれば国内への出荷も認められている。この場合、付加価値税（12%）等を支払う必要がある。但し、2000 年までに登録した企業に対しては、当該国内向けの出荷分に係る付加価値税については、免除される特典が付与されている。

12. 通関の書類提出に係る費用の値上がり

今から 1 年半ほど前に、統一情報システムを導入した。これに伴い、電子申告書の作成が可能となった。通関の書類提出に係る費用は、2013 年の 500 ソム（約 1,000 円）から、2014 年に 1,000 ソム（約 2,000 円）に引き上げられた。但し、手続き代行サービス企業間での競争もあり、実際には 800~1,000 ソムの間となっているようだ（※）。

通関書類の作成・提出は、必ずしも代行サービス企業に依頼しなくてもよく、自社で行うことも可能である。但し、その場合は、代行サービスの企業リストに自社を登録しなくてはならないため、会社名や会社設立時の書類等を添付して申し込みを行う必要がある。登録料は無料。

※ 別企業から、3 年前は 120 ソムだったとのヒアリングあり。今でも国庫収入は 120 ソムのままで、残りは代行サービス企業の取り分となっている模様。

以上

10 Sanatoriums

日 時	2014年5月20日(火)	11時30分～12時10分① 13時30分～14時30分②
先 方	①Jety-Oguz gorge ②Tamga resort of Ministry of Defence	
当 方	株式会社大和総研 アジア事業開発本部 通訳	
		太田 紗奈絵 アタノフ

1. Jety-Oguz gorge

国営のサナトリウム。健康維持(予防治療)での利用や、対象者以外の宿泊等も可能であるが、来訪者のほとんどは治療目的で訪れている。

来訪者の8割はキルギス人であるが、ロシア、カザフスタン、ドイツ、スイスからの来訪者もいる。

治療方法のメインは、地下から湧き出る水(温泉)を利用するもの。塩分濃度が高く、頭痛、関節痛、リウマチ等に効果があるとのこと。バスタブのある個室があり、医師から指示のあった時間(8分、10分、12分と段階を踏む)だけ入る(長時間浸かることはしない)。その他、泥治療を受けることもでき、ミネラルウォーターのプールもある。

2. Tamga resort of Ministry of Defence

当施設は、第二次世界大戦後に捕虜として送られた日本人が建設した施設。国軍向け施設として建設され、現在も国防省の管轄下にあるため、軍人や軍出身の利用者が多い。

施設のあるタムガ村には、ソ連に送られた捕虜3,000人のうち125人が送られ、全員が日本に生還した。現在も存命なのは宮野泰さんのみ。

利用者が減少傾向にあったため、期間限定(6/20～9/10)で営業している。施設はおよそ500名の収容が可能で、近くに宿泊施設もある。現在は国防省とは関係のない人も利用が可能。外国人ではカザフスタンやロシア、その他中央アジア諸国からの来訪が多い。日本人捕虜についての報道がなされた影響から、日本人の来訪者も増えている。

治療法は、電気療法、泥治療がメイン。当施設では温泉は出ないが、治療用に加工した水で、温泉治療と類似した治療を受けることもできる。

3. 所感

両施設共にソ連時代に建てられた建物を現在も使用しているが、Jety-Oguzは建物自体のメンテナンスが充分でなく、衛生管理も行き届いていないと言えない状況で、施設内も薄暗く、薬品のおいがしていた。

一方、国防省の施設は外壁も内装もメンテナンスが行き届いていた。使用している器具や家具は古いものも多いように見えたが、Jety-Oguzと比較すると衛生面にも気を配っている印象。

以上

11 National Bank of the Kyrgyz Republic

日 時	2014年5月20日(火)	11時00分~12時40分
先 方	キルギス中央銀行	
	Head, Dealing Div., Monetary Operations Dept.	Mr. Karbozov Bakyt
	他7名	
当 方	株式会社大和総研 アジア事業開発本部	
	金子 弘之	葛西 英昭
	中村 昌宏(記)	
通 訳	Mr. Omurbek Zhanakeev	

1. 中央銀行の独立性

キルギス中央銀行は1992年設立。通貨ソムは1993年5月に導入された。以降、中央銀行は政府から独立した活動を行っており、「中央銀行の独立性」は高いと言える。現在の中央銀行は、1997年に施行された中央銀行法に基づいて、活動を行っている。中央銀行は、政府が発行する有価証券の購入は可能だが、政府に対する貸付を行うことはできない。

政府との関係でいえば、中央銀行は財務省の顧問の役割を担っている。また国家予算の検討を行うことが省令で定められており、同省の(政策の)調整組織として中央銀行が位置づけられている。経済省に対しては、同省が設定する経済予測について意見する等の関係にある。

2. 中央銀行の金融政策と目的

中央銀行が最も重視しているのは「物価の安定」である。

消費者物価上昇率は2015年には前年比+7%、2017年には同+5%とすることを目標としている。但し、これらは「インフレ・ターゲット」としての参照値ではない。

物価の安定を図るため、中央銀行は政策金利を変更したり、ベースマネーの供給量を調節してマネーサプライの伸びをコントロールしたりしている。

前者では、政策金利は主として「公定歩合(Discount Rate、現行=年6%)」を用いている。但し、商業銀行の預金金利は、1.5%から9%まで、幅広い金利が設定されている(公定歩合の変動は、預金金利に必ずしも影響を及ぼしていないことを示唆しているものと推察される)。

後者では、ベースマネーの供給をコントロールしたり、商業銀行にローン規制(窓口指導)を行うことで調整したりしている。貸出に関する窓口指導は行っているが、貸出金利の水準に関する窓口指導は行っていない。

3. 通貨ソムの価値に対する考え方

物価の安定を図る上で、通貨価値の安定も重要な要素である。キルギスは食料品の7割を、ガソリン等の燃料の100%を輸入に依存している。このため、主要貿易相手国であるロシア、カザフスタン、中国の通貨に対する通貨ソムの価値の安定を図る必要がある。

中央銀行は、毎日、ドル、ユーロ、ルーブル(ロシア)、テンゲ(カザフスタン)に対する参照値を公表している。

通貨ソムは両替の自由があるが、キルギスの経済規模が小さいこともあり、ソムの価値が主要通貨に対して大きく振れることもあり、その場合には市場で為替介入を行っている。

外貨準備(ドル)は潤沢にあると考えている。足下は21.7億ドルと、輸入の4ヵ月強の水準にある。

4. 通貨の市場介入の実績

最近では、米国の量的金融緩和の縮小で新興各国の通貨が軒並み下がった 2014 年初頭のドル・ショックの影響が通貨ソムにも大きな影響があった。年初から 11%程度減価していたソムの価値を安定化させるため、キルギス中央銀行は、2014 年 1-3 月期に 2 億ドル規模の「ドル売り・ソム買い」介入を行った。その後、4 月には介入の実績はなかったが、5 月に入ると逆にソムの価値が高くなってきたため、2,000 万ドル相当の「ドル買い・ソム売り」介入を行っている。

尚、2014 年より前をさかのぼると、通貨ソムは 2010 年頃に 1 割減価したが、その後は安定し、2013 年には年間通じて±4%の範囲で推移してきた（対ドルレート）。2013 年中の為替の市場介入は 1 回のみで、介入規模は 1,400 万ドル（「ドル売り・ソム買い」）と小さかった。2014 年に入ってから動きがいかにか大きいか分かると思う。介入の実績は、中央銀行のサイトで開示している。

【参考】

キルギスの隣国であるカザフスタンでは、統一経済圏を形成する隣国ロシアの通貨ルーブルの急落したことで、米ドルにリンクさせていた通貨テングの水準を 2014 年 1 月 11 日に約 2 割切り下げた。

5. 民間企業の資金調達に係る支援策

2 年前から、中央銀行は商業銀行向けのローンを提供している。また、政府は農家に対するローンを提供している。これらの支援に抛り、民間企業がより借入を行いやすくなるような環境の整備に努めている。

マイクロファイナンスについては、貸出金利がこの 2-3 年で徐々に低下してきている。これは、融資の回収率の問題が関わっているものと思われる。

6. 銀行業のライセンス

キルギスで銀行のライセンスを取得する場合には、①単独進出、②合併、③既に取得済みの銀行からの名義変更、の手段が挙げられる。いずれの場合も、ライセンスの取得には、資本金 6 億ソム（約 1,200 万ドル）以上が必要となる（注）。また、②の合併の場合、外国企業が 10%以上の株式を取得する場合には、中央銀行の許可が必要となる。尚、その後 20%の株式を取得する場合にも改めて許可が必要となる。

銀行の事業については、銀行法 33 条に規定されている。

銀行ライセンス取得後、国内の投資家であれば、6 ヶ月以内に店舗を開設しなければならない。一方、外国人投資家の場合は、12 ヶ月以内の店舗開設が必要となる。

（注）現行の資本金規制は 2 億ソムであるが、2017 年から 2018 年にかけて、6 億ソムが全行に適用される予定となっている。現状では、6 億ソム以上の資本金を有しているのは、全 24 商業銀行中の 4 行と少ない。

7. 銀行セクターの収益性など

直近の銀行セクターの ROA は 2.4%、ROE は 15.7%、NPL（不良債権比率）は 5.4%である。預金量は 740 億ソム、貸出量は 610 億ソム。

収益性は悪くないが、国内に流通しているお金の 37%は海外からのもので、国内の金融は脆弱している。名目 GDP に占める貸出金額は 32.8%に留まっている。

8. 各銀行のモニタリング

基本は四半期報告書となる。銀行の規模を 3 種類に分け、規模が大きい銀行ほど厳しくモニタリングしている。貸出等のマネーの動きは毎日報告されており、リスクが高まっている場合には、中央銀行から改善を促す警告書が発せられる。

バーゼル基準はまだ一部しか適用されていない。

以上

12 Single Window Center for Foreign Trade

日 時	2014 年 3 月 26 日 (水)	14 時 00 分～15 時 00 分
先 方	State Enterprise Single Window Center for Foreign Trade Under the Ministry of Economy of the Kyrgyz Republic	
	Head of Department	Mr. Karasartov Ulanbek
	Deputy Director General	Mr. Usenbaev Azamat
当 方 (調査団)	株式会社大和総研	
	アジア事業開発グループ	金子 弘之 葛西 英昭 高田 直也 依田 宏樹 太田 紗奈絵 Ms. Maria (通訳者)

1. 設立の目的と活動概要

「シングル・ウィンドウ・センター」は、2009 年に設立された組織である。設立の目的は、国際貿易参加者（特に輸出をする企業）のために、行政手続きを合理化することである。2011 年より、アジア開発銀行（ADB）の投資枠組みで開発されたシステムを基に、キルギス省庁への「シングルウィンドウ」システムの導入を始めた。キルギスには輸出入に関連する省庁が 11 あるが、1 年半かけて全てにこのシステムを導入した。現時点では、11 か所のうち 9 か所が実際にこのシステムを使っている。残りの 2 か所は組織内の事情でまだ使用しておらず、スタッフへの教育などを含め調整中である。現在、システムを更新し新機能も追加しているところである。企業はこのシステムを利用することで、輸出入手続きをワンストップで行え、電子書類を取得できる。国際貿易の参加者が必要な手続き等については、ポータルサイトを通じて提供されており、当センターが実施を担当している。

2. 輸出促進戦略

キルギス政府は輸出開発戦略を策定中であり、7 月に承認される予定である。輸出開発戦略の中では、果物・野菜、肉・乳製品、観光など 6 つの有望セクターが取り上げられている。さらに 4 つのサブセクターについて詳細に説明されており、貿易手続きの簡素化、貿易情報の提供、関連インフラの改善などのサポート分野も含まれている。当センターはこの戦略策定のうち、貿易手続きの簡素化や貿易関連情報とその推進の箇所にかかわった。シングルウィンドウの新機能としては、「輸出促進」が加えられた。

Q：輸出入戦略とは、ITC（国際貿易センター）が発表した輸出戦略と同じものか。

A：その通り。輸出入戦略については、ITC のコンサルタントのサポートの下でとりまとめている。

Q：作成された資料を共有させてほしい。

A：経済省が実施機関なので、そちらにお問い合わせいただきたい。

Q：キルギスの輸出品目で有望なものは何か。

A：当センターは行政的な手続きを目的としているので、輸出品についてはカバーしていない。個人的な意見としては、キルギスは農業中心の国なので、有機農業に投資したらよいのではないかと考えている。建設業や製造業よりも、農業のほうが利益が高いと考えている。

3. 「シングルウィンドウ」システム

Q：申請は1か月で何件くらいあるか。

A：システムは現在テスト中のため、まだない（2か所はまだ導入もしていない）。なお、システムの使用は義務ではない。現在大手企業に使用を推奨している。大手企業は新しいIT技術を使う傾向があるが、中小企業は従来の方法が分かりやすいとのことで従来の方法を利用している。

Q：何社程度が使用することを想定しているか。

A：約300社程度。徐々に使用比率を高めていく。関税局が、当センターにシステムの利用を依頼してきている。

Q：現在のシステムの使用比率はどれくらいか。

A：昨年の中四半期からシステムを導入し使い始めた。紙ベースの書類は20万件に対し、電子化された書類は1.1万件。当センターのシステムの使用は義務ではないので、多くはまだ紙ベースである。

Q：処理に要する時間は平均的にどれくらいか。

A：各省庁内での手続きがIT化されているかどうかは関係ないので、これは問題になっている。フェーズ2では、各省庁内での手続きもIT化するようにする予定である。

4. 税関での手続き

Q：センターで電子化されている部分に、税関での手続きは含まれているか。

A：税関は独自のシステムを有している。シングルシステムと通関システムとは連携しており、同時に使用することができる。連携については、2か月前に同意が得られている。

Q：システムの開発業者はキルギスの企業か。

A：イギリスのエージェンシーである。キルギス企業の中にもシステム開発を行っているところはある。

5. 加工食品の輸出入

Q：加工食品輸出入関連の管轄機関も全て11の省庁に含まれているか。

A：商品によって必要な省庁が異なり、数も異なるが、加工食品の輸出入に必要な省庁も11の中に含まれている。なお、1つの商品の輸出の際には最大5種類の書類が必要である。食品の場合は、ラボの検査も必要なため、長いと1か月かかる可能性もある。

Q：これまでに加工食品の輸出入手続きでどのようなトラブルがあったか。

A：加工食品については、輸出入の際に製造規制などが既定の条件を満たしておらず、ラボの審査が通らない場合などがある。

6. 自由経済区（FEZ）について

Q：自由経済区（Free Economic Zone: FEZ）との連携の計画はあるか。

A：その件については現在話し合いを進めており、調査をする予定である。なお、キルギスの法律では、FEZへの進出企業は国内販売が30%までと定められている。FEZの企業もシングルウィンドウを使用している。しかし、FEZ内外の企業で区別をしていないので、どの程度の企業が使用しているかは不明である。

7. その他

ITC（国際貿易センター）にも訪問すれば、有用な情報が得られるのではないか。

以上

13 Agribusiness Competiveness Center

日 時	2014年3月31日(月)	11時40分～12時45分
先 方	Mr. Almazbek Dorombaev (Director)	
当 方	調査団員：高田、通訳：サイカル	

1. 2004年に農業省傘下に世銀プロジェクト(アグリビジネス・マーケティング・プロジェクト)の実行部隊として設立され、その後も各国の援助によるプロジェクトに関与。
2. アグリビジネス・マーケティング・プロジェクトは、食品加工関連産業の競争力向上(生産性向上を含む)を目的としている。フェーズⅠ(2005～2012年)とフェーズⅡ(2013年～)より構成され、フェーズⅠはイシククリ州・ナリン州・タラス州における豆類等の市場調査から輸出工程までを調査(マイクロファイナンスの市場調査も行った模様)。フェーズⅡは、高付加価値商品の市場開拓を目指したパイロットプロジェクト。
3. JICA支援による「優良種子生産技術向上プロジェクト(事業名称変更後：輸出のための野菜種子生産振興プロジェクト)」では、小規模農家5～6人のグループを対象とし、優良種子の提供とセットで栽培方法を指導している。提供する種子は野菜(トマト、ピーマン、キュウリ、タマネギ、赤カブ等)が対象。JICAプロジェクトとは別に穀物(小麦、大麦、ジャガイモ、アルファルファ等)を農家グループに提供する事業も実施。
4. 種子のプロジェクトは、野菜の場合は100㎡の圃場3面を1単位、穀物の場合は0.5haを1単位とし、全国150ヶ所(参加農民数：約2,500名)で実施している。
5. また、近年では農業省が主催する農業関連の投資セミナーに参画し、ロシア、カザフスタン、中国、トルコ、ドイツなどの民間・政府系機関との情報交換・ネットワーク構築を図っている。
6. (青果物輸出状況)野菜については、ニンジン、キャベツのロシア、カザフスタンへの輸出、ジャガイモ(キルギスブランド化されている?)のウズベキスタンへの輸出が多い模様。果物では、アンズ、アプリコット、リンゴ、スイカ、メロン、プルーンなどがロシア、カザフスタン、ブルガリア、トルコ等へ輸出されている。
7. (青果物輸出に対する考え方)隣国のカザフスタンは国土面積が広大であり、草原の割合が高いため、穀物など単一品目の大量生産に適している。これに対し、キルギスは山岳地帯が多いため、青果物(野菜・果物)の少量他品目生産に適している。青果物は日持ちの問題もあることから、隣国カザフスタンを主要マーケットとして捉え、キルギスの得意分野で売り込んでいる。
8. (契約栽培の事例)Kainda(チュイ州)に製糖工場があり、農業生産者グループや農家個人と原料作物(ビート)の契約栽培に取り組んでいる模様。契約は緩やかな内容であるが、工場から種子や農業機械の提供がなされ、買い取り金額の目安は事前に合意されているとのこと。後日、GIZで得た情報によると、この取り組みにはGIZが支援し、ドイツの種子会社KWSが種子の提供を行っている模様。

以上

14 Issyk-Kul State Administration

日 時	2014年5月19日(月) 2014年5月20日(火)	12時00分～13時00分 08時30分～09時50分
-----	--------------------------------	--------------------------------

先 方	イシククリ州政府観光・投資促進課 課長	Mr. --
-----	------------------------	--------

当 方	株式会社大和総研 アジア事業開発本部 通訳	太田 紗奈絵 アタノフ アイジャン
-----	-----------------------------	-------------------------

1. イシククリ州について

イシククリ州では、農業、製造業も行われているが、観光産業、鉱業が盛ん。

特にイシククリ湖は中央アジアの有名観光スポットのひとつで、世界的に観光産業のポテンシャルがある地域であると言える。特に、1年前に UNWTO による観光産業促進調査の対象(10カ国)に入ってから、来訪者数が増えた。来訪者の多くは、避暑、景観を目的に訪れる。また、リウマチ等の治療のために訪れる者も多い。イシククリ湖の水質(温泉)には、(予防)治療効果のある成分があるとされているため。

2. 外国人来訪者数について

昨年、エコポストが廃止されたこともあり、イシククリ州独自の精確な統計は持っていないが、中央政府が発表している300万人を超える来訪者数(2013年)のうち、およそ7割はイシククリ州に訪れている模様。宿泊施設には宿泊客数を報告する義務があるものの、データ収集体制については今後整備する必要があると感じている。なお、ホテルやレストラン等の登記数は把握していない。今後は、イシククリだけではなく、周辺の州も併せて発展させる必要がある。

3. 観光産業について

イシククリ州において、観光産業は特に重要な産業であるが、5～9月の観光シーズンに来訪者が偏っている。地元住民は一生懸命働いているものの、さらに産業が発展するためには外国からの投資や支援(できれば無償)が必要である(中央政府に予算がないため)。

現在進行中のPJで、サナトリウムと養護施設(孤児院)を一緒にした施設を運営したいと考えているが、日本の技術力が利用できれば素晴らしいものができるのではないかと。

4. イシククリ州で事業を行う場合の手続きについて

事業計画が分かる資料を州政府に提出し、当該計画が州の発展のために有効であると判断された場合、土地の手配や建設資材調達方法など、全面的にバックアップする。申請書は要らない。

ただし、市役所で土地購入許可や建築許可を得る必要がある。キルギスでは金利が高いので投資の際に融資を受けることはお勧めしない。

業種別のライセンスは、天然資源調査や鉱業を行う際には必要となるが、農業、観光はライセンス不要。事業計画が分かる資料を持って州政府に来ればよい。中国のセメント製造工場や韓国のジャガイモ加工工場が進出する際には、外務省を通じてアポイントメントを取得してきた。

ただし、飲食業に対しては、衛生管理機関(保健省?)が検査に来るため、対応が必要である。検査のポイントは、使用している上水道の水質、水回りの設備、調理器具、食品保存方法など。また、飲食サービスを提供する者は、健康診断書を雇用主に提出し、雇用主はそれを管理しなければならない。

5. 日本でのセミナーについて

この場で質問に答えるよりも、日本でのセミナーでキルギスのビジネスマンと日本の投資家で面談を行う方が有効なのではないか。詳細に亘る質問にもすぐに答えることが可能である。

6. イシククリ州で活動している外資系企業について

イシククリ州で事業を行っている外資系企業の数には正確に把握していない。レストラン投資ではトルコやロシアの資本が多い。また、ロシア人投資家のなかには、サナトリウム運営や、ホテル経営などを行っている人もおり、土地利用等について、州政府から配慮がある模様（「賃貸ではなく購入・保有している」との表現）。また、彼らは土地に関する税金のみを納めている（州政府では利益税や売上税について把握できないのではないかと推測）。

7. エコポスト（イシククリ基金）について

昨年廃止されたエコポストは再開しない意向である。中央政府の議会での決定事項であり、覆すことは不可能。今後、新たに代替の仕組みを作ることも難しいであろう。エコポストが廃止となった理由は、①汚職（窓口担当者が横領）、②外国人からの反対意見、が挙げられる。現在のイシククリ基金は鉱山開発事業者や製造業の工場事業主からの納金が必要な収入となっている。ホテルやレストラン運営者には、基金への納金義務はない。

8. イシククリ州観光産業活性化のために必要なこと

①自然保護、②保養所・サナトリウムシステムの統一、③インフラ整備が挙げられる。

①イシククリの観光資源は壮大な自然であり、自然を保護することで、来訪者が求める環境を守ることができる。また、来訪者の健康を守るためにも必要である。②保養所は、ソ連時代の建物も多く、老朽化が進んでいるため、改善が必要。また、（国有施設については）管理体制を整備する必要がある。③必要なインフラ整備は、上下水道、道路、鉄道、空港など多岐に亘る。キルギス政府は予算が少ないので、外国からの支援が必要となる。州の環境が改善するインフラ投資については、開発の条件を優遇するなどして誘致したいと考えている。

原則としては、来訪者に良いイメージを与えて帰ってもらうことが重要であると考えている。宿泊施設等は、サービスの質に幅があるが、良いサービスを行う施設も充実している。

9. 政策決定について

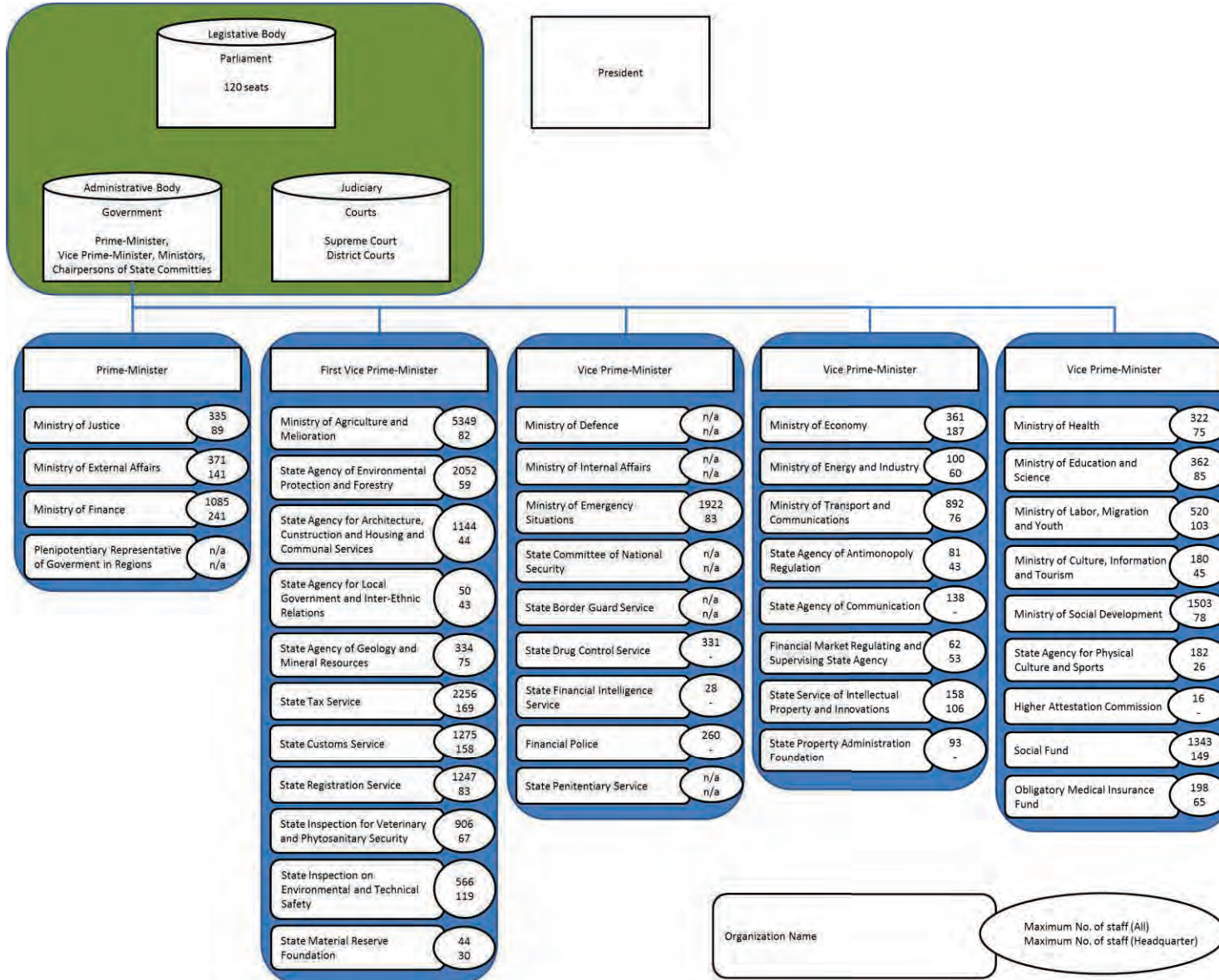
環境規制等についての決定権は州政府にはなく、州政府が独自に規制を敷くことは不可能。観光産業に関係する法規制は、文化・観光省と旅行業協会、州政府代表等が参加する委員会で審議され、議会にかけられる仕組みである。

10. 日本からの投資について

これまで日本からは、様々な調査目的で州に来訪するものの、具体的な投資案件が実行されたことはない。JICAのプロジェクトであっても具体的な成果がないのが実情。イシククリにはトルコや中国、ロシアからの投資が行われているため、日本からの投資もぜひ実現させてほしい。

以上

添付資料 2 国家機構組織図および人員数



添付資料 3 「キルギスの経済発展の課題と本邦企業のビジネスの可能性」セミナー資料

No.	資料
01	セミナー案内（札幌）
02	セミナー案内（東京）
03	セミナー案内（大阪）
04	アンケート票

2014年6月12日

中央アジアの親日国、キルギス共和国の駐日大使が来道 札幌でビジネスセミナーを開催



(シルクロード遺跡ブラナタワー)



(キルギス国旗)

JICAは7月7日（月）、14:00から北海道経済センターで「中央アジア・キルギス共和国ビジネスセミナー ～キルギスの経済発展の課題とビジネス展開の可能性～」を開催いたします（共催：キルギス日本人材開発センター／後援：駐日キルギス共和国大使館、在キルギス日本大使館（申請中）／協力：中小企業海外展開支援北海道会議等（予定））。

セミナーでは、駐日キルギス共和国大使館 特命全権大使リスベク・モルドガジエフ閣下から「キルギス共和国と日本との協力関係について」ご挨拶をいただく予定になっています。

キルギスは北海道とほぼ同じ約550万人の人口で、気候風土や産業（畜産業、観光業がさかん）も北海道によく似ています。キルギスでは「キルギス人と日本人とは古い兄弟」といわれおり、キルギス人は顔付きが日本人にそっくりです。

本セミナーが、キルギスと北海道の新たな協力関係を築くきっかけになることを願っています。

(セミナー詳細情報：<http://www.jica.go.jp/sapporo/event/2014/140707.html>)

(問合せ先)

JICA 北海道（札幌）市民参加協力課 中野

Tel. 011-866-8421 / Email: Nakano.Satoshi@jica.go.jp

キルギスの経済発展の課題と ビジネス展開の可能性



7月9日(水) 14:00-16:30

この度、国際協力機構（JICA）は、キルギスの経済発展上の課題と投資やビジネス環境の現状、そして今後の可能性などに関する調査を実施しました。キルギスは、旧ソ連の構成国でしたが、1991年の独立以降、市場経済化に向けた改革を進め、1998年には世界貿易機関（WTO）に加盟するなど、経済規模は小さいながらも、経済改革の努力を続けています。

しかしながら、経済発展のためには、依然として多くの制度的・技術的・資金的な課題が存在しているのも事実です。キルギス政府は、こうした課題の解決のためにも外国企業の投資を求めています。

本セミナーでは、キルギスの抱える様々な課題を紹介しつつ、その解決のために本邦企業の力が生かせないか、すなわち、一種の投資・ビジネス上のチャンスはないかという視点を提供します。また、キルギスの概況や投資・ビジネス環境も同時にお伝えすることで、未開拓のキルギス市場の可能性を紹介します。

14:00 開会挨拶

14:05 「キルギス共和国の概要」

駐日キルギス共和国大使館特命全権大使
リスベク・モルドガジエフ氏

14:30 「キルギスの経済発展の課題と
本邦企業のビジネスの可能性」

大和総研アジア事業開発本部部長
金子 弘之氏

15:30 「キルギス日本センターの活動
とネットワーク」

キルギス日本センター共同所長
高坂 宗夫氏

15:45 「JICAの中小企業支援」

15:55 質疑応答

16:25 閉会挨拶

【主催】独立行政法人 国際協力機構（JICA）

【共催】キルギス日本人材開発センター

【会場】JICA 市ヶ谷ビル 6階 セミナールーム 600

【定員】80名（先着順）

【参加費】無料

【問合・申込先】JICA 地球ひろば 地球案内デスク

TEL:0120-767278 E-mail:chikyuhiroba@jica.go.jp

※ホームページからも申込可 <http://www.jica.go.jp/hiroba/>





中央アジア・キルギス共和国ビジネスセミナー

キルギスの経済発展の課題と ビジネス展開の可能性

この度、国際協力機構(JICA)は、キルギスの経済発展上の課題と投資やビジネス環境の現状、そして今後の可能性などに関する調査を実施しました。キルギスは、旧ソ連の構成国でありましたが、1991年の独立以降、市場経済化に向けた改革を進め、1998年には世界貿易機関(WTO)に加盟するなど、経済規模は小さいながらも、経済改革の努力を続けています。しかしながら、経済発展のためには、依然として多くの制度的・技術的・資金的な課題が存在しているのも事実です。キルギス政府は、こうした課題の解決のためにも外国企業の投資を求めています。

本セミナーでは、キルギスの抱える様々な課題を紹介しつつ、その解決のために本邦企業の力が生かせないか、すなわち、一種の投資・ビジネス上のチャンスはないかという視点を提供します。また、キルギスの概況や投資やビジネス環境も同時にお伝えすることで、未開拓のキルギス市場の可能性を紹介します。

日 時：2014年 7月11日(金) 14:00～(13:30より受付開始)

会 場：大阪駅前第3ビル17階 1号室

定 員：100名 (定員になり次第締め切らせて頂きます)

参加費：無 料

主 催：国際協力機構(JICA)

共 催：キルギス日本人材開発センター

後 援：在京キルギス共和国大使館、在キルギス日本大使館(申請中)

お申し込み方法：下記項目をメールにて申し込み先にお送りください。(7月4日(金)締切)

(お申し込みいただいた個人情報は、本セミナーのご連絡及び確認以外には使用いたしません。)

- ・ 企業名・団体名等
- ・ 所在地、TEL、E-mail
- ・ 参加者所属・役職・氏名

【申込み・問い合わせ先】

JICA 関西国際センター JICA コラボデスク (グランフロント大阪コラボオフィス K812)

電話：090-6975-3771、Email: jica-collabodesk-0711kyrgyz@prex-hrd.or.jp 担当：酒井、杉村

主催者事務局：JICA 関西 業務第一課 電話：(078)261-0397

アンケート

本日のセミナーへのご参加、ありがとうございました。以下のアンケートにご協力願います。

1. ご所属先

- 民間企業（農林水産業・製造業・建設業・公益業・サービス業[除く金融、コンサルティング]）
研究機関 金融機関 コンサルティング企業 公的機関 個人 学生

2. イベントを知ったきっかけ（複数回答可）

- ① メールマガジン： 大和総研・その他（具体名）
 ② ホームページ： JICA・大和総研・その他（具体名）
 ③ ツイッター： JICA・その他（具体名）
 ④ Facebook： JICA・その他（具体名）
 ⑤ JICAからのメール／電話によるご案内
 ⑥ その他（具体的に）

3. セミナーに参加された動機（複数回答可）

- ① キルギスでのビジネスに関心がある（具体的に）
 ② キルギスに学問的な関心があった
 ③ キルギスにおける JICA 事業に関心があった
 ④ 人脈形成の機会と感じた
 ⑤ プレゼンテーションの内容に関心があった（具体的に）
 ⑥ その他（具体的に）

4. セミナーの内容について

- ①セミナー全体への満足度 よい・ふつう・よくない
 ②「日本センターの活動とネットワーク」の満足度 よい・ふつう・よくない
 ③「キルギス経済発展の課題と本邦企業のビジネスの可能性」の満足度 よい・ふつう・よくない
 ④セミナーではビジネスに役立つ情報が得られた 得られた・どちらでもない・得られなかった
 ⑤セミナーに参加し、人脈形成につながった つながった・どちらでもない・つながらなかった
 ⑥その他特筆すべき事項がありましたら、ご記入ください。

5. キルギスの事業環境について

- ① 貴社にとってキルギスでの事業チャンスはある そう思う・どちらでもない・そう思わない
 ② キルギス一国を市場としても利益が得られそう そう思う・どちらでもない・そう思わない
 ③ キルギス進出では、隣国への輸出がメインとなる そう思う・どちらでもない・そう思わない
 ④ 中央アジアの物流拠点として魅力的である そう思う・どちらでもない・そう思わない

添付資料 4 キルギス共和国投資ガイドブック

キルギス共和国投資ガイド

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)

2014年

はじめに

本投資ガイドブックは、国際協力機構が2014年2月から10月にかけて実施した「キルギス国ビジネス振興のための投資可能性情報収集・確認調査」において、キルギスの政府機関や経済団体、法律事務所、金融機関、民間企業等への取材を通じて収集した情報や、各種法令・制度規定等の原典・資料を基に作成したものである。キルギスの政治情勢や経済・産業動向、法制・税制など、日本企業を始めとする外国企業がキルギスへの進出を検討するにあたり参考となる情報を取りまとめた。

キルギスは中央アジア5カ国の1国であり、旧ソ連を構成する国の1つでもあった。1991年の独立後は、民主化および市場経済化に向けた改革を進めてきた。世銀が世界各国・地域のビジネス環境を評価し、毎年発表している“Doing Business”の2014年版においては、キルギスは世界189カ国・地域中、総合で68位にランクされている。内陸国で貿易における物流コストがかさむことから「国際交易」の評価は低く、また、手続が多く、電力利用に時間がかかることなどから「電力供給」の評価が低い一方、「不動産登記」や「事業立上」、「投資家保護」での評価は高く、海外投資誘致へ向け、制度整備が進められてきた。

しかし、安い人件費を主な背景とする製造拠点の観点から、また、地域全体としての規模、さらに経済発展による消費者層の拡大など、市場としての観点から、現状、日本企業の多くは、東南アジアに注目しており、中央アジアを向く企業は少ない。人件費や市場規模、文化的類似性など様々な要因から地域展開の優先順位が決定されるものの、キルギスを始めとする中央アジア諸国に関する情報が圧倒的に少ないという点も、中央アジアが注目されて来なかった要因の1つであると考えられる。本ガイドブックの目的の1つは、キルギスの基礎情報および投資環境に関する情報を広く提供することである。ここで、キルギスの投資環境上の主なメリットおよびデメリットを紹介する。

【メリット】

- 高い経済成長率と隣接する規模の大きな市場（ロシア・カザフスタン）

2003年から2013年の10年間のキルギスの年間成長率は14.7%と高く、1人当たりGDPは約400ドルから1200ドルに拡大し、購買力も増加。ロシア語圏で、関係も深いロシア、カザフと近接しており、これら地域をターゲットとする展開が可能。

- 相対的に低い労働コストと電力コスト

ロシアやカザフなど、域内他国と比較して相対的に人件費が低く、また、電力料金も低いことから、域内向け製造拠点としてのポテンシャルがある。

【デメリット】

- 経済規模・人口規模が小さい

経済規模が小さく、一国で見た場合、市場としての魅力は大きくない。人口規模が小さいことから、大規模製造拠点としては考えにくい。

- 高い物流コスト

内陸国であること、輸出産品が少ないことから、片荷輸送となることが多く、物流コストが下がらない。

なお、取りまとめにあたっては、客観性に留意し、キルギス側の立場に偏らないことに特に注意を払い、投資ガイドブックとしての信頼性維持に努めた。

<目次>

第1章	キルギスの概要	8
1.	国の基礎情報	8
2.	地理的概況	9
3.	歴史的背景	11
4.	政治体制・社会情勢	15
	(1) 概要	15
	(2) 大統領	15
	(3) 行政	16
	(4) 立法	18
	(5) 司法	18
	(6) 外交	19
第2章	キルギスの経済・産業・貿易	21
1.	経済	21
	(1) 高い経済成長を支える外国投資	21
	(2) 財政収支と債務残高	22
	(3) 対外債務の推移	24
	(4) 外国直接投資と経常収支	24
2.	産業	27
	(1) 世界の中でみたキルギスの産業構成	27
	(2) 産業別のGDP構成比	27
	(3) 産業別就労者数と構成比	28
	(4) 農業	29
	(5) 製造業	29
	(6) 小売業	30
	(7) 観光業	31
3.	貿易	32
	(1) 貿易収支	32
	(2) 主要輸出入品目	33
	(3) 出所によって異なる貿易統計	35
	(4) 主要貿易相手国	36
第3章	キルギスの金融	38
1.	中央銀行	38
	(1) 中央銀行の主な役割	38
	(2) 為替に対する政策スタンス	39
2.	銀行	40
3.	証券	41
4.	商業銀行セクターの与信残高と収益性	41

(1) 「卸売・小売業」向けを中心に伸びる与信残高	41
(2) リーマンショック前のレベルに回復した不良債権比率と収益性	42
(3) 金利水準と預貸スプレッド	43
5. 資金調達の実際と決済慣行	44
6. 外国人向け金融サービス	44
(1) 個人向け口座の開設とサービス内容	44
(2) 法人向け口座の開設とサービス内容	45
(3) 海外送金	45
第4章 会社等の設立	47
1. 会社の種類	47
(1) 有限責任会社	47
(2) 株式会社	48
2. 会社の設立	48
3. 外国法人の支店・代理店	48
4. 支店・代理店の登録	49
5. 投資法（投資形態、投資家の保護）	49
(1) 投資に係る法制度	49
(2) 外国投資家に対する国家保証	50
6. 進出にあたっての留意点	51
第5章 キルギスの税制・投資優遇	52
1. 租税制度	52
(1) 概要	52
(2) 所得税	53
(3) 利益税	53
(4) 売上税	54
(5) 付加価値税	54
(6) 物品税	55
(7) 下層土使用税	56
(8) 地租	56
(9) 資産税	57
(10) 特別課税措置	57
(11) 輸出入に係る税	58
(12) 税務調査	59
(13) 租税条約	59
2. 留意点	59
3. 投資インセンティブ	61
(1) 投資促進の管轄官庁	61
(2) 自由経済区（FEZ）	63
(3) EPA・FTA	64

第6章 投資環境	65
1. 労働	65
(1) 教育事情	66
(2) 労働法	68
(3) 労働時間	68
(4) 休日	68
(5) 賃金	69
2. 公益インフラ	70
(1) 電力	70
(2) 水道	70
(3) ガス	70
(4) 通信	70
3. 物流	72
(1) 鉄道	72
(2) 道路	73
(3) 航空	73
4. 知的財産	74
(1) 知的財産権の概要	74
(2) 産業財産権	75
(3) その他の知的財産権	76
(4) 侵害に対する法的責任と罰則	76
5. 環境規制	76
(1) 環境保護	76
(2) 環境影響評価	77
(3) 環境問題の事例	77
6. 訴訟・仲裁	78
(1) 紛争解決機関	78
(2) 大型訴訟の事例	78
7. 商慣行	78
(1) 取引体系	79
(2) 決済方法・決済サイト	79
(3) 受発注	79
(4) 棚代、返品	80
(5) その他	80

図表目次

図表 1-1 : キルギスの概要	8
図表 1-2 : 周辺国、東南アジア諸国との比較	9
図表 1-3 : キルギスの祝日 (2014 年)	9
図表 1-4 : 中央アジア、東アジアの地図	10
図表 1-5 : キルギスの全地勢図	11
図表 1-6 : ビシュケク (左図) と札幌 (右図) の年間気候	11
図表 1-7 : キルギス史主要年表 (1)	13
図表 1-8 : キルギス史主要年表 (2)	14
図表 1-9 : 大統領の権限	15
図表 1-10 : 政府と首相の権限	17
図表 1-11 : 第 25 代首相と閣僚名簿 (2014 年 4 月 4 日就任)	17
図表 1-12 : 中央アジア・コーカサス等の地域機構と加盟状況	20
図表 2-1 : 実質 GDP 成長率と 1 人あたり GDP の推移	21
図表 2-2 : 財政収支と対名目 GDP 比の推移	22
図表 2-3 : 歳入・歳出の推移	23
図表 2-4 : 対外債務と名目 GDP 比	24
図表 2-5 : 国別にみた外国直接投資の推移	25
図表 2-6 : 産業別の外国直接投資の推移	25
図表 2-7 : 国際収支	26
図表 2-8 : 名目 GDP の第 1 次産業比率と 1 人あたり GDP (2012 年)	27
図表 2-9 : 名目 GDP に占める産業の構成比	28
図表 2-10 : 産業別就労者数と構成比	28
図表 2-11 : 小売売上高推移	30
図表 2-12 : 貿易収支、輸出、輸入の推移	32
図表 2-13 : 外貨準備の月間平均輸入額に占める割合	32
図表 2-14 : 品目別にみた輸出の推移	33
図表 2-15 : 品目別にみた輸入の推移	34
図表 2-16 : 貿易統計による差異	35
図表 2-17 : 輸出の相手国別内訳	36
図表 2-18 : 輸入の相手国別内訳	37
図表 3-1 : インフレ率と政策金利の推移	38
図表 3-2 : 為替レート (対ドル) の推移	39
図表 3-3 : 商業銀行の支店数と資本金 (登録年月順)	40
図表 3-4 : 商業銀行部門の与信残高と名目 GDP 比の推移	42
図表 3-5 : 商業銀行の産業別与信残高の推移	42
図表 3-6 : 銀行部門の ROA と不良債権比率	43
図表 3-7 : 政策金利、貸出金利、預金金利の推移	43
図表 3-8 : 外国企業の法人口座開設に必要な資料のリストの例 (Demir Bank)	45

図表 4-1 : 主な会社の種類と概要	47
図表 4-2 : キルギスと投資促進・保護に関する二国間協定の締結国.....	50
図表 5-1 : 税務管理上の法人の種類	52
図表 5-2 : 源泉徴収による納税が必要となる課税対象と税率.....	52
図表 5-3 : 年間総収入とならない収入	53
図表 5-4 : 利益税課税対象から控除可能な費用、控除不可費用.....	54
図表 5-5 : 12%以外の税率の VAT 対象一覧.....	55
図表 5-6 : 主な物品税課税対象品目と税率.....	55
図表 5-7 : 下層土使用税の種類と概要	56
図表 5-8 : 資産税課税対象の分類と税率.....	57
図表 5-9 : 税務調査の種類	59
図表 5-10 : 二重課税防止条約締結先	59
図表 5-11 : 投資促進機関の組織図	61
図表 5-12 : 投資促進のウェブページ	62
図表 5-13 : FEZ 入居に係る費用.....	63
図表 5-14 : キルギスと周辺国が加盟する貿易協定一覧.....	64
図表 6-1 : 人口構造の推移	65
図表 6-2 : 各国平均年齢（予測）推移と比較.....	66
図表 6-3 : 識字率	66
図表 6-4 : 教育機関数および生徒数	67
図表 6-5 : 普通教育における言語別学校数および生徒数.....	67
図表 6-6 : 労働時間（上限）	68
図表 6-7 : キルギスの祝祭日	68
図表 6-8 : 業種別・地域別平均月収（2013 年）	69
図表 6-9 : 電力料金比較	70
図表 6-10 : 水道料金比較	70
図表 6-11 : ガス料金比較	70
図表 6-12 : 通信手段の普及状況	71
図表 6-13 : 1 分あたり固定電話料金（キルギステレコム）	71
図表 6-14 : 携帯電話利用料金（MegaCom）	71
図表 6-15 : 種類別物流量（2013 年）	72
図表 6-16 : キルギスを通るアジアハイウェイ.....	73
図表 6-17 : ビシュケク、オシとの航空便就航都市.....	74
図表 6-18 : 航空貨物輸送料金（1kg）	74
図表 6-19 : 知的財産権に関わる主なキルギスの法律.....	75
図表 6-20 : キルギスで保護されている知財の数（1993 年から 2014 年 6 月末まで）	76
図表 6-21 : 環境保護に関する主要な法規制.....	77
図表 6-22 : 紛争解決の国際機関	78
図表 6-23 : キルギスの主な商慣行	79

略語表

略語	正式名称	日本語名称
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
AH	Asia Highway	アジアハイウェイ
ATM	Automated Teller Machine	自動出納機
CAREC	Central Asia Regional Economic Cooperation	中央アジア地域経済協力
CIA	Central Intelligence Agency	中央情報局(米国)
CICA	Conference on Interaction and Confidence-Building Measures in Asia	アジア信頼醸成措置会議
cif	Cost including Insurance and Freight	保険と貨物輸送を含む原価
CIS	Commonwealth of Independent States	独立国家共同体
CSTO	Collective Security Treaty Organisation	集団安全保障条約機構
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
DOT	Direction of Trade	
EAEC	Eurasian Economic Community	ユーラシア経済共同体
ECO	Economic Cooperation Organization	経済協力機構
EDI	Electronic Data Interchange	オンライン発注
EIA	Environment Impact Assessment	環境影響評価
EPA	Economic Partnership Agreement	経済連携協定
FEZ	Free Economic Zone	自由経済区
fob	Free on Board	本船渡し
FTA	Free Trade Agreement	自由貿易協定
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GUAM	Georgia Ukraine Azerbaijan Moldova (4カ国名の頭文字)	GUAM(民主主義と経済発展のための機構)
HS	Harmonized Commodity Description and Coding System	商品の名称及び分類についての統一システム
ICSID	International Centre for Settlement of Investment Disputes	投資紛争解決国際センター
IFS	International Financial Statistics	IMFの統計月報
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
JETRO	Japan External Trade Organization	日本貿易振興機構
KGS	Kyrgyz Som	キルギスソム
LLC	Limited Liability Company	有限責任会社
NGO	non-governmental organizations	非政府組織
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
ROA	Return on Asset	総資産利益率
SAEPF	State Agency for Environment Protection and Forestry	環境保護・林業庁
SCO	Shanghai Cooperation Organisation	上海協力機構
UAE	United Arab Emirates	アラブ首長国連邦
UNCITRAL	United Nations Commission on International Trade Law	国際連合国際商取引法委員会
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development	国際連合貿易開発会議
UPOV	Union internationale pour la protection des obtentions végétales	植物新品種保護国際同盟
USD	United States Dollar	米ドル
VAT	Value Added Tax	付加価値税
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関

キルギス 全体図



出所 : United Nations Cartographic Section

第1章 キルギスの概要

1. 国の基礎情報

キルギスは中央アジアの一部であり、北側でカザフスタンと、西側でウズベキスタンと、南西側でタジキスタンと、南東側では中国と国境を接している。

首都ビシュケクは札幌と同じ緯度上に位置しているが、大陸性の気候であるため、札幌と比較して降水量が少なく、乾燥した気候である。また、キルギス国内では標高や地域によって、温帯気候（低地）や亜熱帯気候（南部）など、気候が異なる。

キルギスの人口はおよそ 560 万人で、他の中央アジア諸国と比較しても人口が少ない。人口の 75%はキルギス族が占めている。イスラム教とロシア正教を信仰するものが多いが国教は制定されておらず、国の祝日においても、ラマダン明けの祝日とロシア正教の新年の双方を祝日に制定している。

政体は共和制を採っている。国家元首は大統領が務めるが、過去 2 回の革命を経て、大統領の権限を縮小する憲法が 2010 年に発布されている。首相は行政の最高機関である政府を統轄する職務であるが、国民にとっての『国の代表』といえは大統領との認識が圧倒的とのことである。

2013 年の名目 GDP は 72.3 億ドル、1 人あたり GDP は 1,280 ドルであった。中央アジア 5 カ国ではタジキスタンに次ぐ低所得国である。2013 年の実質 GDP 成長率は 10.5%。中央アジア 5 カ国では最大の成長率を記録した。

図表 1-1：キルギスの概要

正式名称	キルギス共和国 (Kyrgyz Republic)
国土面積	198,500km ² (外務省)
人口	564.4万人 (IMF：2013年)
人口増加率	1.1% (国連：2010～2015年予想)
労働人口	234.4万人 (2007年)
経済成長率 (実質)	10.5% (2013年)
GDP (名目)	72.3億ドル (IMF：2013年)
1人あたりGDP (名目)	1,280.2ドル (IMF：2013年)
首都	ビシュケク (人口：85.4万人：2009年)
政体	共和制
国家元首	アルマズベク・アタムバエフ大統領 (2011年12月1日就任)
議会	一院制 (定数：120議席)
首相	ジョオマルト・オトルバエフ (2014年4月4日就任)
言語	キルギス語 (国語)・ロシア語 (公用語)
民族	キルギス系：75%、ウズベク系：14.3%、ロシア系：7.2%、その他：3.5%
宗教	イスラム教 (スンニ派)：75%、ロシア正教：20%、その他：5%
教育	4(初等教育)・5(中等教育)・2(高等教育)・5または4(大学)制 中等教育までは義務教育
平均寿命	70.06歳
中央値年齢	26.7歳
通貨	キルギス・ソム (1ドル=51.8ソム、2014年7月29日時点)
気候	低地の大部分は温帯気候、南部は亜熱帯気候
在留邦人	136人 (2012年10月)
在日キルギス人	246人 (2013年12月)

出所：IMF、CIA、国際連合、日本国外務省資料より作成

図表 1-2 : 周辺国、東南アジア諸国との比較

	1人あたり GDP (ドル)	実質GDP 成長率 (%)	名目GDP (十億ドル)	人口 (万人)	国民年齢 中央値 (歳)	国土面積 (万km ²)
カザフスタン	12,843	6.0	220	1,716	31.1	272.5
トルクメニスタン	7,112	10.2	41	570	27.1	48.8
ウズベキスタン	1,868	8.0	56	3,024	27.7	44.7
キルギス	1,280	10.5	7	564	26.7	20.0
タジキスタン	1,045	7.4	8	813	24.0	14.3
ロシア	14,819	1.3	2,118	14,293	41.9	1,709.8
トルコ	10,815	4.3	827	7,648	30.0	78.4
モンゴル	3,972	11.7	12	290	27.8	156.4
ベトナム	1,902	5.4	171	8,969	30.2	33.1
ラオス	1,477	8.2	10	677	22.3	23.7
カンボジア	1,016	7.0	16	1,541	24.8	18.1
ミャンマー	869	7.5	56	6,493	27.6	67.7

出所：人口、GDP：IMF、World Economic Outlook Database, April 2014、国民年齢中央値：CIA-The World Factbook, May 2013、国土面積：国際連合“Demographic Yearbook”より作成

図表 1-3 : キルギスの祝日 (2014 年)

1月1日	元日
1月7日	ロシア正教の新年
2月23日	祖国防衛の日
3月8日	国際婦人デー
3月21日	ノールーズ (旧暦新年)
5月1日	労働の日
5月5日	憲法記念日
5月9日	戦勝記念日
7月28日	断食明け祭※
8月31日	独立記念日
10月5日	犠牲祭※
11月7日	10月社会主義革命記念日

注：※印 イスラム教の祭日で、キルギスイスラム教最高府により毎年太陽暦に基づいて決定されるため、直前に変更となる場合がある。

出所：在キルギス日本国大使館ウェブサイトより作成

2. 地理的概況

キルギスは中央アジアの一国であり、中国、タジキスタン、ウズベキスタン、カザフスタンと国境を接しており、海岸線を持たない内陸国である。国土面積は 19 万 8,500km² で、日本の約半分の広さ。首都ビシュケクは日本の札幌と同じ緯度上に位置している。

山がちな地形で、天山山脈とパミール・アライ山脈が国土の 7 割弱を占めている。天山山脈はキルギスを東西に走る複数の山脈の集合体で、中国との国境には国内最高峰のポペーダ峰 (標高 7,439m) を擁する。パミール・アライ山脈はタジキスタン国境部分から連なるザアライ山脈とアライ山脈の総称。最高峰はレーニン峰 (標高 7,134 m) である。キルギスは国土全体の標高も高く、平均高度は 2,750m、国土面積の 94.2%

が標高 1,000m 以上にあり、40.8% が 3,000m 以上にある。キルギスは山岳国家であるものの、森林面積は国土全体の数% に過ぎない。国土の北東部には標高 1,600m、面積約 6,250km² のイシククリ湖を擁している。同湖は湖水の透明度が世界第 2 位（1 位はバイカル湖）であり、「中央アジアの真珠」と称されている。

気候は大陸性の気候で、寒暖の差が激しい。「1 年のうち 300 日は晴天」と言われており、年間を通じて降水量が少なく、湿度が低い。ただし、気候は地域や標高によって大きく異なり、低地の大部分は温帯気候、南部は亜熱帯気候である。

図表 1-4 : 中央アジア、東アジアの地図



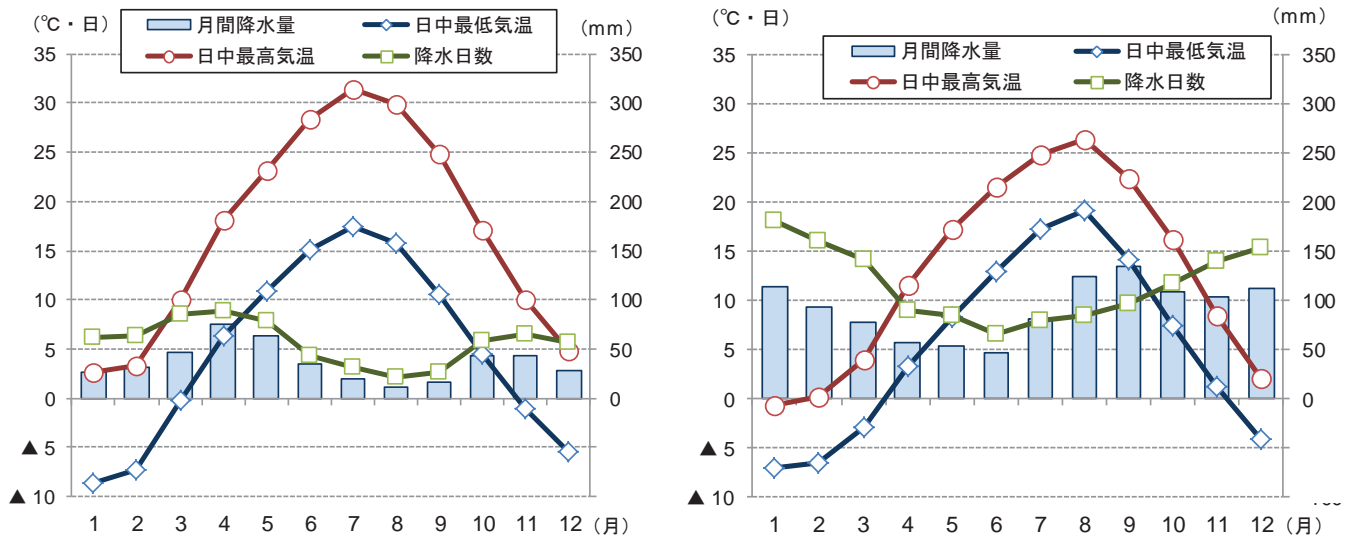
出所：三角形『白地図、世界地図、日本地図が無料』より作成

図表 1-5 : キルギスの全地勢図



出所：三角形『白地図、世界地図、日本地図が無料』より作成

図表 1-6 : ビシュケク（左図）と札幌（右図）の年間気候



出所：世界気象機関ウェブサイトより作成

3. 歴史的背景

中央アジアにおけるキルギス族の出現は、紀元前 3 世紀に遡る。キルギス族は南シベリアと中央アジアに定住した複数の種族から生まれたとされている。また、古代キルギス人は北西モンゴリアの地に定住していた。紀元前 201 年には、キルギスが国家

として中国文献に初めて登場する。紀元前4～3世紀にかけて、キルギスは中国国境を侵犯した最も有力な遊牧民のひとつであり、中国が万里の長城を建設する要因のひとつとなったとされる。

紀元前2世紀には漢の張騫が大月氏に向けて出発。帰国後、大宛（現在フェルガナ盆地）の汗血馬等について武帝に報告する。この往来がシルク・ロードの始まりとされている。また、一部のキルギス族がフン族の支配を逃れてエニセイ河とバイカル湖地域に移住し、後にキルギス・ハン国と呼ばれる国家を樹立した。この頃にキルギス文化が生まれたとされており、石碑に刻まれたルーン碑文でキルギス語が確認されている。この時代の歴史的イベントや社会的、伝統的風習に関する事象は、後に生まれる民族叙事詩「マナス」に集録され、後世まで語り継がれることとなる。

紀元前160年から5世紀頃までの間、ウスン部族社会が存在し、天山山脈を通るルートでのシルク・ロードが大規模に利用されはじめた。当時はゾロアスター教、仏教、キリスト教、シャーマニズムその他の多くの宗教が平和共存していた。ここにはさまざまな時代に多くの国家が現われ、クシャン（1～5世紀）、チュルク（6～7世紀）、西チュルク（7～8世紀）、トウルゲン（8世紀）、クルルク（8～10世紀）、カラハン国（10～12世紀）と続いた。13世紀に入ると、モンゴルの支配とチムール軍団による侵略の時代が始まる。キルギスの国家はその結果消滅し、キルギス人は17、8世紀になっても同軍団の軍事作戦に動員され、カルムイクおよびオイラート・ハンの攻撃に反撃していた。15世紀後半から16世紀始めに天山山脈地域におけるキルギス人の民族形成が進行し、17世紀始めにかけて現在のキルギスに移住した。

その後、1855年にロシア帝国に併合され、社会主義体制下に組み込まれる。遊牧業から軍事までを網羅する鉱工業・農業国として高い教育水準を維持し、ある程度の社会保障システムの整備などソ連中央の手厚い保護下にあった。19世紀末よりロシア、ウクライナからの移民がキルギスに到着しはじめる。移民は北部キルギスに入植した。また、1862～77年の中国における反乱の失敗により、ドンガン族の移民もあった。民族問題については「解決済み」とする指導があったため、キルギス国内では多民族が安定的に共存していた。1917～18年にかけては、ソビエト権力がキルギスに導入される。1924年にはロシア連邦カラ・キルギス自治区と宣言され、1926年2月にはキルギス自治ソビエト社会主義共和国が成立する。

1936年、ロシア連邦共和国から分離し、ソ連邦を構成するキルギス・ソビエト社会主義共和国に昇格。ゴルバチョフによるペレストロイカの後半に至り、モスクワ支配が弱まると、経済的困窮が深刻化するにつれ、国内では民主主義思想の傾向が強まる。

1990年6月、オシュにてキルギスとウズベキスタンの両民族市民による大規模な流血事件が発生した。また、この頃から国内でロシアに対する反感が高まり、ロシア人の大量流出が始まった。この民族紛争への対処で信用を失った共産党第一書記に代わる指導者として、キルギス科学アカデミー総裁でもあったアスカル・アカエフが10月に大統領に選出された。

図表 1-7 : キルギス史主要年表 (1)

年月	略史
30万年前	天山山脈に原始人が居住し始める
紀元前3世紀	中央アジアにおけるキルギス族の出現
紀元前201年	キルギスが国家として中国文献に初めて登場する
紀元前160年	天山山脈地域への烏孫族の移動
紀元前2世紀	漢の張騫、大月氏に向けて出発；帰国後、大宛（現在フェルガナ盆地）の汗血馬等について武帝に報告；シルク・ロードの始まり
552年	チュルク（突厥）可汗国の成立
629年	玄奘三蔵がインドに向けて出発し、イシククリ湖、砂葉城に立ち寄る
751年	タラスの戦いと中央アジアにおけるイスラム教の普及
840年	キルギス族の侵入により遊牧ウイグル帝国の滅亡；キルギス可汗国の樹立
10世紀	「マナス」叙事詩の誕生（推定）
10～11世紀	天山山脈地域におけるカラハーン朝の繁栄
13世紀	モンゴル帝国の支配
15世紀後半～16世紀始め	天山山脈地域におけるキルギス人の民族形成が進行
18世紀後半～19世紀前半	コーカンド・ハン国による支配
1855年-1876年	ロシア帝国に併合
1918年	トルキスタン自治ソビエト社会主義共和国成立
1924年	中央アジアの民族・共和国境界確定により、ロシア連邦共和国内カラ・キルギズ自治州となる
1926年2月	キルギス自治ソビエト社会主義共和国の成立
1936年	ソ連邦を構成するキルギス・ソビエト社会主義共和国に昇格
1990年10月	アカエフ大統領就任

出所：各種資料より作成

キルギス最高会議は1990年12月に主権宣言を、1991年8月31日に独立宣言を採択した。その後、1992年には国連（3月）、IMF（5月）、世銀（9月）に加盟、1998年にはCIS諸国で初めてWTOに加盟するなど、社会的、経済的に国際社会の一員となった。

1993年5月には国名を「キルギス」に変更し、共和国憲法を採択した。この憲法のなかには、キルギス語の国家言語としての地位、土地売買の禁止、二重国籍の禁止等、キルギス至上主義と排外的要素をかかえた条項が含まれている。また、同年5月10日には自国通貨であるソムの導入および7月の旧ソ連ルーブルの廃止を執行する。ソム導入の結果として、ロシアからの原料・エネルギー供給が限定的となり、他の国から輸入することを余儀なくされた。また、近隣諸国は国境の閉鎖や国際信用力のない新通貨での決済を拒否したことから、国の経済は窮地に陥った。

また、IMF勧告に従って約5年間為替レートを切り下げなかったことから、他国による切り下げによって、国内バザールでは輸入商品が多くなった。さらに、WTO加盟後、中国からの比較的安価な製品が市場に流入するようになり、国内製造業が激しい競争に晒された。このような背景で国内産業の成長の芽が摘まれてしまったとされている。

1995年頃から、アカエフ大統領への権力集中の動きが活発化する。大統領の任期を延長するという法案が提出され（否決）、1995年12月の大統領選挙では対立候補へ圧

力が加えられ、アカエフが再選した。また、1996年には大統領の権力を大幅に拡大する新憲法案が国民投票により可決される。反体制的なマスコミや有力政治家へ圧力をかけるなど、人権問題への懸念も強まった。2000年10月、大統領選挙が行われた。当時、大統領は2期まで務めることが認められていたものの、既に3度目となるアカエフは憲法裁判所の判断により立候補することができた。有力な対立候補であったクロフは軍事法廷での審理にかけられ、立候補を辞退、アカエフが当選することとなった。アカエフ大統領は、外交面では全方位的、八方美人な政策を執っていたとの評価がなされた。2002年、中国と締結した国境画定に係る協定を激しく批判したベクナザロフ議員が逮捕されたことをきっかけに、同議員の釈放と大統領辞任を求めるデモ活動が起こる。また、ジャララバード州では警察とデモ隊が衝突し、5人の死者を出す騒動に発展した。事態を収束させようと、2002年5月にバキエフ首相が引責辞任したものの、反対派はアカエフ大統領に責任があると主張し、活動を収束させることはなかった。

2005年3月にキルギス国内各地で議会選挙をめぐる激しい対立が起きた。その結果、同年4月にアカエフはロシアに逃亡し、政権が崩壊した（チューリップ革命）。

2005年7月にバキエフが大統領選挙で当選し、クロフを首相とする政権が誕生したものの、民主化の停滞などを巡ってバキエフ批判が高まり、クロフが下野に至るなど政治闘争が続いた。2009年7月、バキエフ大統領は再選し、12月の議会選挙でも圧勝を収める。バキエフは権力基盤の安定化を図ったが、バキエフ一家による富と権力の集中、政権反対派への暴力を含む圧力、光熱費値上げなどによる国民の不満の高まりなどにより、2010年4月、治安部隊と群衆の間で銃撃戦が起こった。86人の死者を出す惨事へと発展するなか、バキエフはベラルーシに逃亡する。

同年6月にはキルギスにおける新憲法案への賛否とオトゥンバエフ暫定大統領の信任を問う国民投票を実施し、情勢の安定化を図った。新憲法は大統領の権限の多くを首相と議会に移管する内容となっている。2011年10月にはキルギス大統領選挙が実施され、アタムバエフ前首相が当選した。新憲法のもと、権力分散型の政治制度が定着し、維持できるかが注目される。

図表 1-8 : キルギス史主要年表 (2)

年月	略史
1990年12月15日	「キルギスタン共和国」に改名、主権宣言
1991年8月31日	共和国独立宣言
1993年5月	国名を「キルギス共和国」に変更、通貨ソムの導入
1998年	WTO加盟(旧ソ連諸国初)
2000年10月	大統領選挙 アカエフ大統領再選
2005年4月	政変によりアカエフ大統領辞任(チューリップ革命)
2005年7月	バキエフ大統領当選
2009年7月	バキエフ大統領再選
2010年4月	政変によりバキエフ大統領辞任
2010年6月	新憲法案への賛否とオトゥンバエフ暫定大統領の信任を問う国民投票の実施
2010年10月	キルギス議会選挙の実施
2011年10月	キルギス大統領選挙の実施、アタムバエフ前首相の当選(12月就任)
2012年8月	内閣総辞職(オムルベク・ババノフ首相)

出所：各種資料より作成

4. 政治体制・社会情勢

(1) 概要

政体は共和制を採用している。現行憲法は2010年6月27日にキルギス議会で採択されたもの。2回の革命を経て、中央アジアで初めて議会制民主主義を実行に移した。憲法では国民を主権の担い手である唯一の国家権力の源泉と規定し、国民主権を謳っている。また、立法、行政、司法の分立や、多党制による政治的多様性、国民の自己の権利・自由の保護、利益実現の公共性等を規定している。

(2) 大統領

キルギスにとっての大統領は、国民の統合および国家権力を体現する国家元首と位置づけられ、大統領の権限は憲法で規定されている。任期は6年。再選は禁止されている。大統領の被選挙権は、計15年以上の居住歴を有する35歳以上70歳未満のキルギス国籍者が持つ。立候補者数の制限はないが、3万人以上の有権者の署名を集めた者が候補者として登録され得る。大統領就任中は、政党への所属が認められず、政党活動に関連するいかなる行動をも停止しなければならない。

図表 1-9：大統領の権限

種別	権限
立法	共和国議会選挙の実施の公示、期限前選挙の実施の決定
	地方議会選挙の実施公示、地方議会の解散
	法律への署名、公布、または議会への差し戻し
	共和国議会臨時会合の招集、議題の提示
司法	最高裁判所裁判官候補者の議会への提示
	最高裁判所裁判官解任の議会への提示
	地方裁判所裁判官の任命、解任
	検事総長の任命、議会の承認を経た解任、副検事総長の任命、解任
軍事	国防省、国家安全保障に係る政府機関の長および次長の任免
	共和国軍の最高司令官
	共和国軍の最高司令部の構成の選定、任免
	国防評議会の統率 非常事態令の導入、戦争状態、戒厳令の宣言
外交	国際条約の交渉および署名
	批准書および加盟書への署名
その他	大統領府の構成を定め、その規定の承認、府長の任命
	国立銀行総裁候補者の議会への提示、国立銀行副総裁および理事会構成員の任免
	中央選挙・国民投票実施委員会構成員候補者の議会への提示
	会計検査院構成員候補者の議会への提示
	会計監査院長官の任免
	勲章の叙勲、名誉称号の付与、軍事称号、外交称号、その他特別称号の付与 恩赦の実施

出所：キルギス憲法より作成

(3) 行政

行政権の最高機関は政府であり、その権限は憲法第 83 条以降に規定されている。政府は首相、副首相、大臣、国家委員会委員長から構成され、政府機関には省および国家委員会が含まれる。政府の統轄は首相が行う。

首相は、議会の総議席の過半数を有する議会政党または同政党が参加する議会内連立によって、招集された初会合から 15 営業日以内に首相候補を提示し、議会からの承認を経て、大統領による任命により決定する。首相および他の閣僚の任免に係る政令は大統領によって発令される。大統領による政令の発令がない場合は、首相および閣僚は任命されたことと見做される。

なお、首相候補となった者は議会に政府の計画、構成、人事を提出する。提出した政府計画が議会に承認されず、構成、人事が確定しない場合、または総議席の過半数を獲得した政党がない場合は、大統領が 1 つの政党に対して議会内多数派を形成し、首相候補を擁立するよう提案する。または、議会内の諸会派は自らの発議で議会内多数派を形成し、首相候補を擁立することもできる。以上のいずれの方法によっても政府計画が承認されない場合は、大統領は期限前共和国議会選挙の実施を決定する。議会内連立が議会内多数派の地位を失った場合、政府の形成（首相選定）が改めて行われる。

政府に対する不信任決議の審議は、議員総数の 3 分の 1 以上の同意があった場合、議会によって行われる。不信任決議は議会議員総数の過半数の賛成があった場合に可決される。但し、大統領選挙前 6 ヶ月間は不信任決議の審議を行うことができない。不信任決議の審議が行われた後、大統領は政府の総辞職を決定するか、議会の決定に同意しない権限を有する。大統領が議会の決定に同意しない意向を示し、意思表示から 3 ヶ月以内に政府の不信任決議を再可決させた場合、大統領が政府を総辞職させる。

首相は年に 1 回まで政府の信任に係る問題を議会に提議することができる。議会が政府の信任を拒否した場合、大統領は 5 営業日以内に政府の総辞職を決定するか、議会の期限前選挙の実施を決定する。首相、政府、政府の各構成員は辞職を願い出ることができる。辞職願は大統領により受理あるいは却下される。首相の辞職願が受理された場合、政府は総辞職しなければならない。政府閣僚の辞職あるいは解任があった場合、首相は議会により承認された後任候補者を 5 営業日以内に大統領に推薦する必要がある。

図表 1-10 : 政府と首相の権限

政府の権限	
憲法および法律の執行	
政府の国内政策および対外政策の実施	
法律、国民の権利および自由、社会秩序の保護、犯罪対策の保障に係る措置を講じる	
社会、経済および文化の領域における共通政策の実施	
全国家的開発計画の策定、実施	
対外経済活動の実施、市民社会との相互協力を確保	
省、国家委員会、行政官庁、地方国家行政機関の活動の指導	
省、国家委員会、行政官庁の決定の廃止	
首相の権限	
政府を指揮し、議会に対して政府の活動につき個人的責任を負う	
全ての行政機関による憲法および法律の履行を保証する	
交渉を行い国際協定に署名する	
政府令および政府決定に署名し、その実施を確保する	
行政機関の長を任命し、解任する	
地方議会の提案に基づく地方行政機関の長を任命し、解任する	

出所：キルギス憲法より作成

図表 1-11 : 第 25 代首相と閣僚名簿 (2014 年 4 月 4 日就任)

役職	氏名	役職	氏名
首相	Djoomart Otorbaev	青年・労働・雇用省	Aliyasbek Alymkulov
第一副首相	Tayirbek Sarpashev	運輸・通信省	Kalykbek Sultanov
副首相 (社会問題担当)	Abdyrakhman Mamataliev	司法省	Almambet Shykmamatov
副首相 (経済・財政担当)	Valery Dill	社会発展省	Kudaibergen Bazarbayev
副首相	Elmira Sarieva	財務省	Olga Lavrova
文化・情報・観光省	Kamila Talieva	農業・土地改良省	Taalaipek Aidaraliev
経済省	Temir Sariev	エネルギー・工業省	Osmonbek Artykbaev
内務省	Abdylda Suranchiev	外務省	Erlan Abdyldaev
保健省	Dinara Saginbaeva	非常事態省	Kubatbek Boronov
教育・科学省	Kanatbek Sadykov	国防省	Abibilla Kudaiberdiev

出所：キルギス政府ウェブサイト、役職和名は日本キルギス投資環境整備ネットワークウェブサイトより作成

(4) 立法

キルギス議会（以下、議会）は一院制で、議席定数は120である。2003年の憲法改正により二院制から一院制に移行した。その後、2007年10月の新憲法採択により定数を75から90に、2010年に採択された新憲法では120に拡大している。

議会は立法権およびその監督機能を行行使する最高の代表機関であることが憲法に規定されている。議員の任期は5年、比例代表制で選出され、1政党につき65を超えない議席が与えられる。被選挙権は選挙当日に21歳に達するキルギス籍者が有している。

議会の招集は選挙結果確定後15日以内、初回会合は最年長の共和国議会議員が開会する。議員は、議員としての活動あるいは共和国議会における投票の結果に関する発言について訴追されない。但し、特に重大な罪を犯した場合を除いて、議会議員総数の過半数の賛成がある場合に、議員の刑事責任の追及が行われる。議員は政府役職、地方自治体の役職を兼任することはできない。企業活動を行うこと、商業組織の運営機関または監督機関の構成員となることも禁止されている。

議会の自主解散の決定は、議員総数の3分の2以上の賛成により可決される。立法権の発議は①有権者1万人（国民発議）、②共和国議会議員、③政府、によって行われる。法律は議会による3回の読会を経て可決される。その後、出席議員の過半数の賛成によって可決されるが、50票を下回る票数では決定しない。憲法的法律、国境の変更に係る法律は、議会による3回以上の読会を経て、議員総数の3分の2以上の賛成を以て可決する。非常事態および戦争状態においては憲法的法律、国境の変更に係る法律の可決はできない。

(5) 司法

司法権については憲法第93条以降に規定されている。裁判官は独立であり、憲法および法律にのみ従属する。また、裁判官は不可侵権を有し、現行犯を除いた拘束、逮捕、捜査、または個人的検査を受けない。

最高裁判所の裁判官は、高等法教育および10年以上の法曹活動歴を有する40歳以上70歳以下のキルギス国民が就任することができる。任期は制限年齢（70歳）まで。最高裁判所裁判長、次長は3年の任期で最高裁判所裁判官により選出される。2期連続で選出することはできない。地方裁判所裁判官は、高等法学教育および5年以上の法曹活動歴を有する30歳以上65歳以下のキルギス国民が就任することができる。就任当初は5年の任期で、その後制限年齢までを任期として大統領に任命され得る。地方裁判所裁判長、次長は3年の任期で地方裁判所裁判官により選出される。2期連続で選出することはできない。

司法機関は、最高裁判所、地方裁判所から構成される。最高裁判所は憲法評議会の機能を有する。また、特別裁判所を設置することができる。臨時裁判所の設置は許可されない。

裁判官選抜評議会により地方裁判所裁判官の候補者が提示される。裁判官評議会は、最高裁判所裁判官の提案により議会議員総数の3分の2以上の多数によって任期満了前に解任される。

(6) 外交

キルギスは、ソ連から独立した翌年の1992年に国連、IMFに加盟。その後、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）などにも加盟し「中央アジアの優等生」として高い評価を得た。1998年10月にはCIS諸国で初めてWTOに加盟するなど、積極的に市場経済を導入するべく改革を推進してきた。また、憲法では軍事力による領土拡大、侵略および領土要求を行わないことを規定し、軍国主義化、国家活動の軍事化を否定している。同時に、普遍的で公正な世界や互恵的協力、平和的手段による国際問題の解決に努めるとしている。国による対応としては、ロシアとの良好な関係維持を重視しながら、中国や米国といった大国に対しても接近するなど「バランス外交」を標榜している。

①ロシアとの関係

旧宗主国でもあるロシアとは良好な関係維持に努めている。2002年12月には安全保障協力協定を締結、2003年10月にはカントでのロシア軍の駐留を決定させるなど、二国間関係を進展させている。また、ロシアのWTO加盟に際して、キルギスが積極的に支援した。キルギス国内でもロシアに対する信頼、親近感は強い。

②中国との関係

1999年に批准したベデル地区の中国移管を決定した国境協定により、2002年5月に国内で政治的混乱が起きたが、同年6月に中国との間で友好協力条約を締結し、領土問題を決着させた。また、キルギスは上海協力機構の創始メンバーでもある。経済分野では、原材料や製品の多くを中国からの輸入に頼っており、国内のバザールにおいても中国製品の存在感は大きい。

③アメリカとの関係

DAC諸国によるキルギスに対するODA支出額はアメリカが最多の実績を持つ。アメリカは地政学的に中央アジアを重要地域と認識しており、そのなかでも最も民主化が進んでいるキルギスへ高い関心を持っていた。2001年12月より対テロ作戦の拠点としてマナス空軍基地に米軍が駐留。但し、アメリカの関心がアフガニスタンからイラクに移ったことなどを背景に、2014年7月に返還されることとなっている。

④日本との関係

キルギス設立からおよそ1ヵ月後の1992年1月に外交関係を開設して以降、積極的なODA供与も含め、両国関係を進展させている。2011年の国別ODA支出額では、米国、ドイツに次いで3番目に日本が多い。また、2004年には“「中央アジア+日本」対話”として、キルギスを含む中央アジア5ヵ国と日本との間で対話と協力の枠組みが設置された。外相会談や高級実務者会合だけではなく、経済フォーラムを開催するなど、様々な取組を実施している。キルギス国内では「日本人とキルギス人はかつて兄弟であった」との伝説があり、大変親日的な国民性である。

⑤その他周辺国との関係

カザフスタンは貿易の面や、宗主国ロシアとの間に位置する国であるだけでなく、出稼ぎ労働者の受け入れ先としても、キルギスにとって重要な国のひとつである。

その一方で、国境を巡る紛争が起きている。中央アジアには8つの飛び地があり、その内、タジキスタンの2カ所の飛び地と、ウズベキスタンの2カ所の飛び地の計6カ所がキルギス国内にある。特にウズベキスタンの飛び地のソフでは紛争が多発しており、近年では2010年、2013年に両国の衝突事件が発生した。タジキスタンの飛び地があるバトケン州には同国と係争中の区域もあり、緊迫した状況が続いている。

図表 1-12 : 中央アジア・コーカサス等の地域機構と加盟状況

	独立国家 共同体 (CIS)	CIS集団安全 保障条約機構 (CSTO)	中央アジア 地域経済協力 (CAREC)	上海協力機構 (SCO)	ユーラシア 経済共同体 (EAEC)	関税同盟	経済協力機構 (ECO)	アジア信頼 醸成措置会議 (CICA)	GUAM
キルギス	○	○	○	○	○	加盟交渉中	○	○	
カザフスタン	○	○	○	○	○	○	○	○	
トルクメニスタン	○準加盟国		○				○準加盟国		
ウズベキスタン	○		○	○			○	○	
タジキスタン	○	○	○	○	○		○	○	
ロシア	○	○		○	○	○		○	
ベラルーシ	○	○			○	○			
アルメニア	○	○				加盟交渉中			
中国			○	○				○	
モンゴル			○					○	
アフガニスタン			○				○	○	
パキスタン			○				○	○	
トルコ							○	○	
イラン							○	○	
ウクライナ	○								○
モルドバ	○								○
グルジア	2009年脱退								○
アゼルバイジャン	○		○				○	○	○

出所：日本国外務省ウェブサイトより作成

第2章 キルギスの経済・産業・貿易

1. 経済

(1) 高い経済成長を支える外国投資

IMF の統計に拠れば、2003 年から 2013 年までの 10 年間、キルギスの名目 GDP は年率 14.7% のペースで増加している。この結果、同期間の 1 人あたり GDP は、400 ドル前後から 1,200 ドル超と 3 倍以上に上昇した。

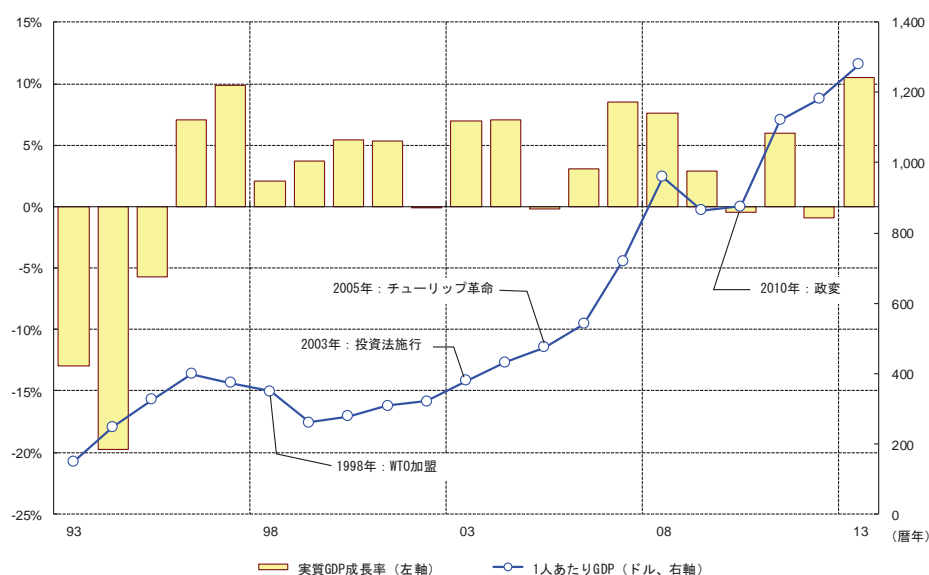
高成長の背景には、2003 年に投資法（2003 年 3 月 27 日付第 66 号）が制定されたことで、2003～2004 年を境に外国からの投資が増加したことが挙げられる。

一方、実質 GDP 成長率の推移からは、2～3 年毎にマイナス成長となっていることがわかる。しかし、キルギスの場合は、マイナス成長は景気循環というよりも、政治要因や特定産業（金鉱山等）の要因に拠る影響が大きい。

2005 年、2010 年とも政変が起こり、大統領が交代した。特に 2010 年の政変では南部でキルギス系とウズベク系住民の大規模衝突が発生するなど、治安悪化が経済活動にも影響を及ぼした。

2012 年のマイナス成長は、国内最大の金鉱会社クムトルが生産を大きく減少させたためであった。同年には、国会にて鉱山の開発ライセンスの発効制度等を見直す動きもあった。

図表 2-1：実質 GDP 成長率と 1 人あたり GDP の推移



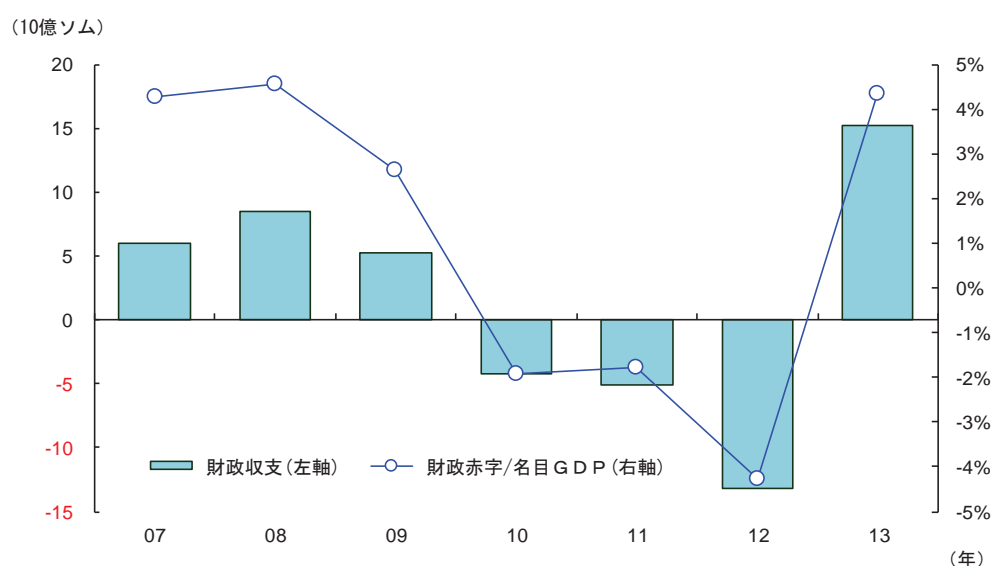
出所：International Monetary Fund より作成

(2) 財政収支と債務残高

2009年以降、キルギスの財政収支は悪化してきたが、2013年には歳入面では税金が最も多い付加価値税が増加したこと、歳出面では経済政策向けの支出を絞ったことで、4年ぶりに黒字に転換した（図表2-2）。

但し、2013年の歳出に占める経済政策支出比率は4.4%と、以前財政黒字だった2008年（6.1%）や2007年（9.0%）を下回っている。今後は、持続的な経済成長のために経済政策向け支出が拡大する可能性もあり、財政収支の安定化に向けた課題は多いと言えよう。

図表2-2：財政収支と対名目GDP比の推移



出所：Ministry of Finance of the Kyrgyz Republic より作成

歳入の項目別内訳は、税金が約7割、税外収入が約2割、移転収入が約1割となっている。通常、歳入は景気の変動の影響を受けやすいが、キルギスの場合は歳入規模が大きくないこと（2013年の歳入総額：約2,000億円）や、税金に占める法人税の比率が数%（2013年：2.5%）と低いため、景気変動によるインパクトは限定的である。法人所得税率は10%と低いことも、景気変動の影響を抑えている一因でもある。寧ろ、国際機関等から援助を表す公的移転収入や、税金の4割超を占める付加価値税の制度変更に伴う影響が、歳入全体に与える影響は大きい（図表2-3）。

歳出面では、経済政策に係る支出の増減が大きい。特に2009年から2012年までの4年間では、歳出全体の約2割を占めている。この結果、100億ソム（約200億円）超の公的移転収入があった2009年を除き、当該期間の財政収支は赤字となっている。

図表 2-3 : 歳入・歳出の推移

(会計年度: 暦年)	金額 (100万ソム)							構成比						
	07	08	09	10	11	12	13	07	08	09	10	11	12	13
歳入 (前年比)	35,530	45,480 (+28%)	55,322 (+22%)	57,385 (+4%)	77,344 (+35%)	86,768 (+12%)	101,786 (+17%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
税収 (前年比)	26,545	35,925 (+35%)	36,098 (+0%)	39,365 (+9%)	53,017 (+35%)	63,911 (+21%)	72,842 (+14%)	74.7%	79.0%	65.3%	68.6%	68.5%	73.7%	71.6%
個人所得税	2,323	3,930	5,657	6,339	8,403	11,232	11,813	6.5%	8.6%	10.2%	11.0%	10.9%	12.9%	11.6%
法人所得税	1,736	2,603	2,662	2,408	2,653	2,761	1,841	4.9%	5.7%	4.8%	4.2%	3.4%	3.2%	1.8%
付加価値税	12,702	16,540	13,467	14,602	20,353	25,769	30,083	35.7%	36.4%	24.3%	25.4%	26.3%	29.7%	29.6%
物品税	1,448	1,575	1,669	1,689	2,187	2,827	4,090	4.1%	3.5%	3.0%	2.9%	2.8%	3.3%	4.0%
関税	3,789	4,634	4,139	4,350	7,147	9,430	11,886	10.7%	10.2%	7.5%	7.6%	9.2%	10.9%	11.7%
その他	4,547	6,643	8,504	9,977	12,275	11,892	13,130	12.8%	14.6%	15.4%	17.4%	15.9%	13.7%	12.9%
税外収入 (前年比)	7,195	8,155 (+13%)	9,061 (+11%)	10,997 (+21%)	15,655 (+42%)	17,249 (+10%)	19,755 (+15%)	20.3%	17.9%	16.4%	19.2%	20.2%	19.9%	19.4%
移転収入 (前年比)	1,790	1,400 (-22%)	10,163 (+626%)	7,022 (-31%)	8,672 (+24%)	5,608 (-35%)	9,189 (+64%)	5.0%	3.1%	18.4%	12.2%	11.2%	6.5%	9.0%
歳出 (前年比)	29,481	36,944 (+25%)	50,034 (+35%)	61,583 (+23%)	82,394 (+34%)	100,019 (+21%)	86,601 (-13%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
一般公的サービス	4,220	6,754	8,333	8,192	10,121	10,907	10,775	14.3%	18.3%	16.7%	13.3%	12.3%	10.9%	12.4%
防衛・保安	4,337	5,461	6,391	8,476	9,719	9,958	11,356	14.7%	14.8%	12.8%	13.8%	11.8%	10.0%	13.1%
経済政策	2,657	2,243	8,008	10,802	15,370	22,229	3,842	9.0%	6.1%	16.0%	17.5%	18.7%	22.2%	4.4%
環境	99	400	582	568	562	507	507	0.3%	1.1%	1.2%	0.9%	0.7%	0.5%	0.6%
住宅	1,710	2,303	2,442	2,504	2,893	3,442	3,547	5.8%	6.2%	4.9%	4.1%	3.5%	3.4%	4.1%
公的医療	3,659	4,376	5,810	6,413	9,080	11,369	11,829	12.4%	11.8%	11.6%	10.4%	11.0%	11.4%	13.7%
娯楽・文化・宗教	995	1,131	1,382	1,560	2,234	2,432	2,686	3.4%	3.1%	2.8%	2.5%	2.7%	2.4%	3.1%
教育	8,022	9,617	11,498	11,994	18,231	21,686	21,702	27.2%	26.0%	23.0%	19.5%	22.1%	21.7%	25.1%
社会安全	3,782	4,659	5,587	11,075	14,183	17,490	20,357	12.8%	12.6%	11.2%	18.0%	17.2%	17.5%	23.5%
資産増減 (金融除く、ネット)	1,790	1,400	10,163	7,022	8,672	5,608	9,189							
財政収支	130	1,565	-2,923	-10,768	-13,538	-20,232	-2,346							

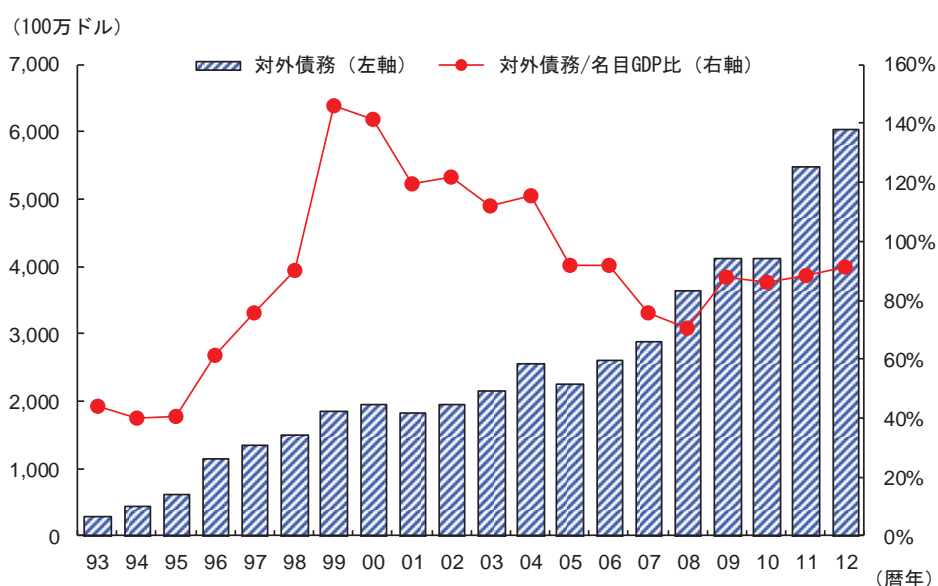
出所: Ministry of Finance of the Kyrgyz Republic より作成

(3) 対外債務の推移

2012年時点の対外債務残高は60.3億ドル。2007年時点（28.8億ドル）から倍増している。対外債務には、政府部門または政府保証となる債務と民間部門等の債務に大きく分けられるが、この間の増加の多くは民間部門等に拠るところが大きい。民間部門等の対外債務増加額は22億ドルと、全体の7割に相当している。

但し、経済規模との比較では相応の増加に留まっていること、政府保証相当分の増加ペースは緩やかであることから、対外債務残高の増加が国の信用力に及ぼす影響は限定的と考えられる。対外債務残高の名目GDP比は、1999年には1.4倍に相当していたが、2009年以降は90%程度に低下してきている。

図表 2-4：対外債務と名目GDP比



出所：World Bank, International Monetary Fund より作成

(4) 外国直接投資と経常収支

キルギスへの外国からの直接投資は、投資法が制定された2003年を境に増加傾向にある。1995年から2013年の統計に拠ると、2002年迄は年間平均1億ドルの水準でほぼ横ばいに推移していたが、2003年から徐々に増加し、2013年には約10倍の規模(9.9億ドル)に至っている。

国別(1995~2013年)で見ると、①カナダ(累計額の全体に占める比率:22.4%)、②カザフスタン(同16.6%)、③中国(同14.7%)の3カ国が多く、これらの国で全体の過半(53.7%)を占めている。2003年以降で見ると、2006年から2009年迄はカザフスタンが、2010年以降はカナダと中国の存在感が目立っている。特に中国は、2013年の全体の45%相当(4.6億ドル)の投資を行っている。

一方、産業別(1998~2012年)では、①製造業(累計額の全体に占める比率:41.1%)、②不動産・ビジネスサービス業(19.3%)、③金融業(17.4%)が多く、これら3業種で全体の8割弱を占めている。尚、キルギスでは金の採掘に代表される鉱山関連の事業が多いが、GDP統計や外国直接投資のデータをみると、製造業に含まれる金属加工業として分類されている。

上記の3業種では、金融業の投資ピークは2008年(3.5億ドル)で、2012年にはピークの1割程度(0.4億ドル)にまで減少しているが、製造業や不動産・ビジネスサービス業は堅調に伸びている。

産業別にみた国別の傾向については、関連データの開示がないため正確には分からない。但し、製造業では金鉱山に関連したカナダ企業が多いことからカナダ企業が中心と、またそこから逆算して不動産・ビジネスサービス業では中国企業が多いものと推察される。

図表 2-5 : 国別にみた外国直接投資の推移

(単位: 100万ドル)	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	累計	構成比
全体	96	153	86	136	109	90	90	116	147	176	210	336	437	866	661	666	849	591	993	6,807	100.0%
CIS諸国	0	1	2	6	6	13	6	26	28	29	49	157	198	405	259	139	43	60	126	1,555	22.8%
カザフスタン	0	0	1	4	1	0	1	6	13	16	40	137	183	361	213	41	24	34	55	1,133	16.6%
ロシア	0	1	1	1	2	5	3	17	11	12	8	20	13	36	45	97	19	25	70	387	5.7%
その他	0	0	0	1	3	7	2	3	3	2	1	1	2	8	1	0	0	0	1	35	0.5%
非CIS諸国	96	152	84	130	103	77	84	90	119	147	161	178	239	461	402	527	806	531	867	5,253	77.2%
カナダ	92	127	31	9	5	7	13	13	31	47	26	9	6	96	81	205	446	133	153	1,528	22.4%
中国	0	0	0	2	1	1	2	9	15	7	5	7	29	58	51	71	150	141	455	1,003	14.7%
英国	0	1	13	21	26	6	2	3	2	10	29	38	60	74	111	74	51	71	82	673	9.9%
ドイツ	0	1	1	2	16	10	22	9	6	9	36	53	29	48	8	12	43	33	6	344	5.0%
トルコ	1	11	18	15	23	12	16	13	25	23	16	13	17	13	38	8	5	22	18	308	4.5%
米国	0	4	10	33	19	24	18	20	10	14	12	6	13	6	23	12	12	6	8	250	3.7%
韓国	0	-	0	14	1	0	4	8	7	9	0	1	3	24	12	18	2	28	15	144	2.1%
その他	3	8	10	35	12	18	6	16	23	29	36	51	82	143	78	128	98	98	131	1,003	14.7%

出所: National Statistical Committee of the Kyrgyz Republic より作成

図表 2-6 : 産業別の外国直接投資の推移

(単位: 100万ドル)	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	累計	構成比
全体	136	109	90	90	116	147	176	210	336	437	866	661	666	849	591	5,479	100.0%
農林水産業	0	1	0	0	1	2	10	1	4	4	1	0	0	0	2	25	0.5%
鉱業	2	4	5	4	5	12	10	24	56	55	8	6	1	28	28	247	4.5%
製造業	28	56	44	51	53	73	93	95	141	135	241	167	331	490	255	2,252	41.1%
公益業	0	0	-	-	0	0	2	0	0	0	-	1	0	-	0	4	0.1%
建設業	21	12	5	0	2	5	6	12	9	13	49	21	5	5	3	168	3.1%
商業	59	15	15	23	20	23	25	22	27	40	56	53	53	65	33	528	9.6%
ホテル・レストラン業	1	0	11	7	5	2	1	2	2	3	2	5	8	4	2	54	1.0%
輸送・通信業	8	1	3	2	8	5	7	5	9	13	18	22	13	40	9	163	3.0%
金融業	5	2	2	0	6	4	11	41	62	113	345	237	35	48	42	952	17.4%
不動産・ビジネスサービス業	12	18	6	1	13	4	9	7	25	60	147	148	219	170	216	1,055	19.3%
政府関連	-	-	-	-	-	1	1	0	0	-	-	-	-	-	-	2	0.0%
教育関連	0	0	0	0	3	9	1	0	0	0	0	0	0	-	-	14	0.2%
医療関連	0	0	0	0	0	5	1	0	1	0	0	0	-	-	0	8	0.1%
その他	0	0	1	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	6	0.1%

出所: National Statistical Committee of the Kyrgyz Republic より作成

外国直接投資の増加は、国際収支にも表れている。外国直接投資が前年より減少した2009年と2012年に、国際収支の中の金融収支(内、直接投資)も減少しており(マイナスは純流入を示す)、図表2-5、図表2-6とトレンドがほぼ一致していることが窺える(図表2-7)。

国際収支全体をみると、恒常的な貿易赤字を、海外に出稼ぎにいった労働者からの送金(第二次所得収支)と、外国からの直接投資(金融収支の中の「内、直接投資」)

で賄っていることが分かる。特に海外からの送金については、キルギスの労働者人口の約2割がロシアやカザフスタンに出稼ぎに行っているとされており、キルギス経済の成長を支えている。

図表 2-7 : 国際収支

(単位: 100万ドル)	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
経常収支	-37	-286	-228	-708	-94	-312	-484	-1,431
貿易・サービス収支	-450	-967	-1,196	-1,977	-1,120	-1,399	-1,663	-3,348
貿易収支	-419	-886	-1,276	-1,879	-1,120	-1,202	-1,669	-3,046
輸出	687	906	1,338	1,874	1,694	1,779	2,267	1,921
輸入	1,106	1,792	2,614	3,754	2,814	2,981	3,936	4,967
サービス収支	-31	-81	80	-98	0	-196	6	-302
第一次所得収支	-88	-48	-51	-207	-181	-305	-659	-144
第二次所得収支	500	730	1,019	1,476	1,207	1,391	1,839	2,061
資本移転等収支	-21	-44	-75	-6	16	-11	64	166
金融収支	8	-146	-659	-298	-160	-369	-723	-784
(内、直接投資)	-43	-182	-209	-377	-190	-438	-694	-372
(内、証券投資)	-2	3	14	5	14	-27	0	-6
(内、外貨準備増減)	68	177	293	53	67	21	20	125
誤差脱漏	66	184	-356	415	-82	-46	-304	481
(対GDP比、%)								
経常収支	-1.5	-10.1	-6.0	-13.8	-2.0	-6.5	-7.8	-21.7
貿易・サービス収支	-18.3	-34.1	-31.4	-38.5	-23.9	-29.2	-26.8	-50.7
貿易収支	-17.0	-31.3	-33.6	-36.6	-23.9	-25.1	-26.9	-46.1
輸出	27.9	32.0	35.2	36.5	36.1	37.1	36.6	29.1
輸入	44.9	63.2	68.7	73.0	60.0	62.2	63.5	75.2
サービス収支	-1.3	-2.9	2.1	-1.9	0.0	-4.1	0.1	-4.6
第一次所得収支	-3.6	-1.7	-1.3	-4.0	-3.9	-6.4	-10.6	-2.2
第二次所得収支	20.3	25.7	26.8	28.7	25.7	29.0	29.7	31.2
資本移転等収支	-0.8	-1.5	-2.0	-0.1	0.3	-0.2	1.0	2.5
金融収支	0.3	-5.2	-17.3	-5.8	-3.4	-7.7	-11.7	-11.9
(内、直接投資)	-1.7	-6.4	-5.5	-7.3	-4.0	-9.1	-11.2	-5.6
(内、証券投資)	-0.1	0.1	0.4	0.1	0.3	-0.6	0.0	-0.1
(内、外貨準備増減)	2.8	6.2	7.7	1.0	1.4	0.4	0.3	1.9
誤差脱漏	2.7	6.5	-9.4	8.1	-1.8	-1.0	-4.9	7.3

出所: National Statistical Committee of the Kyrgyz Republic より作成

2. 産業

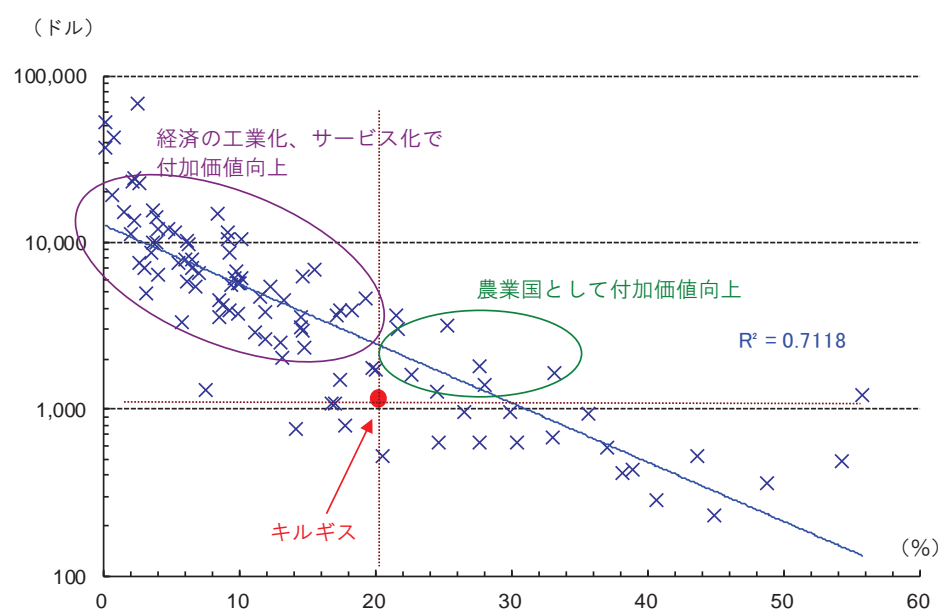
(1) 世界の中でみたキルギスの産業構成

キルギスは農業国である。名目 GDP に占める第 1 次産業比率（2012 年、世界銀行）は 20.2%と、比較可能な 101 カ国中、26 番目に高い水準にある。

しかし、製造業やサービス業の発展が遅れていたため、1 人あたり GDP でみた所得水準は低い。IMF のデータを基にすると、2012 年のキルギスの 1 人あたり GDP は、174 カ国中の 141 番目の位置にある。

キルギス国の所得水準を高めるためには、図表 2-8 に示すように、①農業国としての付加価値の向上を図るか、②経済の工業化やサービス化によって付加価値の向上を目指す、ことが必要となる。

図表 2-8：名目 GDP の第 1 次産業比率と 1 人あたり GDP（2012 年）



出所：IMF, World Bank より作成

(2) 産業別の GDP 構成比

2013 年の名目 GDP に占める産業の構成比は、農業が 17.7%、工業（鉱業、製造業、公益業、建設業）が 26.7%、サービス業が 55.6%と、サービス業の比率が最も高い。産業の小分類でみると、構成比の高い順から①商業（18.8%）、②農林水産業（17.7%）、③製造業（15.6%）が続く。

世界的にみれば農林水産業のウェイトが高いキルギスではあるが、産業構造の変化の観点でみると、農林水産業のウェイトは低下基調にあり、サービス産業（商業、輸送・通信、不動産・ビジネスサービス、教育、医療）へのシフトが目立つ。2003 年と 2013 年での GDP 構成比を比較すると、農林水産業（▲19.3%ポイント）の低下が顕著で、輸送・通信業（+5.2%ポイント）、建設業（+4.7%ポイント）が上昇している。

図表 2-9 : 名目 GDP に占める産業の構成比

(100万ソム)	2003年		2013年		2003 → 2013	
	金額	構成比	金額	構成比	年率増加率	(変化幅)
名目 GDP	76,082	100.0%	299,792	100.0%	14.7%	(+0.0%)
農林水産業	28,199	37.1%	53,157	17.7%	6.5%	(-19.3%)
工業	16,978	22.3%	79,968	26.7%	16.8%	(+4.4%)
鉱業	410	0.5%	2,437	0.8%	19.5%	(+0.3%)
製造業	11,133	14.6%	46,736	15.6%	15.4%	(+1.0%)
公益業 (電力・水道)	2,989	3.9%	7,150	2.4%	9.1%	(-1.5%)
建設業	2,447	3.2%	23,645	7.9%	25.5%	(+4.7%)
サービス	30,905	40.6%	166,667	55.6%	18.4%	(+15.0%)
商業	12,725	16.7%	56,456	18.8%	16.1%	(+2.1%)
ホテル・レストラン業	1,236	1.6%	5,099	1.7%	15.2%	(+0.1%)
輸送・通信業	4,514	5.9%	33,274	11.1%	22.1%	(+5.2%)
金融業	501	0.7%	1,692	0.6%	12.9%	(-0.1%)
不動産・ビジネスサービス業	2,353	3.1%	14,319	4.8%	19.8%	(+1.7%)
政府関連	3,876	5.1%	17,740	5.9%	16.4%	(+0.8%)
教育関連	3,354	4.4%	19,581	6.5%	19.3%	(+2.1%)
医療関連	1,441	1.9%	12,033	4.0%	23.6%	(+2.1%)
その他	904	1.2%	6,473	2.2%	21.8%	(+1.0%)

出所：National Statistical Committee of the Kyrgyz Republic より作成

(3) 産業別就労者数と構成比

就労者数の変化からも、産業構造のサービス化の進展が窺える。2001年から2011年の産業別就労者数の構成比の変化をみると、農林水産業が22.2%ポイント低下し、工業が10.6%ポイント、サービス業が11.6%ポイント上昇している。中でも、雇用機会の多い、建設業や商業での就労者数が大きく増加している。

図表 2-10 : 産業別就労者数と構成比

	就労者数 (1,000人)			構成比		
	2001	2011	(増減)	2001	2011	(変化幅)
全体	1,787	2,278	491	100.0%	100.0%	
第1次産業	946	700	-245	52.9%	30.7%	(-22.2%)
第2次産業	185	478	293	10.3%	21.0%	(+10.6%)
鉱業	8	17	8	0.5%	0.7%	(+0.3%)
製造業	112	173	62	6.2%	7.6%	(+1.4%)
公益業	21	39	17	1.2%	1.7%	(+0.5%)
建設業	44	249	206	2.4%	10.9%	(+8.5%)
第3次産業	656	1,100	443	36.7%	48.3%	(+11.6%)
商業	194	346	152	10.9%	15.2%	(+4.3%)
ホテル・レストラン業	15	87	72	0.8%	3.8%	(+3.0%)
運輸・通信業	65	147	83	3.6%	6.5%	(+2.9%)
金融・不動産・ビジネスサービス業	39	74	35	2.2%	3.2%	(+1.1%)
公的機関	64	103	38	3.6%	4.5%	(+0.9%)
教育	146	177	31	8.2%	7.8%	(-0.4%)
病院・社会福祉	82	79	-4	4.6%	3.4%	(-1.1%)
その他サービス	52	88	36	2.9%	3.9%	(+0.9%)

出所：National Statistical Committee of the Kyrgyz Republic より作成

以下では、名目 GDP に対する構成比の高い農業、製造業、小売業（商業）と、同国の国家輸出戦略（National Export Strategy 2013-2017）の中で取り上げられている 6 セクター中の 1 つである観光業の概況を紹介する。尚、観光業以外の 5 セクターは、①縫製、②果物・野菜（生鮮、加工）、③生肉・肉製品、④水、⑤乳製品である。

(4) 農業

農業はキルギスを代表する産業であったが、近年は経済全体のサービス化の影響もあり、その重要性は徐々に低下してきている。農業を含む第 1 次産業の就労者数は 2001 年から 2011 年の 10 年間で約 25 万人が減少している（産業全体では約 50 万人の増加）。また、産業別 GDP の内訳では、2003 年の 37.1%から 2013 年には 17.7%へと、約 20%ポイントも低下している。

第 1 次産業に代わって台頭している第 3 次産業は、海外への出稼ぎ労働者からの送金による購買意欲が上昇し、消費活動が活発になっていることが成長の背景にある。一方、第 1 次産業の低迷は、キルギスの農産物の国際競争力が低い点が原因となっている。

例えば、隣国のカザフスタンと生産者価格を比べると、小麦、とうもろこし等の穀物類で、キルギスの価格は相対的に高くなっている。

2013 年の品目別の貿易統計においても、農業を主とした第 1 次産業が関連する「食料品及び動物」では、輸出が 3 億ドル、輸入が 7 億ドルと、輸入超過の状態にある。輸出の主な品目群は「果実及び野菜」（2.0 億ドル）、「酪農品及び鳥卵」（0.5 億ドル）。輸入では「穀物及び同調整品」（2.2 億ドル）、「肉類及び同調整品」（1.2 億ドル）、「糖類及び同調整品・はちみつ」（1.0 億ドル）、「コーヒー・茶・ココア・香辛料類」（1.0 億ドル）となっている。

キルギス政府は、2013 年から 2017 年にかけての国家輸出政策において、野菜や果物の生鮮食品、加工食品を重点セクターに取り上げている。しかし、巨大消費地へのアクセス、鮮度の維持・管理、中国やカザフスタン等の隣国の高い競争力、包装資材の質などの問題から、業務用にしても消費者用にしても、海外マーケットでのポジショニングは弱い。

(5) 製造業

2003 年から 2013 年の製造業における名目 GDP の年率増加率は 15.4%で、全体の 14.7%を若干上回る。また、構成比では、2003 年が 14.6%、2013 年が 15.4%と、ほぼ同水準であった。

海外からの投資動向では、1998 年から 2012 年までの累計で、製造業が 41.1%を占め、投資を牽引している。

工業統計（2012 年）によると、製造業の中では、生産高では冶金・金属加工製品製造が 50.75%と最も多く、月平均給与でも、全産業で 13,581 ソムのところ、同部門では約 4 倍の 51,562.2 ソムと最も高い。一方、企業数では食品加工が 25.3%、従業員数では、縫製業が 53.7%を占め、最も多い。

キルギス政府は、国家輸出戦略（2013～2017）の中で、輸出ポテンシャルのある 6 セクターの 1 つとして縫製業を設定している。輸出先としてのターゲットは隣国のカ

ザフスタンやロシアが中心となろうが、現状、小規模企業が多く、大規模な OEM 製造に対応するのが難しいこと、設備の老朽化が進んでいること、上流部門となる紡績・紡織部門がほとんどなく、原材料を輸出に頼ることなど、課題も多い。

(6) 小売業

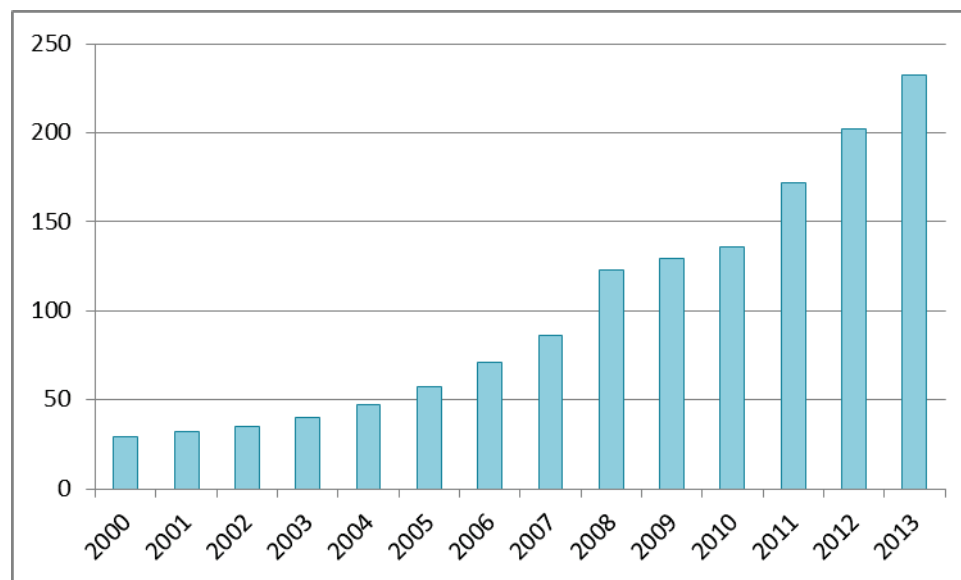
キルギスの小売業は高い成長を続けており、名目 GDP や就労者数でみた経済のサービス化（第3次産業化）の牽引役となっている。

2013年の小売売上高は2,324億ソム（約4,650億円）。2009年からの4年間で、売上規模は1.8倍に拡大している。キルギスは人口約550万人中、80万人から100万人が首都ビシュケクに居住していると言われている。これらの都市部では、以前は購買機会の多くがバザール（市場）であったが、近年ではビシュケク市内にショッピングモールの建設が進んでおり、スーパーマーケット等の近代的な小売形態（モダントレード）での購買が進んでいる。

産業別就労者数の変化からは、2001年から2011年までの10年間で増加した就労者数（約49万人）の内、3割に相当する約15万人が小売業を含む商業セクターでもたらされていることが分かる。

また、名目 GDP に占める比率は、2003年の16.7%から2013年には18.8%へと高まっており、当該10年間で農林水産業（37.1%→17.7%）を上回って、キルギスの産業分類（中分類以上）の中で、最もウェイトが高い産業へと成長している。

図表 2-11：小売売上高推移



注：単位は10億ソム

出所：National Statistical Committee of the Kyrgyz Republic より作成

(7) 観光業

観光業は、キルギスの国家輸出戦略（National Export Strategy 2013-2017）の中で取り上げられている6つのセクターの中の1つである。

経常収支中のサービス収支（旅行）では、2009年以降、平均して約1億ドルの黒字となっており、出稼ぎ労働者等による送金（同3,000万ドル）を上回る貴重な外貨獲得手段となっている。サービス収支（旅行）は、キルギスに政変のあった2010年でも黒字を維持していた。

キルギスへの入国者数は年間約240万人。但し、同国への入国にはイミグレーションカードはないため、パスポートによる入国者の国籍や滞在期間は捕捉できても、入国者数の属性（目的、滞在先、渡航元等）等を分析する基礎データはない。キルギスの観光省や業界団体へのヒアリングによると、旅行者の多くはカザフスタンやロシアから来ており、特に夏場の観光シーズンに、キルギス東部のイシククリ湖近郊に滞在するケースが多いようである。

一方、今後の更なる観光業の成長の道程は容易ではない。2014年には、中央アジアのシルク・ロード遺産が世界遺産に登録されたが、これは中国とカザフスタンとの3国の共同申請によるものである。また、キルギスが属する中央アジアでは、ウズベキスタンが遺跡等の観光資産を相対的に多く有しており、キルギス固有の訴求性の高い観光メッセージが描き難い。

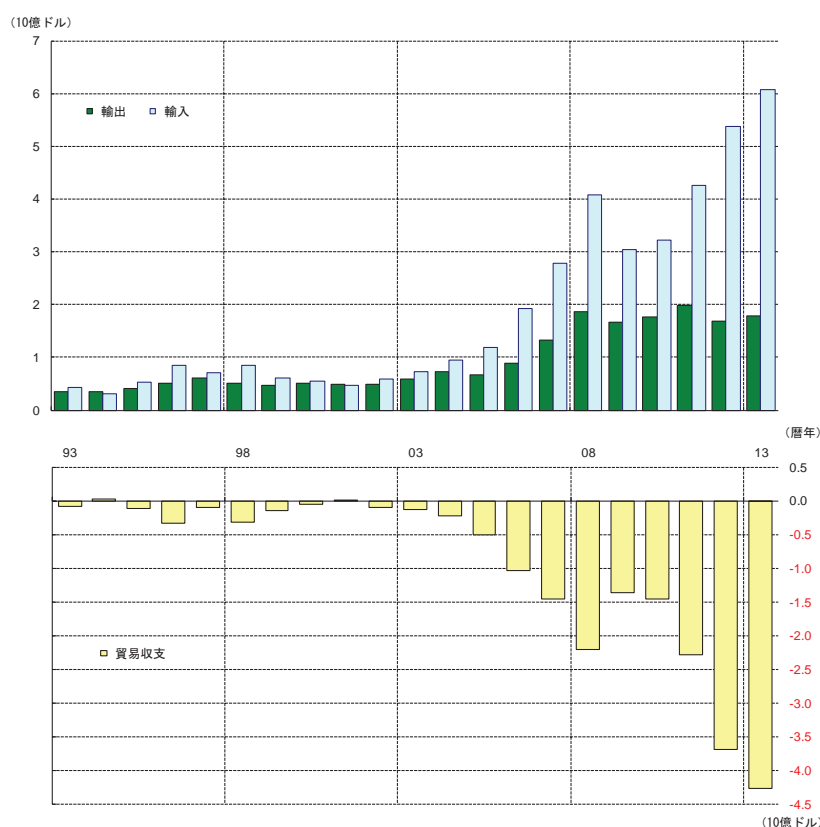
実際、観光業に関連したサービス産業（ホテル、レストラン業）を経済全体から比較すると、就労者数の内訳は上昇してはいるものの（0.8%→3.8%）、名目GDPではほぼ横ばいとなっている（1.6%→1.7%）。

3. 貿易

(1) 貿易収支

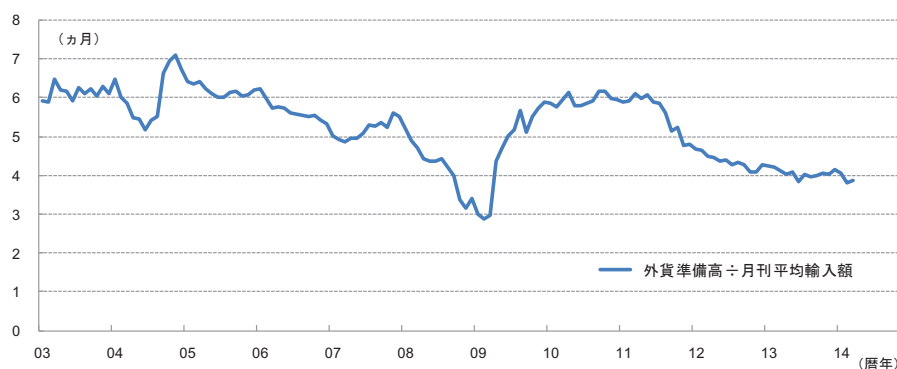
貿易収支は急速に悪化している。IMF の統計に拠ると、かつて貿易収支はほぼ均衡していたが（若干の貿易赤字）、2004 年を境に、石油製品等の鉱物性燃料や自動車等の輸送機器を中心に輸入が大幅に増えている。2003 年には 1 億ドル程度であった貿易赤字は、2013 年には 43 億ドルへと急増している。貿易赤字の拡大で、外貨準備は月額平均輸入額の約 6 ヶ月（2011 年初）から約 4 ヶ月相当（2014 年初）に減少している。

図表 2-12：貿易収支、輸出、輸入の推移



出所：IMF より作成

図表 2-13：外貨準備の月間平均輸入額に占める割合



出所：National Bank of the Kyrgyz Republic より作成

(2) 主要輸出入品目

主な輸出品目は、①果実及び野菜（2013年の輸出に占める構成比：11.3%）、②金（同9.9%）、③石油及び同製品（同8.9%）と、工業品の輸出は多くない。また、金についても、採掘量や市況に大きく左右されるため、安定した輸出品目とはなっていない。

2011年以降、石油製品や路上車両（主に自動車）の輸出が増えているが、同時期の輸入品目をみると、同一項目での輸入額も増えているため、国内の製造企業からの輸出が増えているとは考えがたい。また、輸出から輸入を引いた変化でみれば、2011年以降、石油製品も路上車両も貿易赤字の拡大要因となっている。2010年と2013年の純輸出をみると、石油製品は▲0.1億ドルから▲11.7億ドルへ、路上車両は▲1.0億ドルから▲5.2億ドルへと赤字幅が拡大している。

また、製造業の主要輸出品目である「衣類及び同附属品」も、2011年以降は輸入額が輸出額を上回っており、貿易収支の悪化要因となっている。

輸入の主な品目は、①石油及び同製品（2013年の輸入に占める構成比：21.8%）、②路上車両（同11.1%）、③穀物及び同調整品（同3.6%）。キルギスは農業が産業に占める重要性は高いものの、穀物類は純輸入国となっている。この他、機械類の輸入も多い。

図表 2-14：品目別にみた輸出の推移

(100万ドル/暦年)	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
輸出総額	582 (100.0%)	719 (100.0%)	672 (100.0%)	794 (100.0%)	1,321 (100.0%)	1,856 (100.0%)	1,673 (100.0%)	1,673 (100.0%)	1,979 (100.0%)	1,894 (100.0%)	1,791 (100.0%)
食料品及び動物	45 (7.8%)	67 (9.3%)	64 (9.6%)	116 (14.6%)	227 (17.2%)	349 (18.8%)	393 (23.5%)	393 (23.5%)	273 (13.8%)	268 (14.1%)	305 (17.0%)
酪農品及び鳥卵	11	11	17	25	36	42	40	40	41	39	52
果実及び野菜	19	25	25	62	152	269	315	315	193	181	203
飲料及びたばこ	18 (3.1%)	16 (2.3%)	19 (2.8%)	15 (1.9%)	21 (1.6%)	20 (1.1%)	41 (2.4%)	41 (2.4%)	36 (1.8%)	21 (1.1%)	27 (1.5%)
食料に適さない原材料	113 (19.4%)	125 (17.3%)	124 (18.5%)	137 (17.3%)	152 (11.5%)	147 (7.9%)	123 (7.4%)	123 (7.4%)	251 (12.7%)	238 (12.6%)	200 (11.1%)
金属鉱及びびくず	45	57	56	59	73	63	44	44	141	152	112
鉱物性燃料等	60 (10.3%)	68 (9.4%)	65 (9.7%)	135 (17.0%)	321 (24.3%)	105 (5.6%)	73 (4.4%)	73 (4.4%)	326 (16.5%)	259 (13.7%)	250 (14.0%)
石油及び同製品	32	36	39	106	273	61	8	8	181	169	159
電流	27	31	26	29	45	37	63	63	143	82	88
動植物性油脂	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
化学製品	11 (1.9%)	13 (1.9%)	7 (1.1%)	19 (2.3%)	26 (2.0%)	26 (1.4%)	43 (2.6%)	43 (2.6%)	68 (3.4%)	56 (2.9%)	82 (4.6%)
原料別製品	74 (12.7%)	93 (12.9%)	97 (14.4%)	120 (15.1%)	194 (14.7%)	198 (10.7%)	100 (6.0%)	100 (6.0%)	267 (13.5%)	242 (12.8%)	221 (12.3%)
ゴム製品	0	1	1	1	2	6	17	17	37	29	23
織物用糸及び繊維製品	13	12	11	13	19	16	15	15	36	19	24
非金属鉱物製品	39	51	60	74	123	119	16	16	22	48	44
鉄鋼	2	3	2	4	5	4	3	3	53	60	47
非鉄金属	10	10	4	6	10	9	9	9	35	27	22
機械類及び輸送用機器	50 (8.6%)	55 (7.7%)	57 (8.5%)	71 (8.9%)	115 (8.7%)	104 (5.6%)	132 (7.9%)	132 (7.9%)	235 (11.9%)	388 (20.5%)	295 (16.5%)
電気機器	22	28	29	24	37	35	45	45	53	43	56
路上車輛	12	12	14	14	28	25	38	38	135	247	157
その他輸送用機器	1	1	1	5	3	5	4	4	3	35	21
雑製品	43 (7.5%)	59 (8.2%)	58 (8.6%)	89 (11.2%)	133 (10.0%)	179 (9.6%)	215 (12.9%)	215 (12.9%)	248 (12.5%)	220 (11.6%)	231 (12.9%)
衣類及び同附属品	24	40	34	59	97	140	182	182	214	186	191
特殊取扱品	167 (28.7%)	222 (30.9%)	180 (26.7%)	92 (11.6%)	130 (9.8%)	727 (39.2%)	552 (33.0%)	552 (33.0%)	274 (13.9%)	203 (10.7%)	180 (10.1%)
金（マネタリーゴールドを除く）	160	220	167	87	111	264	140	140	214	131	178

出所：UNCTAD より作成

図表 2-15 : 品目別にみた輸入の推移

(100万ドル/暦年)	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
輸入総額	717 (100.0%)	941 (100.0%)	1,108 (100.0%)	1,931 (100.0%)	2,789 (100.0%)	4,072 (100.0%)	2,974 (100.0%)	2,974 (100.0%)	4,261 (100.0%)	5,373 (100.0%)	6,069 (100.0%)
食料品及び動物	56 (7.8%)	81 (8.6%)	115 (10.4%)	188 (9.7%)	279 (10.0%)	401 (9.8%)	385 (12.9%)	385 (12.9%)	541 (12.7%)	596 (11.1%)	722 (11.9%)
肉類及び同調製品	4	5	7	13	23	36	45	45	73	79	115
穀物及び同調製品	15	20	35	51	109	170	130	130	159	176	219
糖類及び同調製品・はちみつ	15	23	28	52	42	49	61	61	96	86	104
コーヒー・茶・ココア・香辛料類	10	12	15	22	37	53	55	55	82	103	98
飲料及びたばこ	26 (3.6%)	34 (3.7%)	42 (3.8%)	46 (2.4%)	71 (2.5%)	94 (2.3%)	78 (2.6%)	78 (2.6%)	107 (2.5%)	121 (2.3%)	139 (2.3%)
食料に適さない原材料	27 (3.7%)	30 (3.2%)	36 (3.3%)	46 (2.4%)	75 (2.7%)	88 (2.2%)	57 (1.9%)	57 (1.9%)	83 (2.0%)	114 (2.1%)	117 (1.9%)
鉱物性燃料等	181 (25.2%)	256 (27.2%)	320 (28.9%)	502 (26.0%)	740 (26.6%)	222 (5.4%)	112 (3.8%)	112 (3.8%)	972 (22.8%)	1,167 (21.7%)	1,464 (24.1%)
石油及び同製品	126	203	263	440	645	83	16	16	864	1,043	1,326
天然ガス及び製造ガス	32	35	33	44	79	111	72	72	75	85	96
動植物性油脂	9 (1.3%)	11 (1.2%)	9 (0.8%)	13 (0.7%)	21 (0.8%)	38 (0.9%)	37 (1.3%)	37 (1.3%)	59 (1.4%)	61 (1.1%)	72 (1.2%)
化学製品	104 (14.4%)	137 (14.6%)	157 (14.2%)	178 (9.2%)	256 (9.2%)	305 (7.5%)	271 (9.1%)	271 (9.1%)	453 (10.6%)	543 (10.1%)	609 (10.0%)
医薬品	38	38	56	50	82	97	88	88	165	187	203
精油・香料及び化粧品類	17	21	21	28	35	44	54	54	77	88	102
原料別製品	112 (15.6%)	151 (16.0%)	162 (14.6%)	237 (12.3%)	356 (12.8%)	514 (12.6%)	462 (15.5%)	462 (15.5%)	663 (15.6%)	870 (16.2%)	927 (15.3%)
織物用糸及び繊維製品	22	26	23	31	33	107	81	81	113	142	173
非金属鉱物製品	10	14	21	32	48	72	79	79	86	95	110
鉄鋼	18	32	32	44	78	110	101	101	147	228	203
機械類及び輸送用機器	143 (19.9%)	180 (19.1%)	200 (18.0%)	408 (21.1%)	490 (17.6%)	646 (15.9%)	491 (16.5%)	491 (16.5%)	971 (22.8%)	1,354 (25.2%)	1,442 (23.8%)
専門機械	35	41	64	94	117	149	137	137	129	179	213
その他産業機械及び部品	13	14	20	32	54	92	50	50	83	126	138
通信・音響機器	16	23	26	89	93	100	45	45	125	96	120
電気機器	18	22	33	35	53	65	64	64	102	190	180
路上車輛	42	65	40	103	116	153	133	133	432	663	676
雑製品	59 (8.2%)	59 (6.3%)	65 (5.8%)	97 (5.0%)	118 (4.2%)	317 (7.8%)	271 (9.1%)	271 (9.1%)	388 (9.1%)	501 (9.3%)	557 (9.2%)
衣類及び同附属品	20	12	9	15	9	150	108	108	184	237	257
特殊取扱品	1 (0.2%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)	216 (11.2%)	382 (13.7%)	1,448 (35.6%)	809 (27.2%)	809 (27.2%)	25 (0.6%)	47 (0.9%)	18 (0.3%)

出所 : UNCTAD より作成

(3) 出所によって異なる貿易統計

キルギスの貿易統計には、①IMFの“International Financial Statistics”(IFS)、②キルギス国家統計委員会のHSコード、③IMFの“Direction of Trade Statistics”(DOT:国別合算)がある。2003年から2013年までの推移をみると(図表2-16)、2009年以降、③DOT(国別合算)と①(IFS)及び②(HSコード)との乖離が広がっている。

輸出入別にみると、③DOT(国別合算)は、輸出では①や②より少なく計上されており、輸入では逆に多く計上されている。2013年のデータでは、③DOT(国別合算)は①IFSに比べ、輸出は3分の2、輸入は1.8倍の水準にある。特に乖離の大きい輸入においては、差が広がり始めた2009年以降、中国のデータが突出して大きい。

次項では、主要貿易相手国について触れているが、国別構成比の動きについては、上記の理由により、留意して判断することが求められよう。

図表 2-16 : 貿易統計による差異

	出所	内容	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13
輸出	① IMF	IFS (fob)	583	721	674	891	1,321	1,856	1,673	1,756	1,979	1,683	1,791
	② NSCK	HS Code	582	719	672	794	1,134	1,618	1,444	1,488	1,979	1,683	1,791
		(①との乖離率)	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-10.9%	-14.1%	-12.8%	-13.7%	-15.2%	0.0%	0.0%	0.0%
	③ IMF	DOT (国別合算)	581	705	634	796	1,134	1,618	904	1,043	1,129	1,159	1,136
	(①との乖離率)	-0.3%	-2.2%	-6.0%	-10.7%	-14.2%	-12.8%	-46.0%	-40.6%	-42.9%	-31.2%	-36.6%	
輸入	④ IMF	IFS (cif)	722	947	1,189	1,931	2,789	4,072	3,040	3,223	4,261	5,374	6,070
	⑤ NSCK	HS Code	717	941	1,101	1,718	2,417	4,072	3,040	3,223	4,261	5,374	6,070
		(④との乖離率)	-0.7%	-0.6%	-7.3%	-11.0%	-13.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	⑥ IMF	DOT (国別合算)	717	941	1,112	1,711	2,415	4,071	8,224	7,231	9,078	10,156	10,799
	(④との乖離率)	-0.7%	-0.6%	-6.5%	-11.4%	-13.4%	0.0%	170.5%	124.4%	113.0%	89.0%	77.9%	

注： NSCK= National Statistical Committee of the Kyrgyz Republic

出所： National Statistical Committee of the Kyrgyz Republic, IMF より作成

(4) 主要貿易相手国

IMFの“Direction of Trade Statistics”の統計に拠ると、キルギスのの主な輸出先は①カザフスタン（2013年の輸出に占める構成比：28.1%）、②ウズベキスタン（同27.9%）、③ロシア（同11.1%）と、近隣の経済大国が上位を占めている。

また、2009年以降の輸出相手国の構成比の変化をみると、ロシアからカザフスタンへのシフトが窺える。2009年と2013年での構成比の変化は、ロシアが25.5%ポイント低下し、カザフサタンは16.4%ポイント上昇している。

一方、輸入においては、上位は①中国（2013年の輸入に占める構成比：51.7%）、②ロシア（同21.2%）、③カザフスタン（同7.8%）と、中国からの輸入が過半を占めており、上位3カ国で輸入全体の8割以上となっている。現地ヒアリングによると、中国からは消費財が多く輸入されているといわれている。

図表 2-17：輸出の相手国別内訳

(単位：100万ドル)	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
輸出	581	705	634	796	1,134	1,618	904	1,043	1,129	1,159	1,136
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
先進国	177	167	75	248	282	602	42	21	29	44	39
	30.5%	23.7%	11.8%	31.1%	24.9%	37.2%	4.6%	2.0%	2.6%	3.8%	3.4%
日本	0	0	0	1	2	3	0	0	2	1	1
	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.1%
フランス	0	0	1	0	0	108	21	4	1	1	1
	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	6.7%	2.3%	0.4%	0.1%	0.1%	0.1%
スイス	118	102	28	208	226	440	0	0	0	0	0
	20.3%	14.5%	4.4%	26.1%	19.9%	27.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
発展途上国	403	538	558	548	852	1,016	862	1,021	1,100	1,115	1,097
	69.4%	76.2%	88.1%	68.9%	75.1%	62.8%	95.4%	98.0%	97.4%	96.2%	96.6%
アジア	25	41	38	43	65	47	48	69	98	87	64
	4.3%	5.8%	6.0%	5.4%	5.7%	2.9%	5.3%	6.6%	8.7%	7.5%	5.7%
中国	23	39	27	38	62	44	44	63	89	80	57
	4.0%	5.6%	4.2%	4.8%	5.5%	2.7%	4.8%	6.1%	7.8%	6.9%	5.0%
欧州	224	303	331	413	642	859	713	834	861	882	873
	38.7%	42.9%	52.2%	51.9%	56.6%	53.1%	78.9%	80.0%	76.3%	76.1%	76.8%
ロシア	97	138	134	154	235	310	331	352	253	178	126
	16.7%	19.5%	21.2%	19.3%	20.7%	19.2%	36.6%	33.7%	22.4%	15.4%	11.1%
カザフスタン	57	87	116	163	205	184	106	151	220	303	319
	9.8%	12.4%	18.3%	20.4%	18.0%	11.4%	11.7%	14.5%	19.5%	26.1%	28.1%
ウズベキスタン	16	15	17	28	86	232	203	258	289	301	317
	2.8%	2.1%	2.7%	3.5%	7.6%	14.3%	22.5%	24.7%	25.6%	26.0%	27.9%
トルコ	11	17	18	27	43	45	29	28	47	41	34
	1.9%	2.4%	2.9%	3.4%	3.8%	2.8%	3.2%	2.7%	4.2%	3.5%	3.0%
中東・北アフリカ	154	194	190	92	145	110	101	118	139	146	159
	26.5%	27.5%	29.9%	11.5%	12.8%	6.8%	11.1%	11.3%	12.3%	12.6%	14.0%
UAE	144	189	173	9	14	51	48	55	63	70	78
	24.9%	26.8%	27.3%	1.1%	1.3%	3.1%	5.3%	5.2%	5.6%	6.0%	6.9%
アフガニスタン	6	0	12	75	118	46	40	51	57	60	63
	1.1%	0.0%	2.0%	9.4%	10.4%	2.8%	4.4%	4.9%	5.1%	5.1%	5.5%
サブサハラ・アフリカ	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
西半球	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

出所：IMFより作成

但し、2009年以降の構成比の変化からは、中国のウェイトが徐々に低下していることが窺える。2009年と2013年での構成比の変化は、中国が18.2%ポイント低下し、代わってロシア（9.0%ポイント）、カザフスタン（2.6%ポイント）、トルコ（2.1%ポイント）の比率が上昇している。

図表 2-18 : 輸入の相手国別内訳

(単位：100万ドル)	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
輸入	717	941	1,112	1,711	2,415	4,071	8,224	7,231	9,078	10,156	10,799
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
先進国	168	203	235	365	392	946	430	468	744	893	792
	23.5%	21.5%	21.1%	21.4%	16.2%	23.2%	5.2%	6.5%	8.2%	8.8%	7.3%
日本	12	12	12	13	18	130	28	40	88	79	111
	1.6%	1.2%	1.1%	0.8%	0.7%	3.2%	0.3%	0.6%	1.0%	0.8%	1.0%
韓国	12	25	28	24	39	83	110	115	156	178	180
	1.6%	2.7%	2.5%	1.4%	1.6%	2.0%	1.3%	1.6%	1.7%	1.8%	1.7%
米国	48	45	67	98	96	120	57	86	113	160	117
	6.7%	4.7%	6.0%	5.7%	4.0%	2.9%	0.7%	1.2%	1.2%	1.6%	1.1%
発展途上国	548	738	872	1,345	2,023	3,126	7,795	6,764	8,334	9,263	10,007
	76.5%	78.5%	78.5%	78.6%	83.8%	76.8%	94.8%	93.5%	91.8%	91.2%	92.7%
アジア	84	88	112	257	373	756	5,785	4,548	5,408	5,628	5,638
	11.7%	9.3%	10.1%	15.0%	15.5%	18.6%	70.3%	62.9%	59.6%	55.4%	52.2%
中国	78	80	103	246	356	728	5,750	4,509	5,366	5,581	5,584
	10.8%	8.5%	9.3%	14.4%	14.7%	17.9%	69.9%	62.4%	59.1%	54.9%	51.7%
欧州	448	632	732	1,057	1,612	2,321	1,980	2,186	2,884	3,594	4,316
	62.4%	67.2%	65.9%	61.8%	66.7%	57.0%	24.1%	30.2%	31.8%	35.4%	40.0%
ロシア	176	294	379	652	979	1,492	1,000	1,073	1,248	1,797	2,285
	24.6%	31.2%	34.1%	38.1%	40.5%	36.6%	12.2%	14.8%	13.7%	17.7%	21.2%
カザフスタン	171	203	174	200	312	377	430	465	559	798	841
	23.8%	21.6%	15.7%	11.7%	12.9%	9.2%	5.2%	6.4%	6.2%	7.9%	7.8%
トルコ	26	33	33	39	51	91	154	142	198	283	427
	3.6%	3.5%	3.0%	2.3%	2.1%	2.2%	1.9%	2.0%	2.2%	2.8%	4.0%
ウズベキスタン	39	52	60	65	121	160	140	178	199	208	219
	5.5%	5.5%	5.4%	3.8%	5.0%	3.9%	1.7%	2.5%	2.2%	2.0%	2.0%
中東・北アフリカ	15	16	22	20	24	29	19	24	30	33	33
	2.0%	1.7%	2.0%	1.2%	1.0%	0.7%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
サブサハラ・アフリカ	0	0	2	1	1	2	1	1	1	1	2
	0.1%	0.0%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
西半球	2	3	3	11	13	18	10	4	11	7	17
	0.2%	0.3%	0.3%	0.6%	0.5%	0.4%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%
その他	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

出所：IMF より作成

第3章 キルギスの金融

1. 中央銀行

(1) 中央銀行の主な役割

キルギス中央銀行（以下、「中央銀行」とする）は1992年に設立され、現在は1997年に施行された中央銀行法に基づいて業務を行っている。これに拠ると、中央銀行が最も重視しているのは「物価の安定」である。物価の安定を図るため、中央銀行は政策金利を変更したり、ベースマネーの供給量を調節してマネーサプライの伸びをコントロールしている。

金利政策では、政策金利として主に公定歩合（Discount Rate）が用いられている。公定歩合とインフレ率（消費者物価前年同月比）をみると、実際、中央銀行は、インフレ率の動向にやや遅れて、金利を変更していることが窺える（図表3-1参照）

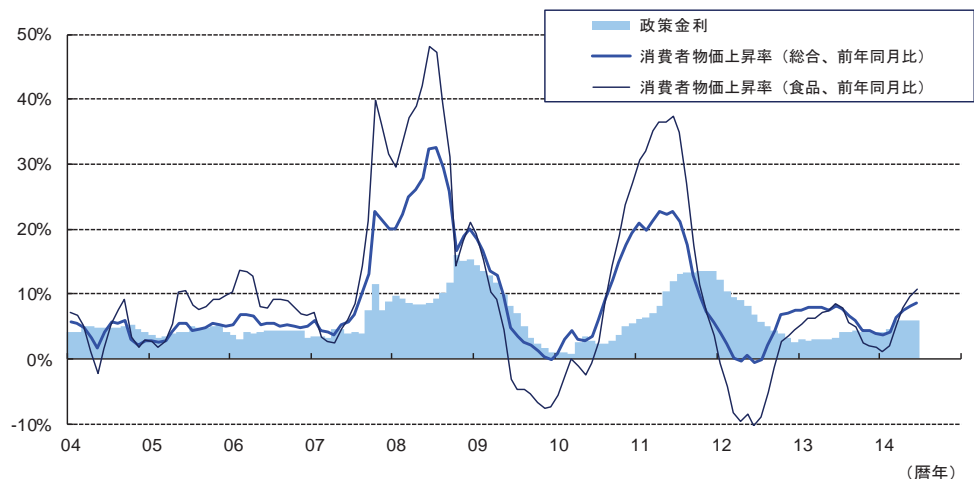
マネーサプライでは、商業銀行に対する監視（モニタリング）・窓口指導を通じてローン規制が取られ、市中の資金供給量のコントロールが図られている。中央銀行は、規模によって各銀行を3種類に分け、規模が大きい銀行ほど厳しくモニタリングしている。モニタリングは各行の四半期報告書を基に実施されるが、貸出等のマネーの動きは各銀行から中央銀行に毎日報告されているため、リスクが高まっていると中央銀行が判断した場合には、改善を促す警告書が発行される。

尚、貸出金利については、特に中央銀行から指導（誘導）は行われておらず、銀行間の競争原理が働いている。

政府との関係では、中央銀行は政府から独立して業務を行っており、「中央銀行の独立性」は高いと言える。中央銀行は、政府が発行する有価証券の購入は可能だが、政府に対する貸付を行うことはできない。

その一方で、例えば、財務省に対しては、国家予算の検討にあたって、中央銀行が政策の調整組織と位置付けられ、経済省に対しては、同省が設定する経済予測について意見する等の関係にある等、政府機関との連携も行われている。

図表3-1：インフレ率と政策金利の推移



出所：National Statistical Committee of the Kyrgyz Republic、National Bank of the Kyrgyz Republic
より作成

(2) 為替に対する政策スタンス

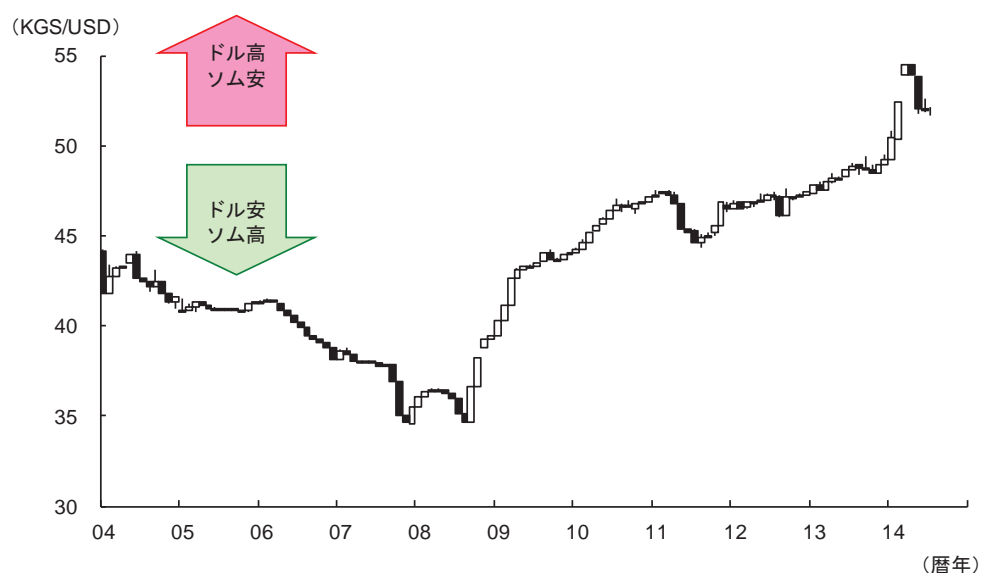
キルギスの通貨ソムは、1993年5月に導入された。物価の安定を図る上で、通貨価値の安定も重要である。キルギスは食料品の7割を、ガソリン等の燃料の100%を輸入に依存している。このため、主要貿易相手国であるロシア、カザフスタン、中国の通貨に対する通貨ソムの価値の安定を図る必要がある。

中央銀行は、毎日、ドル、ユーロ、ルーブル（ロシア）、テンゲ（カザフスタン）に対する参照値を公表している。通貨ソムについては、両替を自由に行うことができるメリットがあるが、一方で経済規模が小さいため、通貨の価値が不安定になりやすいとの側面がある。ソムの価値が主要通貨に対して大きく振れる場合には、中央銀行は市場で為替介入を行っている。

2013年の為替市場への介入は1回のみで、介入規模も1,400万ドル（「ドル売り・ソム買い」）と小さかった。しかし、2014年に入ると、米国の量的金融緩和の縮小で新興各国の通貨が軒並み下がり（注）、通貨ソムの対ドルレートも年初から1割程度減価した。中央銀行は、ソムの価値を安定化させるため、同年1～3月期に2億ドル規模の「ドル売り・ソム買い」介入を行った。その後、4月には介入を行わなかったが、5月に入ると逆にソムの価値が高くなってきたため、2,000万ドル相当の「ドル買い・ソム売り」介入を行っている。介入の原資となる外貨準備（ドル）について、中央銀行は潤沢にあると考えている。2014年5月に中央銀行を訪問した際には、手元の外貨準備は21.7億ドルと、輸入の4ヵ月強に相当する水準にあると答えている。

注：キルギスの隣国であるカザフスタンでは、統一経済圏を形成する隣国ロシアの通貨ルーブルの急落したことで、米ドルにリンクさせていた通貨テンゲの水準を2014年1月11日に約2割切り下げた。

図表 3-2：為替レート（対ドル）の推移



出所：National Bank of the Kyrgyz Republic より作成

2. 銀行

2014年7月時点、キルギスには24行の商業銀行があり（パキスタン国家銀行のビシュケク支店を含む）、外国資本が含まれる銀行は16行となっている。国内の支店数は291店。首都ビシュケク（57店）と、南部のオシュ（54店）に多く集まっている。

銀行ライセンスを取得するには、①単独進出、②合弁、③既に取得済みの銀行からの名義変更、の方法がある。いずれの場合も、ライセンスの取得には、資本金6億ソム（約1,200万ドル）以上が必要となる（注）。また、②の合弁の場合、外国企業が10%以上の株式を取得する場合には、中央銀行の許可が必要となる。尚、その後20%の株式を取得する場合にも改めて許可が必要となる（銀行の事業については、銀行法33条に規定されている）。銀行ライセンス取得後、国内の投資家であれば6ヵ月以内に、外国人投資家の場合は12ヵ月以内に、店舗開設が必要となる。

注：現行の資本金規制は2億ソムであるが、2017年から2018年にかけて、6億ソムが全行に適用される予定となっている。

図表 3-3：商業銀行の支店数と資本金（登録年月順）

No	銀行名	登録年月	支店数								資本金 (100万 ソム)	
			Bishkek	Chui oblast	Issyk-Kul oblast	Naryn oblast	Talas oblast	Jalal-Abad oblast	Oh oblast	Batken oblast		
1	OJSC RK "AMANBANK"	1991/5	17	2	3	3	1	1	1	5	1	372
2	OJSC "Kazkommertsbank Kyrgyzstan"	1991/12	3	2	-	-	-	-	-	1	-	154
3	OJSC "Commercial bank KYRGYZSTAN"	1991/12	34	6	5	3	3	1	8	6	2	622
4	"Optima Bank" OJSC	1992/5	14	6	2	3	-	1	1	1	-	700
5	"KSB" CJSC	1992/5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	242
6	OJSC Investbank "Issyk-Kul"	1993/5	6	2	-	2	-	-	1	1	-	271
7	OJSC "Capital Bank"	1995/10	1	-	-	-	-	-	-	1	-	310
8	CJSB JSCB "Tolubay"	1996/1	2	2	-	-	-	-	-	-	-	235
9	OJSC "RSK Bank" ("SSC Bank")	1996/7	51	3	8	7	5	4	10	9	5	1,244
10	CJSC "BTA Bank"	1996/11	14	2	2	3	-	-	2	4	1	1,000
11	CJSC "Demir Kyrgyz International Bank"	1997/5	7	4	-	-	-	-	1	2	-	133
12	OJSC "DOS-KREDOBANK"	1997/6	10	1	2	2	2	1	1	1	-	271
13	CJSC "Manas Bank"	1997/10	1	-	-	-	-	-	-	1	-	378
14	CJSC "EcoIslamicBank"	1998/3	12	4	2	1	-	1	1	2	1	407
15	CJSC "Bank of Asia"	1998/11	7	3	1	1	-	-	1	1	-	271
16	OJSC "Kyrgyz Credit Bank"	1998/11	3	3	-	-	-	-	-	-	-	300
17	OJSC "BAKAI BANK"	1998/12	7	-	2	1	1	1	1	1	-	340
18	OJSC "Halyk Bank Kyrgyzstan"	1999/4	9	4	1	1	-	-	1	2	-	534
19	Bishkek branch of the National bank of Pakistan	2000/4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	201
20	CJSC "Kyrgyz Investment and Credit Bank"	2001/7	14	3	2	1	1	1	2	3	1	953
21	OJSC "FinanceCreditBank KAB"	2005/12	6	-	1	1	1	-	1	2	-	300
22	OJSC "Aiyl Bank"	2006/12	30	2	5	3	2	2	6	6	4	600
23	OJSC "Rosinbank"	2010/12	36	7	5	5	3	2	7	4	3	41
24	"Bai-Tushum" Bank CJSC	2012/11	7	1	-	1	1	1	1	1	1	715
	合計		291	57	41	38	20	16	46	54	19	10,594

注：支店数、資本金は2014年4月時点

出所：National Statistical Committee of the Kyrgyz Republicより作成

3. 証券

キルギス証券取引所は1994年に非国営の非営利組織として設立された。当時、米国の援助プログラムでプライスウォーターハウスがコンサルタントとして制度作りに参加しており、基本的には米国の証券取引所のルールを踏襲したものとなっている。

2014年7月時点、上場銘柄は普通株式15銘柄、優先株式1銘柄、債券5銘柄の計21銘柄となっている。時価総額は約95億ソム（約190億円）。最近の上場では、2014年4月に、アルコール企業のア・リー社が1億ソム（約2億円）の社債を発行した。クーポンレートは14%で、購入者の多くは個人投資家であった。

取引所のトレーディング時間は、月曜日から金曜日の午前10時30分から15時までとなっている。上場銘柄の売買は、国内の証券会社（2014年5月時点：16社）を通じて行われる。

キルギスでは非公開会社が多い。証券取引所に上場するには、まず政府の国家財務監督サービス局に登録し（registration）、同局のListing Committeeでの審査を経て、当該会社の公開会社化（public company）を行わなくてはならない。

キルギス証券取引所へのヒアリングに拠ると、株式の上場にあたっては、「数値基準」と「属性基準（会社の歴史など）」から審査され、上場の可否が判断されることである。既に上場している公開会社は16社だが、国家財務監督サービス局に登録されている会社は1,000社以上あり、その内の200社は公開会社化されている。今後はこれら200社が、証券取引所への上場候補企業と期待されている。尚、登録会社が1,000社以上あるのは、キルギスでは株主の移転の際に登録会社であることが必要であるためである。

4. 商業銀行セクターの与信残高と収益性

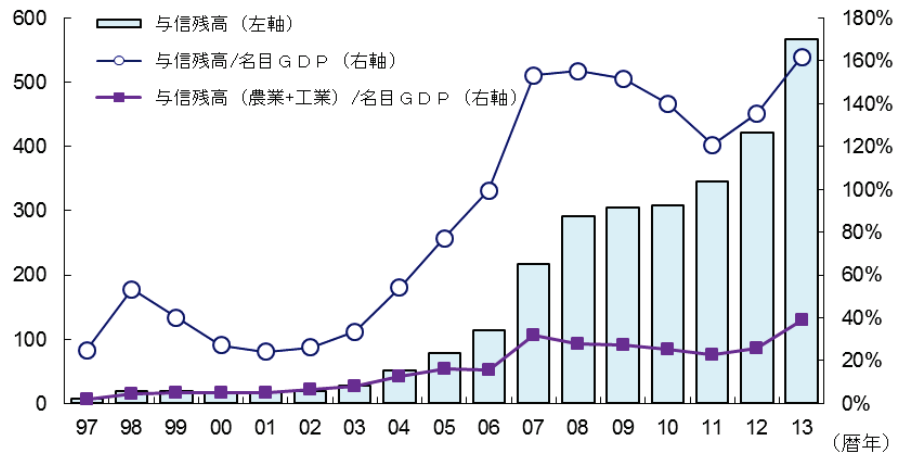
(1) 「卸売・小売業」向けを中心に伸びる与信残高

2004年以降、商業銀行セクター全体の与信残高は、2008年秋の世界金融危機（リーマンショック）の影響で一時的に伸びが鈍化した時期はあったものの、大幅に伸びている。2003年末から2013年末迄の10年間、与信残高は年率35%のペースで増加している。与信残高の増加に伴い、名目GDPに占める比率は、2003年末の34%から162%へと上昇している。

しかし、借入の主体は「卸売・小売業」で、工業（製造業）や農業向けの与信はそれほど目立っていない。2013年の名目GDPに占める「農業」と「工業」向け与信残高の比率は39%。過去10年間（2003年：8.1%）で見れば大きく上昇しているが、2013年以前で最も比率の高かった2007年（32%）からの上昇幅は限定的となっている。

卸売・小売業向けの与信が大きく伸びていることは、過去10年間で、経済構造が農業主体からサービス業主体への転換している動きと一致している。但し、卸売・小売業は、資金使途の多くが土地取得・建物の建設・初期在庫等の運転資本であり、製造業や農業のような機械設備等への投資ウェイトは小さい業種である（運輸や倉庫は「その他」に含まれる）。このため、与信が増えたことによる経済全体の生産性改善は、製造業や農業ほどには表れていないと推察される。

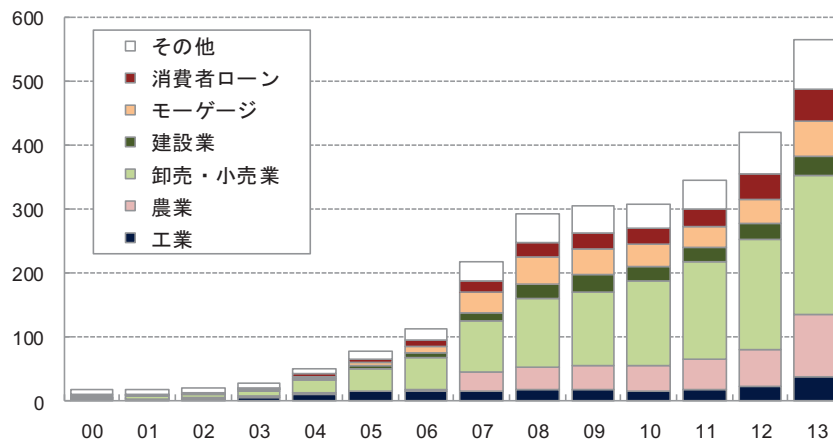
図表 3-4：商業銀行部門の与信残高と名目 GDP 比の推移



注：単位は10億ソム

出所：National Bank of the Kyrgyz Republic より作成

図表 3-5：商業銀行の産業別与信残高の推移



注：単位は10億ソム

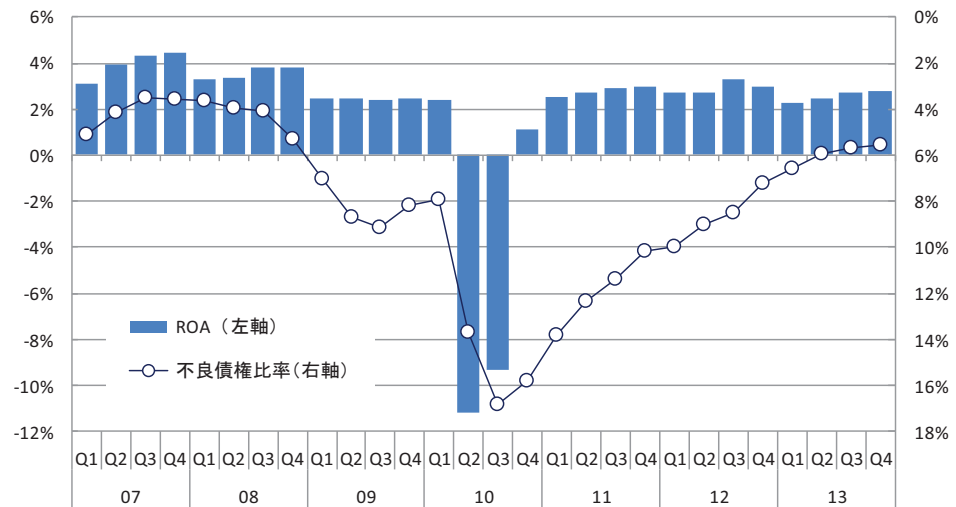
出所：National Bank of the Kyrgyz Republic より作成

(2) リーマンショック前のレベルに回復した不良債権比率と収益性

銀行部門の不良債権比率は、2008 年秋のリーマンショックを境に急速に悪化した。それまでの1年間の同比率は3.5~4.0%であったが、2009 年秋(第3 四半期)には9.2%へ、翌2010 年第3 四半期には16.8%へと大幅に上昇した。銀行部門の収益性を示す総資産利益率 (ROA: Return on Asset) は、リーマンショック前は3.0~4.0%で推移していたが、リーマンショック後の1年半は同2%台へと低下。さらに、不良債権比率が急上昇した2010 年第2~3 四半期では、-58%、-51%と大幅に低下し、銀行部門のバランス・シートは毀損した。

しかし、その後は景気が持ち直したこともあって、徐々に不良債権比率は低下。2013 年末時点では、5.5%と2008 年末の水準に戻っている。また、財務体質の改善に伴い、銀行部門の貸出残高も伸びてきている。

図表 3-6 : 銀行部門の ROA と不良債権比率



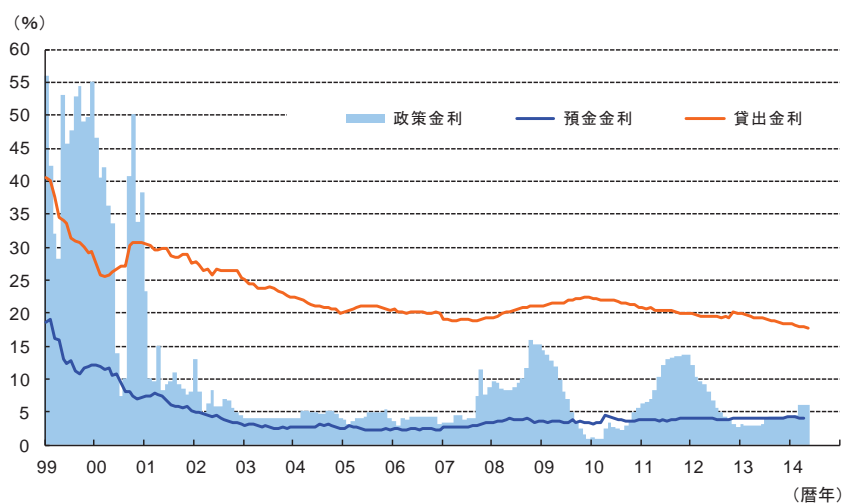
出所 : National Bank of the Kyrgyz Republic より作成

(3) 金利水準と預貸スプレッド

中央銀行がインフレ率を注視しているため、政策金利の変更頻度は高い。しかし、政策金利が変更されたとしても、商業銀行の預金金利や貸出金利はそれほど大きく変わっていない。比較的影響を受けやすい預金金利であっても、2004年1月から2014年4月迄の政策金利の変動（前月末との差）に対する預金金利（商業銀行の加重平均ベース、前月末との差）の感応度は、僅か0.5%に過ぎない。2014年5月時点の預金金利は4.0%、貸出金利は17.8%。

預貸スプレッドは縮小傾向にある。特に貸出金利は、不良債権の処理が進み始めた2010年秋頃から低下している。2004年1月に19.70%あった預貸スプレッドは、2014年4月には13.79%へと、約5.9%ポイント縮小した。

図表 3-7 : 政策金利、貸出金利、預金金利の推移



出所 : National Bank of the Kyrgyz Republic より作成

5. 資金調達の実際と決済慣行

2014年3月と5月に訪問した商業銀行数行と中央銀行との面談を基に、足下の資金調達環境に関する情報をまとめる。

- 民間企業向けの融資期間は、長期で7年が多い。中小企業向けは5年。融資額の制限については、商業銀行によって異なる。ある商業銀行では、企業向けでの融資の上限を100万ドルとしている。また、環境リスクの高い企業、タバコやアルコールに関連する企業向けの融資を禁じている。
- ソム建ての貸出金利は、大手企業向けであれば18~20%、中堅企業であれば20~25%となる。個人向けは25%超。中央銀行によるソム建ての上限金利は33%（但し、マイクロファイナンスは45%）。
- ドル建ての貸出金利は16~18%。中央銀行によるドル建ての上限金利は20%
- 2012年頃の中央銀行の監査により、マイクロファイナンスで複数の金融機関から借入を行っている個人が多いことが問題視された。中央銀行の指導もあり、各金融機関は、個人向けの審査を厳しくしている。
- ある金融機関では、マイクロファイナンスの申請の内、25%を棄却していた。要因としては、①収入が足りない、②複数の金融機関から借りようとしていた、③属性の基準が満たされていない等であった。属性とは、年齢（20歳~60歳）、パスポート（有効期限内）、住所等である。
- キルギスには、信用情報機関があり、過去10年間の履歴を調べることができる。
- 国内の決済手段には、小切手が使われることもあるが、最近ではオンライン・バンキングでのグロス送金決済が行われており、決済の主流となっている。
- 小切手については、キルギス国内で切り出されたものについてはキャッシングを行うが、他国で振り出されたものについては行われていない。

6. 外国人向け金融サービス

以下では、外国人の銀行開設手続きや海外送金について、現地のデミール銀行(Demir Bank)に取材した内容を紹介する。尚、これらの手続きは銀行毎に異なる可能性があることや、取材時(2014年5月)から変わっている可能性があるため、実際の手続き等に当たっては事前に確認することが望まれる。

(1) 個人向け口座の開設とサービス内容

外国人の銀行口座開設は、比較的簡単に行うことができる。デミール銀行の場合、口座開設に必要となるのは、①パスポート、②255ソム(約500円)のみである。口座は翌営業日に出来、さらに2営業日後にATMカードが発行される。住民票等の居住を証明する書類も不要で、旅行者でも口座を開くことは可能である。ATMカードには、クレジットカード機能(VISA)を付けられる。カードを提示すれば、提携スーパーでの購入代金に対して、数%のディスカウントが受けられるメリットもある。カードの受取は、口座開設を申し込んだ支店以外の支店でも可能である。2014年5月時点、デミール銀行はキルギス国内に60カ所、ATMを設置している。

個人口座の維持費用は、外国通貨を利用する場合にのみ課せられ、自国通貨ソムのサービス（ATMでの受取など）の利用のみであれば無料である。外貨については、口座開設時に5つの外国通貨を選ぶことが可能（日本円も含む）。外貨口座では、1ヵ月間に何らかのサービスを受けた場合には、1ヵ月あたり41ソム（約80円）が徴収される。また、ATMでのドルの受取には、額面の0.5%の手数料がかかる。一方、窓口での受取であれば、手数料はかからない。ATMの1回の引き出し限度額は、ソムの場合は6万ソム、ドルの場合は1,200ドルである。

インターネットバンキングの開設も可能である。デミール銀行の場合、残高の閲覧のみのバージョンと、国内送金等のできるバージョンの2種類がある。尚、海外送金の機能は、2014年5月時点ではまだない。

(2) 法人向け口座の開設とサービス内容

一方、外国企業の法人口座の開設には、必要となる書類が多い。但し、必要書類が揃えば2営業日で口座は開設される等、手続きは早い。口座開設に必要な書類は、会社登録ライセンスの写し、会社の税務登録の証明等である（図表3-8参照）。

尚、一般的に、外国企業が新規進出してきた際、法人の設立登記手続きの前に銀行口座を仮に開設するケースがある（仮口座の開設）。これは、設立登記の手続きの中で、海外から振り込まれる資本金の受取口座を、当局が把握するためである。しかし、キルギスの場合は、「会社設立のための仮口座」の開設は認められていない。これは、同国の法務省での法人設立手続きの中で、資本金の受取口座を申請する必要がないためである。このため、外国企業は、先に法務省で法人の設立登記を行った後に、銀行口座の開設手続きに入る。

図表 3-8 : 外国企業の法人口座開設に必要な資料のリストの例 (Demir Bank)

No	必要書類リスト
1	法人の設立認可証の原本または写し（写しの場合は公的な証明が必要）
2	法人登記証明書の写し（FEZの管理組合または法律省機関が発行したもの）
3	営業許可証の写し
4	法人の資本金を処分する権限を示した書類等（設立株主総会の議事録等）
5	署名（Signature）と印章（Seal Card）の公的に証明された写し2部
6	口座を管轄する者のパスポートの写し
7	税務登録カードの写し、社会保険基金の通知の写し、その他キルギス国政府の公的機関が発行した登録証の写し
8	納税者登録された事実を示す税務当局からの証明書
9	直近の合併会社の貸借対照表

出所：Demir Bank 資料及び取材より作成

(3) 海外送金

海外への送金を行う際、中央銀行に対する事前の許可は不要である。但し、50万ドル以上の送金については、目的などを尋ねられる。

海外送金に係る手数料は、送金額によって金額、料率が異なる。デミール銀行の場

合、5,000 ドル以下の送金は、固定手数料（30.6 ドル）に、送金額面の 0.33%が必要となる。5,000 ドル超の送金では、キルギス財務省の Treasury 局からの料率引き下げ指導があることもあり、金額や顧客によって手数料を変えている。料率でみると、5,000 ドル以下の率（0.33%）に比べて 1/3 程度に下がっている模様である。

第4章 会社等の設立

1. 会社の種類

キルギスにおいて、法人の活動等を規制する主な法律は、民法、会社法、株式会社法である。会社法および株式会社法に規定される主な会社の種類と概念を図表 4-1 に示す。これらのうち、最も一般的なものは、有限責任会社および株式会社とされている。

図表 4-1：主な会社の種類と概要

会社の種類	概要
有限責任会社	・社員は会社の債務に対して責任を負わず、自分の出資額の範囲内で会社の活動に関連した損失に対するリスクを負う ・定款資本への出資を全額行っていない有限責任会社の社員は、会社の債務に対し、出資未払分の範囲内で、連帯して財産上の責任を負う
株式会社	・株主は、会社の債務について責任を負わず、会社の業務に関連する損失につき、所有する株式の価格の範囲でリスクを負う
合名会社	・会社の財産が不足した場合、社員が自分の全財産をもって会社の債務に対して連帯責任を負う
合資会社	・会社の債務に対し、自分の全財産をもって連帯責任を負う1名以上の社員（無限責任社員）の他に、定款資本への出資額によってその責任が限定され、会社の企業活動には参加しない1名以上の社員がいる会社

出所：法務総合研究所国際協力部（2009）「キルギス会社法和訳（仮訳）」および法務総合研究所国際協力部（2008）「キルギス株式会社法和訳（仮訳）」より作成

(1) 有限責任会社¹

有限責任会社（LLC）は、キルギスで最も一般的な会社の形態であり、下記に示す利点がある。

- LLC への出資者は、LLC の義務に責任を持たない。業務に関連する損失については、出資者は出資の範囲内で責任を負う。
- LLC の経営組織の構造および権限は、法令により規定されていない。このため、LLC の経営組織構造および意思決定は、柔軟に設定可能である。
- LLC の最低資本金は、1KGS（約 2 円、2014 年 6 月現在）である。
- キルギスの法律²では、一人会社の法人が LLC の単独の創設者／出資者になることを禁止している。
- LLC の出資者数の上限は 30 とされている。出資数が 30 を超えた場合は、LLC は 1 年以内に株式会社に再編成しなければならない。LLC がこの要件を満たせない場合、司法手続きにより清算される。

¹ Kalikova Associates (2014) “Business in the Kyrgyz Republic: Legal Aspects” p. 28.

² Article 128 of the Civil Code of the Kyrgyz Republic.

(2) 株式会社

株式会社の株主は、会社の債務について責任を負わず、会社の業務に関連する損失につき、所有する株式の価格の範囲で責任を負う。

株式会社には、2種類の形態（閉鎖型株式会社および公開型株式会社）が存在する。

閉鎖型株式会社は、自社発行株式の公開割当てが禁止されている。また、株主数は50名以下とされているため、株主数が51名以上となった場合には、1年以内に会社を公開会社にしなければならない。閉鎖型株式会社の株主は、同社の他の既存株主が譲渡しようとする株式について優先購入権を有する。

これに対し、公開型株式会社は、自社発行株式の公開割当てを行うことができ、株主は株式を自由に第三者に譲渡できる。

2. 会社の設立³

キルギスでは、法人は法務省もしくは法務局において、法人登録に関する必要な情報を入手することができる。法人、支店もしくは代理店の登録には、「ワンストップ・ショップ」を利用することができ、登録手続きを円滑化する仕組みが整備されている。登録手続きは、必要書類の提出から3営業日以内に完了する。

法人登録の必要書類は以下の通りである。

- 登録申請書
- 発起人の法人設立決議書
- 外国法人の登記簿抄本、もしくは外国の法律の下、合法的に存続していることを証明する書類
- 代表者のパスポートの写し、もしくはキルギスの法令に基づく証明書類

3. 外国法人の支店・代理店⁴

キルギスでは、支店・代理店に関し、多数の制限を設けている。例えば、親会社が存在する場合に限り、支店もしくは代理店の営業が認められる。

また、外国会社の支店・代理店は、法人とは看做されない。支店・代理店は、それを設立した法人の資産を授権され、承認された内規に基づき営業活動を行う。

代理店の機能は、外国法人の代理、取引による利益・成果の保護、その他の代理としての法律行為に限定される。これに対し、支店は、代理店の機能を含めた外国法人のあらゆる機能、またはその一部を担う法的地位を付与されている。

キルギスの法律では、支店・代理店は下記の権利と義務が規定されている⁵。

³ Kalikova Associates (2014) “Business in the Kyrgyz Republic: Legal Aspects” p. 29.

⁴ Chamber of Commerce and Industry of Kyrgyz Republic (2013) “Cost of Doing Business in Kyrgyzstan” p.13.

⁵ The Law of the Kyrgyz Republic “On Business Partnership and Companies” dated November 15, 1996 (with the latest amendments as of January 19, 2009).

- あらゆる通貨建ての銀行口座開設および決済
- 現地労働者の雇用
- 外国人労働者の雇用および労働許可証の取得
- 不動産の購入/賃貸に要する許認可取得
- 国内/海外企業との契約締結および契約の履行（国内/外国通貨の支払）

4. 支店・代理店の登録⁶

キルギス国内の支店および代理店は、自由経済地域（FEZ）内を除き、登録する義務がある。外国法人の支店および代理店の登録は、キルギス法務省、もしくは法務局において行われる。登録に際し、外国法人には以下の書類提出が求められる。

- 登録申込書
- 支店もしくは代理店を設立する外国法人の意思決定機関の決議書
- 法人登録（法人再登録）証明書の写し
- 外国法人の登記簿抄本、もしくは外国の法律の下、合法的に存続していることを証明する書類
- 支店もしくは代理店の代表者のパスポートの写し、もしくはキルギスの法令に基づく証明書類

ただし、外国銀行の支店もしくは出張所の開設には、キルギス国立銀行の許可が必要となる。この場合、さらに下記の書類提出が必要となる。

- 支店もしくは出張所の定款の写し（2部）
- 支店もしくは出張所を設立しようとする金融機関、外国政府機関、国際機関の登記簿の写し

5. 投資法（投資形態、投資家の保護）

現在、キルギスには外国投資法は存在しない⁷。しかし、投資はキルギス経済の発展への重要な必要条件であることから、投資法制は自由度の高い制度となっている。

(1) 投資に係る法制度⁸

投資に係る基本法は、投資法⁹である。投資法に基づき、外国人投資家は個人および

⁶ Kalikova Associates (2014) “Business in the Kyrgyz Republic: Legal Aspects” p. 26-27.

⁷ かつての外国投資法（Law on Foreign Investments of 1991）は改正（Law on Foreign Investments of 1997）を経て、現在は投資法（Law on Investments of 2003）となっている。

⁸ Kalikova Associates (2014) “Business in the Kyrgyz Republic: Legal Aspects” p. 19-20.

⁹ The Law of the Kyrgyz Republic “On Investments in the Kyrgyz Republic” dated 27th March, 2003 (with the latest

法人に適用される内国民待遇を享受できる。法制では、輸出、投資回収、国外への資産・情報の持出しを含め、外国人投資家に広範な権利と保証を付与するとともに、投資に対する収容への保護ならびに投資家が被った損失の補償、所得の使途、金融取引の自由などを保証している。

キルギスは下表に示す国々と投資促進・保護に関する二国間協定を締結している。また、チェコ、オランダ、アラブ首長国連邦とは、これらの二国間協定の締結について、基本合意に達している。

キルギス経済省が国の投資政策を所管する行政機関であり、マクロ経済、金融、税制、関税政策、さらには経済開発、貿易、経済活動、投資促進、技術規制、起業家支援、自由経済地域（FEZ）の発展等に係る政策立案・執行を担っている。

図表 4-2：キルギスと投資促進・保護に関する二国間協定の締結国

地域	国名
アジア	中国(1995年)
	トルコ(1996年)
	イラン(2002年)
	インド(1998年)
	カザフスタン(2005年)
	モンゴル(2001年)
	タジキスタン(2001年)
	韓国(2008年)
	マレーシア(1995年締結、未発効)
	パキスタン(1995年締結、未発効)
	インドネシア(1997年締結、未発効)
	ウズベキスタン(1997年締結、未発効)
	ヨーロッパ
アルメニア(1995年)	
英国(1998年)	
フランス(1997年)	
アゼルバイジャン(1997年)	
ドイツ(2006年)	
グルジア(1997年)	
ベラルーシ(2001年)	
スイス(2003年)	
スウェーデン(2003年)	
モルドバ(2004年)	
フィンランド(2004年)	
ラトビア(2009年)	
リトアニア(2008年)	
デンマーク(2001年締結、未発効)	
北アメリカ	米国(1994年)

出所：Kalikova & Associates (2014)より JICA 調査団作成

(注) カッコ内の年は、二国間協定が発効した年。

(2) 外国投資家に対する国家保証¹⁰

法令に準拠し、キルギスは以下の保証を外国投資家に付与している。

- 事業活動の内国民待遇、内外投資家双方に対する対等な投資権利、事業活動への

amendments as of 22nd October, 2009)

¹⁰ Kalikova Associates (2014) “Business in the Kyrgyz Republic: Legal Aspects” p. 20-21.

不介入、キルギスの法令および国際協定に則った投資家の侵害された権利に対する保護と賠償

- 投資により得られた利益、投資活動の売上、資産および情報をキルギスから輸出もしくは本国への送金
- 収用（国有化、接収、もしくは他の同等な手段、これらは、キルギス当局による作為または不作為が投資家の資金を押収する場合、または投資成果を活用できない状態にする場合を含む）に対する保護。
- 投資によって得られた収入を自由に使う権利
- 免状が必要となる事業活動を含め、キルギスの法令が禁止していない対象物や事業活動に対する投資の自由
- 金融取引の自由（自由な通貨交換、自由かつ無制限の送金の保証。外貨建て送金を制限する制度がキルギス国内法により適応される場合、外国人投資家には適用されない。ただし、投資家がマネーロンダリングなど違法行為に従事している場合を除く）
- 公開情報への自由なアクセス
- 以下の権利：キルギスの法律によって規定される団体、法人の設立、支店および代理店の開設、企業体における特定の組織的および法的形態に関する法令により明示的に規定される場合を除いた組織的および経営的構造の選択、土地を除く不動産、株式、国債を含む有価証券の取得、国有財産の民営化への参加、協会およびその他組合の設立、キルギスの法令に基づく内国人および外国人の雇用、キルギスの法令によって禁止されていない投資活動への従事
- 外国投資家のあらゆる知的財産権に対するキルギスの公的機関および公務員による認定
- キルギスの投資、税金および関税に関する規制が改正された場合、投資家にとって、投資活動開始から10年以内（もしくは個別の投資協定で規定された期間内）で最も有利な条件を選択する自由（ただし、憲法、国家安全、保健医療および環境保全に関する法律は除外）
- キルギスの参加する二国間、多国間の投資促進および保護に関する国際協定において特別に規定されている保証

6. 進出にあたっての留意点

法人登記は法務省での手続きで簡単に完了するが、各種ライセンスの取得は各関係省庁で行うこととなる。労働許可証の取得がなかなか進まない中、社会保障費の支払は求められるなどのトラブルや、飲食店における種類のライセンスがなかなか下りない、電力供給のための手続書類が多く供給までに時間がかかるなどの点が指摘されている。

第5章 キルギスの税制・投資優遇

1. 租税制度

(1) 概要

キルギスの税制は、税法（The Tax Code of the Kyrgyz Republic）と、その他関連法規制により規定されている。監督政府機関は、State Tax Service。

税は国税と地方税に分類される。国税は、①所得税、②利益税、③売上税、④付加価値税、⑤物品税、⑥下層土使用税、の6種類に加え、事業規模など一定の条件を満たす納税者に対して特別課税措置を設けている。地方税は、①地租、②資産税、の2種類がある。

納税義務者は法人と個人に分けられる。法人は国内法人と外国法人に区分され、さらに外国法人はキルギス内で事業を行う際に恒久的施設を使用しているか否かで分類されている。恒久施設を通じて事業を行っている外国法人は国内法人と同様の納税義務が課される。

図表 5-1：税務管理上の法人の種類

法人
国内法人
キルギス共和国の法の下で組織化された法人
外国法人
外国の法の下で設立された法人、会社、工場、基金、機関、その他組織
キルギス共和国の恒久的施設を通じて事業を行う外国法人 （子会社、支店、代理店を通じて事業を行う）
恒久的施設を持たずに事業を行う外国法人

出所：The Tax Code of the Kyrgyz Republic より作成

恒久施設には、経営本部、部門、事務所、工場、作業所、鉱山、石油あるいはガス井、採石場またはその他の鉱物採掘場、敷地などが該当する。公共施設を所有しない外国法人は、キルギス国内での収入に対して課税され、源泉徴収にて国庫に納付する仕組みとなっている。

図表 5-2：源泉徴収による納税が必要となる課税対象と税率

課税対象	税率
保険契約または危険再保険契約（義務的保険契約は除く）の保険金支払額	5%
国際通信	
キルギスと他の国との間の国際輸送サービスからの収入	
配当、金利	10%
義務的保険契約または再保険契約からの保険金支払額	
ロイヤルティ、マネジメント手数料	
コンサルティング手数料などその他サービス	

注：リース会社から受け取る配当、金利に対する税率は、2017年1月まで1%

出所：The Tax Code of the Kyrgyz Republic より作成

(2) 所得税

所得税は個人がキルギスで得た所得に対して課される税で、居住者、非居住者、外国人の区別はない。課税所得は、規定の納税期間に納税者が受け取った年収総額から規定により控除が認められる所得を差し引いた額。但し、キルギス国家委員会により承認される最低課税所得を下回る課税所得額での申請はできない。税率は10%。所得に基づいて毎月納税する必要がある。また、年末（12月）に調整を申請することができる。

(3) 利益税

利益税は、事業活動から獲得した利益に対する税で、国内法人、恒久的施設を通じて事業を行う外国法人、個人事業者、恒久的施設を持たずにキルギスで事業を行う外国法人に支払いを行った個人または法人に納税義務がある。居住法人、非居住法人、外国法人による区別はない。なお、会計年度は1月1日～12月31日である。

課税対象利益は、納税者の年間総収入と課税期間に査定された税法の認める控除可能経費との正の差額金額として計算された利益で、税率は10%。納付は四半期毎に行う必要があり、納付期限は四半期終事業月終了日から20日後。納税義務者は期末に納税額の調整をすることができる。

図表 5-3 : 年間総収入とならない収入

資本金に投入または拠出する株式として受領した資産、および持分株式売却による利益
所期の目的のために当該施設の使用および運営を行なう特別機関、企業に無償で移管する施設、資産の価値、キルギス政府あるいは地方自治体の決定に基づく設備投資に使われる資金
非営利法人が受取る以下のもの
a) 会費および入会金
b) 定款にある目的のためだけに使われる条件の人道支援および無償供与
c) 定款にある目的のためだけに使われる条件で、無料で受取った資産
d) 集合住宅、テナントビルの維持管理手数料
出資先である国内企業から受取った配当金
ゼネラルパートナーから受取ったパートナーシップ
信託管理の財産価値
(額面を超える) 自己株式の利益
売却自己株式の利益
売却日において、最も高いカテゴリと次に最も高いカテゴリに入る上場証券の金利と利益

出所 : The Tax Code of the Kyrgyz Republic より作成

図表 5-4：利益税課税対象から控除可能な費用、控除不可費用

控除できる費用	
預金、ローンに対する金利支払いの過程で発生した費用	
科学的研究、建設、研究・設計作業の過程で発生した費用	
固定資産減価償却費	
固定資産の修理に関連して発生した費用	
国家社会保険料	
有価証券売却にて発生した損失	
予想損失の準備金および預金保険基金への銀行割当	
慈善事業への支出	
人材育成費用	
出張費	
ビジネス交際費	
その他の収入を生むための費用	
控除できない費用	
キルギス共和国の国家予算および社会基金に対して支払われる税制裁措置、罰金、デフォルト金利	
地租、財産税、下層土使用税、相殺対象でない付加価値税以外の税金	
キルギス共和国税法上、課税対象でない資産の購入、運営、維持のために発生する費用	
その必要性を証拠書類で確認され、指示または命令されたサービスに対して支払いをした人以外の他の人のために発生した費用	
キルギス共和国の法令で規定されている基準外の損失額	
キルギス共和国税法で規定された事例を除く、確認書類で識別ができない費用	
非所得に関連した費用	
利益税の対象とならない収入を生むために発生した費用	
その他のタイプの費用	

出所：The Tax Code of the Kyrgyz Republic より作成

(4) 売上税

売上税は事業主が物品やサービス、労働の成果によって得た売上に対して課される税である。国内の法人と、キルギスで恒久的施設を通じて事業を行う外国法人、および個人事業者に納税義務がある。課税対象は、物品の販売、労働の成果、サービス、VAT と売上税を除いた商品、労働、または、サービスの売上金。

税率は、納税者が VAT 納税者か否かによって区分されている。VAT 納税者による物品の販売、労働またはサービスで、①貿易事業に対しては 1.5%、②貿易以外の事業に対しては 2.5%、を税金として納付する必要がある。VAT 納税者でない者による物品の販売、労働、またはサービスの場合、①貿易事業に対しては 2.5%、②貿易事業以外のビジネスに対しては 3.5%の税率が規定されている。なお、現行の税率は 2012 年 7 月 1 日から適用されており、携帯電話会社に対しては、5%の売上税を適用している。月次で納付する必要があり、納付期限は売上を報告した翌月 20 日。

(5) 付加価値税

付加価値税(VAT)は、キルギス内で提供される輸入商品を含む商品やサービスに課される税で、VAT の支払い者は、国内で商品やサービスの提供を行う者、または課税対象商品の輸入を行う者である。税法では、連続する 12 ヶ月以下の期間で、金額 400 万ソムを超える課税対象商品、労働、あるいはサービスを、キルギス国内で供給した場合は、VAT 納税主体として登録する必要があるとしている。なお、VAT 登録を必要とされない企業も、自主的に登録することができる。

VAT 課税対象は、納税主体によって提供された、①キルギス内で供給された商品、②キルギス内で報酬を得て行なわれた労働・供給されたサービス、③キルギスから輸出される商品、の3種類に分類される。基本の税率は12%だが、別途①ゼロ税率、②20%、③10%、の税率が適用される課税対象も規定されている。基本的に月次での納付が必要であり、納付期限は報告の翌月25日。

図表 5-5 : 12%以外の税率の VAT 対象一覧

ゼロ税率VAT用品
金合金と純金を除く商品の輸出
国際旅客運送、荷物、および鉄道輸送以外の船積貨物
トランジット飛行と国際鉄道輸送以外の関連する国際輸送ケータリング・サービス
20%VAT課税用品(2009年1月1日～)
2008年12月31日までの期間に取得または製造した原料資源で、2009年1月1日時点の在庫分
2009年1月1日以前に、キルギス共和国の国境を越えて持ち込んだ商品
10%VAT課税対象用品
2010年1月1日以前に納税主体によって供給された穀類や小麦粉

出所 : The Tax Code of the Kyrgyz Republic より作成

(6) 物品税

物品税は、主に金属製品と輸入されたアルコール製品に適用されている。対象商品は、キルギスの宝石、貴金属で作られた物品、または貴金属でメッキされた物品など。また、対象となる輸入商品は、①エチルアルコール、②モルトビール、③アルコール飲料、④アルコールと非アルコール飲料の混合物、⑤タバコ製品、⑥宝石、および貴金属で作られた物品、または貴金属でメッキされた金属で作られた物品、⑦石油および石油製品、の7品目が指定されている。課税対象価額は、VATを除いた物品税対象商品の販売価格（輸入品の場合は関税を含む価格）である。なお、物品税対象商品の製造者が、質権者に担保商品を現物給付または贈与として移転する際にも、商品の市場価格に課税される。税率は税法287条で品目毎に規定されている。月次で納付する必要があり、納付期限は報告の翌月20日。

図表 5-6 : 主な物品税課税対象品目と税率

品目	課税単位	税金/税率	品目	課税単位	税金/税率
蒸留酒	ℓ	70som	煙草	1,000本	13~297som
ウォッカ	ℓ	40som	貴金属(金、銀、プラチナ製)	市場売価	5%
醸造アルコール	ℓ	40som	石油	トン	3,000som
防腐加工済の飲料・果汁、防腐液	ℓ	40som	ジェット燃料	トン	2,000som
ワイン	ℓ	10som	ディーゼル燃料	トン	800som
コニャック	ℓ	27som	黒油	トン	600som
スパークリングワイン	ℓ	22som	濃縮ガス	トン	1,400som
ビール	ℓ	5som			

出所 : The Tax Code of the Kyrgyz Republic より作成

(7) 下層土使用税

下層土使用税は、キルギスの地下資源を活用する事業主に課される税で、鉱物探査と採掘のために下層土を使用する際に支払う一時金である①ボーナスと、実際に採掘を行う際、経常的に支払う②ロイヤルティ、の2種類が規定されている。月次で納付する必要があり、納付期限は報告の翌月20日。

図表 5-7 : 下層土使用税の種類と概要

種類	項目	概要
ボーナス	納税者	鉱物探査および採掘のライセンスを持っている、国内の法人、キルギス共和国で恒久的施設を通し事業を行う外国法人、および個人事業者
	課税対象	鉱物探査と採掘の間の産業探査の過程で増えた埋蔵量を含む鉱床の埋蔵量
	税率、課税対象価額	探査の状態と鉱床規模による分類テーブルに従いキルギス政府が決定
ロイヤルティ	納税者	鉱物資源の採掘(再生利用)に従事している、国内の法人、キルギス共和国に恒久的施設を通じて事業を行う外国法人、および個人事業者
	課税対象	VATと売上税を除いた鉱物資源または鉱物資源の処理から生まれた生産物の販売からの売上
		正貨で販売された製品の量
		水量ゲージに従って下層土から取った水量(ただし、専門水供給者を除く)
税率、課税対象価額	採掘された鉱物の種類、売上、一定重量単位あたりのソム金額で、キルギス共和国の税法に規定	

出所 : The Tax Code of the Kyrgyz Republic より作成

(8) 地租

地租は土地の所有権、利用権に適用される税。土地所有事業者、標準的権利証券によって土地利用権が証明される事業者、土地の実質的な所有者、または利用者に納税義務がある。課税対象は、土地所有権、一時的所有権、農地利用権、地租支払い区域で、課税対象価額は土地面積を基準に算出される。また、基本税率は、場所(住所)と土地の利用目的(農業地、居住地・および農業に使用されない土地、果樹園・菜園など)で分類の上、規定されている。年次での納付が必要であり、納付期限は対象年の翌年2月1日。

(9) 資産税

資産税は、規定の資産の所有に対して課される税で、課税対象は4つのグループに分類されている。課税対象価額は税法に規定のある算出方式にて求められ、税率はグループごとに規定されている。

図表 5-8 : 資産税課税対象の分類と税率

グループ	課税対象	税率
グループ1	ビジネス目的に使用していない住居	0.35%
グループ2	ビジネスを目的として、またはビジネスに使用される建造物(住居、下宿、保養所、サナトリウム、リゾート、製造、管理、工業およびその他の建物)	1%
グループ3	キオスク、コンテナ、またはそれらに類似するもので、事業に使用される、金属等の材料で作られた仮施設	1%
グループ4	輸送車両	定額 or 0.5~50%

出所 : The Tax Code of the Kyrgyz Republic より作成

(10) 特別課税措置

①簡易課税制度

小規模事業者は、課税対象事業に対し、利益税や売上税を納付する代わりに、単一税を納付することを選択することができる。但し、VAT 納税者、物品税納税者、30人以上の労働者を雇用する会社と自営業者、免許ベース課税の納税者、金融、保険サービスを行う事業者、投資会社、証券会社などは単一税による納税の適用を申請することができない。

②義務的免許ベース課税

税法に規定のある事業活動を行う事業者は、利益税、VAT、および物品税の代わりに、義務的免許ベース課税として1種類の税金を納付することで納税義務を果たすことができる。適用事業活動は、サウナ、市営浴場以外の浴場、ビリヤード、ゲーム機械、カジノ、両替商、ディスコ、24時間駐車場などが挙げられている。

③自発的免許ベース課税

VAT 納税者以外の自然人、衣類・ニットウェア・履物を製造・販売する会社、その他キルギス政府が決めた事業活動に従事する会社は、利益税と物品税の代わりに自発的免許ベース課税として1種類の税金を納付することで納税義務を果たすことができる。

④課税契約ベース課税

翌年に納税者が支払うべき利益税、物品税、および VAT の金額を納税者と税当局が予め決めておき、その契約に従って税金を納付する方法。事業に従事している会社や

個人事業者で、一定条件¹¹を満たす者が申請できる。但し、当該方法による納税が行われた例はない。

⑤自由経済区（FEZ）での課税措置

FEZ 内において、物品税の対象となる物品を除いた商品（労働、サービス）の製造及び販売を行う FEZ 登録企業に適用される。FEZ 登録企業は、所得税と固定資産税を除き、FEZ 内で行われる事業活動に関連するあらゆる税金が免除される。但し、キルギスの FEZ 以外の地域と海外で行われた事業活動については、税法に基づく国税措置の対象となる。

⑥特別収入課税

国が出資した機関と組織の特別収入に対し、利益税、VAT、および物品税の代わりにして、特別収入課税を課している。特別収入には、人道上の支援金または後援金、助成金を除く、商品の販売、作業の実施、役務の提供、その他の活動の遂行からの売上が含まれる。税率は 20%。

⑦ハイテクパーク法

ハイテクパーク法に基づき、ハイテクパークへ登録した法人、個人事業主は、売上高の 5%を納付することで、法人または個人事業主としての納税義務を果たしたことになる。

(11) 輸出入に係る税

キルギス通関法、特別法、その他の規則、および国際条約とその他の国際法の通関条項により規制されている。国内の管轄官庁はキルギス国家通関委員会である。キルギスの通関領域への物品の輸入および輸出は、キルギス通関法に規定された通関取扱の申請をすべき物品を移動する関係者の責任で、規定の要件に従う必要がある。

¹¹以下の事業者は申請不可：義務的免許ベース課税の納税者、信用、金融及び保険サービス事業者、投資と年金基金、税金債務をもつ証券会社、下層土使用税の納税者、物品税納税者、3年以上営業する者

(12) 税務調査

税務調査の種類は、実地調査と机上調査に分けられ、実地調査は、①定期調査、②不定期調査、③強制調査、④再調査、の4種類がある。税務署による調査終了後には完了証明書が発行される。

図表 5-9 : 税務調査の種類

種類	内容
実地調査	
定期調査	・直近3年間の税務申告についての調査。四半期毎の財務情報を提示する必要がある ・監査予定の15日前までに予告。調査期間は30～50日
不定期調査	・企業再編や清算があった場合や不正確な税務処理が確認された場合に実施 ・調査期間は30～50日
強制調査	・納税者が行っている事業について、特定の文書等を確認する必要がある場合に実施 ・調査期間は10営業日以内
再調査	・提出書類に不備があった場合、税額の計算方法に誤りがあった場合に実施 ・調査期間は15営業日以内
机上調査	・税務処理の際に提出された書類について税務署内で行われる調査 ・納税者、またはその関係者は同席しない ・不備がある場合は、納税者に通知され、15営業日以内に訂正申告をする必要がある

出所 : The Tax Code of the Kyrgyz Republic、COST OF DOING BUSINESS IN KYRGYZSTAN より作成

(13) 租税条約

キルギスでは21カ国との間で二重課税防止条約を締結している。なお、グルジア、アルメニア、オランダ、チェコ、アゼルバイジャン、フランス、リトアニア、ルクセンブルク、スペイン、南ア共和国との間で交渉が進行、または計画されている。

図表 5-10 : 二重課税防止条約締結先

カザフスタン	トルコ
ベラルーシ	スイス
ウクライナ	イラン
タジキスタン	中国
ウズベキスタン	オーストリア
ロシア連邦	フィンランド
モンゴル	モルドバ
インド	ドイツ
カナダ	ラトビア
ポーランド	韓国
マレーシア	

出所 : KALIKOVA ASSOCIATES “BUSINESS IN THE KYRGYZ REPUBLIC LEGAL ASPECTS” より作成

2. 留意点

付加価値税や売上税など、税の種類別にそれぞれのタイミングで書類を用意し、提出する必要があること、その書類は全てキルギス語またはロシア語で用意する必要がある点等には留意が必要である。

2007年10月6日にロシア、ベラルーシ、カザフスタンの3カ国が統一関税地域および関税同盟設立に関する条約に調印し、2008年6月にカザフ、7月にベラルーシ、10月にロシアで批准され、2010年1月1日、この3カ国による関税同盟が設立している。その後、2011年7月1日に加盟3カ国間で関税上の国境が廃止された。

関税同盟では、非加盟国からの輸入物品に対する関税率の統一が実施されている。この関税率は、ロシアの関税率がベースとなっている。そのため、関税同盟設立前にはロシアよりも関税率が低かったベラルーシとカザフでは、事実上、関税率の引き上げが行われたことになる。2012年8月にロシアがWTOに加盟し、今後、段階を経てロシアが関税率を引き下げるに従い、関税同盟の統一関税率も低下していくと考えられている。なお、現在の関税同盟の市場規模を人口と名目GDPで見ると、人口では1.7億人、名目GDPでは2.4兆ドルの規模である。

キルギスは、関税同盟への加盟の意思を表明しており、加盟へ向けたロードマップも作成し、2014年に承認されている。キルギスの関税は、多くの物品で関税同盟よりも低く、平均は5%である（キルギス経済省）。関税同盟加盟により、非加盟国である中国やトルコからの原材料調達コストが上昇することとなり、製造業を圧迫することも考えられるが、経済省でのヒアリングでは、売上税の減税等による対応を検討しているとの話があった。

一方、関税同盟加盟により加盟国間での物資の移動に関税上の制限がなくなることから、相対的に安いキルギスの電力と労働力を利用するために製造業がキルギスに進出するのではないかとの期待の声も聞かれている。



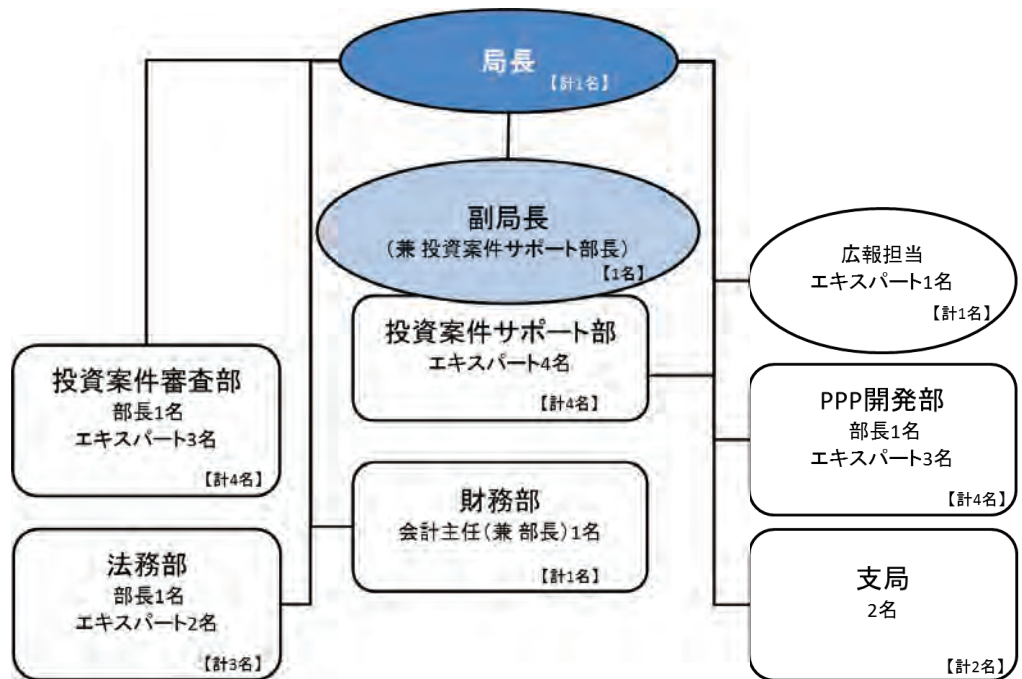
3. 投資インセンティブ

(1) 投資促進の管轄官庁

戦略の立案や制度作りなど、投資促進政策は経済省の所管である。2014年3月18日に承認された規則により投資促進機関（正式な英語名は“Investment Promotion Agency under the Ministry of Economy of the Kyrgyz Republic”）の設立が決定された。この投資促進機関が、投資検討企業への情報提供やコンサルティング、キルギス企業と外資企業のマッチング支援等を含む投資促進策の実施にあたる。投資促進機関は、投資案件サポート部や投資案件審査部など5つの部署と支局からなり、局長と副局長各1名を含む総勢21名の組織である。投資誘致のためのウェブページ“Invest in the Kyrgyz Republic” (<http://www.invest.gov.kg/>)も既に公開されている。このウェブページは、キルギス語、ロシア語に加え英語での情報発信も行う予定であるが、2014年8月末現在、ウェブページはロシア語版のみ閲覧可能である。

投資促進機関では、今後、各種許認可等を含め、進出にあたっての諸手続を1ヵ所でまとめるワンストップサービスの提供を目指しているが、当初は情報提供を中心に業務を行う予定である。

図表 5-11：投資促進機関の組織図



出所：経済省資料より作成

図表 5-12 : 投資促進のウェブページ



出所 : Invest in the Kyrgyz Republic ウェブページ

(2) 自由経済区 (FEZ)

ソ連崩壊後の1992年以降、①基本的な消費財の需要ニーズをカバーすることと、②雇用創出の必要があったこと、などの背景により FEZ 設立のニーズが高まった。当初は、ビシュケクの他、カラコル、ナリン、マイマックの4地域で FEZ を創設する予定であったが、実際に稼働しているのはビシュケク FEZ のみ。なお、ビシュケク FEZ は①マナス空港から5kmの場所(面積200ha)と、②ビシュケク市南部の山岳近くの場所(面積40ha)の2カ所に分かれている。2014年4月時点での同 FEZ の入居事業主は348主体、約140社の製造業が入居している。

FEZ は FEZ 法に基づき運営されているが、同法は過去11回改訂されている。いずれの改訂も規制強化のためではなく、組織の管理、運営の効率化を図ったものであり、優遇制度の改正は行っていない(最新版は2014年2月14日施行)。

優遇措置としては、輸出入税が免除されることが挙げられる。原料の輸入だけではなく、生産に必用な機材、半製品を輸入する際も免税となる。また、工場を建設した場合の不動産にかかる税も免除される(建物の所有権は事業主体)。ただし、製品を国内で販売した際は VAT が課税される。なお、国内から原料等を調達した際に支払った VAT は、輸出手続きを行う際に還付請求をすることができる。

FEZ への登録審査は、必要書類が整っている場合3時間程度で完了する。FEZ に入居する場合は、法務省への法人登記や各管轄省庁への登録が必要な申請等も FEZ 事務所への申請で済む。ただし、FEZ 内にある税関への手続きと、従業員の社会保険への登録は別途行う必要がある。また、毎年登録の更新を行い、その際に FEZ 管理費として600ドルを支払う必要がある。税務署からの検査は年に1度。その他政府機関からの審査や検査を行う際には、行政からの不必要な生産妨害等を防ぐため、必ず FEZ 管理事務所を介して行うことになっている。

図表 5-13 : FEZ 入居に係る費用

年会費	600ドル
売上から政府への納金(通関、タリフ料金)	輸出向け: 売上の1% 国内向け: 売上の2%
土地利用料金(最長49年間リース)	1ドル/㎡/年 (建物敷地面積分: 3ドル/㎡/年)
その他インフラ(電気、水道)利用料金	-
従業員の賃金に対する所得税	税率10%

出所: BishkekFEZ ヒアリングより作成

(3) EPA・FTA

貿易協定は、周辺国を中心に独立直後から締結している。CIS自由貿易協定は、2014年1月12日に正式加盟し、同日発効している。ロシア、ベラルーシ、カザフスタンで発効している関税同盟への加盟動向については、加盟後の影響が大きいことが予想されており、国内外から注目を集めている。

図表 5-14 : キルギスと周辺国が加盟する貿易協定一覧

名称	加盟国・地域	形態	段階	経緯
キルギス・ロシア自由貿易協定	キルギス、ロシア	自由貿易協定	発効済	・1992年10月署名 ・1993年4月発効
キルギス・アルメニア自由貿易協定	キルギス、アルメニア	自由貿易協定	発効済	・1994年7月署名 ・1995年10月発効
キルギス・カザフスタン自由貿易協定	キルギス、カザフスタン	自由貿易協定	発効済	・1995年6月署名 ・1995年11月発効
キルギス・モルドバ自由貿易協定	キルギス、モルドバ	自由貿易協定	発効済	・1995年5月署名 ・1996年11月発効
キルギス・ウクライナ自由貿易協定	キルギス、ウクライナ	自由貿易協定	発効済	・1995年5月署名 ・1998年1月発効
キルギス・ウズベキスタン自由貿易協定	キルギス、ウズベキスタン	自由貿易協定	発効済	・1996年12月署名 ・1998年3月発効
関税同盟	ロシア、ベラルーシ、カザフスタン	関税同盟	発効済	・2009年11月署名 ・2010年7月、「関税同盟」発効 ・2012年1月、統一経済圏発効
CIS自由貿易圏	アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、モルドバ、ロシア、ウクライナ、キルギス	自由貿易協定	発効済 (一部)	・2011年10月署名 ・2012年9月発効 (ロシア、ベラルーシ、ウクライナ) ・2012年10月発効 (アルメニア) ・2012年12月発効 (カザフスタン、モルドバ)
経済協力機構(ECO)	トルコ、イラン、パキスタン、アゼルバイジャン、カザフスタン、ウズベキスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、キルギス、アフガニスタン	特惠関税協定	発効済	・1992年7月発効 (WTO通報日)

出所：JETRO 資料より作成

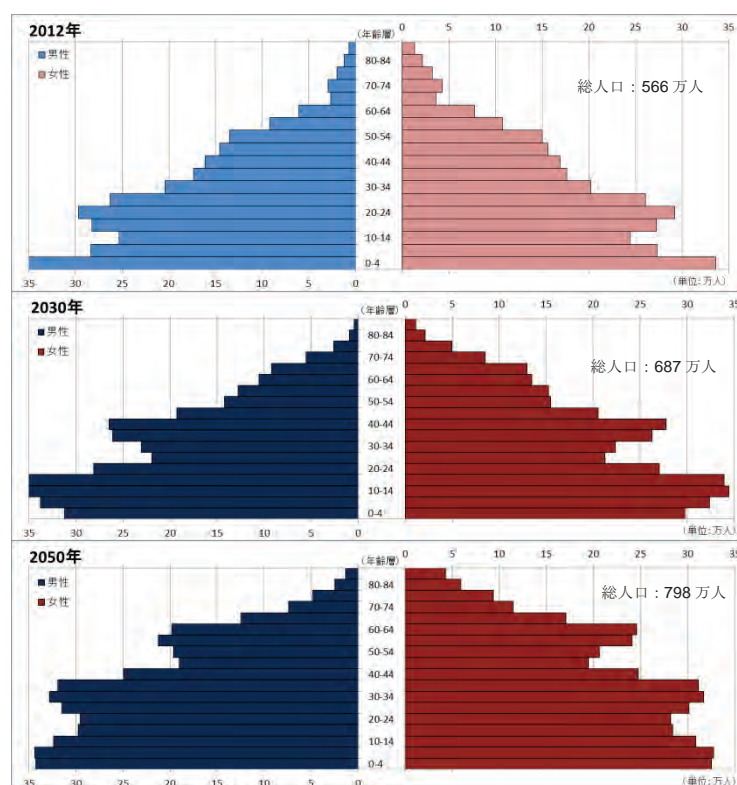
第6章 投資環境

1. 労働

キルギス統計局のデータによると、キルギスの人口は、2012年12月時点で566万人、その内、15歳以上の労働人口は250万人である。失業者数は約6万人で、完全失業率は2.4%であった。

人口構造は若い世代の多い三角型である。国際連合の“World Population Prospects : The 2012 Revision”による人口構造の予測は以下の通りである。2050年には若干高齢化は進むものの、平均年齢（中央値）は、2030年27.5歳、2050年31.8歳とまだまだ若い。中央アジア、東南アジア、欧州の新興国との比較でもキルギスの平均年齢は低い。

図表 6-1 : 人口構造の推移



出所：キルギス統計局（2012年）、国際連合“World Population Prospects : The 2012 Revision”（2030年、2050年）より調査団作成

図表 6-2 : 各国平均年齢（予測）推移と比較

国名	2030	2050	国名	2030	2050
Kyrgyzstan	27.5	31.8	Turkey	35.7	42.4
Kazakhstan	32.4	34.9	Czech Republic	45.2	44.8
Tajikistan	23.7	28.3	Hungary	44.9	46.1
Turkmenistan	31.5	36.5	Poland	45.2	48.9
Uzbekistan	31.9	37.6	Republic of Moldova	41.9	45.8
Cambodia	30.0	36.2	Romania	45.3	48.8
Indonesia	32.5	38.4	Russian Federation	42.4	41.6
Lao People's Democratic Republic	26.7	34.3	Slovakia	44.9	48.2
Myanmar	35.2	40.1	Ukraine	43.7	43.4
Viet Nam	38.4	45.6			

出所：国際連合 “World Population Prospects : The 2012 Revision”

(1) 教育事情

中央アジア諸国の識字率は総じて高く、各国 99%を超えている。キルギスは 99.75% (2009 年) と、世銀の区分による低中所得国の平均 83.39%を大きく超えている。

図表 6-3 : 識字率

	キルギス	カザフスタン	タジキスタン	トルクメニスタン	ウズベキスタン
識字率 (%)	99.75	99.83	99.87	99.83	99.94

	低所得国	低中所得国	中所得国	高中所得国
識字率 (%)	71.87	83.39	90.70	98.54

※キルギスおよびカザフスタンは 2009 年のデータ。その他は 2012 年 UIS 推定

※所得水準は世銀の分類による。

※2013 年実績では、キルギスの一人当たり GNI は 1,200 ドル（世銀アトラスベース）で、低中所得国の分類となる。

出所：UNESCO Institute for Statistics

キルギスの教育制度は、ソ連時代の制度が踏襲されている。初等教育（4 年）、中等教育（5 年）、高等教育（2 年）、大学（4～5 年）となっており、内、義務教育は、初等教育と中等教育の計 9 年である。

義務教育の 9 年間では普通科の教育が行われ、義務教育終了後、普通科を続けるか、専門性の高い教育を受けるか（初等専門教育機関または中等専門教育機関）、あるいは卒業するかを選択することとなる。いずれの専門教育も、期間は 2 年間である。なお、初等専門教育機関は青年・労働・雇用省の所管であり、中等専門教育機関は教育・科学省の所管である。

図表 6-4 : 教育機関数および生徒数

	2007/2008	2008/2009	2009/2010	2010/2011	2011/2012
普通教育機関数(全日制)					
教育機関数	2,168	2,188	2,191	2,197	2,204
生徒数	1,080,061	1,053,668	1,036,834	1,018,868	1,015,172
初等専門教育機関数					
教育機関数	111	110	109	109	109
生徒数	28,835	29,993	31,010	31,225	31,032
中等専門教育機関数					
教育機関数	82	90	111	122	126
学生数	43,413	48,991	59,555	64,287	72,323
大学等					
教育機関数	49	50	54	56	54
学生数	250,460	243,028	233,605	230,379	239,208

出所：統計局より作成

キルギス憲法では、キルギス語が国語、ロシア語が公用語とされており、また、キルギス国民を構成する各民族が各々の言語を維持することを保障している。普通教育においては、キルギス語のみによる教育は学校数で全体の65%、生徒数で47%を占めるが、一方で、ロシア語、ウズベク語、タジク語のみや、キルギス語と多言語、多言語同士のみによる学校教育も行われている。

図表 6-5 : 普通教育における言語別学校数および生徒数

	学校		生徒	
	校数(校)	構成比	人数(人)	構成比
単一言語	1,721	78.1%	649,166	63.9%
キルギス語	1,424	64.6%	480,878	47.4%
ロシア語	203	9.2%	125,519	12.4%
ウズベク語	91	4.1%	40,833	4.0%
タジク語	3	0.1%	1,936	0.2%
複数言語	483	21.9%	366,006	36.1%
キルギス語、ロシア語	346	15.7%	263,913	26.0%
キルギス語、ウズベク語	67	3.0%	37,804	3.7%
キルギス語、タジク語	2	0.1%	1,378	0.1%
ウズベク語、ロシア語	43	2.0%	41,123	4.1%
キルギス語、ウズベク語、ロシア語	22	1.0%	20,113	2.0%
ロシア語、ウズベク語、タジク語	3	0.1%	1,675	0.2%
総計	2,204	100.0%	1,015,172	100.0%

出所：統計局より作成

(2) 労働法

キルギスにおける労働関連の基本法は、2004年8月4日施行の労働法である。労働法により、雇用契約の形態や労働時間の上限等が規定されている。

雇用に際しては労使間で雇用契約を結ぶことが定められている。雇用契約には「期間の定めのない雇用」と「有期での雇用」があるが、基本は「期間の定めのない雇用」である。「有期での雇用」は、業務の性質上「期間の定めのない雇用」が難しい場合に限り可能となっている。

(3) 労働時間

標準的には週40時間を労働時間の上限とするが、年齢や業務内容等により、上限時間に制限がある。週休は1日または2日で、労使間の協議の上、就業規定等で設定する。なお、祝日の前日の労働時間は1時間短縮される。

図表 6-6 : 労働時間 (上限)

	労働時間 (週あたり)	1日あたり労働時間	
		週休1日制	週休2日制
・標準	40	7	8
・16~18歳の労働者	36	6	7
・肉体労働・危険な業務等に従事する者			6
・14~16歳の労働者	24	4	5

出所：労働法より調査団作成

(4) 休日

労働法では、週休日の他、キルギスの祝祭日、有給休暇、無給休暇等を規定している。キルギスの祝日は以下の通りである。この他に、イスラム教の断食明け祭と犠牲祭があるが、太陰暦により設定されるため、特定の日ではない移動祝日となっている。

図表 6-7 : キルギスの祝祭日

1月1日	元日
1月7日	正教会のクリスマス
2月23日	祖国防衛者の日
3月8日	国際婦人デー
3月21日	ノールーズ
5月1日	憲法記念日
5月9日	戦勝記念日
8月31日	独立記念日
11月7日	10月社会主義革命記念日

出所：労働法より調査団作成

有給休暇は、基本的には、11 ヶ月以上連続で勤務した労働者に付与されるもので、最低年間 28 日間与えられる。

その他、出産休暇（出産前 70 日間、出産後 56 日から 70 日間）や疾病休暇等が規定されている。なお、出産休暇については、無給となるが、国からの補助金が上記期間支給される。

(5) 賃金

労働法では、賃金は毎年政府により設定される最低賃金を下回らないことが規定されている。2014 年の最低賃金は 900 ソム/月で、約 18 ドルである。

賃金の支払いは最低でも月 1 回とされ、ソムによる支払が義務付けられる。職場での現金払いか、もしくは、予め労働者により指定される銀行口座への振込みによる。支払いに際しては、雇用者は労働者ごとに明細を作成し、交付しなければならない。

なお、残業代は、最初の 2 時間は通常的时间給の最低でも 1.5 倍、以後は最低 2 倍の額を支払わなければならない。ただし、従業員が望む場合は、残業代ではなく、代休とすることができる。その場合、代休の時間数は残業時間数を下回ってはならない。

全産業における平均月給（全国）は 11,426 ソム（236 ドル）である。金融・保険が最も高く、約 2 倍の 25,161 ソム（519 ドル）であり、製造業は平均と同水準の 11,534 ソム（238 ドル）である。

図表 6-8：業種別・地域別平均月収（2013 年）

業種	平均月給(2013年)		地域	平均月給(2013年)	
	ソム	ドル換算		ソム	ドル換算
農林水産業	5,943	123	バトケン州	8,802	182
鉱業	16,550	342	ジャララバード州	10,264	212
製造業	11,534	238	イシククリ州	8,274	171
電力・ガス・熱供給	18,547	383	ナリン州	10,563	218
建設	10,959	226	オシ州	7,796	161
卸・小売、自動車修理	13,715	283	タラス州	8,665	179
倉庫・運輸	16,377	338	チュイ州	9,880	204
ホテル・レストラン	10,318	213	ビシュケク特別市	15,294	316
情報通信	21,787	450	オシ特別市	10,188	210
金融・保険	25,161	519			
不動産	9,147	189			
全産業	11,426	236			

出所：キルギス統計局より調査団作成

注：換算レートは 48.438 ソム/ドル（2013 年平均、IMF）

2. 公益インフラ

(1) 電力

キルギスは旧ソ連時代に電化が進められたことから、電化率は高く、100%に近い水準となっている（”ELECTRICITY GOVERNANCE IN KYRGYZSTAN: AN INSTITUTIONAL ASSESSMENT”）。電力料金は、2014年7月1日に電力料金値上げが実施された。産業用電力料金は、4%の値上げとなっている。今後も、2015年4月1日、2016年4月1日、2017年4月1日に、7%ずつ値上げが実施される予定である。

図表 6-9 : 電力料金比較

	ビシュケク	モスクワ	タシケント	アルマトイ
産業用電力料金 (1kWhあたり) (単位: USD)	0.027	0.04~0.09	0.05	0.02~0.16

出所: ビシュケクは Sevel Electro、それ以外は JETRO「投資関連コスト比較調査」より作成

(2) 水道

電力同様、キルギスでは周辺諸国に比較して水道料金は安い。1立方メートルあたり0.15USDと、モスクワの約6分の1、アルマトイの約9分の1の水準である。

図表 6-10 : 水道料金比較

	ビシュケク	モスクワ	タシケント	アルマトイ
業務用水道料金 (1m ³ あたり) (単位: USD)	0.15	0.95	0.21	1.27

出所: ビシュケクは Bishkek Vodakanal、それ以外は JETRO「投資関連コスト比較調査」より作成

(3) ガス

ガス料金については、ビシュケクの価格は周辺主要都市と比較して高い。モスクワの約3倍、タシケントの約5倍の水準である。

図表 6-11 : ガス料金比較

	ビシュケク	モスクワ	タシケント	アルマトイ
産業用ガス料金 (1m ³ あたり) (単位: USD)	0.38	0.11	0.07	0.16

出所: ビシュケクは KyrgyzGas、それ以外は JETRO「投資関連コスト比較調査」より作成

(4) 通信

固定電話の普及率は低いが、携帯電話は100人あたりの契約数が121.45で、中央アジア5カ国ではカザフスタンに次いで高い普及を見せている。1人1台以上を保有して

いることとなる。ただし、ビシュケクなど都市部と地方では普及率に大きな違いがあると考えられる。

図表 6-12 : 通信手段の普及状況

	キルギスタン	カザフスタン	タジキスタン	トルクメニスタン	ウズベキスタン	ロシア
固定電話契約数 (100人あたり)	8.31	26.67	5.18	11.49	6.91	28.47
携帯電話契約数 (100人あたり)	121.45	180.50	91.83	116.89	74.31	152.84
インターネット利用率 (個人、%)	23.40	54.00	16.00	9.60	38.20	61.40

出所 : International Telecommunication Union より調査団作成

図表 6-13 : 1分あたり固定電話料金 (キルギステレコム)

(単位:ソム)	日中	夜間・休日
国内通話		
域内	2.50	1.00
域外	3.50	1.50
国際電話		
中央アジア各国	7.02	5.00
ロシア	12.10	7.02
ヨーロッパ	19.25	13.75
アメリカ、カナダ	11.50	7.25
中国	12.25	9.00
トルコ	13.75	12.25
日本	15.50	12.25

出所 : キルギステレコム料金表より作成

携帯電話では、様々な料金プランが提示されている。一例として、Mega Com 社の料金を以下に紹介する。

図表 6-14 : 携帯電話利用料金 (MegaCom)

種別	料金 (単位:ソム)	国際通話料金 地域	料金 (単位:ソム、1分あたり)
受信	無料	CIS諸国	15
MegaCom携帯宛て発信 (1秒あたり)	0.95	ヨーロッパ	30
キルギスの他キャリア携帯宛て発信 (1秒あたり)	2.95	アジア	24
固定電話宛て発信 (1秒あたり)	4.50	北米	24
キルギスの携帯電話宛てSMS発信 (1本あたり)	0.95	南米	130
インターネット利用 (1Mbあたり)	2.45	アフリカ	130
		オーストラリア・オセアニア	130

※TUNUKプランの場合。プランにより料金は異なる。

出所 : MegaCom 料金表より作成

3. 物流

物流の中心はトラック輸送と鉄道輸送である。貨物輸送量の統計(キルギス統計局)によると、貨物輸送トン数ではトラックによる輸送が主流である。輸送トンキロ数(輸送トン数×輸送距離数)では、トラック輸送と鉄道輸送が同水準で輸送の中心となっている。長距離輸送には、鉄道や航空機が使われていると考えられる。

図表 6-15 : 種類別物流量 (2013 年)

	輸送トン数 (万トン)	輸送トンキロ数 (億トンキロ)
陸上輸送	4,094.53	25.690
鉄道	136.06	10.020
トラック	3,936.01	14.083
パイプライン	22.46	1.587
水上輸送	1.08	0.020
航空輸送	0.04	1.103
総量	4,095.65	26.8

出所：キルギス統計局より調査団作成

(1) 鉄道

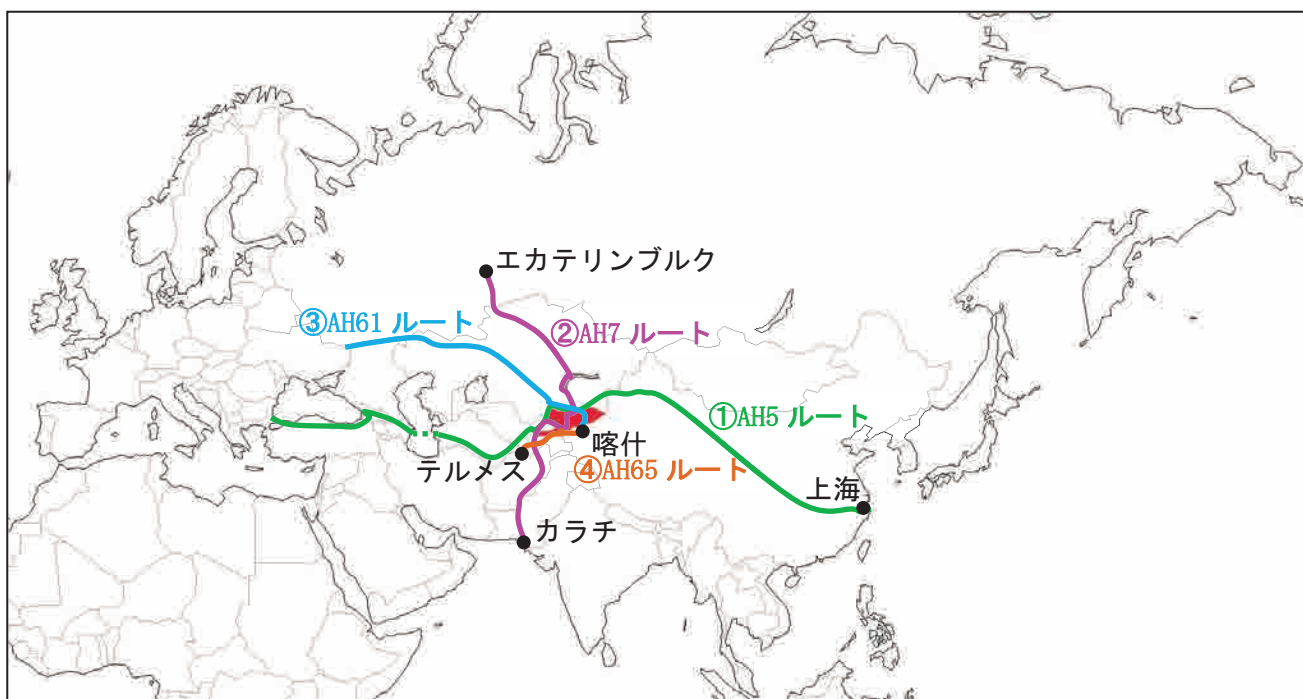
トラック輸送に次いで物流量(トンキロ)が多いのが鉄道である。極東からの輸送は、基本的には鉄道が利用されている。鉄道利用の場合、日本から中国江蘇省の連雲港、カザフスタン経由の鉄道ルート、またはシベリア鉄道ルートで25日～30日程度、コストは10,000ドル/コンテナ程度であり、モスクワ～ビシュケクでは所要2週間程度、コストは5,000ドル/コンテナ弱程度である。

(2) 道路

キルギスには、主要な国際道路として、4本のアジアハイウェイが設定されている。①中国の上海からカザフスタン、キルギス（ビシュケク～カラバルタ）、ウズベキスタン、トルクメニスタン、アゼルバイジャン、グルジア、トルコを経てブルガリアに達する AH5 ルート、②ロシアのエカテリンブルクからカザフスタン、キルギス（カラバルタ～オシュ）、ウズベキスタン、タジキスタン、アフガニスタンを経てパキスタンのカラチへ至る AH7 ルート、③中国の喀什からキルギス（トルガルト～ビシュケク）、カザフスタン、ロシアを経てウクライナに至る AH61 ルート、④中国の喀什からキルギス（イルケシュタム～カラミク）、タジキスタンを経てウズベキスタンのテルメスまで続く AH65 ルートの4本である。

現地運送会社へのヒアリングによると、トラック輸送の所要日数は、ビシュケクからモスクワまでで7日～10日、ビシュケク～アルマトイで1日～2日程度である。また、輸送料は、ビシュケク～モスクワ間で1台5,000ドル程度、ビシュケク～アルマトイで800ドル程度である。

図表 6-16 : キルギスを通るアジアハイウェイ



出所：国土交通省より調査団作成。地図は Craft Map

(3) 航空

国際便が就航するキルギスの主な空港はビシュケクのマナス国際空港と、南部のオシ空港である。その他にバトケン空港やイスファナ空港、ジャララバート空港などがあり、主に国内線が就航している。

2014年7月現在、マナス国際空港との間で就航便があるのは9カ国27都市、オシ空港は4カ国13都市である。

図表 6-17：ビシュケク、オシとの航空便就航都市

ビシュケク便就航都市				オシ便就航都市		
国	都市	国	都市	国	都市	
ロシア	ボルゴグラード	UAE	ドバイ	カザフスタン	アルマトイ	
	グロースヌイ	ウズベキスタン	ナボイ		エカテリンブルク	
	エカテリンブルク		タシケント		イルクーツク	
	イルクーツク	カザフスタン	アルマトイ		クラスナヤルスク	
	カザン		アスタナ		カザン	
	クラスナダール	タイ	バンコク		モスクワ	
	クラスナヤルスク	タジキスタン	ドゥシャンベ		ノボシビルスク	
	ミネラーリニエ		フージェント		サンクトペテルブルク	
	モスクワ	中国	ウルムチ		チェリヤピンスク	
	ノボシビルスク		上海		サマーラ	
	オムスク	トルコ	イスタンブール		スルグート	
	ベルミ	モンゴル	ウランバートル		中国	ウルムチ
	サンクト・ペテルブルク				トルコ	イスタンブール
	スルグート					
	チェリヤピンスク					

出所：マナス国際空港ウェブサイトより作成

図表 6-18：航空貨物輸送料金（1kg）

	アルマトイから ビシュケク	ロシアから キルギス
貨物輸送料 (単位:USD)	1.95～	2.79～

出所：JICA、キルギス商工会議所 “Cost of Doing Business in Kyrgyzstan”より作成

4. 知的財産

(1) 知的財産権の概要

キルギスにおける知的財産権は、特許法（1998年制定）、発明・実用新案・意匠法（1999年制定）、著作権法（1998年制定）等の国内法により規定されている。知的財産権の管轄機関は、国家知的財産サービス（通称キルギスパテント）である。

また、キルギスは知的財産に関する各種の国際協定にも加盟している。例えば、工業所有権の保護に関するパリ条約、文学・美術作品の保護に関するベルヌ条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定等の国際協定等に加盟しており、関連する知的財産権の保護に関する義務を負っている。

さらに、1998年に世界貿易機関（WTO）に加盟しているため、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs協定¹²）に基づき、知的財産権全般に関して国際的に保護される。

¹² Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights

図表 6-19 : 知的財産権に関わる主なキルギスの法律

	名称	発効日
1	刑法 Criminal Code of the Kyrgyz Republic	01.01.1998
2	民法 Civil Code of the Kyrgyz Republic. Part II	01.03.1998
3	行政責任法 Code of the Kyrgyz Republic "On Administrative Responsibility"	01.10.1998
4	税関による知的財産権保護 Protection of intellectual property rights by the customs authority	01.01.2005
5	著作権法 Law of the Kyrgyz Republic Copyright and related rights	23.01.1998
6	商標・サービスマーク及び商品原産地名称法 Law of the Kyrgyz Republic "on trademarks, service marks and appellations of places of origin of goods"	28.01.1998
7	特許法 Patent law of the Kyrgyz Republic	04.02.1998
8	ソフトウェア及びデータベース保護法 Law of the Kyrgyz Republic "On the Legal Protection of Software and Databases"	04.04.1998
9	営業秘密法 Law Of The Kyrgyz Republic On Trade Secret	10.04.1998
10	集積回路配置保護法 Law of the Kyrgyz Republic "On the Legal Protection of Integrated Circuits Topologies"	10.04.1998
11	選択的業績保護法 Law of the Kyrgyz Republic "On the Legal Protection of Selection Achievements"	26.06.1998
12	従業員の発明・実用新案・意匠法 Law of the Kyrgyz Republic "On Employee's Inventions, Utility Models and Industrial Designs"	13.08.1999
14	会社名称法 Law of the Kyrgyz Republic "On Firm Names"	31.12.1999
15	特許弁護士法 Law of the Kyrgyz Republic "On Patent Attorneys"	28.02.2001
16	秘密発明法 Law of the Kyrgyz Republic On Secret Inventions	31.03.2006
17	伝統的知識保護法 Law of the Kyrgyz Republic "On the Protection of Traditional Knowledge"	07.08.2007
18	競争法 Law of the Kyrgyz Republic "On competition"	26.10.2011

出所 : Kyrgyz patent のウェブサイトより調査団作成

(2) 産業財産権

発明、実用新案、意匠、商標、サービスマーク、商品原産地名称などの産業財産は、キルギスパテントに登録することで、法的に保護される。

発明 (invention) は、キルギスパテントへの出願日から 20 年間有効である。医薬品に関する発明特許に関しては、申請によって最長 5 年間の延長が可能である。

実用新案 (utility model) は、新規性があり、産業上の利用可能性がある場合に保護される。保護期間は、キルギスパテントへの出願日より 5 年間である。申請により、最長 3 年間の延長が可能である。

意匠 (industrial design) は、新規性・独自性のあるデザイン (形状、構造、組み合わせ、色等) に適用される。保護期間は、キルギスパテントへの出願日より 10 年間である。申請により、最長 5 年間の延長が可能である。

商標 (trademark) の保護期間はキルギスパテントへの出願日より 10 年間である。申請により、10 年間ごとの延長が可能である。

(3) その他の知的財産権

著作権は、科学的、文学的、芸術的な分野の創造的な作品に適用される。表音文字、パフォーマンス、放送も保護される。作品等の登録は不要である。保護期間は、著者の存命中及び死後 50 年間である。著作権には、ソフトウェア及びデータベースも保護対象となる。どのような種類のソフトウェアにも、どの言語にも適用される。

キルギスは WTO への加入に当たり、加盟条件となっていた植物の新品種の保護に関する国際条約 (UPOV 条約) に加盟しており、種苗関連の権利が保護されることになっている。ただし、その実効性に関しては疑問が残る。このため、日本の種苗会社も権利の流出を懸念し、原種の持ち込みには躊躇しているとの話が聞かれた。

図表 6-20 : キルギスで保護されている知財の数 (1993 年から 2014 年 6 月末まで)

種類	数
発明	4,032
実用新案	50
意匠	5,874
商標	62,897

出所 : Kyrgyz Patent のウェブサイトより調査団作成

(4) 侵害に対する法的責任と罰則

知的財産の侵害に対しては、民法上、刑法上、行政上の責任が規定されている。民法は、特許や著作権や商標などの侵害に対して、権利の保有者が損失の要求や撤去の要求をする権利を認めている。また、刑法は知的財産権の侵害に対して刑事責任を規定しており、罰金または禁固刑を科している。行政責任法は、知的財産の侵害に対する罰則として、行政課徴金を規定している。本分野の行政侵害が行われたかどうかは、裁判所の判断による。

5. 環境規制

(1) 環境保護

環境保護に関する主な法律は、環境保護法、大気保護法、生物圏領域法などがある。規制当局は、環境保護・林業庁 (State Agency for Environment Protection and Forestry: SAEPF)¹³である。また、公的な実行当局は環境と技術安全のための国家検査室 (State Inspection Office for Environment and Technical Safety) である。

¹³ http://www.nature.kg/index.php?option=com_xmap&sitemap=1&Itemid=46&lang=en

図表 6-21 : 環境保護に関する主要な法規制

	名称	発効年
1	鉱物資源法 Laws of the Kyrgyz Republic on Mineral Resources	1997
2	土地法 Land Code of the Kyrgyz Republic	1999
3	森林法 Forest Code of the Kyrgyz Republic	1999
4	環境保護法 Laws of the Kyrgyz Republic on Environmental Protection	1999
5	環境影響評価法 Laws of the Kyrgyz Republic on Environmental Impact Review	1999
6	大気保護法 Laws of the Kyrgyz Republic on Protection of the Atmosphere	1999
7	生態調査法 Laws of the Kyrgyz Republic on Ecological Examination	1999
8	生物圏領域法 Laws of the Kyrgyz Republic on Biosphere Territories in the Kyrgyz Republic	1999
9	動物界法 Laws of the Kyrgyz Republic on the Animal World	1999
10	放射安全法 Laws of the Kyrgyz Republic on Radiation Safety of the Population of the Kyrgyz Republic	1999
11	飲料水法 Laws of the Kyrgyz Republic on Drinking Water	1999
12	廃棄物生産消費法 Laws of the Kyrgyz Republic on Production and Consumption Waste	2001
13	植物界保護利用法 Laws of the Kyrgyz Republic on the Protection and Use of the Plant World	2001
14	鉱業区域法 Laws of the Kyrgyz Republic on Mining Territories of the Kyrgyz Republic	2003
15	水法 Water Code	2005

出所：各種情報より調査団作成

(2) 環境影響評価

キルギスでは、天然資源関連のプロジェクトに従事する場合は、国民の健康や環境への悪影響を防ぐため、環境影響評価の実施が求められている。環境影響評価（EIA：Environment Impact Assessment）は、国もしくは民間（NGO など）が実施する2種類が規定されている。国のEIA審査については、環境保護・林業庁のEIA審査部門（State Ecological Expertise）が担当する¹⁴。

(3) 環境問題の事例

キルギスで問題となった代表的な環境問題として、中央アジア最大のクムトール金鉱山開発で生じた事件が挙げられる。1998年、同鉱山に向かうトラックが横転し、運搬中であった猛毒の青酸ナトリウム1,700kgがバルスコン川に流入。これにより、下流の住民に死者が出るなど多数の健康被害が出るとともに、魚が死ぬなど周囲の環境汚染が発生した。キルギス政府は、開発企業に対し環境汚染に対する損害賠償請求を起こしている（6-7. 訴訟・仲裁の項参照）。

翌年の1999年には、環境保護法、大気保護法、生物圏領域法、環境影響評価法など多数の法律が制定されている。

¹⁴ 出所：JICA「キルギスチョルポンアタ市環境改善計画予備調査（2008）」

6. 訴訟・仲裁

(1) 紛争解決機関

投資紛争関係者は、紛争の際には国際紛争解決機関である投資紛争解決国際センター（ICSID）や国連国際取引法委員会（UNCITRAL）に持ち込み調停を行うことができる。

図表 6-22：紛争解決の国際機関

機関名	概要
投資紛争解決国際センター（ICSID）	・国際投資紛争の調停と仲裁を行う場を提供 ・国際投資協定の多くが仲裁機関に指定
国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）	・1996年設立の国際連合の組織 ・国際商取引分野の法律機関

出所：各種情報より調査団作成

(2) 大型訴訟の事例

キルギスにおけるこれまでの大型訴訟としては、クムトール金鉱山を巡るものがある。キルギス政府は90年代より、カナダの企業（Centerra Gold社）に対して操業権を付与するなど手厚い条件の契約を締結してきた。しかし、度重なる環境汚染の発生（6-6 環境規制の項参照）により、汚染対策、補償問題、労働問題など周辺住民と様々な問題生じてきている。2013年2月には、キルギス政府（環境保護・林業庁）はCenterra Gold社に対し、1996年から2011年までの環境汚染の損害賠償3.15億ドルを請求する訴訟を起こしている。

7. 商慣行

キルギスにおけるメーカーと小売業者との間にみられる商慣行について、現地企業へのヒアリング調査を行った。取引体系、決済方法・サイト、受発注、棚代、返品などについて、記載する。

図表 6-23 : キルギスの主な商慣行

項目	概要
取引体系	メーカー⇄卸⇄小売が多い。モダントレードでは、メーカー⇄小売もあり
決済方法	現金と掛売りどちらもあり 前払いが基本。ただし常連客の場合は後払いもあり
決済サイト	後払いの場合、決済サイトは20~30日程度
受発注	オンライン発注と電話発注のどちらもあり
納品期限	賞味期限の1/3以上が残っていないと納品できない
棚代	モダントレードには、棚代が存在する
返品	メーカーは、契約次第で、小売からの返品を受け付ける場合がある(賞味期限の長い食品など)
リベート(報奨金)	メーカーが、販売を促進するために、卸や小売に対して、売上金に応じたボーナスを支払う
販売キャンペーン	メーカーと小売が共同で行う。費用はメーカーが支払うことが多い

出所：現地ヒアリングを基に調査団作成

(1) 取引体系

日本と同様、モダントレードにおいてはメーカー（製）、中間流通・卸（配）、小売（販）の三層の取引体系が一般的である。製造工場から離れた地域（地方など）では卸（ディストリビューター・仲介業者）を介す一方、工場所在地近辺ではメーカーと小売との直接取引が行われる例も少なくない。直接取引は、大手企業だけでなく零細企業においても同様に見られる。なお、大手企業の場合は自社の配送手段（トラック）を用い、零細企業の場合は小売企業（もしくはその関連会社）が手配しているケースが多い。

(2) 決済方法・決済サイト

現金と掛売りどちらもあり、分割決済も可能。商品を発送する場合、新規顧客は基本的に現金先払いである。発注を受けてから生産する製品（ドレスなどの衣類）の場合は、代金の前払い（例えば3割）後に生産を開始し、残りの代金を受領後に商品を発送するといったケースが見られた。決済サイトは、常連客の場合は1ヵ月という例あり。

(3) 受発注

日本の場合オンライン発注(EDI)が主流だが、キルギスでもオンライン発注がある。卸店では小売担当者から電話での直接受注もある。分野や規模による特徴については、不明。

(4) 棚代、返品

日本の近代小売店では新商品の棚代や配架料（リスティングフィー）が発生することが多いが、キルギスでも同様に徴収する小売が存在している。棚代は月額で支払金額が定まっており、大手スーパーマーケットは高い（商品代金の5～8%）が、非近代小売の小売店だと不要である。棚代はメーカーにとっては費用負担が大きく、これを理由に近代小売店への販売をやめたメーカーもみられた。国内小売最大手の Narodny は、2008年まで棚代を設定していたものの、陳列商品の売れ行きが芳しくないことが増えたことを理由に、現在では廃止している。

日本では通常、小売店がメーカーから商品を仕入れて棚に陳列するが、キルギスではこれと異なるケースがみられる。すなわち、小売店がメーカーから商品を購入せずに、逆にメーカーが小売店の棚の使用権を購入する。小売店は棚を貸すだけで売れ残るリスクを回避でき、商品が売ればメーカーは小売店からお金をもらう。売れ残った商品はメーカーへ返品される（食品の場合は賞味期限が残っているうちに）。

冷蔵・冷凍食品の場合、メーカーが小売に商品陳列用の冷蔵庫を提供する例も見られた。特に夏季は小売店の冷蔵庫はアイスクリームなどの冷菓でいっぱいになるため、商品のスペースを確保することが目的である。

なお返品の可否は企業や扱う商品にもよって異なり、事前に契約によって定めるケースもある。ヒアリングでは、衣類や賞味期限の長い食品は返品を受け付けていたが、家具や賞味期限の短い食品は受け付けていなかった。

(5) その他

キルギスにおいては、メーカーが、販売を促進するために、卸（ディストリビューター）や小売業者に対して、売上金に応じたボーナスを支払う習慣がある。小売での商品の販売価格は、メーカーの定めた価格に小売業者がマージンをつけて決定する。このため、商品価格は小売店によって異なる。販売キャンペーンは、メーカーと小売業者が共同で行い、手数料はメーカーが支払うことが多い。

キルギスは若い国である。国民の平均年齢（中央値）は26.7歳と、隣国のカザフスタンより約5歳（31.1歳）、ロシアより約15歳（41.9歳）若い。また、首都ビシュケクには人口が集中している。現地ヒアリングに拠ると、国全体の人口（約560万人）の15%前後の人々がビシュケクに集中しているようである。

1人あたりGDPで見れば、キルギスは1,280ドルと日本（38,491ドル）の30分の1程度に過ぎないが、ビシュケクの街でみかける若者の消費パターンからは、統計数字からは見えない力強さが感じられる。

キルギスにはH&MやInditex等のファストファッションの店舗はないものの、街で見かける学生や社会人の服装からは、時流にあった色やデザインが見てとれ、ファッションに対する意識やニーズが感じられる。

娯楽・飲食関連にも若者をターゲットとしたビジネスが散見される。街中には欧州のプロサッカーやテニスのワールドツアー等の番組を流すスポーツ・バーがあり、週末の夜は若者達で賑わっている。また、近年はショッピング・センターが次々にオープンしており、フードコートやアクセサリ・ショップ等、若者の来店動機を高める売り場作りがされている。

外食産業にも、チェーン展開が始まる兆しが見受けられる。これまで、レストランや喫茶店などの店舗は多かったが、殆どが独立店でチェーン店は少なかった。しかし、近年はハンバーガーチェーンやセルフサービス型のカフェ・チェーンがビシュケク市内で展開され始めている。特に後者のカフェ・チェーンでは、スターバックス社が使用しているものと同じメーカーのコーヒーマシンを使用し、味や香りの均質化に努めている。軽食（サラダ、スープ、サンドイッチ、コーヒー）の場合、客単価は1,000円前後と同国の所得水準からみれば高いが、店内は外国人を含め、若者の姿が多くみられる。

キルギスの消費者市場では、若者を中心に徐々に高所得の欧米諸国に近づいているといえよう。



コラム3 キルギスでの商品の輸入、市販にあたっての手続きは?

キルギスへの物品の持込に際し、品目により検疫が必要となる。主な検疫は、①衛生・疫学検疫、②植物検疫、③動物検疫 などである。

また、キルギスで商品として市場に流通させるにあたっては、検査機関による認証を取得することが義務付けられる。2005年12月30日付け政令第639号に、認証取得が必要な品目のリストが添付されている。同リスト（2013年3月6日付け政令第122号の変更反映版）には、234品目が対象として挙げられており、確認が必要な安全性の種類として、以下の9項目に分類されている。

1. 建物および構造物の建築に係る安全性
2. 生物学的安全性
3. 火災安全性
4. 機械安全性
5. 電氣的安全性
6. 環境安全性
7. 電磁安全性
8. 化学的安全性
9. 放射線安全性

食品は「2. 生物学的安全性」の認証を求められる。品目により、求められる認証の検査手法が異なる。これは、商品の販売が1年以内の短期間の契約によるものか、それ以上の長期のものか、賞味期限が設定され、冷蔵などの保存方法が指定されるものか否か、などにより異なる。

検査の申請にあたっては、上記政令第639号で指定されるフォーマットに技術仕様など必要書類および商品サンプルを添付の上、検査機関に提出する。

詳細は“Постановление Правительства Кыргызской Республики от 30 декабря 2005 года N639”（2005年12月30日付け政令第639号 参照）。

【連絡先】

- JICA キルギス事務所
15, Razzakov str., Bishkek, 720040, Kyrgyz Republic
Tel : +996-(312)-900270, Fax: +996-(312)-900279
<http://www.jica.go.jp/kyrgyz/office/index.html>

- キルギス日本人材開発センター
KNU, Building 7, Floor 2 720033 Kyrgyz Republic 109,
Turusbekova Street, Bishkek, Kyrgyz Republic
Tel: +996-(312)-906580, 906581, Fax: +996-(312)-906589, E-mail: kr.jc@kr.jc.kg
<http://www.kr.jc.kg/>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 本書は、JICA が 2014 年 2 月～9 月に実施した「キルギス国ビジネス振興のための投資家脳性情報収集・確認調査」において得られた情報を、広くご活用いただくために取り纏めたものです。● 本書記載の情報は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、調査時点で入手可能な最新情報を記載するよう努めました。政治・経済状況の変化により、情報や制度等に変更が生じている可能性があります。● 法令・規定の内容等については、最新情報をご確認ください。● 本書の内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失に関し、独立行政法人国際協力機構は一切の責任を負いません。 |
|--|